

事務事業及び予算の執行実績

令和4年度分（一部令和5年度分を含む）

静岡県中部健康福祉センター

静岡県中部保健所

静岡県中央児童相談所

静岡県身体障害者更生相談所

静岡県中央知的障害者更生相談所

藤枝市瀬戸新屋362-1

電話(054)644-9267

FAX(054)644-4471

目 次

I	事務事業の概要	
1	概 況	
	沿 革	1
	管内の概要	2
	管内図（健康福祉センター配置図）	4
2	組織及び分掌事務	5
	組織図	6
3	事業の根拠法令調	7
4	職員配置調	12
II	課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善	
	・健康福祉部施策体系	14
1	総務課	16
2	福祉課	20
3	地域医療課	57
4	健康増進課	89
5	中央児童相談所（相談判定課・育成課・一時保護課）	105
6	身体障害者更生相談所（相談判定課）	130
7	中央知的障害者更生相談所（相談判定課）	136
8	衛生薬務課	139
9	環境課	165
10	化学検査課	185
11	細菌検査課	190
12	食品衛生監視専門班	195
13	薬事監視機動班	206
14	動物保護指導班	210
15	榛原分庁舎	214
III	財産及び経理状況	
	・歳入予算執行状況調	216
	・県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	224
	・過年度分収入未済額調	230
	・現金出納調	231
	・保管現金有高調	231
	・預金調	231
	・郵券等受払調	232

・ 歳出予算執行状況調	233
・ 委託料等歳出予算執行状況節別集計表	254
・ 委託料に関する調	256
・ 補助金支出調	264
・ 負担金支出調	266
・ 建築工事調	268
・ 公有財産調	270
・ 債権（貸付金等）の管理状況	271
・ 借地借家等調	272
・ 行政財産貸付・使用許可調	272
・ 事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	273
・ 備品・図書調	274
・ 主要備品調	276
IV 公務中の事故等に関する調	280
V 工事中の事故に関する調	281
VI 前回の監査結果等改善状況調	283
職員調	284
健康管理	291
職員の年齢調	292

I 事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

各地域に配置されてきた保健所、福祉事務所等が、市町村合併などの時代の変遷に対応して漸次、再編整備され、平成17年度に、志太榛原健康福祉センターを名称変更し、中部健康福祉センター（中部保健所）が発足した。

平成25年度の組織再編に伴い、中央児童相談所・中央身体障害者更生相談所・中央知的障害者更生相談所が中部健康福祉センターに統合された。

また、平成27年度には、賀茂、東部、西部の身体障害者更生相談所を中央身体障害者更生相談所に統合し、身体障害者更生相談所に名称変更した。

藤枝保健所

- 昭和23年11月 島田保健所藤枝支所として設置
- 昭和26年 4月 藤枝保健所として独立
- 昭和54年 3月 藤枝市岡出山に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

島田保健所

- 昭和19年10月 島田保健所の設置
- 昭和59年 4月 榛原保健所を統合し、榛原支所を設置
- 昭和62年 3月 島田市野田に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

島田保健所榛原支所

- 昭和19年10月 静岡県川崎保健所として設置
- 昭和30年12月 静岡県榛原保健所に改称
- 昭和42年 5月 榛原町静波に庁舎を新築移転
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センター榛原支所に改称

清水保健所

- 昭和13年 清水保健所の設置
- 平成10年 4月 中部民生事務所に統合、中部健康福祉センターに改称

中部民生事務所

- 昭和23年 5月 児童福祉法の制定により児童相談所を設置
- 昭和26年11月 社会福祉事業法の制定により福祉事務所を設置
- 昭和51年 4月 機構改革により中部民生事務所を設置
- 平成10年 4月 志太榛原健康福祉センターに統合

中部健康福祉センター

- 平成10年 4月 中部民生事務所の一部と清水保健所の統合再編により、中部健康福祉センターを設置

志太榛原健康福祉センター

- 平成10年 4月 藤枝保健所、島田保健所及び中部民生事務所の一部を統合再編し、志太榛原健康福祉センターを設置。本所（藤枝市岡出山）、分庁舎（島田市野田）及び榛原支所（榛原町）
- 平成12年 6月 藤枝市岡出山の本所と島田分庁舎を統合し、一部を岡出山に残し、藤

枝市瀬戸新屋の藤枝総合庁舎内に移転

平成15年 4月 静岡市と清水市の合併に伴い、中部健康福祉センターを廃止し、庵原3町の所管を志太榛原健康福祉センターとするとともに、旧中部健康福祉センターの庁舎（静岡市清水辻）に庵原分庁舎を設置

中部健康福祉センター

平成17年 4月 組織改正により、志太榛原健康福祉センターから中部健康福祉センターに名称変更し、榛原支所は榛原分庁舎に変更

平成18年 4月 保健医療圏及び高齢者保健福祉圏の見直しに伴い、富士川町は富士健康福祉センターに所管変更

平成19年 4月 庵原分庁舎を廃止し、由比町出張窓口の運用を開始

平成20年10月 由比町と静岡市の合併に伴い、由比町出張窓口を閉鎖

平成21年11月 施設の老朽化により、榛原分庁舎を牧之原市役所庁舎内へ移転

平成25年 4月 組織改正により、こども家庭相談センターから中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所が中部健康福祉センターに統合され岡出山庁舎へ移転、一時保護所が藤枝市稲川地内に新築移転

平成27年 4月 賀茂、東部、西部の身体障害者更生相談所を中央身体障害者更生相談所に統合し、身体障害者更生相談所に名称変更

令和 3年11月 中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所が藤枝総合庁舎敷地内に新築移転

(2) 管内の概要

所管区域は、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町の5市2町、ただし一部業務については西部地域や全県を所管とする。

面積は2,623 km²（県全体の33.7%）、人口は1,120,480人（同31.5%）、世帯数は478,600世帯（同31.6%）である。

地理的には、大井川中上流域で南アルプスを控える榛北地域、国道1号、東名・新東名高速道路、富士山静岡空港等の交通網を配した志太地域、広大な茶畑を有した榛南地域の3地域に分けられ、豊富な水資源を利用した大規模な医薬品製造会社や水産加工・食品製造業者が集積している。

人口は全国同様減少傾向にある。また、高齢化率（令和5年4月現在）は管内平均31.0%と、県平均30.4%を0.6ポイント上回っており、特に、川根本町は51.3%と県内で2番目に高く、高齢化が進んでいる。

（中部健康福祉センター各課等の所管区域）

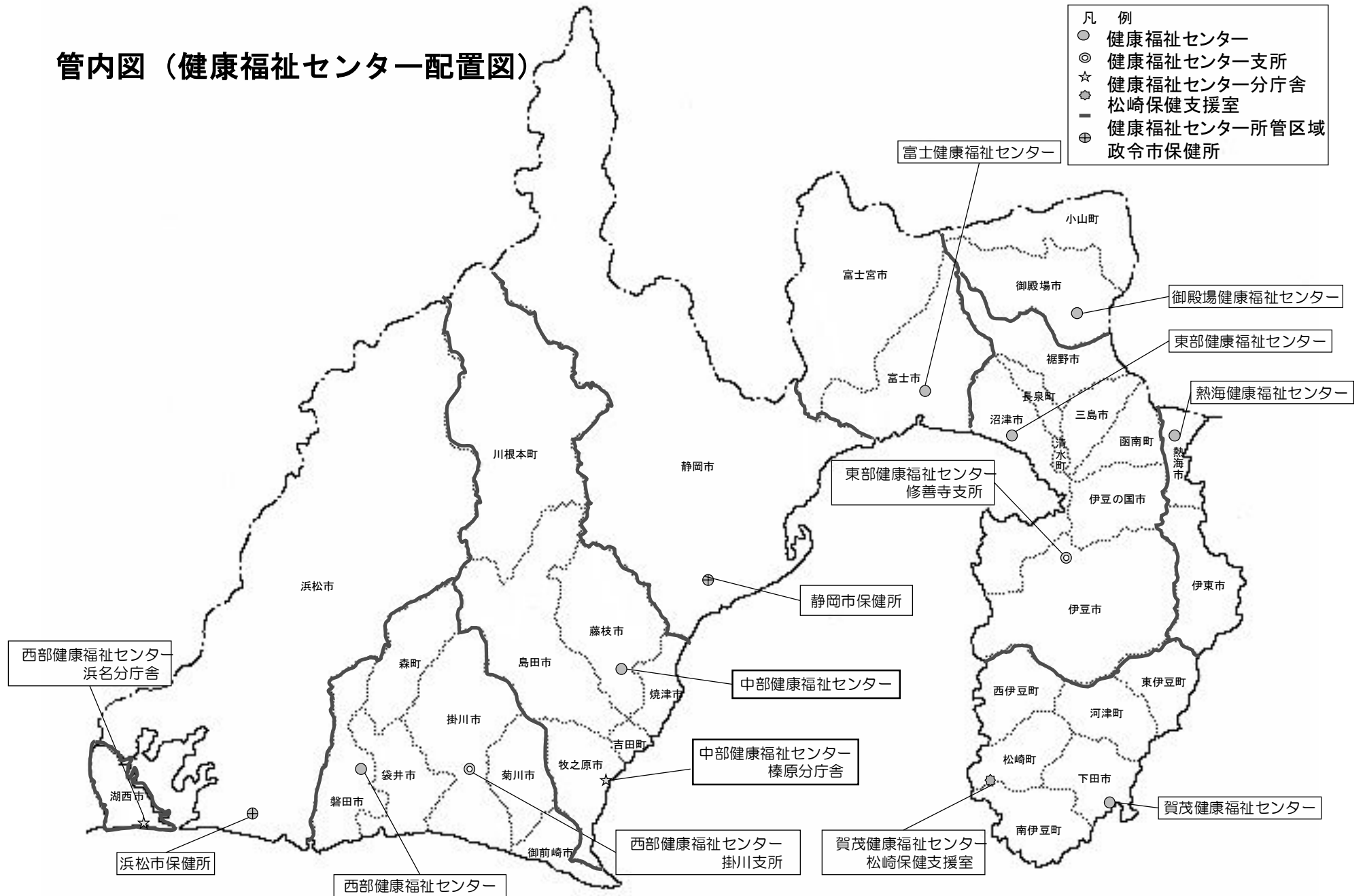
課 名 等	所 管 区 域
総務課・福祉課（生活保護班除く） 地域医療課・健康増進課 相談判定課・育成課・一時保護課 衛生薬務課・環境課・動物保護指導班	静岡市及び志太榛原地域（4市2町・島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）
福祉課（生活保護班）	志太榛原地域（2町）、西部地域（1町）
細菌検査課・食品衛生監視専門班	志太榛原地域（4市2町）、西部地域（浜松市除く6市1町）の10市3町
薬事監視機動班	静岡市葵区・駿河区以西（浜松市含む）
身体障害者更生相談所・化学検査課	全県（静岡市及び浜松市を除く）

(管内市町の面積・世帯数・人口)

市町	区分	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
静岡市		1,412	301,704	677,867
島田市		316	36,252	93,724
焼津市		71	54,746	134,169
藤枝市		194	55,371	138,622
牧之原市		112	16,233	41,874
市計		2,105	464,306	1,086,256
吉田町		21	11,797	28,585
川根本町		497	2,497	5,639
郡計		518	14,294	34,224
中部健康福祉センター 管内合計		2,623	478,600	1,120,480
中部保健所管内合 計 (除静岡市)		1,211	176,896	442,613

(「世帯数」及び「人口」は、令和5年9月1日現在の県統計調査課の推計人口)

管内図（健康福祉センター配置図）



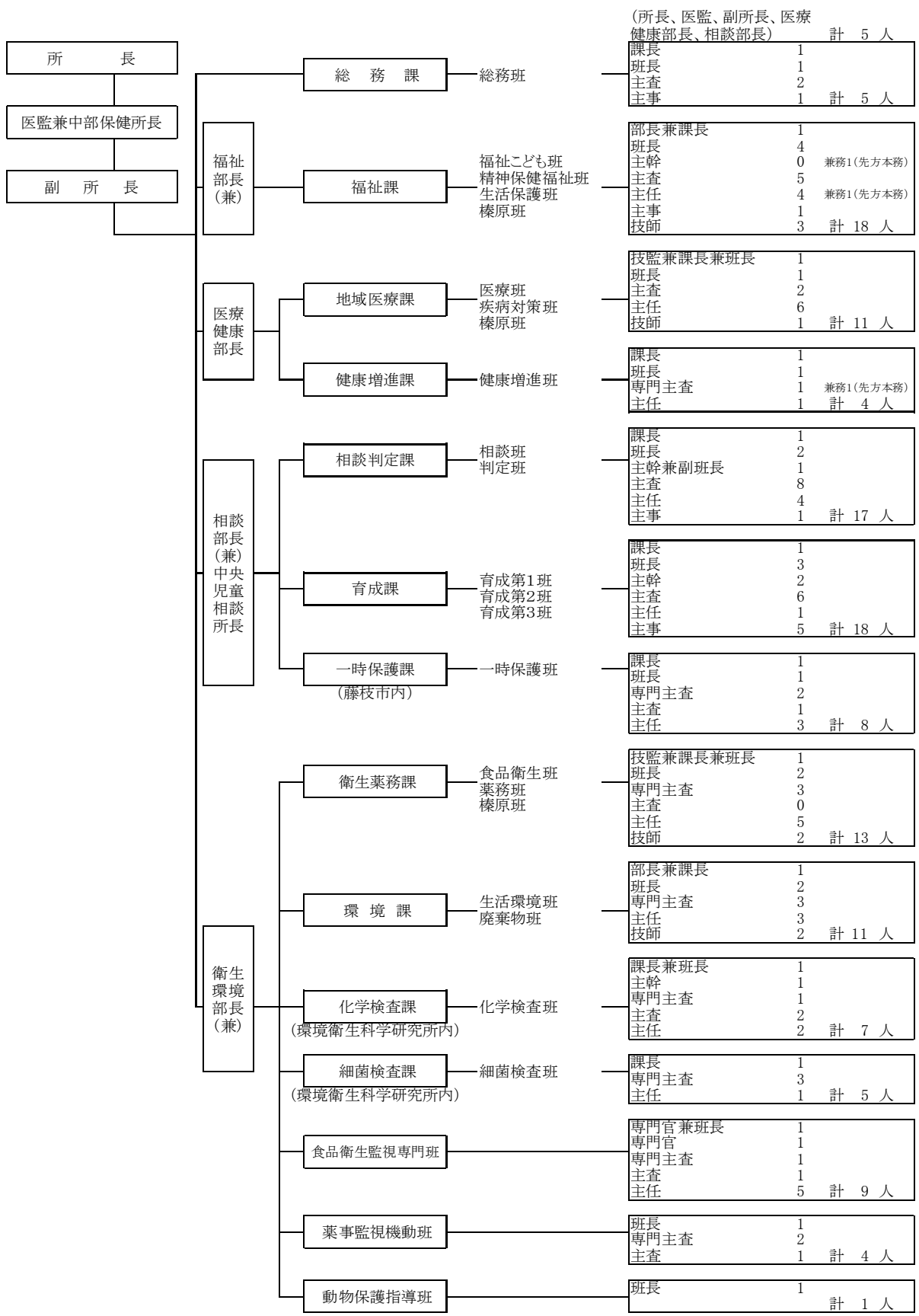
2 組織及び分掌事務

所長、医監（保健所長を兼務）、副所長、総務課、福祉部（福祉課）、医療健康部（地域医療課をはじめ2課）、相談部（相談判定課をはじめ3課）、衛生環境部（衛生薬務課をはじめ4課3班）の11課、3班、1分庁舎で、136名の職員が配置されている。

部・課名		事務分掌
総務課		所内調整、経理、財産管理、災害救助
福祉部	福祉課	ふじのくに長寿社会安心プランの推進、民生委員・児童委員、生活保護の実施及び生活困窮者の自立助長、介護予防の推進、母子保健、母子父子寡婦福祉資金貸付、母子生活支援施設等の入所措置、女性相談、精神保健福祉、人権同和、手話通訳者派遣
医療健康部	地域医療課	保健医療計画の推進、地域医療構想の推進、病院・診療所等の立入検査、診療所等の開設許可、医療従事者免許、感染症（結核、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他感染症）対策、エイズ・肝炎対策、難病（指定難病・特定疾患）対策、予防接種対策
	健康増進課	ふじのくに健康増進計画の推進、生活習慣病予防対策（健康増進事業、重症化予防）、食育の推進、給食施設指導、歯科保健、禁煙・受動喫煙防止対策、栄養士・管理栄養士免許
相談部	相談判定課	児童虐待等相談の受理、子ども・家庭110番の電話相談、24時間365日電話相談、療育手帳の交付、更生医療・補装具費支給の判定、心理判定・心理治療
	育成課	要保護児童等に係る調査・ソーシャルワーク、里親委託推進
	一時保護課	児童の一時保護、生活支援、健康管理、行動観察・行動診断・保育、学習支援
衛生環境部	衛生薬務課	食品衛生・生活衛生営業・温泉の許認可及び監視指導、狂犬病予防対策、動物の愛護及び管理、医薬品製造・販売業許認可及び監視指導、薬物乱用防止、献血推進、毒物劇物製造業・販売業許認可及び監視指導
	環境課	産業廃棄物許認可及び監視指導、飲料水の安全確保、浄化槽・特定建築物・遊泳用プールの適正管理指導、大気汚染及び水質汚濁防止、土壌汚染対策
	化学検査課	理化学検査
	細菌検査課	細菌・臨床検査
	食品衛生監視専門班	食品衛生監視
	薬事監視機動班	薬事監視及び調査、薬事相談及び教育
	動物保護指導班	動物保護
榛原分庁舎		福祉課、地域医療課及び衛生薬務課の関連業務

組織図 中部健康福祉センター(中部保健所)

令和5年8月31日現在職員数



(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	40

※ 榛原班は、牧之原市役所榛原庁舎西館内

職員数計 136 人

3 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<総務課> ・災害救助法施行事務 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金関係業務 ・被災者生活再建支援金支給事務 ・被災者自立生活再建支援金支給事務	災害救助法（第2条） 災害弔慰金の支給等に関する法律（第1条） 被災者生活再建支援法（第1条） 被災者自立生活再建支援補助金交付要綱
<福祉課> ・市町社会福祉担当職員研修 ・民生委員・児童委員活動推進事業 ・生活保護法施行事務 ・生活困窮者自立支援事業 ・敬老の日記念事業 ・地域支援事業 ・戦傷病者戦没者遺族等の援護事業 ・地域リハビリテーション強化推進事業 ・母子保健関係職員等支援事業 ・乳幼児発達相談指導事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成 ・生涯を通じた女性の健康支援事業 ・特定不妊治療費助成事業 ・女性相談(婦人保護)事業 ・母子保健分野における地域子ども虐待予防事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子・父子福祉協力員設置事業 ・母子生活支援施設及び助産施設入所措置及び支弁事業 ・母子家庭自立支援給付金事業 ・手話通訳者設置事業 ・障害者週間推進事業 ・不育症検査費用助成事業 ・志太榛原地域自立支援推進会議	社会福祉法（第21条） 民生委員法（第26条） 生活保護法 生活困窮者自立支援法 老人福祉法（第5条） 介護保険法（第115条の45） 戦傷病者戦没者遺族等援護法 静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱 母子保健関係職員等支援事業実施要綱 乳幼児発達相談指導事業実施要綱 児童福祉法（第19条の2） 生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱 特定不妊治療費補助金交付要綱 売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する法律 人身取引対策行動計画 児童虐待の防止等に関する法律（第4条） 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業実施要綱 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第13条、第14条、第31条の6、第32条） 静岡県母子・父子福祉協力員設置要綱 児童福祉法（第22条、第23条及び第50条） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第31条） 手話通訳者設置要綱 障害者基本法（第9条） 不育症検査費用補助金交付要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第89条の3)

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者医療保護事業 ・精神保健福祉総合相談事業 ・措置入院者退院後支援事業 ・高次脳機能障害医療等総合相談事業 ・ひきこもり対策推進事業 ・自殺総合対策事業 	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第22条～34条） 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（46条、47条、48条） 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（47条） 措置入院者等退院後支援事業実施要領</p> <p>高次脳機能障害医療等総合相談実施要領</p> <p>ひきこもり支援センター運営要領</p> <p>自殺予防対策基本法</p>
<p><地域医療課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所等の立入検査 ・施術所の立入検査 ・歯科技工所の立入検査 ・衛生検査所の立入検査 ・診療所開設許可等医務関係業務 ・静岡県保健医療計画の推進 ・志太榛原地域医療協議会、静岡地域医療協議会 ・地域医療構想の策定 ・人口動態統計調査 ・志太榛原地域メディカルコントロール協議会 ・医師臨床研修 ・感染症予防事業 ・結核予防事業 ・エイズ予防対策事業 ・予防接種事業 ・原子爆弾被爆者対策事業 ・免許申請及び従事者届等に関する事務 	<p>医療法（第25条） あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（第10条）、柔道整復師法（第21条）</p> <p>歯科技工士法（第27条） 臨床検査技師等に関する法律（第20条の5）</p> <p>医療法、同法施行令、同法施行規則、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、同法施行規則、柔道整復師法、同法施行規則、歯科技工士法、同法施行規則、死体解剖保存法、同法施行規則、臨床検査技師等に関する法律、同法施行規則</p> <p>医療法（第30条の4）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律</p> <p>医療法（第30条の3及び4）、静岡県保健医療計画、志太榛原地域医療協議会設置要綱及び静岡地域医療協議会設置要綱</p> <p>医療法（第30条の4）</p> <p>総務省統計法（指定統計第5号）、人口動態調査令</p> <p>静岡県メディカルコントロール協議会設置要綱、志太榛原地域メディカルコントロール協議会設置要綱</p> <p>医師法（第16条の2）</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p> <p>予防接種法</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</p> <p>医師法（第2条～8条）・歯科医師法（第2条～8条）・保健師助産師看護師法（第7条～16条、33条）・理学療法士及び作業療法士法（第3条～8条）・臨床検査技師等に関する法律（第3条～10条）、診療放射線技師法（第3条～16条）・視能訓練士法（第3条～9条）</p>

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植推進事業 ・難病等対策推進事業 ・指定難病医療費助成 ・特定疾患治療研究事業 ・肝炎対策 ・地域災害医療対策の推進 ・在宅医療の推進 	<p>臓器の移植に関する法律、移植に用いる増血管細胞の適切な提供の推進に関する法律</p> <p>難病特別対策推進事業実施要綱</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <p>特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>肝炎対策基本法、肝炎患者等支援対策事業実施要綱</p> <p>静岡県医療救護計画、静岡県災害医療コーディネーター設置運営要綱、志太榛原地域災害医療対策会議設置要綱</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律</p>
<p><健康増進課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに健康増進計画推進事業 ・生活習慣病予防対策事業（重症化予防） ・禁煙・受動喫煙防止対策事業 ・歯科保健対策（8020運動の推進） ・食育推進事業 ・健康増進事業 ・給食施設指導事業 ・国民健康・栄養調査事業 *栄養士免許に関する事務 *県職員健康診断に関する保健指導 	<p>*を除くすべての事業：健康増進法（第3条、5条） みんなで取り組む健康長寿条例</p> <p>健康増進法（第8条）</p> <p>健康増進法（第16条、18条）</p> <p>健康増進法（第18条、25条、40～42条）</p> <p>静岡県受動喫煙防止条例</p> <p>歯科口腔保健の推進に関する法律</p> <p>静岡県民の歯や口の健康づくり条例</p> <p>食育基本法（10条、17条、19条～25条）</p> <p>健康増進法（第19条の3）</p> <p>がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例</p> <p>健康増進法（第18条～24条、37条、38条）</p> <p>健康増進法（第10条～12条）</p> <p>栄養士法（第2条～5条）</p> <p>静岡県職員安全衛生管理規程</p>
<p><児童相談所></p> <p>（相談判定課・育成課・一時保護課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営業務 ・家庭支援電話相談等事業 ・乳幼児精神発達精密健康診査指導事業 ・療育手帳交付に伴う判定業務 ・要保護児童の措置に伴う事業 ・要保護児童対策地域協議会事業 	<p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律</p> <p>児童相談所運営指針</p> <p>静岡県家庭支援相談等事業実施要綱</p> <p>児童相談所運営指針</p> <p>静岡県療育手帳交付規則、静岡県療育手帳交付事務処理要領</p> <p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律</p> <p>児童相談所運営指針</p> <p>児童福祉法、児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針</p>

事業名	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の一時保護業務 ・ 24時間・365日児童相談体制強化事業 	<p>児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、一時保護ガイドライン</p> <p>児童虐待防止対策支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>
<p><身体障害者更生相談所> (相談判定課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生相談所運営業務 ・ 補装具費の支給に係る判定業務 ・ 更生医療の支給認定に係る判定業務 	<p>身体障害者福祉法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、静岡県補装具費支給に係る判定等事務取扱要領</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、静岡県自立支援医療費(更生医療)支給認定に係る判定事務取扱要領</p>
<p><中央知的障害者更生相談所> (相談判定課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生相談所運営業務 ・ 療育手帳交付事業 	<p>知的障害者福祉法</p> <p>静岡県療育手帳交付規則、静岡県療育手帳交付事務処理要領</p> <p>静岡県療育手帳判定要領</p>
<p><衛生薬務課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生事業 ・ 生活衛生関係営業指導事業 ・ 温泉関係事業 ・ 狂犬病予防事業 ・ 動物愛護管理事業 ・ 化製場等に関する事業 ・ 薬事関係事業 ・ 毒劇物関係事業 ・ 麻薬、向精神薬、覚醒剤対策事業 ・ 血液確保対策事業 ・ 家庭用品対策事業 	<p>食品衛生法、食品表示法、製菓衛生師法、調理師法、健康増進法(第61条、第65条、第66条)米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(第53条)</p> <p>静岡県ふぐの取扱い等に関する条例</p> <p>理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、住宅宿泊事業法、興行場法、公衆浴場法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</p> <p>温泉法</p> <p>狂犬病予防法</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例</p> <p>化製場等に関する法律</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法</p> <p>毒物及び劇物取締法</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例</p> <p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律</p>

事業名	根拠法令
<p><環境課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物関係事業 ・ 浄化槽関係事業 ・ 水道関係事業 ・ 特定建築物関係事業 ・ 遊泳用プールの衛生対策事業 ・ 海水浴場関係事業 ・ 大気関係事業 ・ 水質関係事業 ・ ダイオキシン関係事業 ・ 公害防止管理者事業 ・ 土壌関係事業 	<p>循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 使用済自動車の再資源化等に関する法律 浄化槽法 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例 水道法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱 海水浴場水質保全対策要綱 環境基本法 大気汚染防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 環境基本法 水質汚濁防止法 静岡県環境基本条例 静岡県生活環境の保全等に関する条例 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例 ダイオキシン類対策特別措置法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 土壌汚染対策法</p>
<p><化学検査課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験検査事業 	<p>地域保健法(第6条) 食品衛生法(第28条)、食品表示法(第8条) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(第7条)</p>
<p><細菌検査課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験検査事業 	<p>地域保健法(第6条)、食品衛生法(第28条) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第15条) 健康増進法(第10条～12条) 医療法(第25条)</p>

3 職員配置調

(令和5年8月31日現在)

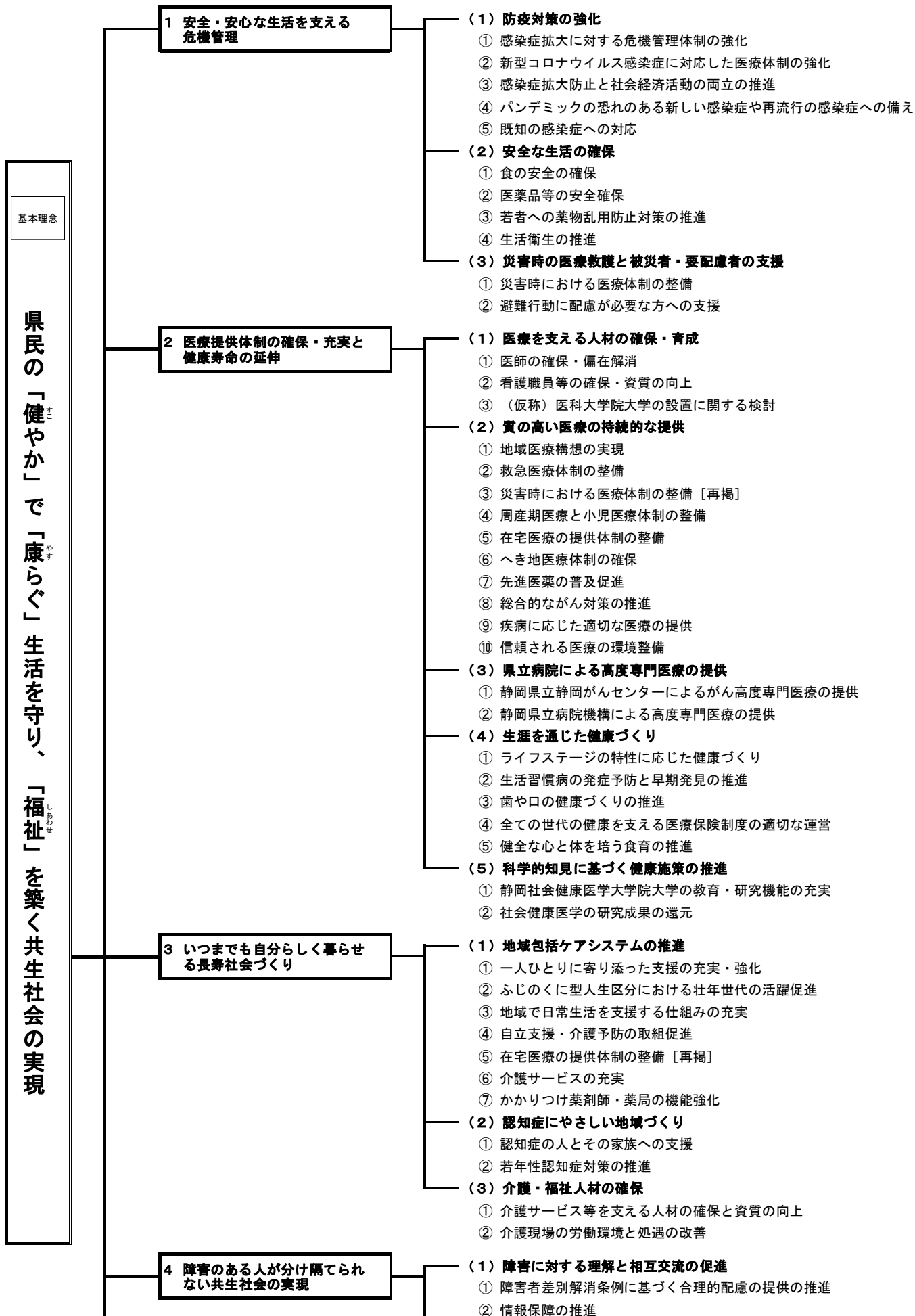
単位:人

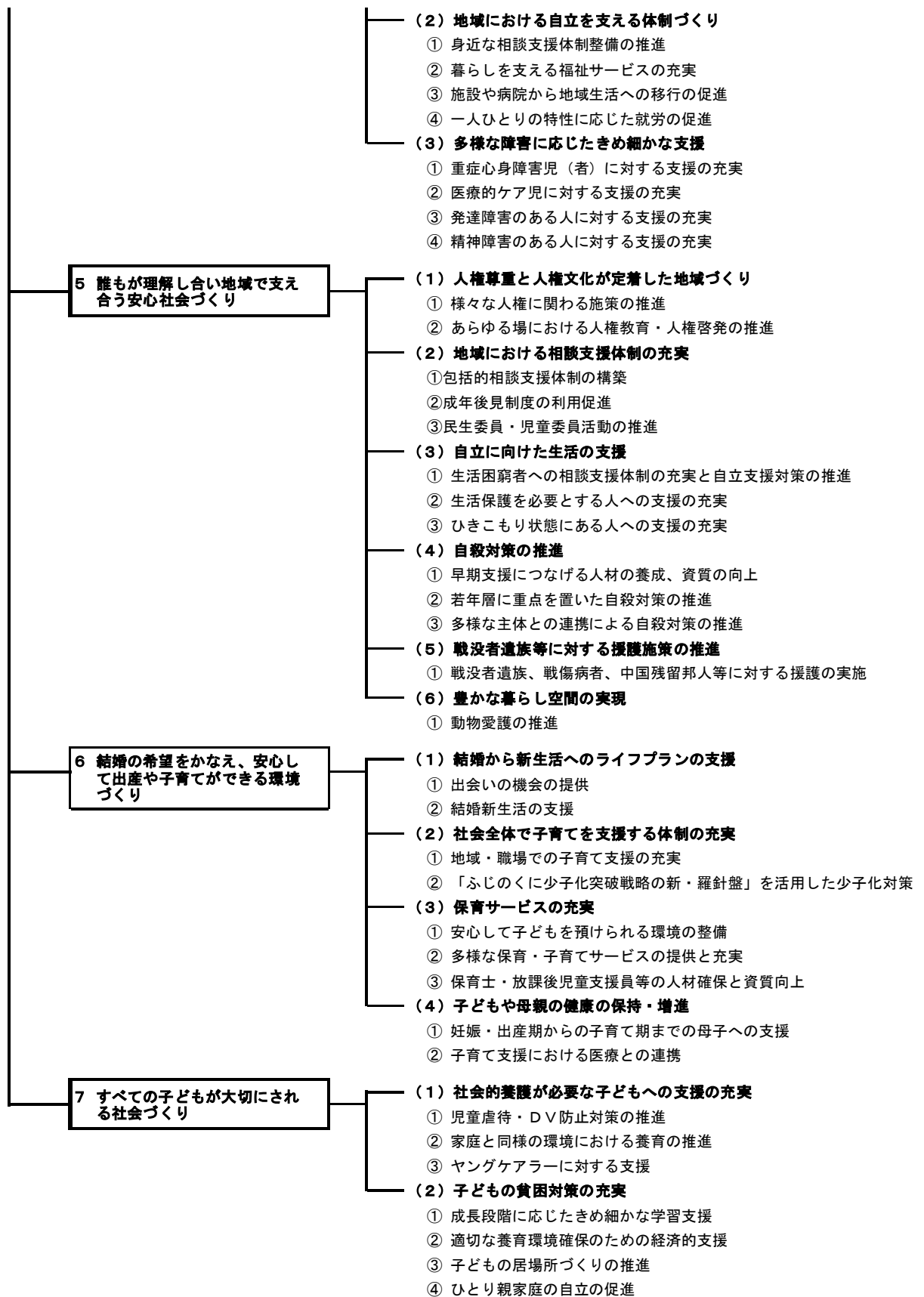
区分	総務課	福祉部		医療健康部		相談部			衛生環境部							榑原分庁舎	計
		福祉課	地域医療課	健康増進課	相談判定課	育成課	一時保護課	衛生薬務課	環境課	化学検査課	細菌検査課	食品衛生監視専門班	薬事監視機動班	動物保護指導班			
所在地							※2			※3							
担当区域		※1								※4	※5		※6		※7		
配置職員	職員(事務)	7	8	1		16	17	8								57	
	職員(技術)	1	6	7	4	1	1		9	9	7	4	9	4	1	69	
	再任用職員(事務)		1	2		1				2						6	
	再任用職員(技術)		1	1								1				4	
	会計年度任用職員	(1)	(11)	(7)	(1)	(5)	(4)	(6)		(1)	(1)	(1)	(1)			(1)	(40)
	臨時的任用職員																
	併任職員						(2)										(2)
	兼務職員		(2)		(1)												(3)
計	(1) 8	(13) 16	(7) 11	(2) 4	(5) 18	(6) 18	(6) 8		(1) 9	(1) 11	(1) 7	(1) 5	(1) 9	(1) 4	(1) 1	(1) 7	(45) 136

- (注) 1 本表は、本庁においては課別に、出先機関等においては課、支所等の別に調製する。
 2 「所在地」・「担当区域」の項は支所等のみについて記載し、担当区域が多数ある場合は、その代表地名外何々と記載する。
 3 部局長(本庁)または所長(出先機関等)等は、行政組織規則に定める筆頭課に入れる。
 4 市町等への派遣職員は除くこと。また、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は()内に外書きにより記載する。

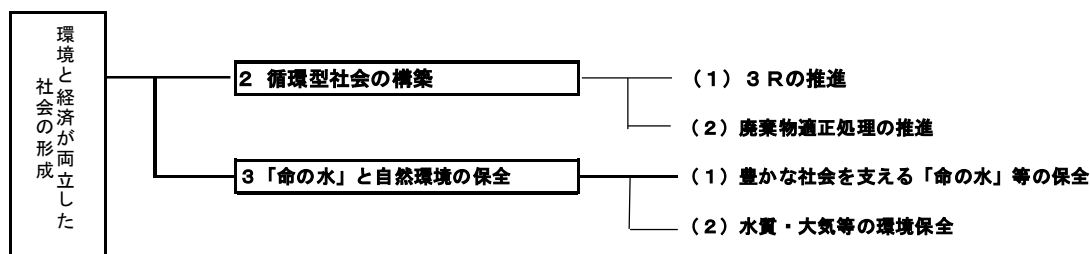
- ※ 1 福祉課の生活保護業務についての担当区域は、森町を含む。
 ※ 2 一時保護課の所在地は藤枝市内
 ※ 3 化学検査課、細菌検査課の所在地は藤枝市谷稲葉(環境衛生科学研究所内)
 ※ 4 化学検査課の担当区域は、全県(静岡市及び浜松市を除く。)
 ※ 5 細菌検査課、食品衛生監視専門班の担当区域は、中部・西部保健所管内
 ※ 6 薬事監視機動班の担当区域は、中部・西部保健所管内及び静岡市(葵区・駿河区)、浜松市
 ※ 7 榑原分庁舎所在地は牧之原市静波、担当区域は牧之原市、吉田町

(余 白)





くらし・環境部施策一覧(抜粋)



Ⅱ 課・班別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 総務課

(1) 管理業務

(目的)

職員が目的意識を持ち、業務の計画的かつ効率的な遂行ができるよう、組織・事務の合理化や所内の体制強化に取り組む。

また、健康で快適に業務に取り組めるよう職員の健康管理や安全管理に努める。

(計画及び実績（成果）)

ア 組織運営

所内各部・課・班の連絡調整及び人事に関する事務を行った。

イ 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等が実施する研修会、講習会等へ積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力の向上に努めている。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで実施される研修が増えているが、職員に積極的な受講を呼びかけると共に、研修環境の整備に努めている。

ウ 職員の健康管理

毎年度の定期健康診断をはじめ、業務により実施される特別健康診断について受診を勧奨し、職員の健康保持と疾病の早期発見に努め、異常が発見された者には、速やかな受診を促している。

また、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を奨励し、定時退庁日やワーク・ライフ・バランス推進デーの呼びかけにより、時間外勤務の縮減及び職場の健全な環境づくりに努めている。

エ 交通安全対策

平成27年度から所内各部職員で組織する交通安全推進委員会を設け、交通安全対策の企画及び実施に積極的に取り組んでいる。

「交通安全推進委員会の主な取組」

時 期	取 組 内 容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・ 毎日の交通安全標語・ひとことの掲示・ 所内課長連絡会において交通安全関係の啓発・ 「交通事故発生時対応マニュアル」の配布及び公用車への配備・ 「無事故・無違反コンクール」への参加・ 新規採用職員の運転技能講習会への参加・ 藤枝総合庁舎交通安全講習会への参加
令和5年度 (8月31日 現在)	<ul style="list-style-type: none">・ 毎日の交通安全標語・ひとことの掲示・ 所内課長連絡会において交通安全関係の啓発・ 「交通事故発生時対応マニュアル」の配布及び公用車への配備

	<ul style="list-style-type: none"> ・「無事故・無違反コンクール」への参加 ・SDOポータルサイト「交通安全研修」の視聴奨励 ・SDOのセンターDBに「交通安全推進関係資料集」を設置。静岡県警察ホームページの事故発生マップのURL表示、所属で発生した交通事故事例集・交通事故要注意地点マップを掲載
--	--

オ 会計・経理事務

会計・経理及び物品の取扱いについては、事業が円滑に推進されるよう、正確、迅速に処理し、効率的な事務執行に努めた。

カ 職員の服務規律の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、毎月の課長連絡会やメール等により、繰り返し意識啓発を行っている。また、コンプライアンスリレー研修や、意見交換会を行い、前向きな「風通しのよい」職場づくりに努めている。

キ 全所体制による新型コロナウイルス感染症対応

新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ適切に対応するため、令和2年度から令和5年5月までの間、医療健康部を中心とした全所体制をとり、週末・祝日等を含めた所内当番表を作成し、感染者の発生状況等に応じて、柔軟に対応し業務の円滑な執行に努めた。

(評価(課題等)及び改善)

定例課長連絡会を毎月開催し、各課・班の連絡を密にすることで業務に関する共通認識を持ち、必要な協力体制を取るなど、事業の計画的かつ効率的な運営に努めている。

また、行政事務の適正化等の業務執行上の留意事項、服務規律の徹底、綱紀の厳正保持、交通安全事故防止等についても周知・徹底を図っている。

(2) 災害対策業務

(目的)

地震等の災害発生時に、医療、福祉関係において、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを目指す。

(計画及び実績(成果))

訓練名	内容
令和4年度 静岡県・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町総合防災訓練	日時・場所：令和4年9月4日 富士山静岡空港 対象及び参加人数：航空搬送拠点要員（基幹要員11名、応援要員19名） 内容：広域搬送訓練（実働訓練）
令和4年度大規模地震時医療活動訓練（政府訓練）	日時・場所：令和4年10月1日 富士山静岡空港 対象及び参加人数：航空搬送拠点要員（基幹要員12名、応援要員19名） 内容：広域搬送訓練（実働訓練）

第6回緊急消防援助隊全国合同訓練 (総務省消防庁)	日時・場所：令和4年11月10日 富士山静岡空港 対象及び参加人数：航空搬送拠点要員（基幹要員11名、応援要員20名） 内容：広域搬送訓練（実働訓練）
地震対策オペレーション2023	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訓練除外となった
令和5年度健康福祉部訓練	日時：令和5年7月7日 対象及び参加人数：全職員（111名 航空搬送拠点要員10名含む） 内容：部内各班との連携訓練
令和5年度静岡県総合防災訓練	日時：令和5年8月29日 対象及び参加人数：全職員（130名 航空搬送拠点要員基幹要員8名・応援要員16名含む） 内容：本部設営訓練

(評価（課題等）及び改善)

令和2年7月の健康福祉部防災訓練以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、訓練が実施できていなかったが、令和5年度は例年どおり実施され、体制の確認を行うとともに、訓練を通じ明らかになった課題を整理し、災害への対応力の向上に努めている。

(3) 自然災害で被災した者等への支援業務

(目的)

自然災害で被災した者や遺族等に対し、補助金を交付することにより被災者を支援する。災害救助法が適用された場合には、救助の実施主体である県知事からの委任を受けて救助事務を実施した市町長に対し、救助に要した費用について補助金を交付し支援する。

(計画及び実績（成果）)

ア 災害弔慰金等補助金交付申請受理事務

(令和4年度)

市町名	申請件数	申請区分	災害原因等	発災日
川根本町	1件	災害弔慰金（死亡）	台風15号	令和4年9月23日

令和5年度 実績なし

イ 被災者自立生活再建支援補助金申請受理事務

実申請者数 3名

(令和4年度)

市町名	申請件数	申請区分	災害原因等	発災日
牧之原市	1件	基礎支援金	突風災害	令和3年5月1日
牧之原市	1件	加算支援金	突風災害	令和3年5月1日
牧之原市	2件	基礎支援金	台風15号	令和4年9月23日
牧之原市	2件	加算支援金	台風15号	令和4年9月23日

(令和5年度)

実申請者数 4名

(令和5年8月31日)

市町名	申請件数	申請区分	災害原因等	発災日
藤枝市	1件	基礎支援金	台風15号	令和4年9月23日
牧之原市	1件	基礎支援金	台風15号	令和4年9月23日
牧之原市	1件	加算支援金	台風15号	令和4年9月23日
川根本町	2件	基礎加算金	台風15号	令和4年9月23日

ウ 災害救助費繰替支弁金

令和4年台風15号による災害について、大きな被害のあった市町に対し、国が災害救助法の適用を決めたことから、救助事務を実施した市町に対し救助に要した費用の補助(負担割合：国1/2 県1/2)を行った。

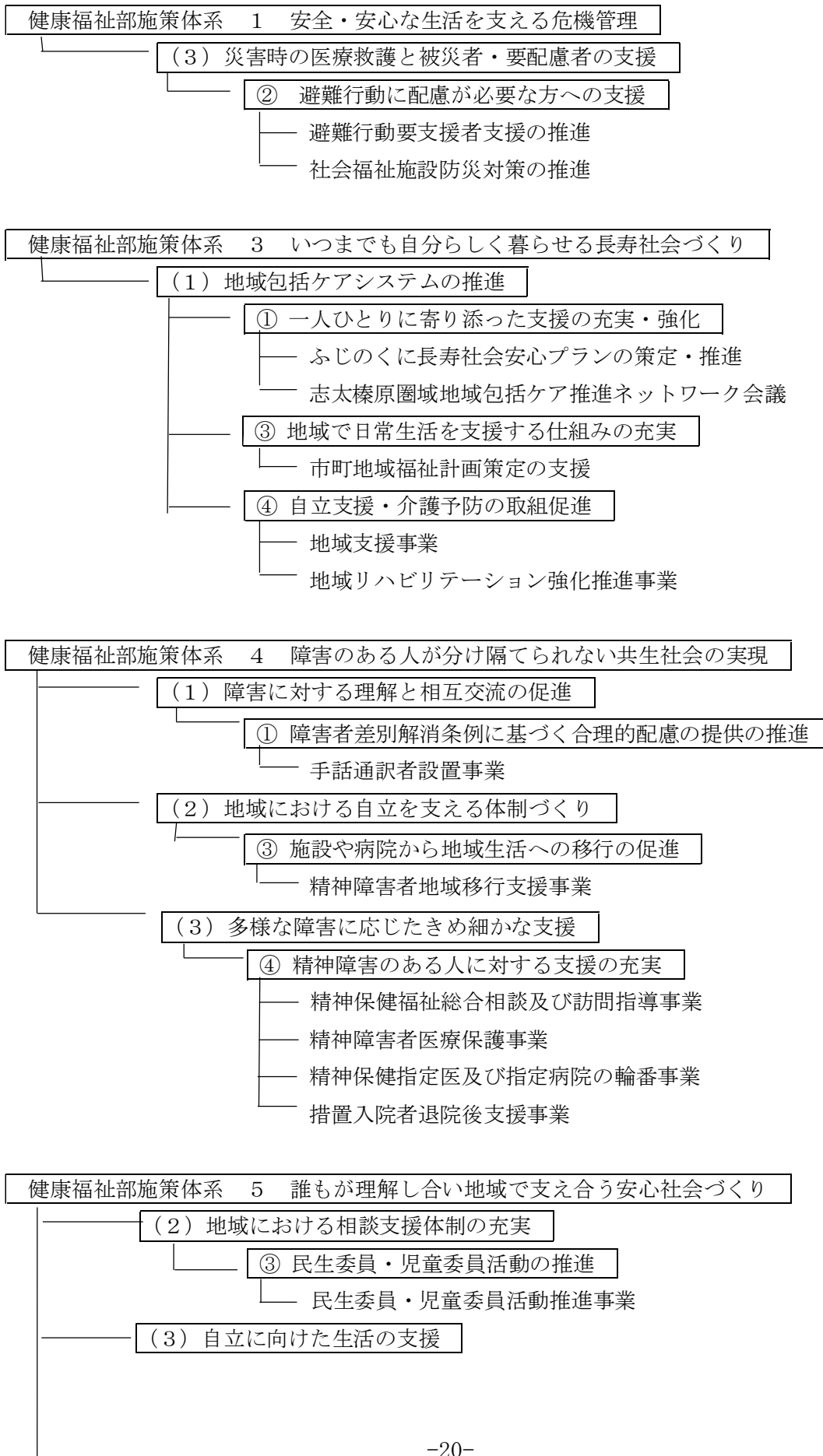
市町名	災害救助に要した費用	交付決定額 (R5. 3. 27)	概算払額 (R5. 4. 28払)
静岡市	197,060,521円	197,060,521円	197,060,521円
島田市	9,365,866円	9,365,866円	9,365,866円
焼津市	954,000円	954,000円	954,000円
藤枝市	4,682,758円	4,682,758円	4,682,758円
牧之原市	548,000円	548,000円	548,000円
川根本町	20,948,890円	20,948,890円	20,948,890円

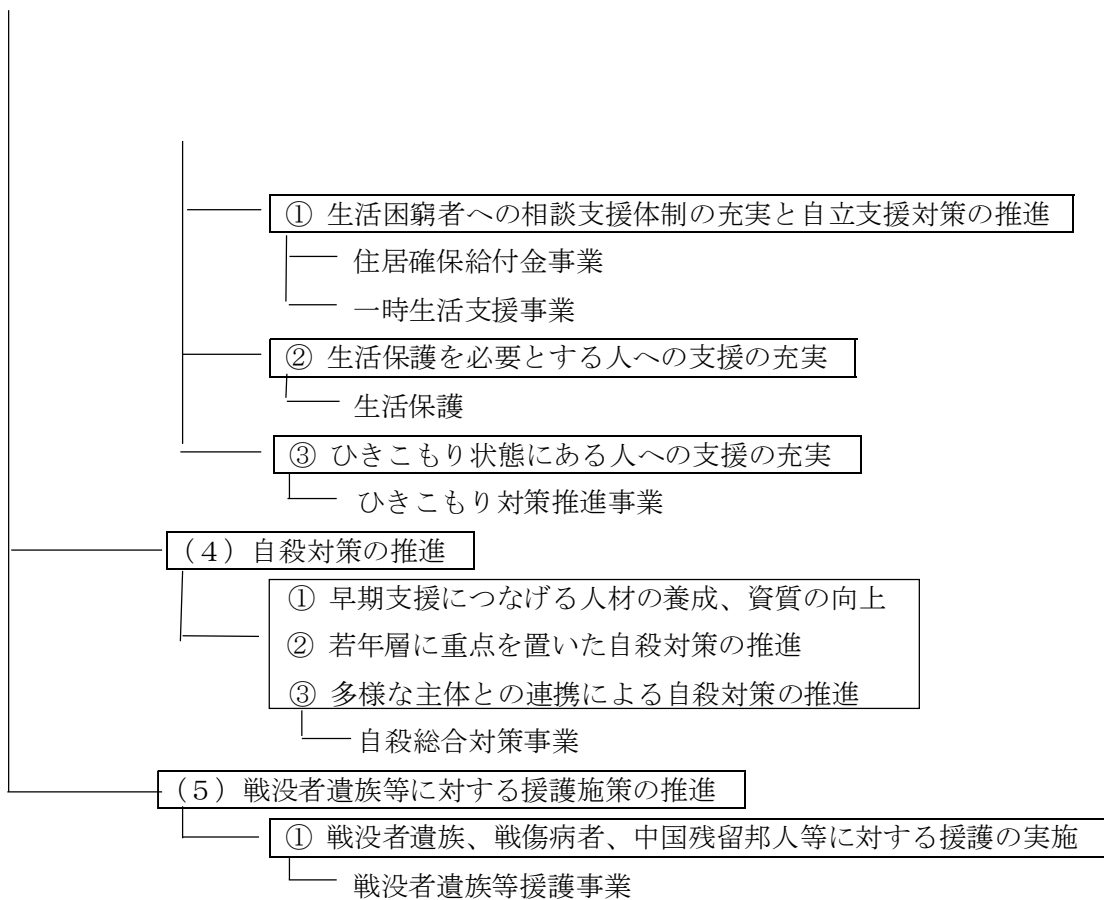
(評価(課題等)及び改善)

被災した市町に対して財政的な援助を行うことにより、住民の福祉及び生活の安定に資する役割を担っている。

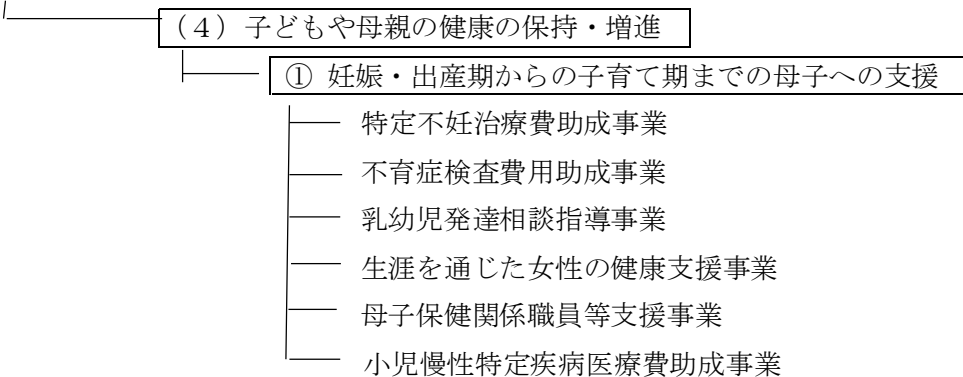
2 福祉課

1 施策の体系

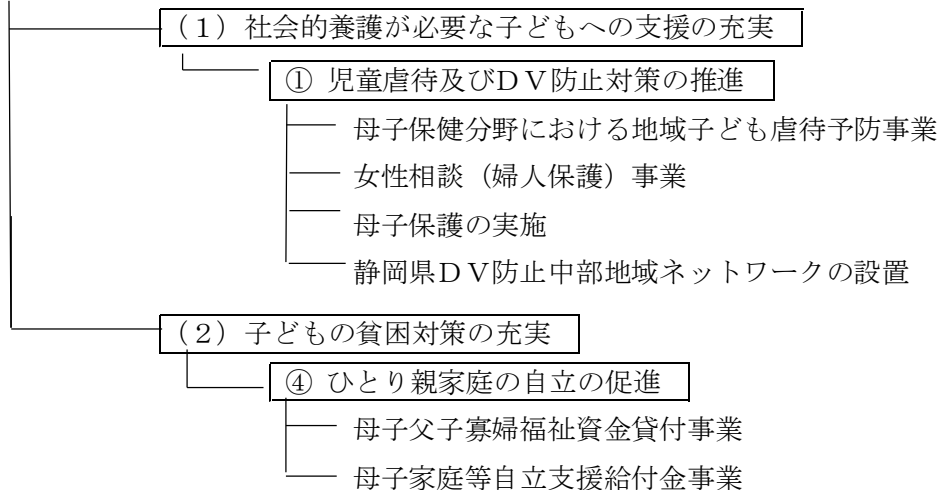




健康福祉部施策体系 6 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり



健康福祉部施策体系 7 すべての子どもが大切にされる社会づくり



2 業務概要・目的

家庭や子育てに夢を持ち、安心して生み育てることができる環境を整備し、社会全体で子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会づくりを推進するため、「ふじさんっこ応援プラン」の実現に向け、母子保健事業やひとり親家庭の自立支援等の子育て支援施策を推進する。

障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう「ふじのくに障害者しあわせプラン」の実現に向け、障害者の相談支援や地域移行、精神障害者の医療保護等の施策を推進する。

地域で支え合い健やかに安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現のため、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の実現に向け、健康づくり、介護予防・重症化予防事業等の施策を推進する。

民生委員・児童委員活動の推進等による地域福祉の充実や生活保護法の適正な施行及び保護世帯の自立支援等を図る。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

（3）災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

② 避難行動に配慮が必要な方への支援

ア 避難行動要支援者支援の推進

（目的）

市町における災害時要配慮者支援体制の推進を図るため、市町の取組を支援する。

（計画及び実績（成果））

災害対策基本法による避難行動要支援者への支援、個別避難計画策定の促進、市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）によりマニュアル策定に向けた取組の促進を図った。

年度	開催日	区分	内容
令和4年度	令和4年 9月9日	要配慮者等に係る 意見交換会	災害救助法、各種補助制度、個別避難計画説明、市町意見交換、グループワーク 参加者：県・各市町担当者、社協関係者等 延べ34人
令和5年度	令和5年 7月5日	災害救助法及び避難行動要支援者支援市町担当者会議	災害救助法説明、避難行動要支援者支援の取組状況 参加者：県・各市町担当者、社協関係者等 延べ43人

（評価（課題等）及び改善）

福祉避難所の設置を積極的に働きかけるとともに、避難行動要支援者個別避難計画の作成について意見交換を行い、避難行動支援に係る課題の把握・共有が図られた。

イ 社会福祉施設防災対策の推進

「社会福祉施設防災の日」防災訓練

（目的）

防災意識の高揚と安全対策の確立を図るため、11月1日の「社会福祉施設防災の日」

に合わせて、各施設において自主防災組織、消防署等の協力を得て防災訓練を実施する。
(計画及び実績(成果))

年度	実施日	区分	内 容
令和4年度	令和4年 11月1日	総合防災 訓練	令和4年度社会福祉施設総合防災訓練は藤枝市宮原にある障害者支援施設「天竜厚生会アクシア藤枝」(天竜厚生会)で実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。
		一般防災 訓練	(実施施設) 106施設 (訓練内容) 初期消火訓練・避難誘導訓練等 (参加者) 延べ 6,988人

(評価(課題等)及び改善)

総合防災訓練は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、一般防災訓練は施設の実情に応じて実施された。前年度よりも多くの施設で実施され、施設側の防災意識の向上や避難行動要支援者の支援方法の想定に繋がるなど、社会福祉施設の防災対策の推進に寄与した。

社会福祉施設要入所者調

(令和5年8月31日現在)(単位:人)

施設の種類	管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘要
	施設数	定員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保 護	救護施設	0	0	44	0		
	小 計	0	0	44	0		
老 人	養護老人ホーム	4	210	139	0		
	特別養護老人ホーム	32	2,099	1,898	*		
	軽費老人ホーム	5	202	165	*		
	小 計	41	2,511	2,202	0		
児 童	福祉型障害児入所施設	1	40	38(26)	*		
	医療型障害児入所施設	0	0	10	*		
	児童心理治療施設	0	0	6	0		
	小 計	1	40	54(26)	0		
障害者支援施設		4	180	339	*		
合 計		46	2,731	2,639	0		

*特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、契約施設であるため記入を要しない。

*福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、契約施設であるため記入を要しない。

*障害者支援施設は、契約施設であるため記入を要しない。

【3 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり】

(1) 地域包括ケアシステムの推進

① 一人ひとりに寄り添った支援の充実・強化

ア ふじのくに長寿社会安心プランの策定・推進

(目 的)

地域で支え合い健やかに安心して最期まで暮らせる長寿社会を築くため、「ふじのくに長

「長寿社会安心プラン」の圏域計画を策定するとともに市町等と連携し、その推進を図る。

(計画及び実績(成果))

令和3年度からの3年間における長寿者に係る保健、福祉、介護等の総合的計画である「ふじのくに長寿社会安心プラン」の進捗管理と意見交換のために、志太榛原圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議をWEB方式にて開催し、在宅医療・介護連携及び認知症施策について圏域の課題等の意見交換を行った。

(評価(課題等)及び改善)

志太榛原圏域の令和5年4月1日現在の65歳以上人口は140,594人、高齢化率31.0%で、県平均の30.4%を0.6%上回っており、引き続き高齢者福祉を推進していく必要がある。

高 齢 者 数 等 の 調

(令和5年4月1日現在)

区 分 市 町 別		総人口 (人)	高齢者数				老人クラブ		
			60才以上 65才未満 (人)	65才 以上 (人)	計 (人)	総人口に 対する65 才以上の 人口比 (%)	クラブ 数	加入者 数 (人)	加 入 率 (%)
静岡市	令和3年度	692,374	41,109	211,306	252,415	30.5	339	13,407	5.3
	令和4年度	686,746	41,623	211,385	253,008	30.8	317	12,104	4.8
	令和5年度	680,913	42,003	210,447	252,450	30.9	317	12,104	4.8
島田市	令和3年度	97,470	6,198	30,630	36,828	31.4	47	1,642	4.5
	令和4年度	96,769	6,156	30,682	36,838	31.7	38	1,337	3.6
	令和5年度	96,130	6,000	30,660	36,660	31.9	37	1,257	3.4
焼津市	令和3年度	138,497	8,257	41,080	49,337	29.7	20	754	1.5
	令和4年度	137,353	8,434	41,105	49,539	29.9	20	752	1.5
	令和5年度	136,623	8,366	41,144	49,510	30.1	20	737	1.5
藤枝市	令和3年度	143,765	8,900	43,271	52,171	30.1	63	2,753	5.3
	令和4年度	142,955	8,734	43,569	52,303	30.5	59	2,452	4.7
	令和5年度	141,857	8,626	43,798	52,424	30.9	54	2,019	3.9
牧之原市	令和3年度	44,560	3,303	14,081	17,384	31.6	15	553	3.2
	令和4年度	43,696	3,183	14,165	17,348	32.4	13	432	2.5
	令和5年度	43,284	3,034	14,236	17,270	32.9	10	307	1.8
市部計	令和3年度	1,116,666	67,767	340,368	408,135	30.5	484	19,109	4.7
	令和4年度	1,107,519	68,130	340,906	409,036	30.8	447	17,077	4.2
	令和5年度	1,098,807	68,029	340,285	408,314	31.0	438	16,424	4.0
吉田町	令和3年度	29,382	1,826	7,508	9,334	25.6	23	913	9.8
	令和4年度	29,110	1,825	7,617	9,442	26.2	22	821	8.7
	令和5年度	29,217	1,794	7,663	9,457	26.2	22	741	7.8
川根本町	令和3年度	6,412	538	3,174	3,712	49.5	8	391	10.5
	令和4年度	6,172	490	3,132	3,622	50.7	8	367	10.1
	令和5年度	6,030	491	3,093	3,584	51.3	7	276	7.7
群部計	令和3年度	35,794	2,364	10,682	13,046	29.8	31	1,304	10.0
	令和4年度	35,282	2,315	10,749	13,064	30.5	30	1,188	9.1
	令和5年度	35,247	2,285	10,756	13,041	30.5	29	1,017	7.8
合計	令和3年度	1,152,460	70,131	351,050	421,181	30.5	515	20,413	4.8
	令和4年度	1,142,801	70,445	351,655	422,100	30.8	477	18,265	4.3
	令和5年度	1,134,054	70,314	351,041	421,355	31.0	467	17,441	4.1
合計 (静岡市 を除く)	令和3年度	460,086	29,022	139,744	168,766	30.4	176	7,006	4.2
	令和4年度	456,055	28,822	140,270	169,092	30.8	160	6,161	3.6
	令和5年度	453,141	28,311	140,594	168,905	31.0	150	5,337	3.2

- (注) 1 総人口及び高齢者数の数値は、各年度4月1日現在の高齢者福祉行政の基礎調査による。
 2 老人クラブの数値は、各年度4月1日現在の福祉行政報告例による。

イ 志太榛原圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議

(目的)

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護をはじめとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備につなげる。

(計画及び実績(成果))

年度	開催日	協議内容	開催回数
令和4年度	令和4年 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護を始めとする専門職種間の連携強化 ・長寿社会保健福祉計画圏域計画の進捗管理 ・在宅医療・介護連携、認知症施策等の地域課題について情報共有と意見交換 	1回 (WEB方式)
令和5年度 (8月31日現在)	令和5年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護を始めとする専門職種間の連携強化 ・長寿社会保健福祉計画圏域計画の進捗管理 ・認知症施策、自立支援、介護予防・重度化防止、在宅医療・介護連携等の地域課題について情報共有と意見交換 	1回 (2回予定)

構成員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、訪問看護ステーション、

理学療法士、地域包括支援センター、介護従事者、社会福祉協議会、市町 27人

(評価(課題等)及び改善)

管内における多職種連携の強化や地域課題等について、医療、介護を始めとする専門職が意見交換を行い、退院者の地域移行に係る本人・家族・支援者間の情報共有、認知症患者のほか家族等へのサポートについて課題を共有した。今後は次期「ふじのくに長寿社会安心プラン」の策定に向けて意見を伺っていく。

③ 地域で日常生活を支援する仕組みの充実

ア 市町地域福祉計画策定の支援

(目的)

静岡県地域福祉支援計画に基づき、管内市町による地域福祉計画の策定及び計画に基づく施策の推進を支援する。

(計画及び実績(成果))

吉田町地域福祉推進委員会・地域福祉活動計画策定委員会にセンター所長が委員として参画し、吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に寄与した。

牧之原市地域福祉推進協議会・地域福祉活動計画策定委員会にセンター所長が委員として参画し、牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に寄与した。

(評価(課題等)及び改善)

行政並びに地域住民及び福祉団体等のそれぞれの立場から地域福祉の課題について議論を行うことにより、地域内の理解を深めることができた。

④ 自立支援・介護予防の取組促進

ア 地域支援事業

(目的)

高齢者が要介護状態となった場合でも、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、市町が設置する地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステム推進への取組を支援する。

(計画及び実績・(成果))

年度	開催日	区分	内容
令和4年度	令和4年12月7日	地域リハビリテーション推進に係る意見交換会	議題「志太榛原圏域におけるリハビリ専門職の派遣調整体制について」 意見交換「地域リハビリテーション強化推進事業の実施状況」 「地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況」 「地域リハビリテーション推進員について」 参加者：地域リハビリテーション広域支援センター、支援センター及び協力機関担当者、各市町担当者 29人

(評価(課題等)及び改善)

市町が実施主体となっている地域リハビリテーション活動支援事業へのリハビリ専門職の派遣調整体制についての検討及び各機関の事業の実施状況について情報交換を行った。

今後も医療機関と行政が顔合わせる機会を設けることで地域の課題を共有するとともに連携を図っていく。

イ 地域リハビリテーション強化推進事業

(目的)

脳卒中や骨折等による障害発生時の急性期から回復期・生活期に至る一貫したリハビリテーションや、介護予防の観点から高齢者等のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供するため、保健・医療・福祉等の関係者及びボランティア等の多職種、地域住民との連携強化による地域リハビリテーション支援体制を整備する。

(計画及び実績(成果))

(令和4年度)

区分	指定医療機関	事業実績				
		多職種連携 (研修会等) (回数)	リハビリテーションの視点 導入(回数)	障害児等高齢者 以外へのリハビリ の推進(回数)	連絡 協議会等 (回数)	リハ専門職 派遣調整 (回数)
広域	甲賀病院	1	0	0	3	1
支援	島田市立総合医療センター	0	0	0	/	/
	藤枝市立総合病院	2	0	0		
	榛原総合病院	1	0	0		
	岡本石井病院	0	0	1		
	聖稜リハビリテーション病院	0	0	10		

(評価(課題等)及び改善)

多くの医療機関が、オンラインでの研修会を取り入れる等、感染対策を講じながら多職種連携向けの勉強会や障害児等高齢者以外へのリハビリの推進に取組み、リハビリテーション提供体制の強化を図った。

*島田市立総合医療センターは実務者向けの研修を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となった。

【4 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現】

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

① 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進

ア 手話通訳者設置事業

(目的)

聴覚障害者の自立と社会参加を促進するため、手話通訳者により、市町における手話通訳者の養成及び手話通訳者の派遣調整を行うとともに、聴覚障害者と援護の実施機関等との円滑なコミュニケーションを支援する。

(計画及び実績(成果))

年 度	県手話通訳者認定人数	派遣調整人数	派遣時間
令和4年度	86人	393人 (県派遣74人)	1,048時間 55分 (県派遣 178時間 35分)
令和5年度 (8月31日現在)	89人	126人 (県派遣23人)	399時間 35分 (県派遣 74時間 10分)

(評価(課題等)及び改善)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったが、月を追うごとに派遣依頼の人数が増えた。特に企業等による社員研修などが多かったことから、聴覚障害者の自立と社会参加が促進・継続されたと考えられる。県派遣でも同様に、裁判関係が多く、それに関連しての学習会の派遣依頼も多かった。引続き、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で生活を送れるよう、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活が向上して福祉の増進が図れるよう事業を実施していく。

(2) 地域における自立を支える体制づくり

③ 施設や病院から地域生活への移行の促進

ア 精神障害者地域移行支援事業

(目的)

精神障害のある方の地域移行・地域定着を推進し、“精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築”を目指すため、志太榛原圏域の当事者・保健・福祉・行政等関係機関により、課題に応じた一体的な取組を行い、市町自立支援協議会等では解決できない広域的な課題を、協議、検討し、関係機関等による連携した支援体制を構築する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 志太榛原地域自立支援推進会議「地域移行・地域定着支援」専門部会の運営

(令和4年度)

	全体会議	事務局会議	ワーキング・プロジェクト		
			ピア	住宅確保	病院内研修
回数	3	6	4	3	1
延人員	110	36	75	33	13

(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

	全体会議	事務局会議	ワーキング・プロジェクト		
			ピア	住まい選択	病院内研修
回数	1	3	1	2	0
延人員	24	19	13	16	0

(評価 (課題等) 及び改善)

地域自立支援推進会議専門部会において、ピアサポート活動の普及、周知や精神障害者の住宅確保等の課題について協議検討した。なお、各課題に対する取組については、ワーキング・プロジェクトチームを設置し、その対応策の検討を行った。また、各市町が抱える広域的課題を円滑に吸い上げるため、各市町協議会との連動を強化している。

(イ) 医療と福祉の連携体制構築に関する意見交換会

(目的)

地域移行・地域定着支援において、医療と福祉の連携が必要なことから関係機関との意見交換を行う。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

日時	内容	参加者	参加機関
令和4年 2月8日	①地域移行・地域定着支援専門部会活動報告 ②「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進に関する課題共有	12人	・医師 (志太榛原地区精神科2病院院長) ・専門部会 (部会長、ワーキングリーダー、ピア) ・センター所長、保健所長

(評価 (課題等) 及び改善)

初回開催であるため、専門部会の取組について医療機関と共有を図ることができた。

(ウ) 精神障害者の住宅確保に関する実態調査及び報告書作成

(目的)

精神障害者の住宅確保に関する課題把握のため、住宅供給側、需要側それぞれの実態やニーズ等について把握する。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

調査期間	方法	調査対象機関	回答件数
令和4年 10月28日 ～ 11月25日	メール	(住宅供給側機関) ・公益社団法人静岡県宅建建物取引業協会中部市部会員 ・当圏域内市町公営住宅管理担当課 当圏域を支援する居住支援法人 (住宅需要側関係機関) ・志太榛原地域自立支援推進会議構成員	住宅供給関係機関 (14件) 住宅需要側関係機関 (36件)

(評価 (課題等) 及び改善)

本調査において、地域住民等に対する精神疾患の理解や制度周知の促進、精神障害者へ住宅確保を支援する者は、障害福祉制度に限らず住宅に関する様々な制度等の知識が必要であるなど課題の把握できた。今後、必要な取組を検討する。

(エ) ピアサポート基礎研修、精神障害者ピアサポーターフォローアップ研修

(目的)

ピアサポーターが仲間活動や社会活動における基礎及び応用知識を習得する。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

日時	研修名	対象者	参加人数 ()内当事者
令和4年 8月2日	ピアサポーター フォローアップ 研修	①本県主催の精神障害者ピアサポーター養成研修会実践研修修了者 ②志太榛原圏域でピアサポート活動実践者	22名 (12名)
令和4年 12月8日	ピアサポート きほんの「き」研修	①精神科に通院中で志太榛原圏域に住所を有する者 ②地域移行・地域定着支援専門部会構成員 ③ピアサポート活動に関心のある志太榛原圏域内の医療機関、行政、相談支援事業所等の職員	38名 (18名)

(評価 (課題等) 及び改善)

今回当研修会は初開催であったが、ピアサポート活動に必要な基礎知識及び応用知識を伝えることができた。参加者のアンケート結果をみると各講義内容の理解度は高く、目的達成することができた。

(オ) ピア交流会

(目 的)

ピア同士の繋がりや悩みを共有することで仲間活動を促進していく。また、ピアサポート活動を知ること、ピア活動の良さを知る。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

日 時	回 数	参加人数 () 内当事者
令和4年10月7日	1	39名 (25名)

(令和5年度)

日 時	回 数	参加人数 () 内当事者
令和5年8月31日	1	41名 (24名)

(評価 (課題等) 及び改善)

交流会では、当事者同士が集まれる場を創出することで、当事者間の繋がりを持たた。アンケート結果から参加者の満足度は高く、当事者活動 (ピア活動) の促進を図ることができた。

(カ) 病院内研修会

(目 的)

地域移行を推進するため、精神科病院の入院患者の退院意欲の喚起と病院スタッフ及び地域支援者の退院支援の知識や進め方について病院内研修を実施する。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

日 時	場 所	回 数	予定参加人数 () 内当事者
令和5年1月16日	焼津病院	1	25名 (20名)

※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

(評価 (課題等) 及び改善)

病院内の研修であるため感染症拡大には特別に注意を払い、中止と判断した。研修は入院患者及び病院スタッフ等を対象としており、病院内での実施は効果が高いため、継続して実施していく。

(3) 多様な障害に応じたきめ細かな支援

④ 精神障害のある人に対する支援の充実

ア 精神保健福祉総合相談及び訪問指導事業

(目 的)

精神障害の早期発見・早期治療及び再発防止並びに障害者の社会復帰を促進するため、精神科医師による定期相談並びに保健師等による定期外の来所・電話相談及び訪問指導を行う。

(計画及び実績 (成果))

〈相談及び訪問指導実施件数〉

(単位：件)

年度	区分	精神保健福祉相談					訪問	
		定期相談			定期外相談		実数	延数
		回数	実数	延数	実数	延数		
令和4年度	件数	29回	55	55	441	726	128	293
	内 高次脳	6回	11	11	22	33	0	0
令和5年度 (8月31日現在)	件数	10回	21	21	204	319	48	79
	内 高次脳	1回	1	1	7	8	0	0

(評価 (課題等) 及び改善)

医師による定期相談や保健師等による定期外相談を行うことで、早期受診・早期治療・再発防止につながる支援ができた。

イ 精神障害者医療保護事業

(目的)

家族からの保護申請及び警察官・検察官等からの通報に対して、本人への調査や病院診察立会い等、精神症状による自傷・他害の恐れがあると認められる者について医療保護を行う。

(計画及び実績 (成果))

精神保健福祉法に基づく保護申請等の状況

(令和4年度) (単位：件)

区分 通報元	通報 件数	(緊急) 措置 診察 実施 件数	(緊急) 措置診察の結果								措置 診察 不要	措置診察不要後の処遇			
			緊急措置		措置診察		(緊急) 措置不要後の処遇					医療 保護 入院	任意 入院	受診 のみ	その 他
			要 措置	措 置 不 要	要 措置	措 置 不 要	医 療 保 護 入 院	任 意 入 院	応 急 入 院	受 診 の み					
一般	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察官	89	16	10	3	11	2	4	0	0	1	73	20	2	10	41
検察官	11	5			3	1	1	0	0	0	6	0	0	0	6
矯正施設	12	0			0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12
精神科病院管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条の2	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	112	21	10	3	14	3	5	0	0	1	91	20	2	10	59

(令和5年度)(令和5年8月31日現在)(単位:件)

区分 通報元	通報 件数	(緊急) 措置 診察 実施 件数	(緊急) 措置診察の結果								措置 診察 不要	措置診察不要後の処遇			
			緊急措置		措置診察		(緊急)措置不要後の処遇					医療 保護 入院	任 意 入 院	受診 のみ	その 他
			要 措置	措置 不要	要 措置	措置 不要	医 療 保 護 入 院	任 意 入 院	応 急 入 院	受 診 の み					
一般	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察官	24	6	3	3	2	1	4	0	0	0	18	7	4	1	6
検察官	7	4			2	2	1	0	0	1	3	0	0	0	3
矯正施設	2	0			0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
精神科病院管理 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条の2	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	10	3	3	4	3	5	0	0	1	23	7	4	1	11

※検察官通報件数は前年度通報1件含む(措置診察は本年度実施)

(単位:人)

〈管内2病院の措置入院、医療保護入院別患者数調〉

市 町	令和4年8月31日現在			令和5年8月31日現在		
	措置入院	医療保護入院	計	措置入院	医療保護入院	計
島田市	0	32	32	0	32	32
焼津市	1	40	41	0	47	47
藤枝市	0	60	60	0	48	48
牧之原市	0	8	8	0	13	13
吉田町	0	12	12	0	10	10
川根本町	0	1	1	0	1	1
住所不定/管外	0	13	13	0	15	15
合 計	1	166	167	0	166	166

※ 管内2病院：焼津病院・藤枝駿府病院

(評価(課題等)及び改善)

警察官通報等の緊急対応が必要な精神障害者に対し、警察、医療機関等関係機関との連携により適時に安全な医療保護を行った。

ウ 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

(目 的)

精神障害者への迅速かつ適切な医療及び保護を図るため、平日・夜間・休日の精神保健指定医の派遣及び指定病院の入院受入を輪番で確保する。

(計画及び実績 (成果))

〈輪番事業委託状況〉

(令和4年度)

	委託単価(円)	箇所数	回数	金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	14か所	498	498,000
指定病院の入院受入確保	2,000円/日	3か所	293	586,000

(令和5年度)

〈輪番事業委託状況〉

(8月31日現在)

	委託単価(円)	箇所数	回数	金額(円)
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	13か所	214	214,000
指定病院の入院受入確保	2,000円/日	3か所	126	252,000

(評価(課題等)及び改善)

自傷他害の恐れのある精神障害者に対し、迅速かつ適切な精神科医療を提供することができる体制を確保した。

エ 措置入院者退院後支援事業

(目的)

措置入院者のうち退院後の医療等の支援を行う必要があると認めたと者を対象に、本人の意向を十分踏まえた退院後支援計画を作成し、関係者と連携・協力しながら地域でその人らしく生活ができるよう支援を行う。

(計画及び実績(成果))

〈措置入院者退院後支援等の状況〉

(単位:人)

区 分	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
①措置入院者、緊急措置入院者のうち退院後支援の対象とするか保健所で検討した者	14	3
②①のうち対象者が同意し、保健所長が必要と認めたと者	12	3
③②のうち地域に退院し計画に基づく支援を開始した者	6	3
④③のうち計画に基づく支援を終了した者	5	0
⑤②のうち管外にケース移管した者	2	1

(評価(課題等)及び改善)

対象者のニーズに応じた包括的支援が提供できるよう措置入院中から面談を行い、多職種多機関が協力し、ケア会議等を通じ、退院後支援体制の整備を図った。また、対象者が退院後支援計画に同意しない場合は、これまでと同様に法第47条に基づく相談支援対象者として、必要に応じ医療機関等関係機関と連携を図りながら、地域でその人らしい生活を安心して送れるよう支援を行った。

措置入院者を取りまく環境の中には、家族の関係性などの複雑化により医療中断し、入退院を繰り返すことが散見される。今後もより一層関係機関との協力体制を強化する必要がある。

【5 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり】

(2) 地域における相談支援体制の充実

③ 民生委員・児童委員活動の推進

ア 民生委員・児童委員活動推進事業

(目的)

民生委員の活動費や地区民生委員協議会の活動に要する経費等を助成することにより、民生委員・児童委員活動の推進を図る。

(計画及び実績(成果))

活動に要する経費等を助成することにより、民生委員・児童委員活動の充実が図られ、地域福祉の向上に寄与した。

*令和2年度、令和3年度及び令和4年度の意見交換会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(評価(課題等)及び改善)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度から中止していた民生委員児童委員協議会役員と行政担当者との意見交換会の実施について検討を行ったが、各委員の家庭におけるWEB環境整備が困難であると判断し、WEB方式での実施は中止となった。

民生委員・児童委員調

(令和5年8月31日現在)

区分 市町別	定数 (人)	現員(人)			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
島田市	193	92	97	189	11.9
焼津市	251	98	149	247	10.6
藤枝市	244	101	138	239	13.4
牧之原市	99	43	56	99	9.8
吉田町	55	33	19	52	11.0
川根本町	38	15	17	32	8.1
計	880	382	476	858	11.5

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和4年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1 委員当たり	区 分	件 数	1 委員当たり
在宅福祉	1,544	1.80	高齢者に関する こと	9,748	11.39
介護保険	601	0.70			
健康・保健医療	884	1.03			
子育て・母子保健	113	0.13			
子どもの地域生活	418	0.49	障害者に関する こと	999	1.17
子どもの教育・学校生活	543	0.63			
生活費	317	0.37			
年金・保険	72	0.08	子どもに関する こと	1,697	1.98
仕事	112	0.13			
家族関係	628	0.73			
住居	170	0.20	その他	2,303	2.69
生活環境	744	0.87			
日常的な支援	3,707	4.33			
その他	4,894	5.72	計	14,747	17.23
計(1)	14,747	17.23			

2 その他の活動件数	活動区分	件 数	1 委員当たり
	調査・実態把握	11,463	13.39
	行事・事業・会議への参加協力	17,234	20.13
	地域福祉活動・自主活動	38,709	45.22
	民児協運営・研修	33,881	39.58
	証明事務	1,866	2.18
	要保護児童の発見の通告・仲介	257	0.30
	計(2)	103,410	120.81

3 相談・支援・調査 のため	区 分	件 数	1 委員当たり
	相談・支援及び活動件数(1)+(2)	118,157	138.03
	前年同期	110,915	127.05
	活動日数	118,870	138.87
	訪問回数	118,470	138.40
	連絡調整回数	65,925	77.02

(3) 自立に向けた生活の支援

① 生活困窮者への相談支援体制の充実と自立支援対策の推進

ア 住居確保給付金事業

(目 的)

生活困窮者自立支援法に基づき、離職や就業機会等の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就業機会の確保に向けた支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 支給決定件数、支給額

(単位：件、支給額：円)

区分 町名	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (8月31日現在)	
	支給決定件数	支給額	支給決定件数	支給額	支給決定件数	支給額
吉田町	25	2,336,300	24	2,473,800	9	958,100
川根本町	0	0	0	0	0	0
森町	5	341,800	4	284,300	0	0
合計	30	2,678,100	28	2,758,100	9	958,100

(イ) 就職状況

(単位：件)

区分 町名	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (8月31日現在)		
	常用就職	就業機会の回復 (※)	計	常用就職	就業機会の回復 (※)	計	常用就職	就業機会の回復 (※)	計
吉田町	6	0	6	5	3	8	1	0	1
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	1	0	1	1	0	1	0	0	0
合計	7	0	7	6	3	9	1	0	1

※R2.4.20～制度改正により追加

(評価 (課題等) 及び改善)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、支給要件が緩和され、制度も周知されたことから令和2年度は申請が急増したが、令和3年度以降は減少傾向にある。自立相談支援機関である町社会福祉協議会と連携して住居確保給付金の支給を行うとともに、関係機関で構成される支援調整会議において、情報共有を図りながら就労機会の確保を図り、常用就職につなげた。

イ 一時生活支援事業

(目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、一定の住居を持たない困窮者からの相談に応じ、一時的な生活の場、食事、衣服等を提供することにより、これらの者の健康状態の悪化等を防止し、その自立に向けた支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

年 度 項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
	利用申請件数	7	0
利用決定件数	7	0	3
支援日数	156	0	32

(評価(課題等)及び改善)

自立相談支援機関である町社会福祉協議会と連携して宿泊場所を確保するとともに、関係機関で構成される支援調整会議において、情報共有を図りながら自立に向けた支援方法を検討し、住居や就労先の確保を図った。

② 生活保護を必要とする人への支援の充実

ア 生活保護

(目的)

憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

(計画及び実績(成果))

(ア) 保護の状況

管内(吉田町、川根本町、森町)の保護率は、県平均を下回っている。

世帯の類型は、県、全国に比べて、障害者世帯とその他世帯の比率が高く、高齢者世帯の比率が低い。

(単位: %)

年 度	管内	県	全国
令和4年度	0.36	0.92	1.63
令和5年度 (8月31日現在)	0.37	0.92	1.62

※5年度の県、全国は令和5年6月数値

(令和5年度)

世帯の類型別保護率

(令和5年8月31日現在)(単位: %)

区 分	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
管 内	47.5	2.5	15.0	11.9	23.1
県	54.8	3.7	12.6	10.8	18.1
全 国	55.5	3.9	13.4	11.5	15.7

※県、全国は令和5年6月数値

(イ) 保護の開始・廃止の原因

開始理由の多くが貯金等の減少・喪失による生活困窮である。

廃止理由としては主に死亡や働きによる収入の増加・取得である。

〈保護の開始・廃止の状況の内訳〉

項目 年度	世帯数	開始理由別															
		傷病による			要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別	失業		老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	ケース移管	その他
		総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病				定年・自己都合	勤務先都合(解雇等)								
令和4年度	21	3	3				2					13	1			2	
令和5年度 (8月31日現在)	8						1					6				1	

※「その他」の内訳 4年度：扶養者の退去1件、世帯分離1件
5年度：急迫保護1件

項目 年度	世帯数	廃止理由													
		傷病治癒			死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	ケース移管	その他
		総数	世帯主	世帯員											
令和4年度	28				8		10		4		2	1			3
令和5年度 (8月31日現在)	6				4	1					1				

※「その他」の内訳 4年度：他法による収入の増2件、資産活用1件

(ウ) 保護費の支給状況

項目	年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
支給額		307,388千円	115,926千円
前年度との比較		104.0%	90.1%
主な要因		医療扶助の増加	医療扶助の減少

(エ) 就労支援

就労支援員により、稼働能力を有し、就労を妨げる要因のない被保護者を対象に、能力や適性に応じて、就労又は増収を図り、自立を助長する支援を行った。

〈就労支援員による支援実績〉

(単位：人)

項目 年度	支援対象者		
	総数	新たに就労した者	自立した者
令和4年度	22	8	8
令和5年度 (8月31日現在)	13	3	0

(評価(課題等)及び改善)

就労支援員による支援に加え、「生活保護受給者等就労自立促進事業」や「生活困窮者等就労準備支援事業」を活用し、公共職業安定所や事業を受託した社会福祉法人と連携して支援を行った。支援対象者には、能力、適性に応じた求人情報の提供等を行っている。

保 護 状 況 調

(令和5年8月31日現在)

区分 町名	管内世帯・人口		当年度末月中 被保護世帯・人員				前年度 末月中		前々年度 末月中		当年度末月中 世帯類型				
	世帯数	人口	世帯	人員	保護 世帯 割合 %	保 護 率 %	世帯	保 護 率 %	世帯	保 護 率 %	高 齢 者	母 子	障 害 者	傷 病	そ の 他
吉田町	11,675	28,753	116	140	0.99	0.49	118	0.49	114	0.48	48	4	21	15	28
川根 本町	2,543	5,774	15	15	0.59	0.26	16	0.28	18	0.35	10	0	2	1	2
森町	6,285	16,919	29	34	0.46	0.20	26	0.17	35	0.23	18	0	1	3	7
計	20,503	51,446	(0) 160	(0) 189	0.78	0.37	(0) 160	0.36	(0) 167	0.38	76	4	24	19	37
			県平均		/	0.92	/	0.92	/	0.90					
			全国平均		/	1.62	/	1.63	/	1.63					

- (注) 1 世帯数及び人口欄は、令和4年10月1日現在の数値。
 2 停止中の世帯人員を上段に()書きにより再掲。
 3 世帯類型は、世帯数を記載。
 4 保護率は、人口に対する保護人員の割合。
 5 当年度末月中の県平均、全国平均は令和5年6月数値。

保護開始・廃止の原因別調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区分 町別	前々年度末月中被保護世帯数	令和4年度										前年度末月中被保護世帯数	令和5年度										当年度末月中被保護世帯数
		開始					廃止						開始					廃止					
		世帯数	開始理由別人員				世帯数	廃止理由別人員					世帯数	開始理由別人員				世帯数	廃止理由別人員				
			総数	傷病	稼働収入の減少	その他		総数	傷病の治癒	稼働収入の増加	その他			総数	傷病	稼働収入の減少	その他		総数	傷病の治癒	稼働収入の増加	その他	
吉田町	114	14	17	3	1	13	12	16	0	6	10	118	5	7	0	1	6	5	5	0	0	5	116
川根本町	18	6	6	0	1	5	6	6	0	2	4	16	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	15
森町	35	1	1	0	0	1	10	13	0	6	7	26	3	6	0	0	6	0	0	0	0	0	29
計	167	21	24	3	2	19	28	35	0	14	21	160	8	13	0	1	12	6	6	0	0	6	160

- (注) 1 被保護世帯数には停止中の世帯を含む。
2 「当年度末月中被保護世帯数」欄は、監査対象期間末月中被保護世帯数を記載。

保護費支給状況調

(令和4年度)

区分 町名	前年度末 支給総額	支給総額	扶 助 別 内 訳									
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助	構成比	その他扶助	構成比
吉田町	98,421,055	94,342,323	52,960,956	56.14%	34,966,215	37.06%	1,665,077	1.76%	200,800	0.21%	4,549,275	4.83%
川根本町	9,354,799	6,704,324	4,922,971	73.43%	1,242,786	18.54%	169,850	2.53%	0	0.00%	368,717	5.50%
森町	27,790,100	22,822,861	13,060,463	57.23%	5,432,703	23.80%	167,590	0.73%	0	0.00%	4,162,105	18.24%
本庁執行分	159,889,968	183,518,242					167,123,661	91.07%	16,394,581	8.93%		
合 計	295,455,922	307,387,750	70,944,390	23.08%	41,641,704	13.55%	169,126,178	55.02%	16,595,381	5.40%	9,080,097	2.95%

(令和5年8月31日現在)

区分 町名	前年度末 支給総額	支給総額	扶 助 別 内 訳									
			生活扶助	構成比	住宅扶助	構成比	医療扶助	構成比	介護扶助	構成比	その他扶助	構成比
吉田町	94,342,323	37,806,336	19,613,029	51.88%	14,776,113	39.08%	497,226	1.32%	0	0.00%	2,919,968	7.72%
川根本町	6,704,324	2,909,854	2,091,514	71.88%	660,789	22.71%	157,551	5.41%	0	0.00%	0	0.00%
森町	22,822,861	8,601,990	5,224,795	60.74%	2,290,555	26.63%	43,220	0.50%	1,800	0.02%	1,041,620	12.11%
本庁執行分	183,518,242	66,607,334					61,357,995	92.12%	5,249,339	7.88%		
合 計	307,387,750	115,925,514	26,929,338	23.23%	17,727,457	15.29%	62,055,992	53.53%	5,251,139	4.53%	3,961,588	3.42%

③ ひきこもり状態にある人への支援の充実

ア ひきこもり対策推進事業

(目的)

ひきこもり状態からの改善を促進するため、ひきこもり状態にある人及びその家族に対し、個別相談、家庭訪問、家族教室等の支援を行う。

(計画及び実績(成果))

(ア) 相談及び訪問指導実施件数

(単位:人)

年度	個別相談		家庭訪問	
	実人員	延人員	実人員	延人員
令和4年度	44	188	3	4
令和5年度 (8月31日現在)	35	84	2	4

(イ) 家族講座及び家族交流会

年度	家族講座・交流会	
	回数	参加人数(延べ)
令和4年度	4	36
令和5年度 (8月31日現在)	2	27

(評価(課題等)及び改善)

本人及び家族への支援を継続的に実施したことで、不安を軽減するとともに居場所や就労支援の相談機関等へ繋ぐことができた。

(4) 自殺対策の推進

- ① 早期支援につなげる人材の養成、資質の向上
- ② 若年層に重点を置いた自殺対策の推進
- ③ 多様な主体との連携による自殺対策の推進

ア 自殺総合対策事業

(目的)

社会全体で自殺を減らす取組みを推進するため、管内で連携を図りながら自殺予防の普及啓発やゲートキーパーの養成を行う。また、若年層自殺対策として、管内市町教育委員会や担当課と協力して、静岡県うちあけダイヤルのチラシ配布に併せて、中学校等に訪問し、うちあけダイヤルの周知及びSOSの出し方、ゲートキーパーに関する出前講座を実施する。

(計画及び実績 (成果))

年度	開催日	内 容	参加人数
令和4年度	6/14・2/21	自殺対策市町担当者連絡会 (2回)	26人
	7月～3月	市町自殺対策推進協議会等への出席 (島田市1回、焼津市2回、藤枝市1回、牧之原市1回)	—
	9月	世界自殺予防デー・自殺予防週間の普及啓発(庁舎内)	—
	9月13日	ゲートキーパー養成一般研修 対象：看護学生	41人
	4月～1月	「静岡県うちあけダイヤル啓発事業」における市町との連携 4/8 島田市校長会理事会、4/5 焼津市教育委員会、9/5 藤枝市校長会、1/16 吉田町担当課、1/19 牧之原市教育委員会、1/30 川根本町担当課へ事業説明し講話等実施を依頼	—
	7月～3月	中学校「静岡県うちあけダイヤル啓発・SOS 出し方講話」実施 島田市 (6校)、焼津市 (9校)、藤枝市 (6校)、吉田町 (1校)、川根本町 (2校) 計24校	4,471人
	12月6日	島田市立伊太小学校保健委員会：「大切な命・SOS 出し方講話」	13人
	3月	自殺対策月間の普及啓発 (庁舎内)	—
令和5年度 (8月31日 現在)	6月13日	自殺対策市町担当者連絡会	14人
	5月～8月	市町自殺対策推進協議会等への出席 8/2 島田市、8/30 藤枝市、5/18・7/20 牧之原市	—
	4月～5月	「静岡県うちあけダイヤル啓発事業」に関する市との連携 4/25 島田市校長会理事会、4/11 焼津市教育委員会、5/2 藤枝市校長会へ説明し講話等実施を依頼	—
	6月～8月	中学校「静岡県うちあけダイヤル啓発・SOS 出し方講話」実施 島田市 (1)、焼津市 (7)、藤枝市 (3) 計11校	2,271人
ゲートキーパー養成一般研修 対象：中学生 計4校		(上記内数) 579人	

(評価 (課題等) 及び改善)

自殺者数は近年減少傾向であったが、令和元年から若年者の自殺者数の増加が見られたため、令和3年度から若年層自殺対策強化として島田市内中学生に「静岡県うちあけダイヤル」の啓発とSOSの出し方に関する講話を実施してきた。その後も自殺者数は増加傾向にあるため、令和5年度からは管内全市町の中学生に対象を拡大して実施している。

また、令和5年3月に第3次静岡県自殺総合対策行動計画が策定され、自殺対策市町担当者連絡会や市町自殺対策推進協議会において、各市町の計画策定にかかわる支援を行っている。今後も連絡会等で管内市町との連携強化を図っていく。

(5) 戦没者遺族等に対する援護施策の推進

① 戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等に対する援護の実施

ア 戦没者遺族等援護事業

(目的)

戦没者遺族及び戦傷病者等の援護を図るため、戦没者及び遺族等の慰霊・追悼を行う。

(計画及び実績(成果))

〈慰霊・追悼式の出席状況〉

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和5年8月31日現在)
出席した市町数	2	2	3

(評価(課題等)及び改善)

戦没者遺族及び戦傷病者等の援護の推進が図られた。

【6 結婚の希望をかなえ、安心して出産や子育てができる環境づくり】

(4) 子どもや母親の健康の保持・増進

① 妊娠・出産期からの子育て期までの母子への支援

ア 特定不妊治療費助成事業

(目的)

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(計画及び実績(成果))

区 分	令和4年度	令和5年度(6月30日受付終了)
特定不妊治療助成件数	306件	8件

(評価(課題等)及び改善)

本事業は平成16年度に開始された。平成28年度には、年齢制限の開始及び助成金額の拡大(初回治療の助成額を増額、男性不妊治療費の助成)、令和元年度には男性不妊治療費助成の拡大(初回治療費を増額)、令和2年度途中には、所得制限の撤廃、助成金額の拡大、助成回数の拡大、事実婚夫婦の追加等により妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図ってきた。令和4年4月からの保険適用により本事業は廃止となったが、保険適用への円滑な移行に向け、移行期に不妊治療を受けられる方の治療計画に支障が生じないように令和4年度に限り経過措置として、令和3年3月31日以前に治療を開始し、当該年度自費診療にて治療を継続した方に限り、1回まで助成を行い、経済的負担の軽減を図った。

イ 不育症検査費用助成事業

(目的)

現在研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

(計画及び実績(成果))

区 分	令和4年度	令和5年度(8月31日現在)
不育症検査費用助成件数	0件	0件

(評価(課題等)及び改善)

本事業は令和4年3月15日に施行されたが、助成対象となる検査は無かった。なお、令和4年12月1日から新たに先進医療と位置づけられた検査が助成対象となったが、静岡県内で当該先進医療の実施医療機関として届け出ている医療機関も無く、以降、助成実績は無い。

ウ 乳幼児発達相談指導事業

(目的)

心身の発達が正常範囲にない児または出生等の状況から精神発達面又は運動発達面において課題があるおそれがある児等に医師等による相談指導を行い、その児の健全な発達を促進する。

(計画及び実績(成果))

年度	実施回数	実人員(人)	延べ人員(人)	受診結果(人)			
				異常なし	異常あり		
					経過観察	要精密要医療	要入所
令和4年度	2	2	2	0	2	0	0
令和5年度 (8月31日現在)	0	0	0	0	0	0	0

(評価(課題等)及び改善)

市町が母子保健事業において把握した発達に関する支援を行うことが必要な児及びその保護者に対して、医師、心理判定員、保健師が日常生活等に関する対応方法について助言を行った。当事業は、保護者の適切な育児を促進するとともに、市町支援の機会にもなっている。

エ 生涯を通じた女性の健康支援事業

(目的)

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、生活に密着した身近な機関において、健康教室等を実施し、気軽に相談することのできる体制を確立する。

(計画及び実績(成果))

年度	開催日	区分	内容
令和4年度	令和4年 11月24日	講話	(内容) 講話 テーマ:『「いまから」考える「いつか」のこと』 講師: 中部健康福祉センター 職員 (参加者) 藤枝特別支援学校焼津分校1～3年部生徒54名、教職員5名
	令和4年 12月9日	講話	(内容) 講話 テーマ:「思春期の心と体の成長～大切な私たちの大人への準備～」 講師: 中部健康福祉センター 職員 (参加者) 島田市五和小学校6年生70名、教職員4名
	令和5年 3月16日	講話	(内容) 講話 テーマ:『「いまから」考える「いつか」のこと』 講師: 中部健康福祉センター 職員 (参加者) 静岡県清流館高等学校2年生200名、教職員5名

(評価(課題等)及び改善)

小学校から高等学校の生徒及び教職員を対象に思春期の体や心の変化を知り、妊娠・出産に関わる正しい知識を持ってもらうとともに、ストレスに対するセルフケア行動や静岡県内の各種相談窓口について伝えることができた。今後も地域課題や地域のニーズに合わせた事業の展開を検討していく。

オ 母子保健関係職員等支援事業

(目的)

自治体職員を中心とした母子保健関係者に対して母子保健に関する研修等を実施するとともに、市町が実施する母子保健関係事業に対して広域的・専門的な観点から支援を行うことにより、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 母子保健業務連絡会

年度	開催日	内容
令和4年度	令和4年 8月1日	情報交換: 乳幼児健診後カンファレンス及び健診場面での支援方法 講義: 「支援が必要と思われる親子へのかかわり方のポイント一つながるべき親とつながるための支援者の心がけとは—」 講師 臨床心理士 (参加者22人)
令和5年度 (8月31日現在)	令和5年 8月17日	報告: 「藤枝市子ども家庭センターについて」 報告者 藤枝市子ども未来応援局子ども・若者支援課 統括支援員 情報交換: 伴走型相談支援実施状況等について (参加者22人)

(イ) 市町事業支援

年度	事業名	実施回数	実人員(人)	延人員(人)
令和4年度	発達訓練指導事業「わかめサークル」 (牧之原市・吉田町)	12	38	75

(評価(課題等)及び改善)

市町が現在、課題と捉えている内容を取り上げ、情報共有・情報交換や講義等を実施し、各市町が実施する事業や妊産婦及び母子への支援の質の向上を図った。今後も市町ヒアリングや市町事業への参加を基に、管内市町における母子保健事業に関する課題を抽出し、母子保健の動向に沿った事業を実施していく。

市町事業支援については、市町独自で会の運営及び評価ができていたため令和4年度を持って終了した。

カ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

(目的)

小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。

(計画及び実績(成果))

(小児慢性特定疾病医療費助成状況)

(令和5年8月31日現在)(単位:件)

年度	疾患 市町	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
		悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子変化	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系統疾患	
令和4年度	島田市	13	4	1	19	18	1	3	2	1	0	12	7	2	1	2	0	86
	焼津市	7	4	1	15	14	1	8	3	3	0	11	5	0	0	0	0	72
	藤枝市	20	6	4	27	25	6	7	6	4	1	11	11	5	0	3	0	136
	牧之原市	5	3	1	5	6	0	1	2	1	1	1	2	0	0	0	0	28
	吉田町	0	1	1	4	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	11
	川根本町	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	45	18	8	70	66	9	19	14	10	2	36	26	7	1	5	0	336
令和5年度	島田市	13	4	1	19	18	1	3	2	1	0	12	7	2	1	2	0	86
	焼津市	7	4	1	15	14	1	10	3	3	0	11	6	0	0	0	0	75
	藤枝市	21	6	4	27	25	6	7	6	4	1	11	12	5	0	3	0	138
	牧之原市	5	3	1	5	6	0	1	2	1	1	1	2	0	0	0	0	28
	吉田町	0	1	1	4	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	11
	川根本町	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	46	18	8	70	66	9	21	14	10	2	36	28	7	1	5	0	341

(評価(課題等)及び改善)

病気療養を長期にわたり必要とする児童の健全な育成を図るとともに、医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減した。

【7 すべての子どもが大切にされる社会づくり】

(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

① 児童虐待・DV防止対策の推進

ア 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

(目的)

地域に密着した母子保健活動を行う保健師や産科医療機関職員等が虐待発生のハイリスク要因を見逃さないために虐待予防の視点や援助技術を高め、地域における虐待予防対策の充実を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 母子事例検討会

年度	開催日	内容
令和4年度	令和4年10月3日	講義：「ケースからまなび、考え、ともに創る—困難事例の支援方法—助言の受入れにくさの背景と支援」 講師 臨床心理士 グループワーク：事例を基に意見交換 (参加者25人)

(イ) 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

年度	開催日	内容
令和4年度	令和5年1月26日	情報交換：医療機関及び市町の妊産婦及び母子支援に関わる業務について、産後ケア事業について グループワーク：事例を基に意見交換 講義：「心理社会的ハイリスクの方への切れ目ない支援について」 講師 静岡県立大学看護学部看護学科 教授 (参加者36人)

(評価(課題等)及び改善)

市町及び医療機関職員が関わる支援が必要な妊産婦及び母子について、事例を通じて意見交換することで支援の方向性を共有し、講義内容を取り入れながら連携の在り方を検討した。

今後も会議や事例検討会を通じ事例を積み重ね、関係機関の連携を促進するとともに、地域課題を共有し、所属機関及び地域における取り組みについて考える場とする。

イ 女性相談(婦人保護)事業

(目的)

暴力被害女性及び要保護女性の安全確保及び自立支援のため、DV防止法及び売春防止法に基づき、早期発見、相談、指導・援助、一時保護、自立までの総合的支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

〈主訴別受付状況〉

(単位：件)

区分		年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
人間関係	夫等	夫の暴力	68	88
		酒乱・薬物中毒	0	0
		離婚問題	2	6
		その他	0	0
	子ども	子どもの暴力	3	4
		養育不能	0	0
		その他	1	1
	親族	親の暴力	5	1
		その他の親族の暴力	2	0
		その他	2	2
	交際相手	交際相手からの暴力	0	6
		同性の交際相手からの暴力	0	0
		その他	0	0
	その他	その他の者の暴力	0	0
		男女問題	0	0
		家庭不和	0	2
その他		0	0	
経済関係	生活困難	2	6	
	借金・サラ金	0	0	
	求職	0	0	
	その他	1	2	
医療関係	病気	0	0	
	精神的問題	25	16	
	妊娠・出産	0	4	
	その他	0	0	
その他	住居問題	0	0	
	帰住先なし	0	1	
	不純異性交遊	0	0	
	売春強要	0	0	
	ヒモ・暴力団関係	0	0	
	5条違反	0	0	
	人身売買	0	0	
ストーカー		0	0	
計		111	139	

(評価 (課題等) 及び改善)

傾聴と受容を心掛けて相談に応じ、具体的な支援が必要と思われる相談者については、相談者の同意を得て適切な関係機関につなぎ、相談者の生活状況の改善を図った。

ウ 母子保護の実施

(目的)

保護が必要な母子家庭の母とその子を入所させて、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所後の相談その他の援助を行う。

(計画及び実績(成果))

〈保護措置の状況〉

施設名	令和4年度		令和5年度(8月31日現在)	
	世帯	人	世帯	人
母子生活支援施設	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

(評価(課題等)及び改善)

入所保護に至らない人に対しても他機関と連携し、配偶者等から危害を受けている母子についてはその安全確保、その他生活の支援、自立に向けた助言指導を実施した。

エ 静岡県DV防止中部地域ネットワークの設置

(目的)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からのDV被害について、地域において関係機関が相互に連携して情報を交換し、早期発見、早期対応及び被害者への支援を行うとともに、地域住民へ意識啓発についての協議を行う。

(計画および実績(成果))

年度	開催日	内容
令和4年度	令和4年12月1日	<ul style="list-style-type: none">・静岡県の女性保護の現状について・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について・第五次静岡県DV防止基本計画について・事例紹介・各機関の取組状況等による意見交換・千代田寮の現況等について

(評価(課題等)及び改善)

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催となったため、1年振りの集合開催となった。各関係機関から取組現況及び基本計画への質問や意見・要望等、多くの発言があり、各機関の状況や支援方法等を共有し、連携が図られた。また、母子生活支援施設である千代田寮の施設長から要望と施設の現況の説明があった。

(2) 子どもの貧困対策の充実

④ ひとり親家庭の自立の促進

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(目的)

母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助長と生活意欲の向上を図り、その扶養する児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行う。

(計画及び実績 (成果))

貸付及び償還実績

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表 (健康福祉部 16)

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調 (健康福祉部 17)

(評価 (課題等) 及び改善)

修学資金、就学支度資金等の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進した。

母子福祉資金貸付種別一覧表

(令和5年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	2年度以前累計額		3年度				4年度				5年度(4月から8月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始	182	131,144													182	131,144
事業継続	211	79,040													211	79,040
修学	15,910	3,601,693	93	43,124	93	43,124	76	37,002	76	37,002	67	34,196	67	34,196	16,146	3,716,015
技能習得	39	10,573	1	288	1	288									40	10,861
修業	288	36,673	1	816	1	816	3	1,388	3	1,388	2	1,356	2	1,356	294	40,233
就職支度	33	1,870					1	330	1	330					34	2,200
療養	12	885													12	885
生活	30	19,839	2	190	2	190	2	960	2	960	2	770	2	770	36	21,759
住宅	385	116,549					1	1,200	1	1,200					386	117,749
転宅	29	5,030					1	150	1	150					30	5,180
就学支度	3,532	512,211	23	9,596	23	9,596	22	8,554	22	8,554	3	1,014	3	1,014	3,580	531,375
結婚	2	440													2	440
児童扶養	2	505													2	505
計	20,655	4,516,452	120	54,014	120	54,014	106	49,584	106	49,584	74	37,336	74	37,336	20,955	4,657,386

父子福祉資金貸付種別一覧表

(令和5年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	2年度以前累計額		3年度				4年度				5年度(4月から8月)				合計	
			件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
	件数	貸付額														
事業開始														0	0	
事業継続														0	0	
修学	28	13,604	5	2,508	5	2,508	4	2,610	4	2,610	3	2,250	3	2,250	40	20,972
技能習得														0	0	
修業														0	0	
就職支度														0	0	
療養														0	0	
生活														0	0	
住宅														0	0	
転宅														0	0	
就学支度	14	5,340	1	410	1	410					1	410	1	410	16	6,160
結婚														0	0	
計	42	18,944	6	2,918	6	2,918	4	2,610	4	2,610	4	2,660	4	2,660	56	27,132

寡婦福祉資金貸付種別一覧表

(令和5年8月31日現在) (単位:千円)

区分 資金別	2年度以前累計額		3年度				4年度				5年度(4月から8月)				合計	
			件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付 申請額	件数	貸付 決定額	件数	貸付額
	件数	貸付額														
事業開始	40	32,150												40	32,150	
事業継続	114	46,801												114	46,801	
修学	814	270,387	2	2,184	2	2,184	1	400	1	400				817	272,971	
技能習得	6	925												6	925	
修業	29	3,707	1	328	1	328								30	4,035	
就職支度	2	55												2	55	
療養	5	600												5	600	
生活	4	2,560												4	2,560	
住宅	286	123,990												286	123,990	
転宅	0	0												0	0	
就学支度	45	6,190												45	6,190	
結婚	23	1,330												23	1,330	
計	1,368	488,695	3	2,512	3	2,512	1	400	1	400	0	0	0	1,372	491,607	

年度別母子福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度末 未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ②/(①-③)
29年度以前分	4,259,534,349		2,814,438,423	2,814,438,423	399,530,352	2,354,791,676	2,754,322,028	1,240,089	58,876,306 (37,151,512)			97.91
30年度分	94,864,386	21,724,794	84,774,477	106,499,271	2,900,587	81,339,874	84,240,461		22,258,810	13.35	95.95	79.10
元年度分	81,196,060	22,258,810	86,720,050	108,978,860	3,686,472	82,748,413	86,434,885		22,543,975	16.56	95.42	79.31
2年度分	63,930,419	22,543,975	96,735,431	119,279,406	4,418,372	92,650,095	97,068,467		22,210,939	19.60	95.78	81.38
3年度分	49,907,395	22,210,939	100,726,669	122,937,608	4,172,972	96,614,504	100,787,476		22,150,132	18.79	95.92	81.98
4年度分	49,583,900	22,150,132	92,663,161	114,813,293	3,296,679	88,309,281	91,605,960		23,207,333	14.88	95.30	79.79
合計	4,599,016,509							1,240,089				
当該年度分 (5年8月現在)	16,209,500	23,207,333	39,702,201	62,909,534	1,107,654	37,211,837	38,319,491		24,590,043	4.77	93.73	60.91

() 内は静岡市委譲分

年度別父子福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度末 未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ②/(①-③)
29年度以前分	5,484,000			0			0		0			
30年度分	3,458,800	0	102,000	102,000	0	102,000	102,000		0		100.00	100.00
元年度分	4,542,800	0	245,018	245,018	0	245,018	245,018		0		100.00	100.00
2年度分	4,688,000	0	464,976	464,976	0	464,976	464,976		0		100.00	100.00
3年度分	2,918,000	0	952,868	952,868	0	952,868	952,868		0		100.00	100.00
4年度分	2,610,000	0	1,370,864	1,370,864	0	1,345,114	1,345,114		25,750		98.12	98.12
合計	23,701,600							0				
当該年度分 (5年8月現在)	1,347,500	25,750	623,075	648,825	0	602,475	602,475	0	46,350		96.69	92.86

年度別寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位：円)

区分 年度	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	年度末 未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越 調定分 (A)	当該 年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C/A)	現年度分 (D/B)	計 ②/(①-③)
29年度以前分	482,134,000		443,025,996	443,025,996	78,150,828	357,481,055	435,631,883		7,394,113 (5,744,613)			98.33
30年度分	1,912,000	1,649,500	2,322,360	3,971,860	79,391	2,282,190	2,361,581		1,610,279	4.81	98.27	59.46
元年度分	1,815,000	1,610,279	2,427,522	4,037,801	36,204	2,377,522	2,413,726		1,624,075	2.25	97.94	59.78
2年度分	2,468,738	1,624,075	2,895,994	4,520,069	128,102	2,895,994	3,024,096		1,495,973	7.89	100.00	66.90
3年度分	2,512,000	1,495,973	2,262,598	3,758,571	140,000	2,262,598	2,402,598		1,355,973	9.36	100.00	63.92
4年度分	400,000	1,355,973	2,011,390	3,367,363	180,000	1,937,526	2,117,526		1,249,837	13.27	96.33	62.88
合計	491,241,738							0				
当該年度分 (5年8月現在)	0	1,249,837	703,335	1,953,172	3,632	572,272	575,904		1,377,268	0.29	81.37	29.49

() 内は静岡市委譲分

イ 母子家庭等自立支援給付金事業

(目 的)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するため、知事が指定する職業能力開発の講座を受講する場合、受講料等を助成する。

(計画及び実績 (成果))

単位：件数

区 分	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
自立支援教育訓練給付金	0	0
高等職業訓練促進給付金	2	1

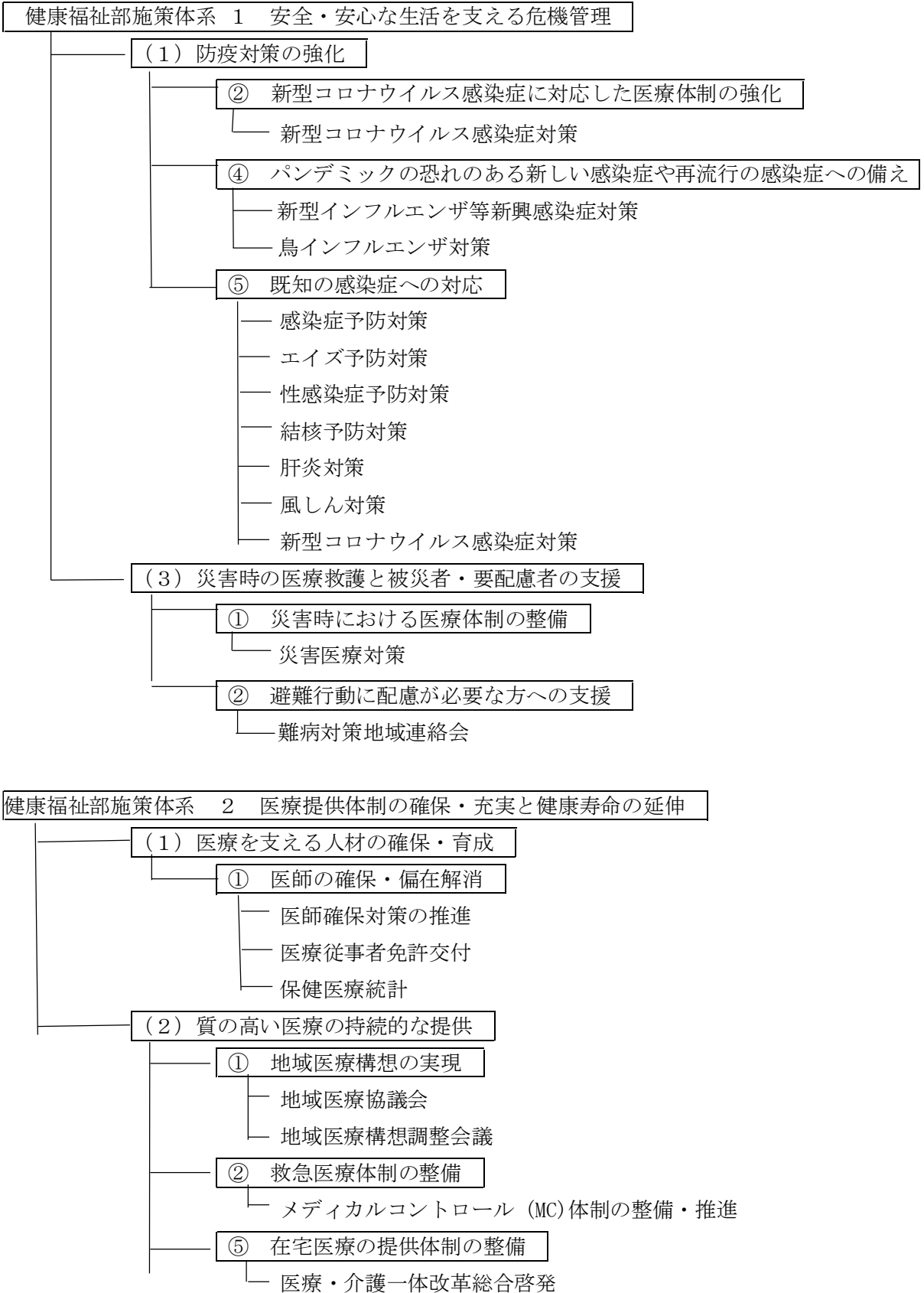
(評価 (課題等) 及び改善)

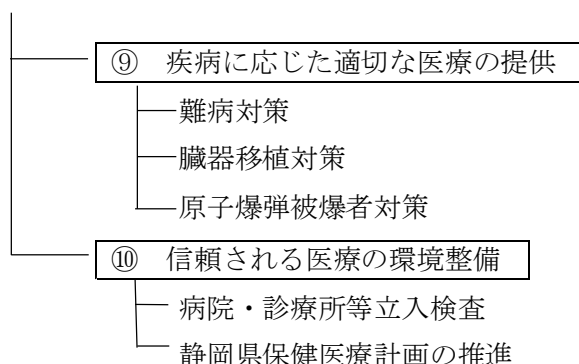
ホームページや啓発冊子等を利用して母子・父子家庭に対し、本事業の周知を図っていく。

《医療健康部》

3 地域医療課

1 施策の体系





2 業務概要・目的

県民の安全・安心な生活を支えるため、感染症対策では、発生予防の普及啓発を図り、関係機関との連携を強化し、感染症発生時における対策を推進する。また、災害から生命・身体を守るため、関係機関と研修や訓練を重ねることで連携を強化し、災害時の医療救護体制の構築や要配慮者への支援を推進する。

医療提供体制の確保・充実のため、医師確保対策を推進するとともに、静岡県保健医療計画に基づく医療提供体制の整備や医療法に基づく病院・診療所の立入検査を行う。また、疾病対策として、難病患者医療推進のため、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに医療費の負担軽減を図る。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

（1）防疫対策の強化

② 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化

ア 新型コロナウイルス感染症対策

（目的）

関係機関と調整会議を開催し、連携を強化し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、早期発見及び適切な医療を提供する。

（計画及び実績（成果））

（ア）関係医療機関等連絡調整会議

（令和4年度）

開催日時	協議内容	構成員
令和4年4月15日 （Web開催）	・新規重点医療機関の役割	公立病院、岡本石井病院、コミュニティホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター
令和4年4月22日 （Web開催）	・新規重点医療機関の役割	公立病院、岡本石井病院、コミュニティホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター
令和4年7月22日 （Web開催）	・今後の病床確保	公立病院、岡本石井病院、コミュニティホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター

令和4年12月1日 (Web開催)	・今後の病床について ・宿泊療養施設オンコールの当番について	公立病院、岡本石井病院、コミュニティーホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター
令和5年1月12日 (Web開催)	・救急受入れについて	公立病院、岡本石井病院、コミュニティーホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

開催日時	協議内容	構成員
令和5年4月17日 (Web開催)	・5類移行後の確保病床について	公立病院、岡本石井病院、コミュニティーホスピタル甲賀病院、中部健康福祉センター

(イ) 重点医療機関の指定

既に指定されていた島田市立総合医療センター、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、榛原総合病院に加え、令和3年度に岡本石井病院、令和4年度にコミュニティーホスピタル甲賀病院が新たに指定され、管内の新型コロナウイルス感染症の医療体制の整備を促進した。

(評価(課題等)及び改善)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変わった。しかし、令和5年度末までは新型コロナウイルス感染症患者の確保病床は、縮小しつつも維持されているため引き続き重点医療機関と連携を図り対応していく。

④ パンデミックの恐れのある新しい感染症や再流行の感染症への備え

ア 新型インフルエンザ等新興感染症対策

(目的)

ヒトからヒトへ感染し、多くの感染者と重症者の発生が危惧されている新型インフルエンザ等新興感染症の出現に備え、関係機関との訓練や研修会を実施し、体制の整備を図る。

(計画及び実績(成果))

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人防護具着用訓練及び患者搬送訓練、公的病院とのSARS テント設営訓練の実施ができなかったが、令和5年度からは、SARS テント設営訓練を再開する。

(評価(課題等)及び改善)

関係者が適切な感染予防対策を習熟するため、継続して訓練や研修会を実施していく。また、令和5年度中に策定予定の健康危機対処計画の策定に取り組んでいく。

イ 鳥インフルエンザ対策

(目的)

鳥インフルエンザのヒトへの感染防止のため防疫作業者の健康管理の実施やヒトへの感染が発生した場合の迅速な対応について、関係機関と防疫演習を実施し、体制の整備を図る。

る。

(計画及び実績 (成果))

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により防疫演習に参加できなかった。

令和5年度は、防疫演習(今年度は図上訓練)に参加予定。

(評価(課題等)及び改善)

今後も鳥インフルエンザと他の感染症が同時流行することが懸念されるため、特定家畜伝染病防疫対策の中での保健所の役割を確認しつつ、実際の対応に備えていく。

⑤ 既知の感染症への対応

ア 感染症予防対策

(目的)

様々な感染症発生の未然防止を図るとともに、感染症患者が発生した場合の疫学調査、防疫措置を実施し、感染症患者に良質かつ適切な医療を提供する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 感染症発生動向調査

定点医療機関と保健所、県、国をコンピュータ・オンラインシステムで接続したサーベイランスシステムにより、週ごとの感染症の流行情報などを医師会、医療機関や市町等に情報提供した。

(イ) 蚊定点モニタリング調査

平成26年度のデング熱の大流行を受け、平成27年度から県内4か所(当所は吉田公園)において、蚊の継続的な生息状況調査及びウイルス保有調査を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため未実施だったが、令和4年度は県庁にて対応した。令和5年度は、環境衛生科学研究所と中部保健所が協力して調査を再開している。

(ウ) 感染症発生対応

3類感染症の腸管出血性大腸菌や4類感染症のレジオネラ等の発生時及びノロウイルスなどの集団発生時に、患者の症状、行動、接触者、喫食、住居の状況等の調査に基づき、感染の疑いがある接触者の健康診断、消毒、生活上の注意等について指導した。

(エ) 研修会

従来から年1回以上、集団感染や、重症化リスクのある高齢者入所施設や保育所等の職員を対象として正しい知識や対応方法についての普及を図ることにより、感染症の施設内蔓延等の予防を推進していたが、令和4年度は、コロナの影響で実施できなかった。

令和5年度は、保育所等の小規模通所施設を対象に11月1日に実施予定。

(評価(課題等)及び改善)

感染症患者発生時や感染者の集団発生時に、迅速な調査と接触者の健康診断、消毒、生活上の注意等について指導し、まん延防止を図った。

感染症患者発生状況調

(令和4年度)

分類・疾病名		市 町						計	前年 同期	前々年 同期	
		島 田市	焼 津 市	藤 枝 市	牧 之 原 市	吉 田 町	川 根 本 町				
一類	エボラ出血熱他										
二類	結核	6	7	9	3	4	1	30	36	36	
三類	細菌性赤痢										
	腸チフス										
	コレラ 等										
	腸管出血性大腸菌感染症		2	2					4	4	4
四類	ウイルス性肝炎(A・E型)										
	つつが虫病										
	デング熱			1					1		
	重症熱性血小板減少症候群										
	日本紅斑熱										
	レジオネラ		5	2	1				8	10	6
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢								4	2	
	ウイルス性肝炎(A・E型を除く)									5	
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症								2	3	
	急性脳炎								2	1	
	クロイツフェルト・ヤコブ病							1	2		
	劇症型溶血性レンサ球菌							5	5	4	
	後天性免疫不全症候群							2	2	3	
	ジアルジア症									1	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症							1	1	1	
	侵襲型肺炎球菌感染症							11	11	6	
	梅毒							32	24	11	
	破傷風										
	播種性クリプトコックス症							2	1		
	百日咳										
	風しん										
	麻しん							1		1	
	水痘(入院例)							3	4	3	
	新型インフルエンザ等感染症								79,533	16,145	531
	計								79,634	16,253	618
五類 (定点把握分)	インフルエンザ							1,740	1	10	
	感染性胃腸炎							1,144	1,324	831	

令和3年2月13日からは新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に分類され、令和4年9月26日から新型コロナウイルス感染症の届出基準が限定化された。

感染症患者発生状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

市 町		島 田 市	焼 津 市	藤 枝 市	牧 之 原 市	吉 田 町	川 根 本 町	計	前 年 同 期	前 々 年 同 期
一類	エボラ出血熱他									
二類	結核	1	7	5	1	3	17	15	21	
三類	細菌性赤痢									
	腸チフス									
	コレラ 等									
	腸管出血性大腸菌感染症		3					3	2	2
四類	ウイルス性肝炎(A・E型)	1						1		
	日本紅斑熱		1					1		
	レジオネラ	1		3				4	2	7
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢	/	/	/	/	/	/			2
	ウイルス性肝炎(A・E型を除く)	/	/	/	/	/	/			
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	/	/	/	/	/	/			
	急性脳炎	/	/	/	/	/	/			1
	百日咳	/	/	/	/	/	/			
	クロイツフェルト・ヤコブ病	/	/	/	/	/	/		1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	1	2	5
	後天性免疫不全症候群	/	/	/	/	/	/		1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	/	/	/	/	/	/	2	1	
	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	1	4	2
	梅毒	/	/	/	/	/	/	14	7	7
	破傷風	/	/	/	/	/	/			
	風しん	/	/	/	/	/	/			
	麻しん	/	/	/	/	/	/		1	2
	水痘(入院例)	/	/	/	/	/	3			
新型インフルエンザ等感染症		/	/	/	/	/	219	25,099	2,333	
計		/	/	/	/	/	266	25,135	2,384	
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	/	/	748			
	感染性胃腸炎	/	/	/	/	/	482	1,680	328	

令和3年2月13日からは新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に分類され、令和4年9月26日から新型コロナウイルス感染症の届出基準が限定化された。また、令和5年5月8日からは新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から5類の定点把握感染症に変更になった。

イ エイズ予防対策

(目的)

HIV感染の早期発見により感染の拡大を防止するとともに、エイズに関する正しい理解と知識の普及啓発を図り、偏見や差別のない社会を目指す。

(計画及び実績 (成果))

エイズ相談等実施状況調

区 分	相談件数			検査受付件数		
	男	女	計	男	女	計
令和3年度	8	2	10	44	15	59
令和4年度	9	3	12	72	38	110
令和5年度 (8月31日現在)	0	0	0	85	32	117

(ア) エイズ予防啓発事業

令和4年度は、世界エイズデーには市町にポスターを配布し、庁舎内でもポスターの掲示や普及啓発物を配架した。

(評価 (課題等) 及び改善)

令和4年度の相談・検査件数は、新型コロナウイルス感染症の影響から減少していると考えられる。令和5年度は、必要な方に受検してもらえるよう検査枠を拡大している。

ウ 性感染症予防対策

(目的)

性器クラミジアなどの性感染症が青少年に増加しているため、青少年を対象に検査を実施し、早期発見により感染の拡大を防止するとともに、性感染症に関する正しい理解と知識の普及啓発を図る。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 梅毒反応検査実施状況

区 分	検査件数 (件)		
	男	女	計
令和3年度	44	15	59
令和4年度	73	38	111
令和5年度(8月31日現在)	83	32	115

(イ) 性器クラミジア感染症検査実施状況

区 分	検査件数 (件)		
	男	女	計
令和3年度	3	1	4
令和4年度	3	3	6
令和5年度(8月31日現在)	0	0	0

(ウ) 性感染症予防啓発

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし

(評価(課題等)及び改善)

梅毒の感染者数が増加しているため、普及啓発を図ることにより、検査受検の必要性和性感染症拡大防止の重要性の意識高揚につなげたい。

エ 結核予防対策

(目的)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による結核の予防、患者管理及びまん延防止などの適切な医療の推進を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 結核予防啓発

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なし

(イ) 患者管理及びまん延防止

<検討会の開催>

(令和4年度)

事業名	対象者	人数・回数
コホート検討会	医師・看護師・保健師等	22人/2回
DOTSカンファレンス	病院医師、看護師、薬剤師等	111人/14回

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

事業名	対象者	人数・回数
DOTSカンファレンス	病院医師、看護師、薬剤師等	62人/7回

<訪問指導等の実施状況>

事業名	令和4年度	令和5年度(8月31日現在)
結核患者訪問指導	延人数 121人	延人数 84人
結核患者電話相談等	延人数 687人	延人数 342人
接触者健康診断	延人数 130人	延人数 118人
定期病状調査	2件	0件

(ウ) 医療(協議会の開催)

事業名	令和4年度	令和5年度(8月31日現在)
感染症診査協議会の開催 (結核)	13回	6回
	諮問数 2,549件	諮問数 137件
	承認数 2,548件	承認数 137件
	不承認数 1件	不承認数 0件

※新型コロナウイルス感染症の諮問者数も含める。

<新規登録患者 年次状況>

年次	管内全登録数(人)	新登録患者数・人口10万人対罹患率								
		中部管内					静岡県		全国	
		患者数(人)	罹患率	肺結核活動性患者数			患者数(人)	罹患率(人)	患者数(人)	罹患率(人)
				(人)	喀痰塗抹陽性(人)	その他(人)				
2年	71	34	7.5	28	13	15	348	9.6	12,739	10.1
3年	75	39	8.5	29	14	15	291	8.1	11,591	9.2
4年	57	23	5.1	22	11	11	241	6.7	10,235	8.2

(評価(課題等)及び改善)

静岡県立総合病院に引き続き、令和3年度から島田市立総合医療センターでもDOTSカンファレンスを開催するようになり、病院、保健所が相互に連携し服薬支援を実施できるようになった。

また、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により結核研修会や訪問指導の実施を縮小せざるをえなかったが、令和5年度は、別事業の研修や感染症向上加算合同カンファレンス等や結核訪問指導等により予防蔓延防止を強化していく。

オ 肝炎対策

(目的)

肝炎対策基本法等に基づき、ウイルス性肝炎から肝硬変や肝がんへの進行を防ぐため、治療が必要な肝炎患者を掘り起こす相談・検査から治療まで切れ目のない総合的な対策を進める。

(計画及び実績(成果))

(ア) 肝炎ウイルス相談・検査件数

区分 年度	C型肝炎検査件数			B型肝炎検査件数			肝炎相談件数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和4年度	72	38	110	72	38	110	6	2	8
令和5年度 (8月31日現在)	84	33	117	84	33	117	4	0	4

(イ) 肝炎啓発事業

講演会等を周知するとともに、藤枝総合庁舎や市町庁舎において啓発活動を行った。

(令和4年度)

区 分	内 容
肝炎検査 相談啓発 普及	<p>【実施期間】 日本肝炎デー 令和4年7月28日 肝臓週間 令和4年7月25日～7月31日</p> <p>【実施内容】 庁舎内に日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズを配架、ポスター掲示 庁舎内に肝炎検査受検勧奨ののぼり旗を設置 日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズ及びポスターを市町配布</p>
肝炎市民 公開講座	<p>【日 時】 令和4年11月3日(木)</p> <p>【会 場】 総合健康福祉センターさざんか ふれあいホール</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「肝がんを予防するために、今からできること」 浜松医科大学医学部附属病院・肝臓内科診療科長兼 肝疾患連携相談室長 ・「コロナだけじゃない！これからの感染症対策」 浜松医科大学医学部附属病院・看護師長 感染対策担当 ICN 感染管 理認定看護師

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	内 容
肝炎検査 相談啓発 普及	<p>【実施期間】 日本肝炎デー 令和5年7月28日 肝臓週間 令和5年7月24日～7月30日</p> <p>【実施内容】 庁舎内に日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズを配架、ポスター掲示 日本肝炎デー・肝臓週間関連グッズ及びポスターを市町配布 食品関連講習会にて、関連グッズとパンフレットを配布</p>
肝臓病医療 講演会・ 交流相談会	<p>【日 時】 令和5年10月14日(土)(予定)</p> <p>【会 場】 静岡県藤枝総合庁舎</p> <p>【内 容】 講演「肝臓のこと、聞いてみよう！」 浜松医科大学医学部附属病院・肝臓内科診療科長兼 肝疾患連携相談室長 交流相談会</p>

(ウ) 肝炎治療特別促進事業

B型・C型肝炎患者に対するインターフェロン治療、B型肝炎患者に対する核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎患者に対するインターフェロンフリー治療の医療費助成を実施した。

<医療費助成件数>

(令和4年度)

インターフェロンフリー治療		インターフェロン治療			核酸アナログ製剤			償還払い申請
新規	再治療	B型	C型	延長	新規	更新	転入	
31	0	0	0	0	26	226	1	3

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

インターフェロンフリー治療		インターフェロン治療			核酸アナログ製剤			償還払い申請
新規	再治療	B型	C型	延長	新規	更新	転入	
18	0	1	1	0	7	120	2	4

(評価(課題等)及び改善)

肝炎についての相談、検査、講演会の周知等を実施し、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を図った。また、フォローアップ対象者には電話連絡にて最近の体調と受診状況を確認する等、患者の治療や定期健診が適切に継続できるよう取り組んだ。あわせて、治療費助成事業の実施により、肝炎治療の負担軽減が図られている。

カ 風しん対策

(目的)

風しん抗体検査を医療機関において無料で受けられる体制を整備することにより、出産に対する不安の軽減や子どもの健康保持のため、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防する。

(計画及び実績(成果))

妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象とし、申請に基づき保健所長が受診券を発行、風しん抗体検査事業協力医療機関において検査を実施した。

抗体価が低い者に対しては、市町が実施する助成制度を利用する予防接種の勧奨を行った。

	受診券発行数 (枚)	受診者数 (人)	抗体価が低い者	
			人数	割合(%)
令和4年度	146	137	39	28.5%
令和5年度 (8月31日現在)	86	50	22	44.0%

(評価(課題等)及び改善)

風しん抗体検査への費用助成により、妊婦等の出産に対する不安の軽減及び風しんの知識普及につながった。

キ 新型コロナウイルス感染症対策

(目的)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、積極的疫学調査時や社会福祉施設等に具体的な感染予防対策の指導を行う。

(計画及び実績(成果))

(ア) 陽性患者数

(令和4年度)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
管内陽性者	3,080	2,793	812	7,369	19,721	8,339

区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月
発生届 受理件数	3,026	5,949	12,741	13,538	3,105	775

※令和4年9月26日から新型コロナウイルス感染症の届出が限定化された。以降は、管内医療機関からの発生届受理件数(管内陽性者数とは一致しない)。

(令和5年度)

(令和5年度8月31日現在)

区分	4月	5月※
発生届 受理件数	544	169

※令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、定点医療機関からの報告(週報)になった。

週数	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週	26週
期間	5/8~5/14	5/15~5/21	5/22~5/28	5/29~6/4	6/5~6/11	6/12~6/18	6/19~6/25	6/26~7/2
医療機関当たりの患者数	1.82	1.88	1.41	2.12	1.65	3.24	4.00	4.71
週数	27週	28週	29週	30週	31週	32週	33週	34週
期間	7/3~7/9	7/10~7/16	7/17~7/23	7/24~7/30	7/31~8/6	8/7~8/13	8/14~8/20	8/21~8/27
医療機関当たりの患者数	7.88	11.35	16.00	13.82	14.18	14.59	15.59	24.18

(イ) 福祉施設、医療機関における患者発生時の対応

クラスターが発生または発生するおそれがある施設に対し、必要時にはふじのくに感染症専門医協働チーム(FICT)の医師や感染管理認定看護師の協力を得て、現場介入を

し、感染拡大防止対策について助言等を行った。

対応件数（延べ）

（令和4年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
医療機関				1	1		
福祉施設		3			1		1
その他							

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	計
医療機関						2
福祉施設	3	3				11
その他						0

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月
医療機関					
福祉施設	2				
その他					

（ウ）関係機関との連携調整

（令和4年度）

区 分	内 容
志太榛原感染症 対策向上加算 合同カンファレンス	（開催日）令和4年7月9日 （会場）島田市立総合医療センター 講話「新型コロナウイルスを含む感染症について」 （参加者数）31施設 79名
志太榛原感染症 対策向上加算 合同カンファレンス	（開催日）令和4年10月29日 （会場）島田市立総合医療センター 講話「AST（抗菌薬適正使用支援チーム）活動について」 （参加者数）31施設 78名
合同カンファレンス	（開催日）令和5年2月6日 （会場）聖稜リハビリテーション病院 カンファレンス「ウイズコロナの院内感染対策について」 （参加者数）4施設 19名
感染症対策向上加算 合同カンファレンス	（開催日）令和5年2月9日 （会場）島田市立総合医療センター 新型コロナウイルス感染症クラスター対応 院内ラウンド （参加者数）6施設 15名

榛原総合病院・榛原医師会・榛原歯科医師会合同症例検討会	(開催日) 令和5年2月22日 (会場) 榛原総合病院 5症例の検討会 (参加者数) 24施設 60名
感染症対策向上加算合同カンファレンス	(開催日) 令和5年3月29日 (会場) 焼津市立総合病院 コロナのクラスター対応及び今後の院内感染対策について (参加者数) 5施設

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	内 容
志太榛原感染症対策向上加算合同カンファレンス	(開催日) 令和5年6月24日 (会場) 焼津市総合福祉会館 講話「感染症の動向について」 報告「サーベイランス報告」 演習「マスクフィットテスト」 (参加者数) 89名

(評価(課題等)及び改善)

積極的疫学調査時に患者・家族に感染予防対策について説明することで不安解消を図り、また、福祉施設や医療機関等に介入することで、感染拡大防止に寄与することができた。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変わったが、社会福祉施設でクラスターが発生した際には感染症発生報告書が提出されるため、継続して助言していく。

(3) 災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

① 災害時における医療体制の整備

ア 災害医療対策

(目的)

巨大地震等の災害から、県民の生命・身体を守るため、静岡県医療救護計画等に基づき、国、市町、医療機関、医療関係団体等との役割分担と連携により災害時の医療救護体制を構築する。

(計画及び実績(成果))

災害医療コーディネーター(災害拠点病院医師)、保健所、市町の行政担当者、地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者で構成する「志太榛原地域災害医療対策会議」を開催し、地域における災害医療の取組状況の検証や課題に対する対応策の検討、関係機関との連携体制の構築や研修・訓練による人材育成等を図った。

(令和4年度)

区 分	内 容
志太榛原地域 災害医療対策 会議 研修会	(開催回数) 1回 (会議・研修内容) ・災害医療コーディネーターの選任について ・局地災害における医療救護について

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	内 容
志太榛原地域 災害医療対策 会議	(開催回数) 1回 (会議内容) 1 災害医療コーディネーター候補者の選出について 2 静岡県災害時小児周産期リエゾンの委嘱について 3 志太榛原地域災害医療対策会議設置要綱の改正について 4 研修 (1) 最近多発する風水害について (2) 風水害時の医療関係機関の対応について。

(評価(課題等)及び改善)

県及び市町災害医療体制について、地域災害医療対策会議を通じて地域の災害医療関係者間の連携、協力体制の充実が図られた。

また、研修会(講義、図上訓練等)の実施により、災害医療についての人材育成が図られた。

② 避難行動に配慮が必要な方への支援

(目的)

市町や関係する支援者の知識を深め、難病患者や家族が円滑かつ迅速な避難の確保を図る体制を構築する。

(計画及び実績(成果))

ア 難病対策地域連絡会

区 分	内 容
令和4年度	(開催日及び参加者) 令和4年10月21日(Zoom)市町・包括・訪看・居宅の職員 19人 令和5年3月17日(対面)市町・包括・訪看・居宅の職員 43人 (内容) 「難病患者の状況」保健所、「電力提供の仕組」中電株式会社、 「充電器の最新情報」フランスベッド(株)、「人工呼吸器利用者の災害対策」(株)フィリップス、「市町の福祉制度」保健所

令和5年度 (8月31日現在)	人工呼吸器装着患者の在宅生活支援者連絡会を9月20日に開催予定。 (内容) 講義「在宅難病患者の災害対策」城西クリニック 取組紹介「利用者(難病患者)の災害対策としての個別支援計画」 介護よろず相談所 望月恵子 主任ケアマネジャー 情報交換「利用者(難病患者)の災害時等への備え」
--------------------	---

(評価(課題等)及び改善)

災害時に人工呼吸器装着等特に医療依存度が高い難病患者が直面する停電対応の課題があることから、連絡会で、電気や医療機器に関する平時のメンテナンスや非常時物品整備の市町の購入費助成制度などについて説明することにより、地域関係者の理解が得られた。

【2 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸】

(1) 医療を支える人材の確保・育成

① 医師の確保・偏在解消

ア 医師確保対策の推進

(目的)

初期研修医の確保や指導医・専門医の育成支援、医療機関相互の連携強化等を行い、地域医療の課題解決を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) ふじのくに地域医療支援センター中部支部会議の開催

専門医取得を目指す医師を確保するため、中部地域(静岡及び志太榛原医療圏)内の県及び郡市医師会の代表者、病院の代表者、保健所長等による「ふじのくに地域医療支援センター中部支部」を設置し、支部会議等を開催した。

(構成員) 県及び郡市医師会の代表、病院の代表、保健所長等 26人

年 度	内 容
令和4年度	(開催回数) 1回 (協議内容) 静岡県の医師確保の取組み ・キャリア形成プログラム ・医師少数スポット
令和5年度 (8月31日現在)	(開催回数) 1回 (協議内容) 静岡県キャリア形成プログラムの再構築

(イ) 貸与研修訓練機器整備事業

医療及び救急関係者の技術向上を図るため、医師、看護師及び救急救命士等医療関係者を対象とした研修会を実施する公的病院等に訓練機器の貸与を行った。

年 度	内 容
令和4年度	(貸付先) 藤枝市立総合病院、県消防学校、志太医師会 (貸出機器) ALSシミュレータ、マニュアル除細動器 ほか (貸出回数) 6回
令和5年度 (8月31日現在)	(貸付先) 藤枝市立総合病院 (貸出機器) ALSシミュレータ ほか (貸出回数) 2回

(ウ) 病院見学ツアー及び情報交換会

医学生及び臨床研修医に対し、中部地域の病院の状況、魅力を伝え、研修先に選択してもらうことを目的とした病院見学及び病院医師との情報交換会を実施した。

年 度	内 容
令和4年度	(開催日) 令和5年3月6日(月) 医学生等19人参加 ・3コースに分かれ、病院見学(9病院) ・午後6時から、病院医師との意見交換会
令和5年度 (8月31日現在)	(開催日) 令和5年7月31日(月) 医学生 22人参加 ・3コースに分かれ、病院見学(9病院)

(評価(課題等)及び改善)

当圏域に従事している医師数は、年々増加しているが依然として県平均を下回っている。病院見学ツアー等の企画等で中部地域の病院の魅力を伝え、医師確保を図っていく。

イ 医療従事者免許交付

(目 的)

医師法、歯科医師法等に基づく医師、歯科医師、看護師等医療従事者の厚生労働大臣免許及び県知事免許に関する事務を行う。

(計画及び実績(成果))

(ア) 厚生労働大臣免許処理件数

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

免許区分	処理件数					
	新規 登録	籍訂正 書換	再交付	登録 抹消	免許証 返納	計
医師	(15)	(7)	(1)	1(2)	()	1(25)
歯科医師	(4)	()	()	(1)	()	(5)
保健師	(8)	10(13)	(1)	()	()	10(22)
助産師	(5)	1(3)	()	()	()	1(8)
看護師	5(123)	44(88)	3(12)	1()	()	53(223)
診療放射線技師	1(6)	1(1)	(2)	()	()	2(9)
臨床検査技師	(9)	2(4)	()	()	()	2(13)
衛生検査技師	()	()	()	()	()	()
理学療法士	(38)	1(13)	(2)	()	()	1(53)
作業療法士	1(10)	5(4)	1()	()	()	7(14)
視能訓練士	(2)	1(4)	()	()	()	1(6)
計	7(220)	65(137)	4(18)	2(3)	()	78(378)

()内は、令和4年度処理件数

(イ) 知事免許処理件数 (准看護師)

年度	処理件数								
	准看護師 免許 試験願書 の受付	新規 登録	静岡県知事免許		他都道府県 知事免許		登録 抹消	免許 返納	計
			籍訂正 書換	再交付	籍訂正 書換	再交付			
令和4年度		3	1	2	1	1			8
令和5年度 (8月31日現在)					2				2

(評価 (課題等) 及び改善)

免許申請書類の内容を適正に審査するとともに、申請書類受付後には、個人情報の取扱いに留意して迅速な処理、交付をすることができた。

ウ 保健医療統計

(目的)

保健医療事業を推進するための基礎資料として、人口動態調査、医療施設や患者状況等の保健・医療統計の取りまとめを行う。

(計画及び実績 (成果))

区分	報告・調査名称
毎月	①人口動態調査 ②医療施設動態調査 ③病院報告(患者状況)
毎年	①病院報告(医療従事者状況) ②介護サービス施設・事業所調査
毎年度	①地域保健・健康増進事業報告 ②衛生行政報告例
隔年	①医師・歯科医師・薬剤師調査 ②看護職員等業務従事者調査
3年毎	①医療施設静態調査 ②患者調査 ③受療行動調査

(評価・課題等及び改善)

人口動態調査等について、保健・医療統計制度に基づき、適切に実施した。

(2) 質の高い医療の持続的な提供

① 地域医療構想の実現

ア 地域医療協議会

(目的)

医療供給体制の整備充実等に関する事項を検討・協議する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 志太榛原地域医療協議会

構成員：市町長、医師会長、病院長、関係団体役員等 21人

区 分	協議内容	開催回数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・ がん診療連携拠点病院の指定更新推薦 ・ 医師少数スポットの追加指定 ・ 地域リハビリテーション支援センター追加指定 	4回
令和5年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・ 第9次静岡県保健医療計画圏域版の策定 ・ 病床の削減 ・ 在宅医療体制の強化 ・ 緩和ケア病棟の設置 	1回

(イ) 静岡地域医療協議会

構成員：市、医師会長、病院長、関係団体役員等 26人

区 分	協議内容	開催回数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・ がん診療連携拠点病院の指定更新推薦について ・ 静岡県立総合病院の精神病床の増床について ・ 静岡圏域の非稼働病床の再稼働について ・ 静岡圏域における病院の移転について ・ 医師少数スポットの追加指定について 	2回
令和5年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療機関の追加・削除 ・ 静岡地域医療協議会設置要綱の改正について ・ 在宅医療体制の強化について ・ へき地診療所認定について (大河内診療所) ・ へき地医療拠点病院の新規指定申請について (桜ヶ丘病院) ・ 医師の働き方改革について特定労務管理対象機関の指定 ・ 第9次静岡県保健医療計画圏域版の策定について (二次医療圏の設定について) ・ 第9次静岡県保健医療計画圏域版の策定について (骨子の策定について) 	1回

(評価 (課題等) 及び改善)

医療関係者だけでなく、住民代表、自治体の首長等を含めてそれぞれの地域の医療体制について議論を行うことにより地域内の理解を深めることができた。

イ 地域医療構想調整会議

(目 的)

平成26年6月の医療法改正により、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を想定して

地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿（地域のバランスのとれた医療機能の分化と連携、在宅医療医療の充実）に向けた対応を協議する。

（計画及び実績（成果））

（ア）志太榛原地域医療構想調整会議

構成員：市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、医療保険者 22人

区 分	協議内容	開催回数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針 ・ 令和3年度病床機能報告(暫定値) ・ 病床機能分化促進事業費補助金 ・ 外来機能報告制度及び紹介受診重点医療機関 ・ 地域医療介護総合確保基金 ・ 地域医療構想の実現に向けた重点支援区域 ・ 第8次静岡県保健医療計画の中間見直し ・ 非稼働病床の再稼働計画 ・ 医療機能情報提供制度における全国統一システムの稼働 	2回
令和5年度 (8月31日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9次静岡県保健医療計画圏域版の策定 ・ 病床機能再編支援事業費補助金 ・ 病床機能分化促進事業費補助金 ・ 地域医療構想に係る対応方針の策定・見直し ・ 病床の変更（削減） ・ 令和4年度病床機能報告 ・ 地域医療介護総合確保基金 	1回

（イ）静岡地域医療構想調整会議

構成員：市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、医療保険者 23人

区 分	協議内容	開催回数
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について ・ 令和3年度病床機能報告（暫定値） ・ 外来機能報告制度及び紹介受診重点医療機関 ・ 地域医療介護総合確保基金 ・ 地域医療構想実現に向けた重点支援区域 ・ 静岡徳州会病院の機能移転 ・ 平野医院の減床 ・ 静岡県立総合病院の精神病床の増床について ・ 地域医療構想の推進に関する医療機関の対応方針について（公立病院経営強化プランの策定状況について） ・ 非稼働病床の再稼働計画について ・ 外来機能報告の開始時期の延期について ・ 地域医療介護総合確保基金について ・ 医療機能情報提供制度における全国統一システムの稼働について 	3回

<p>令和5年度 (8月31日現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第9次静岡県保健医療計画圏域版の策定について（地域医療構想の実現に向けた方向性） ・令和4年度外来機能報告及び紹介受診重点医療機関の検討 ・地域医療構想に係る対応方針の策定・見直し（静岡市立静岡病院・静岡市立清水病院） ・病床の変更について（静岡徳洲会病院） ・地域医療構想におけるワーキングの実施について ・令和4年度病床機能報告について ・地域医療介護総合確保基金について 	<p>1回</p>
----------------------------	---	-----------

（評価（課題等）及び改善）

平成28年3月に策定した静岡県地域医療構想（志太榛原・静岡構想区域）を推進するため、継続して協議している。令和元年9月26日に再検証要請対象医療機関が公表され、医療機関をはじめとするそれぞれの関係機関が自らの機関の今後の在り方について考え、地域医療構想実現に向けて検討している。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の拡大のもと、Webを活用し会議を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の5類への変更に伴い、対面で開催し、委員から広く意見をもらい、地域医療に係る課題を協議している。

② 救急医療体制の整備

ア メディカルコントロール（MC）体制の整備・推進

（目的）

救急救命率の向上を図るため、救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言・事後検証・再教育の体制を整備し、救急活動の質を保証する体制（メディカルコントロール体制）を整備・推進する。

（計画及び実績（成果））

（ア）協議会等の開催

（令和4年度）

区 分	内 容
<p>志太榛原地域 メディカルコントロール協議会</p>	<p>（構 成 員） 郡市医師会長、2次及び3次救急医療機関の長、消防職員、保健所長、検証管理者、プロトコール運用指導者（計15人）</p> <p>（開催回数） 2回</p> <p>（協議内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志太榛原地域のCPA（心肺停止状態）症例の統計（推移） ・志太榛原地域MC体制の課題と対策 ・通信途絶時における特定行為の実施
<p>同協議会 検討委員会</p>	<p>（構 成 員） 検証医、救急技術指導者、保健所長、看護師（計23人）</p> <p>（開催回数） 4回</p> <p>（検討内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除細動（プロトコールによる）の検証・CPA症例の統計 ・薬剤投与・気管挿管症例の検証

	<ul style="list-style-type: none"> ・ブドウ糖溶液の投与・ショックへの輸液症例の検証 ・C P A症例の推移 (H29. 1～R 2. 12) ・照会時間 30 分以上又は照会回数 4 回以上の症例検証 ・重傷外傷症例の検証
--	---

(令和 5 年度)

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

区 分	内 容
志太榛原地域 メディカルコント ロール協議会	(構 成 員) 郡市医師会長、2 次及び 3 次救急医療機関の長、消防職 員、保健所長、検証管理者、プロトコール運用指導者 (計 15 人) (開催回数) 1 回 (協議内容) ・心肺蘇生を望まない傷病者 (DNAR) への救急隊の対応について
同協議会 検討委員会	(構 成 員) 検証医、救急技術指導者、保健所長、看護師 (計 22 人) (開催回数) 1 回 (検討内容) ・除細動 (プロトコールによる) の検証・C P A 症例の統計 ・薬剤投与・気管挿管症例の検証 ・ブドウ糖溶液の投与・ショックへの輸液症例の検証 ・C P A 症例の推移 (H30. 1～R 3. 12) ・照会時間 30 分以上又は照会回数 4 回以上の症例検証 ・重傷外傷症例の検証

(イ) 気管挿管病院実習受入

島田市立総合医療センターで実施

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度 (8 月 31 日現在)
志太消防本部	4 人	4 人
静岡市消防局	8 人	8 人
計	12 人	12 人

(評価 (課題等) 及び改善)

救急患者の症例や救急医療に関わる問題点等について検証、協議等を行い、救命率の維持・向上を図った。

⑤ 在宅医療の提供体制の整備

ア 医療・介護一体改革総合啓発

(目 的)

医療と介護の一体改革には、行政や医療・介護関係者だけではなく、サービスを利用し、かつ地域で医療や介護を支える立場である県民の役割が重要となるため、改革の趣旨や内容を継続的に周知し、意識醸成を図る。

(計画及び実績 (成果))

年 度	内 容
令和4年度	(開催回数) 2回 (内容) ・藤枝市 医療介護・介護・福祉フォーラム 「ひとりでも 最期まで 自分らしく生きる ～慣れ親しんだ場所 で最期を迎えるには～」 ・川根本町 講演 「なんと めでたいご臨終」
令和5年度 (8月31日現在)	市町事業開催時期と合わないなど、共催を希望する市町がなかったため、実施せず。

(評価 (課題等) 及び改善)

例年、市町と共催で開催しているが、市町の事業実施予定と県の開催時期が合わず、市町からの共催要望に応えられないことがあるため、県の開催時期の周知等、市町と協働しやすくなるよう工夫していく。

⑨ 疾病に応じた適切な医療の提供

ア 難病対策

(目 的)

原因不明で、治療方法の確立していない難病患者に対して、治療促進と医療費の負担軽減を図るための特定医療費 (指定難病) 及び特定疾患の医療費助成を実施する。

また、在宅患者及びその家族に対し、安定した療養生活及び生活の質 (QOL) の向上のための支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 特定疾患治療研究事業及び難病医療費助成事業

特定疾患・指定難病に認定された者に対し、受給者証を交付した。

(イ) 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者相談・支援等実施状況

項 目	令和4年度		令和5年度 (8月31日現在)	
	回数	人数	回数	人数
医療相談事業	0回	0人	0回	0人
在宅療養支援計画策定評価事業	7回	7人	2回	2人
訪問相談員等研修	0回	0人	0回	0人
家庭訪問事業 (延人数)	実 25 人 (28 人)		実 16 人 (27 人)	
来所・電話相談事業 (延人数)	実 257 人 (456 人)		実 118 人 (135 人)	

医療相談事業 (筋萎縮性側索硬化症の患者・家族の相談、交流) を10月に実施予定

(評価(課題等)及び改善)

(ア) 特定疾患治療研究事業及び難病医療費助成事業

事業の推進により、特定疾患の治療促進、患者の医療費の負担軽減が図られた。

(イ) 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族に対する家庭訪問や来所時面談による相談を通じ、患者や家族の在宅生活への不安が緩和された。

難病患者・家族を支援する地域包括支援センター、訪問看護、医療機関等の関係者とともに在宅ケア調整を行う会議に職員が参加し、助言することにより、よりよい在宅療養生活につなげることができた。

イ 臓器移植対策

(目的)

角膜、腎臓等の臓器移植医療について多くの人々の理解を得るとともに、骨髄バンクへの登録を推進する。

(計画及び実績(成果))

毎月、第3木曜日を定例日として骨髄提供希望者の登録手続き及びHLA型の検査の採血等を実施するほか、10月の臓器移植普及月間に1階のパネルにポスターを掲示し普及を図った。

骨髄バンク登録等の実施状況

項目	令和4年度				令和5年度(8月31日現在)			
	窓口日数	受付日数	登録者数	相談件数	窓口日数	受付日数	登録者数	相談件数
骨髄バンク	22日	4日	5人	8件	9日	1日	1人	1件

(評価(課題等)及び改善)

県全体の骨髄バンク登録者数は、減少傾向であるので、地域の窓口として引き続き相談窓口を設置し、普及啓発を図り、骨髄バンク登録者の増加に努める。

特定医療費等受給者調

(令和4年度)

市町名 疾患群	島田市	焼津市	藤枝市	牧之 原市	吉田町	川根 本町	計	3年度 末計	2年度 末計
血液疾患	18	28	36	11	4	1	98	88	92
免疫疾患	121	203	195	86	33	7	645	613	634
呼吸器疾患	36	42	56	15	12	0	161	144	163
循環器疾患	14	20	9	7	4	3	57	57	63
消化器疾患	133	226	262	68	38	13	740	713	715
骨・関節疾患	31	61	54	15	7	2	170	150	181
染色体異常疾患	3	4	0	0	0	0	7	4	3
皮膚疾患	37	53	54	23	11	3	181	172	183
腎・泌尿器疾患	36	70	48	16	7	0	177	143	124
免疫・皮膚系疾患	8	8	12	3	1	1	33	36	36
内分泌疾患	25	44	57	16	7	1	150	141	158
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	17	20	20	8	5	4	74	74	78
神経・筋疾患	167	328	314	90	56	8	963	849	854
代謝異常疾患	8	8	10	3	1	1	31	24	21
合計	654	1,115	1,127	361	186	44	3,487	3,208	3,305

特定医療費等受給者調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

市町名 疾患群	島田市	焼津市	藤枝市	牧之 原市	吉田町	川根 本町	計	4年度 末計	3年度 末計
血液疾患	20	30	39	11	4	1	105	98	88
免疫疾患	122	203	200	88	36	7	656	645	613
呼吸器疾患	36	43	56	13	12	0	160	161	144
循環器疾患	14	20	9	7	4	3	57	57	57
消化器疾患	131	231	274	72	44	14	766	740	713
骨・関節疾患	32	64	52	14	8	2	172	170	150
染色体異常疾患	3	3	0	0	0	0	6	7	4
皮膚疾患	36	55	57	23	12	3	186	181	172
腎・泌尿器疾患	39	74	51	18	9	0	191	177	143
免疫・皮膚系疾患	8	8	12	3	1	1	33	33	36
内分泌疾患	25	44	59	15	7	1	151	150	141
聴覚・平衡系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	17	20	19	8	5	4	73	74	74
神経・筋疾患	162	343	310	91	57	6	969	963	849
代謝異常疾患	12	8	10	3	3	1	37	31	24
合計	657	1,146	1,148	366	202	43	3,562	3,487	3,208

ウ 原子爆弾被爆者対策

(目的)

原爆被爆者援護法等に基づき、被爆者の健康保持及び福祉の向上を図る。

(計画及び実績 (成果))

被爆者手帳の交付を行うとともに、原爆指定医療機関の協力を得て定期健康診断を年2回、がん検診を年1回実施した。

また、被爆者の健康状況によって、手当の切り替えを行った。

(ア) 原子爆弾被爆者健康手帳交付状況

区 分	令和4年度	令和5年度(8月31日現在)
被爆者健康手帳交付者数	34	34

(イ) 各種手当受給状況

区 分	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
医療特別手当受給者数	4	4
健康管理手当受給者数	26	26
保健手当受給者数	0	0
介護手当受給者数	0	0
家族介護手当受給者数	0	0
訪問看護	1	1
葬祭料受給者数	3	0

(ウ) 健康診断実施状況

区 分	令和4年度	令和5年度(8月31日現在)
一般健診	73	32
がん検診	45	16
交通手当支給	6	3

(評価 (課題等) 及び改善)

被爆者の医療費の負担が軽減されるとともに、健康診断を受けることにより、健康状況の確認や健康管理及び療養支援が図られた。

⑩ 信頼される医療の環境整備

ア 病院・診療所等立入検査

(目 的)

適正な医療等の確保を図るため、医療法に基づき、診療所の開設許可を行うとともに、病院・診療所の立入検査を行う。

(計画及び実績 (成果))

医療機関の許可・届出事務取扱状況

(令和4年度)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	6
一般診療所	19	22	81
歯科診療所	1	3	18
助 産 所	3	0	0

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

	開 設	廃 止	変 更
病 院	0	0	15
一般診療所	9	10	31
歯科診療所	1	1	10
助 産 所	0	0	0

立入検査の状況調

区 分	年 度	医療 施設数	立入検査 実施数	検査率%	指摘 施設数	立入検査結果	
						指摘 件数	指導 件数
病 院	令和3年度	13	13	100.0	1	1	0
	令和4年度	13	13	100.0	3	3	0
	令和5年度(8月31日現在)	13	-	-	-	-	-
一般 診療所	令和3年度	303	3	1.0	0	0	0
	令和4年度	300	8	2.7	0	0	0
	令和5年度(8月31日現在)	301	53	17.6	4	6	9
歯科 診療所	令和3年度	182	1	0.5	0	0	0
	令和4年度	184	2	1.1	1	0	2
	令和5年度(8月31日現在)	181	1	0.6	0	0	0
助産所	令和3年度	14	-	-	-	-	-
	令和4年度	16	-	-	-	-	-
	令和5年度(8月31日現在)	16	-	-	-	-	-
計	令和3年度	512	17	3.3	1	1	0
	令和4年度	513	23	4.5	4	3	2
	令和5年度(8月31日現在)	511	54	10.6	4	6	9

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	検査項目数	不備数	不備率%	検査項目数	不備数	不備率%	検査項目数	不備数	不備率%
医療従事者	64	1	1.6	64	1	1.6	—	—	—
管 理	407	0	0	1,058	3	0.3	2,376	14	0.6
帳票・記録	83	0	0	138	1	0.7	324	1	0.3
業務委託	98	0	0	187	0	0	486	0	0
防火・防災体制	65	0	0	95	0	0	162	0	0
放射線管理	228	0	0	303	0	0	378	0	0

(注) 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数

(評価(課題等)及び改善)

病院に対して立入検査を実施し、不備のある事項については、指摘・指導を行うことで改善が図られた。新型コロナウイルス感染症拡大のため、病院立入検査は、令和2年度から4年度は、書面検査、診療所立入検査は一部実施としていたが、令和5年度からは従来どおりの実地検査を実施している。

医療従事者不足状況調

区分	年 度		病院数	不足 病院数	不足 病院率%	不足病院の状況			
						必要数	現員	充足率%	不足数
医師	令和3年度	全県	170	2	1.4	14.7	13.71	93.2	0.98
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和4年度	全県	170	4	2.4	35.175	32.233	91.6	2.942
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和5年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—
看護師	令和3年度	全県	170	1	0.7	22	20.5	93.2	1.5
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和4年度	全県	170	0	0.0	—	—	—	—
		管内	13	0	0.0	—	—	—	—
	令和5年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—
薬剤師	令和3年度	全県	170	1	0.7	2	1.8	90.0	0.2
		管内	13	1	7.7	1	0	0	1
	令和4年度	全県	170	4	2.4	7	3.9	55.7	3.1
		管内	13	1	7.7	2.2	2.0	90.9	0.2
	令和5年度 (8月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	13	—	—	—	—	—	—

診療機関状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

別 区 分		市町						計	
		島田市	焼津市	藤枝市	牧之原市	吉田町	川根本町		
医療施設数		施設 107	施設 147	施設 178	施設 52	施設 28	施設 12	施設 524	
同 上 内 訳	病院	1	5	5	1	1	0	13	
	同 上 内	一般病院	1	4	4	1	1	0	11
		精神病院	0	1	1	0	0	0	2
	一般診療所	63	77	105	32	16	8	301	
	歯科診療所	39	56	56	17	9	4	181	
	助産所	3	4	7	1	1	0	16	
医師		—	—	—	—	—	—	人 798	
歯科医師		—	—	—	—	—	—	254	
保健師		—	—	—	—	—	—	189	
助産師		—	—	—	—	—	—	98	
看護師		—	—	—	—	—	—	3,647	
准看護師		—	—	—	—	—	—	554	
世帯数		世帯 35,025	世帯 53,791	世帯 55,571	世帯 16,246	世帯 11,328	世帯 2,806	世帯 174,767	
人口		人 95,477	人 136,216	人 141,254	人 43,288	人 28,853	人 6,201	人 451,289	

(注) 1 医療施設数は令和5年8月31日現在数である。

2 医療従事者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師）数は令和2年12月31日現在数である。

3 人口及び世帯数は「静岡県推計人口（令和2年10月1日現在）」による。

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医師等の数		
		管 内	県 (R3年)	全国 (R3年)
一般病床	2,420 床	536.2	581.7	706.0
療養病床	995	220.5	242.5	226.8
精神病床	423	93.7	181.6	257.8
結核病床	8	1.8	2.7	3.1
感染症病床	6	1.3	1.3	1.5
病院計	3,852	853.5	1,009.8	1,195.2
一般診療所一般病床	137	30.4	46.8	61.7
一般診療所療養病床	17	3.8	1.6	5.0
一般診療所計	154	34.2	48.4	68.7
医師	798 人	176.8	219.4	256.6
歯科医師	254	56.3	64.4	82.5
保健師	189	41.9	47.5	44.1
助産師	98	21.7	26.9	30.1
看護師	3,647	808.1	950.6	1,015.4
准看護師	554	122.8	164.5	225.6

(注)

- 1 病床数は、令和3年10月31日現在である。
- 2 医療従事者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師）数は令和2年12月31日現在の数値。「人口10万人対」の数値は、市区町別推計人口（令和2年10月1日現在）を元に算出。

イ 静岡県保健医療計画の推進

(目 的)

地域の医療提供体制の確保を図るため、静岡県保健医療計画に基づき、医療機関相互の機能分担と連携を推進する。

(計画及び実績 (成果))

疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関の調査を実施し、医療連携体制構築について、地域医療協議会において協議を行い、体制構築の推進を図った。

疾病又は事業ごとの医療連携体制調査

(令和4年度)

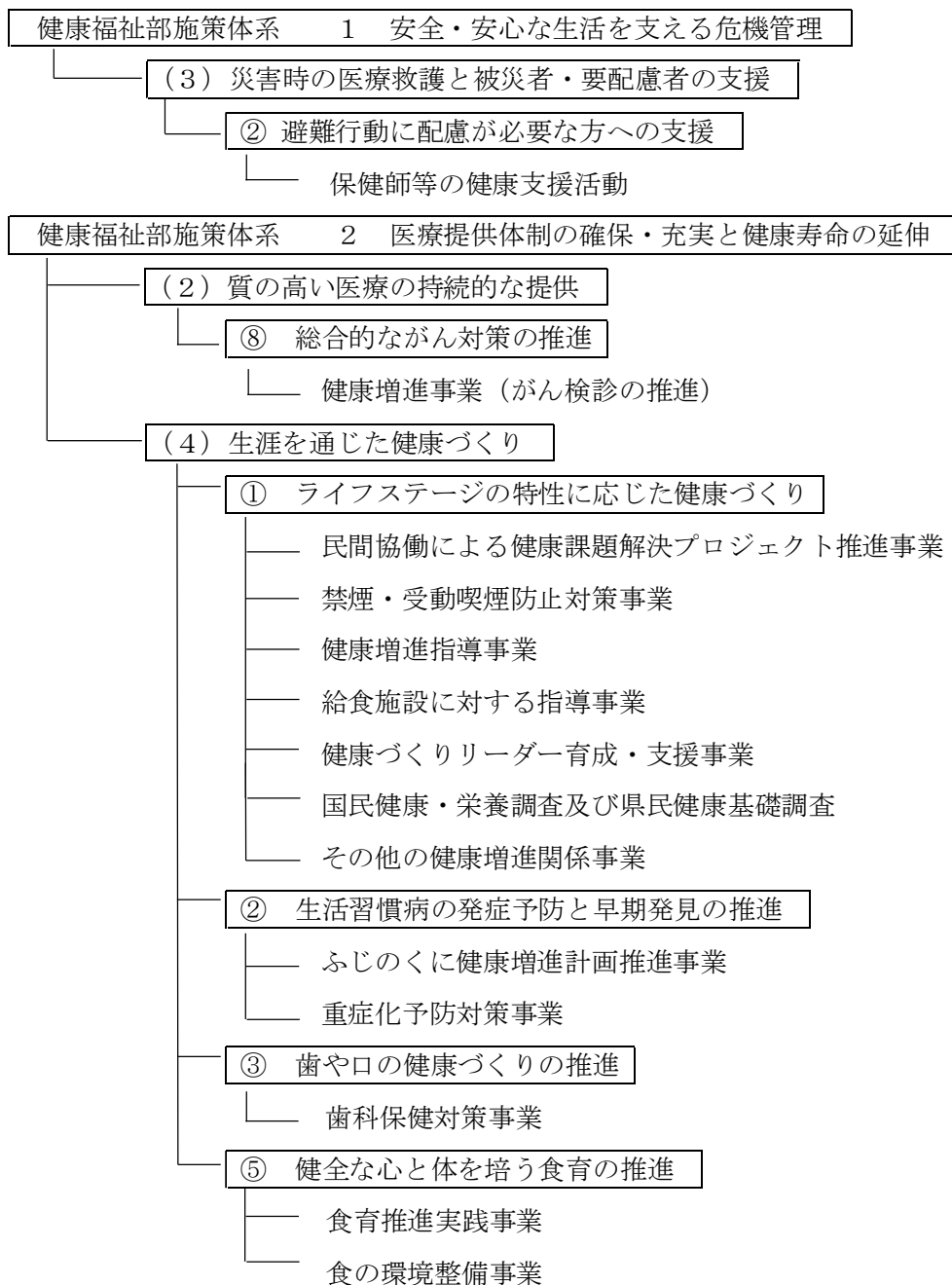
調査時期	調査内容	調査対象数
令和4年11月	全病院、関係する診療所(在宅療養届出機関、産科、産婦人科など)、全助産所、薬局(麻薬の提供)を対象にして、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、精神疾患及び周産期医療、小児医療についての体制を調査	志太榛原医療圏 病院 13 施設 診療所 64 施設 助産所 14 施設 静岡医療圏 病院 27 施設 診療所 126 施設 助産所 25 施設

(評価(課題等)及び改善)

医療連携体制調査結果等に基づき、圏域の医療体制について協議し、関連事業の進行管理などを行い、保健医療計画の推進が図られた。

4 健康増進課

1 施策の体系



2 業務概要・目的

「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、「ふじのくに健康増進計画(平成26年度～令和5年度)」及び「同計画後期アクションプラン(平成30年度～令和5年度)」に基づき、地域の健康課題解決に向けた健康づくりを推進する。

3 事業の成果(実績及び評価)

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

(3) 災害時の医療救護と被災者・要配慮者の支援

② 避難行動に配慮が必要な方への支援

ア 保健師等の健康支援活動

(目的)

市町担当者が災害時の健康支援活動を迅速に行えるよう、平常時から保健活動の準備や支援体制づくりを働きかける。また、管内が被災した場合に備え市町からの保健師・栄養士派遣要請により健康支援に係る管外や県外からの保健師等の受援体制を整える。

大規模災害発生時に、厚生労働省や自治体間の災害時協定による保健師等派遣要請を受けて、県が行う被災地派遣により、健康支援活動を行う。

(計画及び実績(成果))

管内市町に対し連絡会を開催し、県内の実災害での健康支援活動の情報共有やFUJISANシステムの操作演習等を行った。健康支援体制づくりを促すことができた。

令和4年9月23日から9月24日にかけて接近した台風15号に関連し、管内市町の健康支援活動の状況について聞き取りを行った。静岡市の聞き取りでは、県の対応を検討するため県健康増進課が同行した。管内市町から保健師、栄養士等の派遣要請はなかった。

(ア) 連絡会等の開催

(令和4年度)

研修名	実施日	内容	対象者	参加人数
災害時健康支援担当者連絡会	令和4年7月8日	・熱海伊豆山土石流災害の健康支援活動について ・情報交換 ・ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)操作演習(希望者)	市町災害時健康支援担当職員	18人

(イ) 台風15号に係る健康支援活動の聞き取り

(令和4年度)

実施日	対象	出席者	備考
9月30日	島田市	市健康づくり課1人 当所2人	・健康支援活動 無し ・浸水、道路通行止め等の被害 ・市健康福祉部内で情報・課題の共有をしている
	焼津市	市健康づくり課2人 当所2人	・健康支援活動 無し ・床上浸水200戸等の被害
9月30日	藤枝市	市健康推進課1人 当所2人	・健康支援活動 無し ・市福祉・介護等の関係課と連携している
10月30日	牧之原市	市健康推進課1人 市地域医療課1人 当所2人	・健康支援活動 無し ・浸水、竜巻による建物半壊等の被害
	静岡市	市6人 県健康増進課3人 当所2人	・要援護者に市保健師が訪問中 ・浸水、広域断水の被害 ・DHEAT依頼方法、熱海土石流災害時の活動内容を情報提供

(評価(課題等)及び改善)

引き続き、市町が自主的に受援訓練を行う等健康支援体制が整えられるように、また、

平常時からの関係づくりのために担当者連絡会等を実施していく。令和5年3月に、(公社)静岡県栄養士会と県が災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定を締結したことから、今後はJDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)とも連携した活動ができるよう取り組んでいく。

【2 医療提供体制の確保・充実と健康寿命の延伸】

(2) 質の高い医療の持続的な提供

⑧ 総合的ながん対策の推進

ア 健康増進事業(がん検診の推進)

(目的)

市町が実施するがん検診の受診促進と精度管理を推進するため、実施状況や課題を確認し、必要な支援を行う。

(計画及び実績(成果))

がん検診の受診を促進するため、市町への聞き取り調査や情報交換会の機会を設け、情報提供や指導助言を行うことにより、特定健診とがん検診の同時実施やがんセット検診の実施促進、精密検診受診率向上など、各市町の効果的な実施を促した。

(評価(改善等)及び改善)

各市町に対し、国の指針や県精度管理委員会の提言に沿った情報提供や助言を行ったことにより、各市町の課題を整理することができた。

(4) 生涯を通じた健康づくり

① ライフステージの特性に応じた健康づくり

ア 民間協働による健康課題解決プロジェクト推進事業

(目的)

健康課題の改善、健康寿命の更なる延伸を目指すため、「しずおかまるごと健康経営プロジェクト」における企業との連携を継続し、民間企業等との協働による「働く人等の運動習慣の改善及び食生活の改善」について事業を展開する。

(計画及び実績(成果))

(令和4年度)

項目	実施日	内容	対象者
ふじのくに健康づくり推進宣言事業所の拡大	通年	健康づくり事業所宣言助言・受付	宣言事業所
		健康経営の考え・取組の啓発(資料配布等)	給食施設(事業所、一般給食センター)等
社内食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援、しずおか健幸惣菜の普及	通年	・健幸惣菜レシピの配布 ・給食施設巡回指導時における助言	給食施設(事業所、一般給食センター)

(令和5年度)

(令和5年8月31日時点)

項目	実施日	内容	対象者
ふじのくに健康づくり推進宣言事業所の拡大	通年	健康づくり事業所宣言報告・更新・情報提供等	宣言事業所
		健康経営の考え・取組の啓発（資料配布等）	給食施設（事業所、一般給食センター）等
社内食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援、しずおか健幸惣菜の普及	通年	・健幸惣菜レシピの配布 ・給食施設巡回指導時における助言	給食施設（事業所、一般給食センター）
しずおか健幸惣菜パートナーとの協働による普及	令和5年 6月14日	食育クイズ及びしずおか健幸惣菜PR	スーパーマーケット利用者

(評価（課題等）及び改善)

企業における健康経営の考え方は浸透しはじめており、ふじのくに健康づくり推進事業所宣言をしている事業所数は増えている。令和3年度から、新規や継続の申込がインターネット上から可能になった。宣言事業所に健康関連のポスターを送付するなどして、関係づくりに努めながら情報提供している。

イ 禁煙・受動喫煙防止対策事業

(目的)

「第3次ふじのくに健康増進計画」の目標である「喫煙者を減らす」「受動喫煙の機会を減らす」等を推進するため、喫煙と健康に関する正しい知識を普及するとともに、地域の関係者と連携した禁煙・受動喫煙防止対策の推進を図る。

(計画及び実績（成果）)

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
相談、届出受理等	通年	・県条例及び健康増進法の一部改正についての電話や来所相談、苦情への対応 ・喫煙可能室設置施設届出についての相談や受理 ・衛生薬務課にて、新規飲食店営業許可申請者に対して標識交付	飲食店、市町、一般住民等
普及啓発等	通年	・たばこ関係事業について情報（健康増進指導技術連絡会議） ・世界禁煙デー・禁煙週間の普及啓発（ポスター掲示、のぼり旗設置、庁内放送等） ・飲食店等へ啓発資料の提供 ・喫煙及び受動喫煙防止（法・県条例の制度周知）に関する啓発リーフレットの配布 ・事業所におけるたばこ対策アンケート実施	市町、学校一般住民、飲食店等

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
相談、届出受理等	通年	<ul style="list-style-type: none">・県条例及び健康増進法の一部改正についての電話や来所相談、苦情への対応・喫煙可能室設置施設届出についての相談や受理・衛生薬務課にて、新規飲食店営業許可申請者に対して標識交付	飲食店、市町、一般住民等
普及啓発等	通年	<ul style="list-style-type: none">・市町の禁煙支援の状況について情報交換（健康増進指導技術連絡会議）・世界禁煙デー・禁煙週間の普及啓発（ポスター掲示、のぼり旗設置、資料提供等）・飲食店等へ啓発資料の提供・喫煙及び受動喫煙防止（法・県条例の制度周知）に関する啓発リーフレットの配布・事業所におけるたばこ対策アンケート実施	市町、一般住民、飲食店、給食施設等
事業所の禁煙講座	令和5年7月7日	<ul style="list-style-type: none">・禁煙セミナー 講師 榛原薬剤師会 薬学リーダー	菊地工業(株)社員14人

(評価（課題等）及び改善)

健康増進法改正から3年経ち、飲食店の標識掲示は進んでいるが、廃業や開店の回転が速いため制度周知を引き続き行っていく必要がある。

事業所等における受動喫煙対策・禁煙支援対策については、給食施設実態調査等のアンケートを通して、地域の実情を把握し、研修会や連絡会の開催により地域と職域の連携を図り、禁煙・受動喫煙対策を強化していく。

ウ 健康増進指導事業

(目的)

地域保健福祉対策を推進するため、各市町に効果的な取組を促し、地域保健関係者の人材育成及び技術向上を図る。

(計画及び実績（成果）)

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
健康増進指導技術連絡会議	令和4年5月27日	第1回健康増進関係事業情報交換会 <ul style="list-style-type: none">・県及び中部健康福祉センターの健康増進関係事業・各市町健康課題対策重点事業・情報交換・意見交換	市町健康増進担当課職員
	令和4年7月8日	災害時健康支援担当者連絡会 <ul style="list-style-type: none">・健康福祉部防災訓練について・熱海伊豆山土石流災害における健康支援活動報告・情報交換・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）操作演習（希望者）	市町災害時健康支援担当職員
	令和4年7月21日	第1回栄養連絡会 <ul style="list-style-type: none">・食育推進会議の運営について・栄養・食育関係業務における新規・重点的な取組につ	市町栄養業務担当職員

		いて ・災害時の栄養・食生活支援について	
	令和5年 1月30日	第2回健康増進関係事業情報交換会 ・R4年度事業実施状況とR5事業実施計画 ・高血圧対策について	市町健康増進 担当課職員
	令和5年 2月28日	第2回栄養連絡会 ・講話「JDA-DATの活動について」 講師 浜松医科大学医学部付属病院 管理栄養士 (静栄DAT部長) ・災害時の栄養・食支援について ・栄養・食育関係業務における新規・重点的な取組 について	市町栄養業務 担当職員
聞き取り 調査	8月	健康増進関係事業等ヒアリング ・健康増進事業、健康施策（高血圧対策等）、がん検 診、生活習慣病の重症化予防事業、高齢者の食に 関する支援等	市町健康増 進・国保・地 域包括ケア担 当職員
地域保健 福祉関係 者研修会	令和5年 1月27日	講話「嚥下調整食の新たな指標『学会分類2021』の ポイントと活用」 講師 聖隷三方原病院 言語聴覚士 事例報告 榛原総合病院 管理栄養士 情報交換 「どうしてる？嚥下調整食の提供」	給食施設の管 理栄養士、地 域活動栄養士 等
新任地域 保健従事 者研修	令和5年 3月7日	講義「地域診断とPDCA」「事業評価とまとめ」 講師 静岡県立大学教授	1～5年目の 市町保健師、 栄養士
	12月～ 1月	実務研修 (所属以外の管内市町保健事業を見学・実務経験、 情報交換)	1～5年目の 市町保健師、 栄養士
小規模町 支援事業	通年	・第3次保健計画・食育推進計画の推進支援 ・災害時健康支援に関する助言、情報提供等 ・精神福祉保健活動、母子保健対策の支援（福祉 課）	川根本町

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
健康増進 指導技術 連絡会議	令和5年 5月26日	第1回健康増進関係事業情報交換会 ・県及び中部健康福祉センターの健康増進関係事業 ・各市町健康課題対策重点事業 ・情報交換・意見交換	市町健康増進 担当職員
	令和5年 8月17日	栄養連絡会 ・食育推進事業について ・災害時の栄養・食生活支援について ・講話「『将来を見据えた、地域における栄養施策の 実践ガイド』について」 講師 西部健康福祉センター管理栄養士	市町栄養業務 担当職員
聞き取り 調査	7～8月	健康増進関係事業等ヒアリング ・健康増進事業、がん検診、生活習慣病の重症化予 防事業、高齢者の食に関する支援等	市町健康増 進・国保・地 域包括ケア担 当職員

	8月	人材育成ヒアリング	市町人材育成 担当職員
小規模町 支援事業	通年	・第3次保健計画、食育推進計画の推進支援 ・災害時健康支援に関する助言、情報提供等 ・精神保健福祉活動、母子保健対策の支援（福祉課）	川根本町

（評価（課題等）及び改善）

健康づくりに関する情報提供・情報交換の機会を設けるとともに、研修会の開催や小規模町に対する支援を行ったことにより、各市町に効果的な取組を促し、市町の保健師・管理栄養士など地域保健に携わる職員及び給食施設の管理栄養士等の人材育成と技術向上を図ることができた。

エ 給食施設に対する指導事業

（目的）

特定多数人に継続的に食事を供給する施設の実態を把握するとともに、必要な指導・支援を行い、栄養管理体制の整備を促し、給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防を図る。

（計画及び実績（成果））

（ア）給食施設数（給食施設実態調査時）

種別	令和4年度	令和5年度	種別	令和4年度	令和5年度
学校	17	17	事業所	35	35
病院	13	13	寄宿舍	3	3
介護老人保健施設	13	13	自衛隊	1	1
老人福祉施設	48	49	一般給食センター	7	8
児童福祉施設	79	80	その他	10	10
社会福祉施設	6	5	計	232	234

（令和4年度は7月1日現在、令和5年度は7月3日現在の施設数）

（イ）個別指導

対象区分		特定給食施設				その他の給食施設		計
		1回100食以上又は 1日250食以上		1回300食以上又は 1日750食以上		1回50食以上又は1日 100食以上、その他		
（栄養士有無）		有	無	有	無	有	無	
令和4年度	巡回	1	1	1	0	3	2	8
	巡回以外	3	2	2	0	1	4	12
令和5年度 （8月31日現在）	巡回	6	2	3	2	3	0	16
	巡回以外	1	3	0	0	1	2	7

(ウ) 集団指導

(令和4年度)

実施日	内 容	対 象	施設数
令和4年 6月29日	講話「『新たな日常』に対応した食育を考える」 講師 常葉大学 教授 事例報告 ゆりかご保育所 調理師 牧之原市子ども子育て課 管理栄養士 情報交換 コロナ禍の食育等について	保育園、幼稚園、こども園	72施設 95人 他行政職員
令和5年 1月27日	講話「嚥下調整食の新たな指標『学会分類2021』のポイントと活用」 講師 聖隷三方原病院 言語聴覚士 事例報告 榛原総合病院 管理栄養士 情報交換 「どうしてる？嚥下調整食の提供」	病院、介護老人保健施設、老人福祉施設	33施設 40人 他地域活動栄養士
令和5年 3月9日	静岡県給食協会志太榛原支部栄養士研修会 講話「減塩からはじめる食環境づくり ～減塩の取組を中心に～」 中部保健所 健康増進課職員	給食協会会員施設	22施設 23人

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

実施日	内 容	対 象	施設数
令和5年 6月9日	静岡県給食協会志太榛原支部総会 講話 給食施設における減塩の取組 (給食施設実態調査等報告) 中部保健所 健康増進課職員	給食協会会員施設	50施設 61人
令和5年 6月23日	講話 「園で家庭で、野菜マシマシ」 講師 野菜ソムリエ上級プロ 情報交換「野菜マシマシ大作戦」 園における食育取組事例集の作成、配布	保育所、認定こども園、市町児童課等の管理栄養士等	76施設 120人 他行政職員

(評価(課題等)及び改善)

給食施設実態調査を通じ、栄養士のいない施設や栄養管理上指導の必要性が高い施設等に対して、計画的かつ重点的な個別指導を行うことで、給食施設の質の向上が図られた。

集団指導においては、非常時の対応について、講話や事例発表、情報交換を通して危機管理の体制整備を促した。また、給食協会志太榛原支部と協働でお塩のとりかたチェックの実施やその後の報告、レシピ集の作成等を通じて施設の減塩に関する取組の支援を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響で、巡回指導や集団指導を実施しにくい状況が続いている。巡回指導では令和2～4年に指導件数が減っていたため、指導項目を事前に送付する等短時間でできるよう工夫しながら、より多くの施設に行けるようにしたい。集団指導では、対象者施設を絞り、人数を減らしたり、ハイブリット方式を用いる等の工夫しながら実施することで多くの施設の参加に繋がった。

オ 健康づくりリーダー育成・支援事業

(目的)

地域における健康づくりの取組を充実させるため、ボランティア等の健康づくりに関わる住民組織に対して研修や連絡会等を行う。

(計画及び実績(成果))

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
健康づくり食生活推進員活動連絡会	令和4年 5月13日 6月30日 令和5年 3月17日	食推協事業計画、事業報告、意見交換・情報交換	健康づくり食生活推進員、市町担当者
料理講習会	令和4年 6月30日	牛乳・乳製品料理講習会 講話「withミルクで介護予防」 調理実習	
地域交流会	令和5年 3月17日	お料理イラストゲーム、情報交換、おすすめレシピ紹介、ベジチェック	

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
健康づくり食生活推進員活動連絡会	令和5年 5月17日 6月29日	食推協事業計画、事業報告、意見交換・情報交換	健康づくり食生活推進員、市町担当者
料理講習会	令和5年 6月29日	牛乳・乳製品料理講習会 講話「1日の1/2のカルシウムを摂ろう」 調理実習	

(評価(課題等)及び改善)

地域の健康づくりの担い手である健康づくり食生活推進員等が、組織間の情報交換や講習等を行うことにより、地域活動の充実・活性化が促進された。

管内全市町に組織があることが、管内の特徴であったが、令和3年度末に1組織が県組織から脱会した。各組織代表者や市町担当者とともに、現在の状況にあった実施方法等を検討しながら、会員の意欲向上につながるよう支援を継続していく。

カ 国民健康・栄養調査及び県民健康基礎調査

(目的)

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として活用する(国民・健康栄養調査)。あわせて、同様の調査を、静岡県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料として活用のため実施する(県民健康基礎調査)。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

調査日	調査地区	調査	対象世帯	実施世帯	実施世帯員
10月26日	焼津市小土	県民	35	27	76人
11月8日	藤枝市末広	国民・県民	26	18	39人
11月30日	藤枝市藤岡	県民	39	28	69人

令和5年度は当所での実施なし。

[調査項目]

- ・身体状況調査 (身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査※、問診)
- ・栄養摂取状況調査 (世帯状況、1日の食物摂取状況、身体活動量 (1日の歩数))
- ・生活習慣調査 (食習慣、身体活動、休養 (睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康の状況)

※国民健康栄養調査のみ

(評価 (課題等) 及び改善)

令和4年は、国民健康・栄養調査が3年ぶりの実施となり、感染症対策を行ないながら実施した。地元自治会の協力を得ながら調査依頼方法を工夫し、調査協力率を上げることができた。あわせて調査の精度管理に努め、国民及び県民の健康増進の推進に資する身体状況、栄養摂取状況・生活状況等の基礎資料を収集することができた。

キ その他の健康増進関係事業

(ア) 健康情報の提供

(目的)

県民の健康づくりを推進するため、毎月1日の「県民健康の日」を中心に普及啓発を行う。また、平均気温の上昇や真夏日が増加傾向にあることから熱中症患者が増加することが予測されるため、熱中症の予防や早めの対応について広く周知し、熱中症の発生を防止する。

(計画及び実績 (成果))

〈方法〉①庁舎内健康コーナー掲示

②藤枝商工会議所会報誌寄稿 (年6回)

③各種会合出席者 (労働基準協会、給食協会等) への啓発

④市町を通じた熱中症啓発促進及び来庁者向け熱中症警戒アラート発令の掲示

〈内容〉適正な飲酒、喫煙・受動喫煙の防止、健診受診の勧め、食育の推進、歯と口の健康、身体活動、熱中症予防、感染症予防、食中毒防止、児童虐待防止、動物保護等

(評価 (課題等) 及び改善)

県民の健康づくりに関わる内容について毎月1日を中心に普及啓発を行うことで、住民の健康意識の高揚につながった。熱中症については、タイムリーな情報提供により、県民への注意喚起が図られた。

(イ) 県職員健康診断に関する保健指導

(目 的)

静岡県職員健康診断の結果、職員自らの適切な受診行動と適切な疾病管理ができるよう支援するため、静岡県職員安全衛生管理規程に基づき保健指導を実施する。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

区分	実施日	内 容	対象者	人 数
個別	11月～2月 (延べ7日)	健診結果に基づく保健指導 (面接及びメール)	要保健指導 対象者	実人員 17人 延人員 17人
集団	令和5年 2月7日	体組成測定、講話、実技(スト レッチ等) 講師 シンコースポーツ(株) 健康運動指導士	管轄所属職員	9人

(評価 (課題等) 及び改善)

健診後の個別指導は、継続的な生活改善の取組ができるよう保健師と管理栄養士が指導を行い、経年で改善がみられた対象者も多かった。

集団指導では、コロナ禍における運動不足やデスクワークによる肩こり等に対応するため、ストレッチの実技指導を実施した。参加者を増やすため、テーマや実施方法等の検討を要する。

(ウ) 栄養士・管理栄養士免許関係事務

(目 的)

根拠法令・関係要領に基づき、栄養士・管理栄養士免許の事務処理を適正に行う。

(計画及び実績 (成果))

	申請区分	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
管理 栄養 士	管理栄養士免許申請	41	9
	管理栄養士名簿訂正申請	12	6
	管理栄養士免許証書換え交付申請	12	6
	管理栄養士免許証再交付申請	1	0
栄 養 士	栄養士免許申請	41	1
	栄養士名簿訂正申請 [※]	24	13
	栄養士免許証書換え交付申請 [※]	18	8
	栄養士免許証再交付申請 [※]	9	1

※他保健所からの移送受理分を含む

(評価 (課題等) 及び改善)

個人情報扱いに留意して適切な処理・交付を行った。また、申請書類をチェック票で確認することで窓口対応がスムーズにできた。

令和3年1月から旧姓併記が可能になり、4月からは押印廃止になった。引き続き適切な事務処理ができるよう、工夫していく。

② 生活習慣病の発症予防と早期発見の推進

ア ふじのくに健康増進計画推進事業

(目的)

生活習慣病の発症予防や生活の質の向上を図るため、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」をはじめとする各種保健対策の効果的な実施を推進する。

(計画及び実績(成果))

生活習慣改善の普及啓発等、健康づくり施策の総合的な推進及び特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標達成に向け、地域保健と職域保健の連携・協働を図り、圏域共通の健康課題の対策に取り組むとともに、市町や事業所における取組支援や健康経営の視点を取り入れた環境整備を促した。

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
資料作成	5～8月	給食協会志太榛原支部との連携による減塩レシピ集作成	給食協会志太榛原支部 会員施設
生活習慣病対策連絡会ワーキング部会	令和5年1月19日	・志太榛原地域の健康課題 ・高血圧対策事業の検討 リーフレットの内容及び活用方法	医師会、事業所、社会保険労務士会、給食協会志太榛原支部代表及び事務局、しだはい栄養士の会、市町
生活習慣病対策連絡会	令和5年2月16日	テーマ「高血圧予防対策」 ・志太榛原地域の健康課題 ・各機関における地域・職域連携事業の取組 ・意見聴取	医師会、歯科医師会、薬剤師会、労基署、地域産業保健センター、事業所健保組合、協会けんぽ、国保連、社会保険労務士会、商工会議所、商工会、食推協中部連絡会、給食協会志太榛原支部、市町

(令和4年度～令和5年度)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	通年	・市町間の情報交換、情報提供 ・市町健康づくり推進協議会、食育推進会議等への出席 ・健診(検診)受診促進の啓発、生活習慣病の予防啓発	市町、一般住民、労働基準協会(事業主)等

(評価(課題等)及び改善)

生活習慣病対策連絡会を開催し、第3次ふじのくに健康増進計画の後期アクションプラン地域別計画の進捗状況、地域の健康状態や課題を構成団体に情報提供した。

また、連絡会のワーキング部会で前年度検討した減塩レシピ集について、給食協会志太榛原支部と連携して作成及び普及を行い、給食施設関係者の減塩に対する意識を高めることができた。令和4年度はレシピ集の内容を活用し、減塩及び野菜摂取増加に関するリーフレットの内容を検討した。

このほか通年で、管内の共通の健康課題である高血圧やかくれメタボ、飲酒習慣について、地域の実態に即したリーフレットを活用して、減塩や適正飲酒を推進した。

イ 重症化予防対策事業

(目的)

住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、地域における生活習慣病の重症化予防体制の整備を支援する。

(計画及び実績(成果))

生活習慣病の重症化予防対策について、市町への聞き取り調査や担当者連絡会で現状と課題を把握し、各市町における積極的な取組を促し、地域における重症化予防対策の推進を図った。

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	令和4年 5月27日 9月～3月 8月	・市町間の情報交換、情報提供 ・データヘルス計画推進委員会(島田市)、医師連絡会(牧之原市)への出席 ・健康増進関係事業等ヒアリング	市町等
重症化予防指導者研修会	令和5年 3月6日	講義及び演習「受診勧奨対象者を確実に医療機関へつなげるために～成功した事例から学ぶ」 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 顧問 (西部健康福祉センターと共催)	市町等

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
市町支援等	令和5年 5月30日 7～8月	・市町間の情報交換、情報提供 ・健康増進関係事業等ヒアリング	市町等

(評価(課題等)及び改善)

慢性腎臓病(CKD)等の発症予防・早期発見・重症化予防のため、地域や職域において生活習慣病対策に取り組む指導者の技術の向上に取り組む必要がある。また、重症化予防に取り組むための体制整備について支援を継続していく。

③ 歯や口の健康づくりの推進

ア 歯科保健対策事業

(目的)

歯を失う二大要因である「むし歯」と「歯周病」の予防と口腔機能の維持・向上を推進するため、歯や口の健康づくり推進体制を整備する。

(計画及び実績(成果))

(令和4年度)

区分	実施時期	内容	対象者
普及啓発	6月	・「歯と口の健康週間」啓発資料の掲示・配架	来庁者

市町支援	通 年	・ 歯科保健関係調査、連絡会議等での取組状況の把握と情報提供 ・ 住民歯科会議の出席（7回）	市町
------	-----	---	----

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

区分	実施時期	内 容	対象者
普及啓発	6月	・ 「歯と口の健康週間」啓発資料の掲示・配架	来庁者
市町支援	通 年	・ 歯科保健関係調査、連絡会議等での取組状況の把握と情報提供 ・ 住民歯科会議等への出席（3回）	市町

（評価（課題等）及び改善）

地域における歯科保健の現状と課題を提示し、歯科保健に関する正しい知識を啓発したことで、各市町の歯科保健対策の推進や住民への普及が図られた。

⑤ 健全な心と体を培う食育の推進

ア 食育推進実践事業

（目 的）

生活習慣病と関連の深い食に関し、県民が健全な食生活を実践できるよう「ふじのくに食育推進計画」に基づき、食育推進体制の整備や食の環境整備を進めることで、食を通じて住民の健康づくりを推進する。

（計画及び実績（成果））

（令和4年度）

区 分	実施日	内 容	対象者	人数
食育指導者研修会	令和4年 6月29日	講話 『『新たな日常』に対応した食育を考える』 講師 常葉大学 教授 事例報告 ゆりかご保育所 調理師 牧之原市子ども子育て課 管理栄養士 情報交換 コロナ禍の食育等について	保育所、認定こども園、市町児童課等の管理栄養士等	95人
食育連絡会	令和4年 7月21日	栄養連絡会 ・ 食育推進会議の運営について ・ 栄養・食育関係業務における新規・重点的な取組について ・ 災害時の栄養・食生活支援について	市町食育担当者	12人

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

区 分	実施日	内 容	対象者	人数
食育連絡会	令和5年 8月17日	栄養連絡会 ・ 食育推進事業について ・ 災害時の栄養・食生活支援について ・ 講話 『『将来を見据えた、地域における栄養施策の実践ガイド』について』 講師 西部健康福祉センター管理栄養士	市町栄養業務担当職員、農林事務所職員	9人

<市町食育推進委員会等への出席>

令和4年度	3市町主催	9回
令和5年度（8月31日現在）	1市町主催	3回

(評価（課題等）及び改善)

食育指導者研修会は、ハイブリッド方式で開催した。コロナ禍の食育について悩みや疑問を持つ方が多かったが、多様な食育の方法や新しい考え方が示され、具体的な事例を学ぶ機会となり、参加者の満足度の高い研修となった。

食育連絡会では、各市町の食育推進会議の運営方法や重点事業等についての情報を共有し、情報交換することで、各市町の取組の推進を図ることができた。

イ 食の環境整備事業

(目的)

住民の健康づくりを食生活の面から支援する体制を整え、適切な健康情報を提供するため、状況調査や関係者・関係機関との情報交換、研修会等を開催する。

(計画及び実績（成果）)

(令和4年度)

区分	実施日	内容	対象者
減塩に取り組む環境整備	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・当所で作成した減塩啓発資料、「お塩のとりかたチェック票」配布 ・給食施設実態調査時のアンケート実施・分析 ・静岡県給食協会志太榛原支部会員施設のお塩チェック分析経過報告と減塩に関する講話 ・減塩の工夫を掲載したレシピ集の作成、配布 	市町、企業、給食施設等
聞き取り調査	8月	地域高齢者の食に関する支援について	市町健康増進・国保・地域包括ケア担当職員

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	実施日	内容	対象者
減塩に取り組む環境整備	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・当所で作成した減塩啓発資料、「お塩のとりかたチェック票」配布 ・給食施設実態調査時のアンケート実施・分析 ・静岡県給食協会志太榛原支部会員施設への減塩に関する講話 	市町、企業、給食施設等
聞き取り調査	7～8月	地域高齢者の食に関する支援について	市町健康増進・国保・地域包括ケア担当職員
テレビ広報	令和5年8月24日	ケーブルテレビの番組出演による減塩、野菜摂取増加の啓発	県民

(評価（課題等）及び改善)

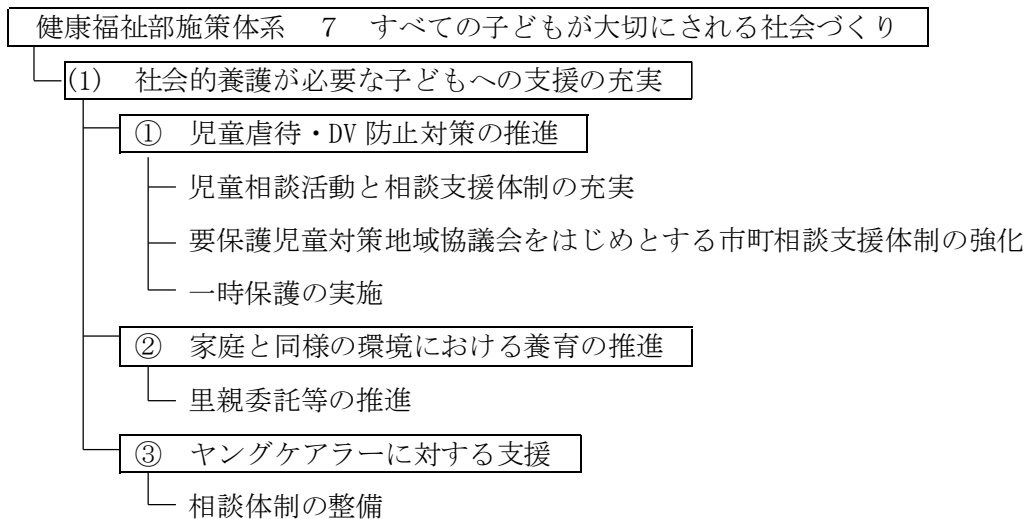
以前の「減塩55プログラム」から継続した取組として、啓発資料やお塩のとりかたチェック票の活用、給食施設の状況調査や減塩の取組促進を実施している。

地域高齢者に対する食支援の取組や低栄養対策については、市町の状況の把握を行った。今後さらに地域の現状を把握するとともに、食支援が必要な方に適切な介入ができるよう体制整備を進めていく必要がある。

《相談部》

5 中央児童相談所（相談判定課、育成課、一時保護課）

1 施策の体系



2 業務概要・目的

子どもの福祉向上のため、児童福祉に関するあらゆる問題について相談に応じ、医学・心理学・社会福祉学等の専門的知識や技術によって診断し、それぞれのケースに適切な助言・指導を行い、効果的な処遇に努める。

児童問題は、家族を含めた社会・地域情勢との関わりが深いことから、福祉・教育・警察等地域内各機関との緊密な連携による支援体制を確立するため、相談の一義的な窓口である市町の相談体制の充実整備へ向けての支援やネットワーク作りを進める。

3 事業の成果（実績及び評価）

【7 すべての子どもが大切にされる社会づくり】

（1）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

① 児童虐待・DV 防止対策の推進

ア 児童相談活動と相談支援体制の充実

（ア）児童相談の受付業務

（目 的）

児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又はニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行い、もって児童の最善の福祉を図る。

(計画及び実績 (成果))

児童相談種類別対応状況調

(単位：人)

相談種別	年度別		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
	児童虐待相談	その他の相談			
養護相談	339	14	339	350	207
保健相談	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由	2	2	1	0
	視聴覚障害	1	1	0	0
	言語発達障害等	13	13	6	0
	重症心身障害	2	2	2	2
	知的障害	1,084	1,084	1,016	480
	発達障害	2	2	2	0
非行相談	ぐ犯行為等	33	33	41	16
	触法行為等	5	5	7	7
育成相談	性格行動	15	15	23	12
	不登校	3	3	0	1
	適性	0	0	0	0
	育児・しつけ	0	0	2	1
その他の相談	0	0	0	2	1
計	1,513	1,513	1,471	734	

相談別市町別児童受付状況

(令和3年度)

(単位：人)

区分	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
島田市	69	0	0	0	0	0	1	223	0	3	1	4	0	0	0	0	301
焼津市	112	9	0	0	1	0	0	270	0	11	2	2	0	0	0	0	407
藤枝市	86	3	0	1	0	0	0	378	1	16	1	7	3	0	0	0	496
牧之原市	31	0	0	0	0	0	0	135	0	2	0	0	0	0	0	0	168
市部計	298	12	0	1	1	0	1	1,006	1	32	4	13	3	0	0	0	1,372
吉田町	30	2	0	0	0	11	1	64	1	0	1	2	0	0	0	0	112
川根本町	0	0	0	1	0	2	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	14
郡部計	30	2	0	1	0	13	1	75	1	0	1	2	0	0	0	0	126
管外	11	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	15
合計	339	14	0	2	1	13	2	1,084	2	33	5	15	3	0	0	0	1,513
構成比(%)	22.4	0.9	0.0	0.1	0.1	0.9	0.1	71.6	0.1	2.2	0.3	1.0	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0

(令和4年度)

(単位：人)

区分	養護		保健	障害					非行		育成				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
島田市	48	3	0	1	0	0	1	223	0	4	1	5	0	0	0	0	286
焼津市	125	6	0	0	0	0	0	260	0	13	4	4	0	0	0	1	413
藤枝市	98	9	0	0	0	0	0	326	2	20	0	7	0	0	1	0	463
牧之原市	48	0	0	0	0	0	0	104	0	1	2	1	0	0	0	0	156
市部計	319	18	0	1	0	0	1	913	2	38	7	17	0	0	1	1	1,318
吉田町	29	0	0	0	0	6	1	91	0	0	0	6	0	0	1	0	134
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	1	9
郡部計	29	0	0	0	0	6	1	99	0	0	0	6	0	0	1	1	143
管外	2	1	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	10
合計	350	19	0	1	0	6	2	1,016	2	41	7	23	0	0	2	2	1,471
構成比(%)	23.8	1.3	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1	69.1	0.1	2.8	0.5	1.6	0.0	0.0	0.1	0.1	100.0

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在) (単位：人)

区分	養護		保健	障害					非行		育成				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
島田市	26	4	0	0	0	0	0	109	0	1	0	0	0	0	0	0	140
焼津市	64	2	0	0	0	0	1	141	0	6	6	2	0	0	0	0	222
藤枝市	96	1	0	0	0	0	0	140	0	7	1	9	0	0	1	0	255
牧之原市	8	0	0	0	0	0	1	56	0	1	0	0	0	0	0	1	67
市部計	194	7	0	0	0	0	2	446	0	15	7	11	0	0	1	1	684
吉田町	12	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	1	1	0	0	0	43
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
郡部計	12	0	0	0	0	0	0	33	0	1	0	1	1	0	0	0	48
管外	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	207	7	0	0	0	0	2	480	0	16	7	12	1	0	1	1	734
構成比(%)	28.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	65.4	0.0	2.2	1.0	1.6	0.1	0.0	0.1	0.1	100.0

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度の相談受付状況は、前年度に比べ1.0%減少している(1,513件→1,471件)。このうち、児童虐待相談については、相談種別の構成比が1.4%増加している。

相談者、通報者のニーズや訴えを丁寧に聴取し、必要に応じて家族や家庭に関する調査を行い、円滑な支援の開始に結びつけることができた。

(イ) 児童虐待相談への対応

(目 的)

虐待の深刻化、重度化を防止するため、児童虐待を発見しやすい立場にある学校、保育所、幼稚園、病院など関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応を図る。

(計画及び実績 (成果))

虐待相談対応件数

(単位：件)

種別／年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (8月31日現在)	
対応件数	209	350	243	225	276	442	399	361	216	
内 訳	身体的虐待	87	129	75	54	67	84	58	73	35
	性的虐待	1	4	4	5	6	6	1	5	0
	心理的虐待	62	142	126	108	163	261	256	231	164
	ネグレクト	59	75	38	58	40	91	84	52	17

虐待相談受付経路

(単位：件)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
関 係 機 関	市町福祉	79	48	8
	児童委員	0	0	0
	保健所・保健センター	3	0	0
	医療機関	7	4	4
	児童福祉施設・保育所	2	0	0
	警察等	203	164	139
	幼稚園・学校・教育委員会	9	12	9
	その他	23	36	3
家 族 等	虐待者本人	9	8	12
	家族・親戚	30	39	8
	近隣・知人	27	45	31
	児童本人	7	5	2
合 計		399	361	216

虐待相談対応状況

(単位:件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (8月 31 日現在)
助言指導	67	34	0
継続指導	267	312	206
他機関斡旋	0	0	0
児童福祉司指導	14	3	5
児童委員指導	0	0	0
児童家庭支援センター指導委託	0	0	0
市町村送致	16	3	4
福祉事務所送致・通知	24	1	0
訓戒・誓約	0	0	0
児童福祉施設入所	5	3	0
里親委託	3	1	0
その他	3	4	1
計	399	361	216

(評価 (課題等) 及び改善)

令和 4 年度の児童虐待対応件数は令和 3 年度と比べ減少している。児童虐待対応においては、通報後 48 時間以内の児童の安全確認や一時保護等を行い、児童の最善の利益を第一に考えた対応を行った。

また、地域の関係機関との連携を密にし、早期対応を心がけるとともに、リスクの高いケースに対してはきめ細かく対応し、死亡・重症事例の発生を防ぐことができた。

(ウ) 家庭支援相談等事業「子ども・家庭 110 番」

(目 的)

児童や家庭からの悩み、問題に対し、早期に適切な支援を行うため、「子ども・家庭 110 番」を設置し電話相談に応じる。(県内 4 か所に専用回線を置き、受信した電話は中央児童相談所に自動転送され、電話相談員が相談に応じている。)

(計画及び実績 (成果))

家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番)

(令和3年度)

(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比 (%)	
養護	0	703	199	46	213	1,161	49.6	
保健	0	32	8	11	94	145	6.2	
障害相談	肢体	0	0	0	0	0	0.0	
	視聴覚	0	0	0	0	0	0.0	
	言語発達	0	2	4	0	5	11	0.5
	重症心身	0	0	0	0	0	0.0	
	知的障害	0	0	0	0	2	2	0.1
	自閉症	0	1	2	0	3	6	0.3
非行	1	6	1	2	10	20	0.9	
育成相談	性格行動	0	54	51	14	131	250	10.7
	不登校	0	5	0	2	11	18	0.8
	適性	0	11	28	1	20	60	2.6
	しつけ	1	17	10	4	60	92	3.9
学校	0	48	53	14	71	186	7.9	
被害	0	2	2	0	7	11	0.5	
その他	2	169	140	20	48	379	16.2	
合計	4	1,050	498	114	675	2,341	100.0	
無言						902		
いたづら						14		
その他						21		

(令和4年度)

(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比 (%)	
養護	0	485	211	45	205	946	42.1	
保健	1	35	24	10	64	134	6.0	
障害相談	肢体	0	0	0	0	2	2	0.1
	視聴覚	0	0	0	0	0	0	0.0
	言語発達	0	4	9	0	7	20	0.9
	重症心身	0	0	0	0	0	0	0.0
	知的障害	0	0	9	0	3	12	0.5
	自閉症	0	1	3	3	3	10	0.3
非行	0	10	3	0	18	31	0.9	
育成相談	性格行動	0	61	53	15	92	221	10.7
	不登校	0	2	4	1	7	14	0.8
	適性	0	57	43	3	33	136	2.6
	しつけ	0	28	9	1	36	74	3.9
学校	0	80	88	8	112	288	7.9	
被害	0	1	1	0	7	9	0.5	
その他	0	131	157	15	49	352	16.2	
合計	1	895	614	101	638	2,249	100.0	
無言						544		
いたづら						7		
その他						21		

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)(単位:人)

相談種別	伊豆地域	東部地域	中部地域	西部地域	不明	計	構成比(%)	
養護	0	234	87	16	65	402	39.2	
保健	0	18	16	7	27	68	6.6	
障害相談	肢体	0	0	0	0	0	0.0	
	視聴覚	0	0	0	0	0	0.0	
	言語発達	0	4	3	1	4	12	1.2
	重症心身	0	0	0	0	0	0.0	
	知的障害	0	0	3	0	0	3	0.3
	自閉症	0	0	0	1	1	2	0.2
非行	0	1	1	0	7	9	0.9	
育成相談	性格行動	0	22	36	3	46	107	10.4
	不登校	0	3	1	0	2	6	0.6
	適性	0	14	29	1	14	58	5.7
	しつけ	0	37	18	3	26	84	8.2
学校	0	46	53	7	42	148	14.4	
被害	0	1	4	0	4	9	0.9	
その他	1	50	50	4	12	117	11.4	
合計	1	430	301	43	250	1,025	100.0	
無言						323		
いたずら						1		
その他						6		

電話相談への技術的援助

年 度	内 容	回数等
令和3年度	電話相談員に対する技術的援助	12回
	保護者への電話相談	3回
令和4年度	電話相談員に対する技術的援助	11回
	保護者への電話相談	0回
令和5年度 (8月31日現在)	電話相談員に対する技術的援助	4回
	保護者への電話相談	1回

(評価(課題等)及び改善)

家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)の受付件数は令和3年度と令和4年度を比較すると、92件と微減した。相談種別においては、養護相談が7.6ポイント減少している。一方で、令和5年8月31日までに、言語発達や知的障害等の相談(障害相談)や、就学前の特別支援が級の検討に関する相談(適性相談)、家庭内の金銭持ち出し(非行相談)等の相談が増加傾向であり、寄せられる相談がより日常的な子育ての悩みの相談からより専門的な助言を求めるものに変化してきている。

こうした相談ニーズに対応するため、相談員の専門性を高めるための研修の実施が必要である。そのため、電話相談等支援専門員による技術的援助においては、ケース検討においてケースの理解を深めること、相談者に対しどのような対応をすれば良いのか助言指導をいただくことができ、電話相談員の専門性の向上につながっている。

(エ) 24時間365日児童相談体制強化事業

(目的)

全国共通児童虐待専用ダイヤル(189)を設置し、児童相談所の開庁時間だけでなく夜間、休日を含め、24時間365日いつでも相談を受け付け、即時対応できる体制を整えて、児童虐待相談に適切に対応する。

(計画及び実績(成果))

主訴別件数

(単位:人)

主訴別 年度	虐待					虐待以外							計		
	身体	性	心理	ネグレクト	小計	養護	性行	ぐ犯	不登校	しつけ	障害	保健		その他一般	小計
令和4年度	25	2	37	10	74	7	11	0	1	6	2	0	47	74	148
令和5年度 (8月31日現在)	10	0	18	6	34	6	3	0	0	1	0	0	15	25	59

相談・通報経路

(単位:人)

年度/経路別	本人	家族	その他一般	関係機関	計
令和4年度	18	87	31	12	148
令和5年度 (8月31日現在)	5	26	22	6	59

(評価・課題等及び改善)

夜間、休日の受電業務については民間事業者へ業務委託しており、専門的なスキルを有する職員が児童虐待相談をはじめ、子どもに関するすべての相談に応じている。

緊急性のある電話が入った場合には、受託業者から児童相談所に迅速に引き継がれ、児童の安全確保を図っている。

(オ) 乳幼児精神発達精密健康診査指導事業

(目的)

市町が実施する1歳6か月児健康診査若しくは3歳児健康診査の結果、精神の発達に問題が疑われ、より精密な健康診査を行う必要があると認められた幼児、又は育児不安、母子関係不良等養育環境の調整が必要であると認められる乳幼児とその保護者等を対象に支援を行う。

(計画及び実績(成果))

1歳6か月児精神発達精密健康診査・相談種別状況

(単位:人)

年度/相談種別	保健	障 害						育 成			養護	計
		肢体	視聴覚	言語	重心	知的障害	自閉	性格行動	適性	しつけ		
令和3年度	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
令和4年度	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

3歳児精神発達精密健康診査・相談種別状況

(単位：人)

年度／相談種別	保健	障 害						育 成			養護	計
		肢体	視聴覚	言語	重心	知的障害	自閉	性格行動	適性	しつけ		
令和3年度	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12
令和4年度	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4

3歳児精神発達精密健康診査事後指導・相談種別状況

(単位：人)

年度／相談種別	保健	障 害						育 成			養護	計
		肢体	視聴覚	言語	重心	知的障害	自閉	性格行動	適性	しつけ		
令和3年度	実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	実	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 実：実人数 延べ：延べ人数

(評価(課題等)及び改善)

1歳6か月児精神発達精密健康診査及び3歳児精神発達精密健康診査においては、支援が必要な母子に対して、児童心理司の専門的見地から精神発達や育児、養育環境調整等の助言・指導を行った。

3歳児精神発達精密健康診査事後指導については要請がなかったため、相談実績はない。相談件数が少ないこと、地域の支援体制の整備が進んだことで令和4年度で本事業は終了した。

(カ) 心理診断の実施

(目的)

面接調査、行動観察、各種の心理検査等を実施し、総合的に児童の心理診断を行い、この診断結果に基づき、適切な助言・指導を行うとともに必要に応じてカウンセリングなど継続的な心理治療を実施する。

(計画及び実績 (成果))

(令和3年度)

(単位:件)

相談種別	知能検査	発達検査	人格検査	その他	検査計	構成比 (%)	面接観察指導	構成比 (%)	カウンセリング・心理治療	構成比 (%)
児童	493	585	23	8	1109	98.1	814	49.2	485	46.3
(再掲)児童虐待	26	18	15	5	64	-	234	-	371	-
(再掲)非行	4	0	1	0	5	-	35	-	16	-
保護者	0	20	2	0	22	1.9	743	44.9	317	30.3
(再掲)児童虐待	0	18	0	0	18	-	185	-	244	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	28	-	16	-
その他	0	0	0	0	0	0.0	96	5.8	245	23.4
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	-	60	-	191	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	3	-	3	-
計	493	605	25	8	1131	100.0	1653	100.0	1047	100.0
(再掲)児童虐待	26	36	15	5	82	-	479	-	806	-
(再掲)非行	4	0	1	0	5	-	66	-	35	-

(令和4年度)

(単位:件)

相談種別	知能検査	発達検査	人格検査	その他	検査計	構成比 (%)	面接観察指導	構成比 (%)	カウンセリング・心理治療	構成比 (%)
児童	462	483	25	44	1014	100.0	839	47.5	1077	43.3
(再掲)児童虐待	16	6	21	8	51	-	296	-	898	-
(再掲)非行	4	0	1	4	9	-	35	-	52	-
保護者	0	0	0	0	0	0.0	793	44.9	761	30.6
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	-	271	-	592	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	27	-	60	-
その他	0	0	0	0	0	0.0	136	7.7	648	26.1
(再掲)児童虐待	0	0	0	0	0	-	102	-	509	-
(再掲)非行	0	0	0	0	0	-	6	-	15	-
計	462	483	25	44	1014	100.0	1768	100.0	2486	100.0
(再掲)児童虐待	16	6	21	8	51	-	669	-	1999	-
(再掲)非行	4	0	1	4	9	-	68	-	127	-

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在) (単位: 件)

相談種別	知能検査	発達検査	人格検査	その他	検査計	構成比 (%)	面接観察指導	構成比 (%)	カウンセリング・心理治療	構成比 (%)
児童	207	233	7	4	451	100.0	265	39.4	299	33.2
(再掲) 児童虐待	12	4	7	0	23	-	51	-	172	-
(再掲) 非行	0	0	0	0	0	-	5	-	30	-
保護者	0	0	0	0	0	0.0	332	49.3	220	24.4
(再掲) 児童虐待	0	0	0	0	0	-	113	-	112	-
(再掲) 非行	0	0	0	0	0	-	4	-	36	-
その他	0	0	0	0	0	0	76	11.3	382	42.4
(再掲) 児童虐待	0	0	0	0	0	-	58	-	173	-
(再掲) 非行	0	0	0	0	0	-	2	-	38	-
計	207	233	7	4	451	100.0	673	100.0	901	100.0
(再掲) 児童虐待	12	4	7	0	23	-	222	-	457	-
(再掲) 非行	0	0	0	0	0	-	11	-	104	-

(評価 (課題等) 及び改善)

全体的には新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染等に関わる面接中止が相次いだ状況から転じて、必要な支援を行える状況が戻ってきたと評される。特に令和4年度の実績では「カウンセリング・心理治療」が増加している。「面接・観察・指導」は1～2回の短期的な関わり、「カウンセリング・心理治療」は継続的な関わりであり、中長期的な対応が必要なケースに安定した関わりを持てるようになってきていることが窺える。

(キ) 医師・臨床心理士による専門支援

(目的)

児童精神科医による診察や臨床心理士による相談及びケース検討を実施し、児童・家族に対する支援や施設での児童の支援の向上を図る。

(計画及び実績 (成果))

児童や保護者、施設に対し、医師による診察や臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、管内の児童養護施設で臨床心理士を助言者として定期的なケース検討会を実施した。

(単位：人)

区 分		総数(延人数)				虐待ケース再掲(延人数)			
		保護者	児童	施設職員等	計	保護者	児童	施設職員等	計
令和3年度	① 医師(診察)	11	28	97	136	4	16	38	58
	② 臨床心理士(カウンセリング)	48	2	69	119	32	2	42	76
	③ 臨床心理士(ケース検討)	0	0	96	96	0	0	96	96
令和4年度	① 医師(診察)	23	34	95	152	11	26	73	110
	② 臨床心理士(カウンセリング)	46	2	27	75	21	2	13	36
	③ 臨床心理士(ケース検討)	0	0	89	89	0	0	89	89
令和5年度 (8月31日現在)	① 医師(診察)	9	13	33	55	1	5	14	20
	② 臨床心理士(カウンセリング)	16	1	10	27	7	0	3	10
	③ 臨床心理士(ケース検討)	0	0	37	37	0	0	37	37

*施設職員等には一時保護所、児童相談所職員も含む。

(評価(課題等)及び改善)

令和3年度からは、精神科医師の診察後だけではなく、カウンセリング後のカンファレンスも積極的に行い、ケースへの理解を深め、個々のケースに応じた専門的かつ適切な診察やカウンセリングを実施することができた。

(ク) 児童相談所家族療法事業

(目的)

家族全体を治療の対象にするという視点から継続的な心理治療を行う。

(計画及び実績(成果))

年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (8月31日現在)		
	実施家族数	実施延べ回数(回)	延べ家族人数(人)	実施家族数	実施延べ回数(回)	延べ家族人数(人)	実施家族数	実施延べ回数(回)	延べ家族人数(人)
養護(虐待)	58	413	855	57	503	893	44	92	175
ぐ犯	8	50	118	5	40	78	2	8	20
触法	3	26	62	3	41	61	1	5	15
性行	20	147	253	13	106	205	9	20	46
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	89	636	1288	78	690	1237	56	125	256

(評価・課題等及び改善)

令和4年度は、保護者の相談意欲が高い性行相談のケースについて家族面接を継続的に実施したほか、虐待ケースに対しては、児童の状況確認や家族間の関係調整のほか、家庭引き取り後のフォローアップのための家族面接を継続して実施し家族関係の安定に寄与することができた。令和5年度も継続面接実施可能なケースについて家族の変化等に焦点を当てた支援を行っている。

(ケ) 職員研修

(目的)

児童相談業務を遂行していく上で必要な知識と対応技術を習得するため、職員のステージに応じた研修及び専門性を身に付けるための研修を行う。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

主催	研修名 開催日、開催地	内容 (テーマ等)	参加 人数
中央 児相	児童福祉司任用前講習会等 合同研修会 (全6回 4/25、5/13、5/31、 6/7、6/10、6/16) 静岡市	・児童相談所職員や市町児童相談担当職員が、職務を遂行 するに当たり必要な知識や技術、態度を身に付ける。 <対象者> ・新規採用又は人事異動により新たに児童相談所に勤務す る職員 ・市町において調整担当者として職務を行う職員 ・新たに児童相談所等に勤務する職員、市町等で児童相談 業務に従事し児童福祉司任用資格を希望する保健師、看 護師、保育士、教員等	65
東部 中央 西部 静岡市 浜松市 児相	児童福祉司任用後研修 (全5回 7/25、7/28、8/9、 8/16、9/13) 静岡市	・児童福祉司としての実務経験が2年を経過した職員が、 職務の遂行に必要な知識や技術、態度を身に付ける。 <対象者> ・児童相談所において児童福祉司としての実務経験が2年 を経過している職員 ・児童相談に2年以上従事している市町や児童相談所の職 員	10
中央 児相	児童福祉司スーパーバイザー スキルアップ研修 (3/6) 藤枝市	・児童福祉司スーパーバイザーに関わる知識・技能の取得 <対象者> 育成班長等、児童相談所において児童福祉司スーパーバイ ザーとして勤務している者	8
各児相	面接スキル研修 (全4回 6/17、7/21、9/15、 10/20) 中央児相 ※新型コロナウイルス感染 症防止の観点より、各児相 で実施、回数・日程は各所 属で異なる	・対人援助の基礎的な演習を通じて、面接技術を習得する。 <対象者> ・児童相談所職員 ・管内市町児童相談担当職員	14
東部 西部 児相	児童相談所児童心理司研修 (7/14、2/13) オンライン	<第1回> ・テーマ「愛着障害と発達障害 ～社会的養護児童への支援～」 ・講師 和歌山大学教育学部心理学教室 教授 <第2回> ・テーマ「応用行動分析を学び、ケースを理解する」 ・講師 鳥取大学大学院医学系研究家 臨床心理学講座 教授 <対象者> 児童相談所職員、県立施設職員	224

(評価(課題等)及び改善)

平成28年の児童福祉法の改正で児童福祉司に対する研修が義務化され、児童福祉司任用前講習会等合同研修会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザースキルアップ研修を県、静岡市、浜松市合同で行っている。

令和2年から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染拡大のため、中止・オンライン開催、対象者を絞っての開催となっていた研修も感染対策を講じた上での集合開催、参加者を広げた開催を実施することができた。

集合開催となり参加者が増えたことで、演習型の研修の充実、活発な質疑応答ができ、より研修効果が高まった。

(コ)療育手帳交付に伴う相談判定業務

(目的)

児童と保護者の面接を行うとともに、発達検査、知能検査等を実施して知的障害程度の判定と療育手帳の交付を行う。

(計画及び実績(成果))

(令和3年度)(単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合計
新規判定	12	117	20	149
再判定	94	269	14	377
合計	106	386	34	526

(令和4年度)(単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合計
新規判定	11	146	15	172
再判定	84	220	18	322
合計	95	366	33	494

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)(単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	合計
新規判定	9	63	10	82
再判定	39	83	5	127
合計	48	146	15	209

(評価(課題等)及び改善)

障害程度の判定にあたっては、検査結果とともに日常生活上の介護度、社会生活上の自立度についても考慮した適切な判定を行うことができた。

新型コロナウイルス感染症による再判定の1年間延長措置が切れることにより、令和3

年度は増加が見込まれるため面接・検査日を増やしたが、令和4年度はこれを引き続き維持して対応を図った。

イ 要保護児童対策地域協議会をはじめとする市町相談支援体制の強化

(ア) 要保護児童対策地域協議会

(目 的)

虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を目的に、関係機関が連携して対応するために、児童福祉法に基づいて市町に設置された「要保護児童対策地域協議会(以下、「地域協議会」という)」に参加し、関係機関とケースの情報共有、支援の在り方の検討を行う。

(計画及び実績(成果))

要保護児童対策地域協議会設置及び実施状況

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

市町名	設置年月日	名 称	開催状況
島田市	H20. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会(代表者会議) ②児童生徒・虐待・DV部会、母子保健・乳幼児部会、障害児等療育部会 ③個別ケース会議	①年1回 ②年6回、年7回、年3回 ③随時
焼津市	H18. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会(代表者会議) ②学齢児部会、乳幼児部会、虐待(進行管理)小委員会、③個別ケース会議	①年1回 ②年6回、年6回、年4回 ③随時
藤枝市	H19. 4. 1	①要保護児童対策地域協議会(代表者会議) ②児童虐待・DV部会、児童生徒指導支援部会 ③個別ケース会議	①年3回 ②年10回、年11回 ③随時
牧之原市	H19. 10. 31	①要保護児童対策地域協議会(代表者会議) ②乳幼児部会、学齢児部会、要保護部会③個別ケース会議	①年1回 ②年3回、年2回、年5回 ③随時
吉田町	H22. 3. 1	①要保護対策地域協議会(代表者会議) ②乳幼児部会、学齢児部会③個別ケース会議	①年1回 ②年4回、年3回 ③随時
川根本町	H20. 3. 14	①要保護児童対策地域協議会 ②個別ケース会議	①年0回 ②随時

(評価・課題等及び改善)

各市町地域協議会が開催する会議に出席し、地域の関係機関との間で要保護児童に関する情報共有を行うとともに、専門機関として地域協議会で検討されるケース対応などに対して助言指導を行い、児童虐待の予防、早期発見・支援につなげることができた。

(イ) 市町職員等研修事業

(目 的)

児童や家庭に係る相談に携わる市町職員の資質向上を図り、児童虐待相談等に適切に対応できるようにする。

(計画及び実績 (成果))

(令和4年度)

研修名 (対象)	日程・受講人数・研修内容等
市町児童相談担当職員研修 (児童相談に関わる福祉、母子保健担当職員及び教育関係職員、児童家庭支援センター職員)	○日程：令和5年1月6日 ○場所：中央児童相談所 ○受講人数：7人 ○内容 「ソリューション・フォーカスト・アプローチについて」 「安全パートナリングについて」
市町児童相談担当職員研修 (児童相談に関わる福祉、母子保健担当職員及び教育関係職員、児童家庭支援センター職員)	○日程：令和4年9月～令和4年12月 ○場所：中央児童相談所 ○受講人数：12人 ○内容：総合会議への出席

(評価・課題等及び改善)

児相の総合会議へ出席してもらい、市町職員に児童相談所業務の理解を深めてもらった。後半はケースワークを行って行く上で有効となる面接技法の講義・演習を行った。児相職員も合同で参加することで演習がより充実したものになった。各市町のニーズを把握し、研修企画・実施をしていくことが今後の課題である。

ウ 一時保護の実施

(ア) 一時保護・委託の状況

(目的)

虐待等のため家庭から一時的に分離が必要な児童や、保護者の拘留や入院等で緊急に保護を要する児童を、児童相談所一時保護所等で保護し、児童の安全を確保する。

(計画及び実績 (成果))

一時保護 (委託) の状況

(単位：人)

保護場所別／年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
一時保護所	東部	0	0	0
	中央	56	59	21
一時保護委託		95	123	39
計		151	182	60

一時保護委託先

委託先別／年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (8月31日現在)		
	児童数 (人)	委託日数 (日)	児童数 (人)	委託日数 (日)	児童数 (人)	委託日数 (日)	
警 察 署	0	0	0	0	0	0	
病 院	4	129	1	2	2	64	
施 設	乳児院	10	298	5	397	1	55
	児童養護施設	12	199	15	72	3	24
	障害児入所施設	4	63	6	111	0	0
	児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0
	自立援助ホーム	2	15	2	101	0	0
里親・ファミリーホーム	63	1151	90	1796	31	634	
その他	0	0	4	153	2	82	
計	95	1,855	123	2,632	39	859	

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度は、前年度に比べ、一時保護(委託)の件数が増加した。委託先について、施設の件数は横ばいである一方、里親・ファミリーホームの件数が増加している。家庭養育優先の原則に基づいた積極的な支援を実施することができた。

(イ) 一時保護所での保護の状況

(目的)

おおむね2歳から18歳未満までの児童を対象として、県下5児童相談所(賀茂・東部・富士・中央・西部)の一時保護業務を行う。

(計画及び実績(成果))

入所児童の状況

年齢別・性別入所状況

(令和5年度は、8月31日現在)(単位:人)

年度/年齢別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	
3	男	0	2	1	2	5	4	5	7	4	5	7	8	8	5	5	1	1	0	70
	女	1	1	1	4	3	2	3	4	2	6	5	6	8	6	7	7	3	0	69
	計	1	3	2	6	8	6	8	11	6	11	12	14	16	11	12	8	4	0	139
4	男	0	1	3	4	0	2	2	6	2	10	7	8	5	6	1	3	1	0	61
	女	1	0	1	3	0	2	2	0	2	3	2	2	10	7	4	5	6	0	50
	計	1	1	4	7	0	4	4	6	4	13	9	10	15	13	5	8	7	0	111
5	男	0	0	0	0	1	1	2	3	3	1	4	2	8	4	1	0	0	0	30
	女	0	0	1	1	2	0	4	3	2	3	1	1	3	2	2	0	2	0	27
	計	0	0	1	1	3	1	6	6	5	4	5	3	11	6	3	0	2	0	57

相談別入所状況

(令和5年度は8月31日現在)

年度/相談種別	養護	ぐ犯	触法	不登校	性行	計	
3	実数(人)	99	11	2	0	27	139
		(内虐待 80)					
	構成比(%)	71.3	7.9	1.4	0.0	19.4	100.0
	延べ日数(日)	3,139	244	48	0	736	4,167
	1人平均在所日数(日)	31.7	22.2	24.0	-	27.3	30.0
4	実数(人)	83	12	2	0	14	111
		(内虐待 76)					
	構成比(%)	74.8	10.8	1.8	0.0	12.6	100.0
	延べ日数(日)	3,197	318	69	0	381	3,965
	1人平均在所日数(日)	38.5	26.5	34.5	-	27.2	35.7
5	実数(人)	41	4	3	0	9	57
		(内虐待 33)					
	構成比(%)	71.9	7.0	5.3	0.0	15.8	100.0
	延べ日数(日)	1,070	42	188	0	345	1,645
	1人平均在所日数(日)	26.1	10.5	62.7	-	38.3	28.9

児童相談所別入所状況

(令和5年は8月31日現在)

年度／相談種別		賀茂	東部	富士	中央	西部	計
3	実数(人)	0	10	17	56	56	139
	構成比(%)	0.0	7.2	12.2	40.3	40.3	100.0
	延べ日数(日)	0	193	378	2,088	1,508	4,167
	1人平均在所日数(日)	-	19.3	22.2	37.3	26.9	30.0
4	実数(人)	0	9	14	59	29	111
	構成比(%)	0.0	8.1	12.6	53.2	26.1	100.0
	延べ日数(日)	0	275	392	2,537	761	3,965
	1人平均在所日数(日)	-	30.6	28.0	43.0	26.2	35.7
5	実数(人)	2	16	12	21	6	57
	構成比(%)	3.5	28.1	21.1	36.8	10.5	100.0
	延べ日数(日)	69	328	274	691	283	1,645
	1人平均在所日数(日)	-	20.5	22.8	32.9	47.2	28.9

d 対応状況

(令和5年度は、8月31日現在)(単位:人)

年度	施設入所	里親委託	帰宅	他機関	その他	一時保護 継続中	計
3	19	4	69	11	30	6	139
4	18	1	59	2	24	7	111
5	4	1	36	6	3	7	57

相談別・市町別入所状況

(令和4年度)

(単位：人)

児相・市町／相談種別	養護	虐待	ぐ犯	触法	不登校	性行	合計
賀茂	下田市	0	0	0	0	0	0
	東伊豆町	0	0	0	0	0	0
	河津町	0	0	0	0	0	0
	南伊豆町	0	0	0	0	0	0
	松崎町	0	0	0	0	0	0
	西伊豆町	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
東部	沼津市	1	0	0	0	0	1
	熱海市	0	0	0	0	0	0
	三島市	0	0	0	0	1	1
	伊東市	0	1	0	0	0	1
	御殿場市	0	0	0	0	0	0
	裾野市	0	3	0	0	0	3
	伊豆市	0	0	0	0	0	0
	伊豆の国市	0	2	0	0	0	2
	函南町	0	1	0	0	0	1
	清水町	0	0	0	0	0	0
	長泉町	0	0	0	0	0	0
	小山町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	1	7	0	0	0	1
富士	富士宮市	1	4	0	0	2	7
	富士市	0	4	0	0	3	7
	その他	0	0	0	0	0	0
	小計	1	8	0	0	5	14
中央	島田市	0	12	1	0	0	13
	焼津市	1	11	5	0	0	17
	藤枝市	1	8	4	0	4	17
	牧之原市	0	3	0	1	0	4
	吉田町	0	4	0	0	2	6
	川根本町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	1	2
小計	2	38	11	1	0	7	59
西部	磐田市	1	8	0	1	1	11
	掛川市	0	6	0	0	0	6
	袋井市	2	3	1	0	0	6
	湖西市	0	3	0	0	0	3
	御前崎市	0	2	0	0	0	2
	菊川市	0	1	0	0	0	1
	森町	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
小計	3	23	1	1	0	1	29
計	7	76	12	2	0	14	111

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在) (単位:人)

児相・市町／相談種別	養護	虐待	ぐ犯	触法	不登校	性行	合計	
賀茂	下田市	0	1	0	0	0	1	
	東伊豆町	0	0	0	0	0	0	
	河津町	0	0	0	0	0	0	
	南伊豆町	0	1	0	0	0	1	
	松崎町	0	0	0	0	0	0	
	西伊豆町	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	2	0	0	0	2	
東部	沼津市	0	0	1	0	0	1	
	熱海市	0	0	0	0	0	1	
	三島市	0	3	0	0	0	3	
	伊東市	1	3	0	0	0	4	
	御殿場市	0	0	0	0	0	0	
	裾野市	0	0	0	0	0	0	
	伊豆市	0	0	0	0	0	0	
	伊豆の国市	0	3	0	0	0	4	
	函南町	0	1	1	0	0	2	
	清水町	0	1	0	0	0	1	
	長泉町	0	0	0	0	0	0	
	小山町	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小計	1	11	2	0	0	2	16
富士	富士宮市	1	3	0	0	0	4	
	富士市	1	4	0	0	0	3	8
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小計	2	7	0	0	0	3	12
中央	島田市	2	2	0	0	0	1	5
	焼津市	0	6	1	0	0	1	8
	藤枝市	1	1	1	1	0	0	4
	牧之原市	0	1	0	1	0	0	2
	吉田町	1	0	0	0	0	1	2
	川根本町	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	4	10	2	2	0	3	21	
西部	磐田市	0	2	0	1	0	1	4
	掛川市	1	0	0	0	0	0	1
	袋井市	0	0	0	0	0	0	0
	湖西市	0	0	0	0	0	0	0
	御前崎市	0	1	0	0	0	0	1
	菊川市	0	0	0	0	0	0	0
	森町	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	3	0	1	0	1	6	
計	8	33	4	3	0	9	57	

(評価(課題等)及び改善)

一時保護を必要とする児童を個々の事情に応じて適切に保護することができた。一方、在所期間が長くなる傾向があり、緊急の一時保護の要請に応じられないケースもあった。

児童の意見表明を保障するため、意見箱を設置して、意見や要望に対応する仕組みを用意したり、退所時や入所中にアンケートを実施し、保護中の児童の権利擁護に取り組み、

支援の質の向上に努めている。

② 家庭と同様の環境における養育の推進

ア 里親委託等の推進

(ア) 里親制度

(目 的)

家庭での養護に欠ける児童等が、温かい愛情と正しい理解をもった家庭において養育されることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図る。

また、児童養護施設等に入所している児童で家庭に外泊できない児童は、家庭生活を体験させるため、夏季及び冬季、さらに毎月の施設の面会日を利用したショート・ルフラン里親事業を実施する。

(計画及び実績 (成果))

里親登録並びに委託状況

(令和3年度)

(単位：組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	4	0	20	3
焼津市	2	0	17	6
藤枝市	2	0	32	13
牧之原市	1	0	10	4
吉田町	0	0	5	3
川根本町	0	0	0	0
管外	0	0	1	3
計	9	0	85	32

(令和4年度)

(単位：組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	1	2	19	3
焼津市	0	2	15	2
藤枝市	5	2	35	11
牧之原市	2	1	11	4
吉田町	0	0	5	2
川根本町	0	0	0	0
管外	0	1	0	1
計	8	8	85	23

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在) (単位：組)

区分	新規登録	辞退	登録里親数	委託里親数
島田市	0	0	19	4
焼津市	0	0	15	2
藤枝市	0	1	34	10
牧之原市	0	0	11	4
吉田町	0	0	5	2
川根本町	0	0	0	0
管外	0	0	0	2
計	0	1	84	24

〈参考〉里親委託率

区分	里親委託 児童数(人) ①	乳児院入所 児童数(人) ②	児童養護施入 所児童数(人) ③	小計(人) (①+②+③) ④	里親委託率 (%) (①/④)
管内	27	8	52	87	31.0
静岡県	223	47	353	623	35.8
全国	7,798	2,351	23,008	33,157	23.5

(注) 管内・静岡県は令和5年3月31日現在、全国は令和4年3月児童福祉主管課長会議資料より

ショート・ルフラン里親事業実施状況

(令和5年度は、8月31日現在)

区分	対象施設 数	委託状況		備考	
		里親数(組)	児童数(人)		
令和3年度	夏季(夏休み)	4	6	6	里子延べ7人
	冬季(年末年始)	2	9	9	里子延べ12人
	通常月(週末)	5	9	9	里子延べ57人
令和4年度	夏季(夏休み)	2	3	3	里子延べ3人
	冬季(年末年始)	2	6	6	里子延べ7人
	通常月(週末)	8	14	14	里子延べ75人
令和5年度	夏季(夏休み)	2	3	3	里子延べ3人
	冬季(年末年始)	—	—	—	—
	通常月(週末)	5	10	10	里子延べ43人

(評価・課題等及び改善)

平成29年度から児童家庭支援センターはるかぜに里親制度の啓発、研修、支援の一部を業務委託し、里親への支援を強化した。乳幼児を中心に里親委託を積極的に進め、全国平均を上回る里親委託率を達成した。

(イ) 児童福祉施設等への措置に伴う業務

(目的)

児童の個々の事情に配慮し、児童の人権を尊重するという基本理念に立脚した適切な児童の処遇を決定する。

(計画及び実績 (成果))

児童相談処理状況

(単位：件)

区別		年度別		
		平成3年度	平成4年度	平成5年度 (8月31日現在)
面接指導	助言指導	532	470	165
	継続指導	334	387	246
	他機関あつせん	5	3	0
児童福祉司指導		14	4	6
児童委員指導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市町村指導委託		0	0	0
市町村送致		18	3	4
福祉事務所送致・通知		19	2	0
訓戒・誓約		1	3	0
児童福祉施設	入所	5	6	3
	家庭裁判所送致(再掲)(*1)	(0)	(0)	(0)
指定発達支援医療機関委託		0	0	0
里親委託 (*2)		3	2	0
家庭裁判所送致 (*3)		0	0	0
障害児入所施設等への利用契約		3	3	0
その他		573	534	217
計		1,507	1,417	641

(*1) 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致

(*2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託を含む。

(*3) 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致

児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調

(単位：人)

施設別	年度別		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (8月31日現在)	
乳児院	5	(0)	8	(0)	8	(0)		
児童養護施設	56	(0)	52	(0)	53	(0)		
福祉型障害児入所施設	22	(15)	22	(19)	22	(16)		
医療型障害児入所施設	4	(10)	2	(13)	2	(8)		
児童心理治療施設	6	(0)	6	(0)	6	(0)		
児童自立支援施設	3	(0)	4	(0)	5	(0)		
計	96	(25)	94	(32)	96	(24)		
里親委託	32	—	27	—	28	—		

(注) 児童福祉法第24条の2による契約入所は()で外数

(評価 (課題等) 及び改善)

処遇の決定に当たっては、児童、保護者の意向を元に、関係機関、社会福祉審議会の意見を踏まえ、児童にとって最善と考えられる支援を行うことができた。

(ウ) 被虐待児心理ケア事業

(目的)

施設に入所している被虐待児等に対し、施設に出向き心理治療・カウンセリングを実施するとともに、施設職員へ技術支援を行う。

(計画及び実績 (成果))

(令和3年度)

児童福祉施設名	対象児 (人)			実施延べ回数(回)	実施延べ人数 (人) 心理司	グループ延べ人数 (人) (再掲含む)
	男	女	計			
みどり園	1	0	1	1	1	0
静岡乳児院	3	3	6	22	34	34
岩倉学園	2	0	2	6	6	0
ひまわり園	0	1	1	3	3	0
誠信少年少女の家	1	2	3	8	8	0
静岡ホーム	4	10	14	44	47	0
春風寮	10	12	22	65	66	0
まきばの家	1	4	5	20	20	0
川奈臨海学園	0	0	0	0	0	0
和光寮	1	0	1	5	5	0
清明寮	2	0	2	11	11	0
すみれ寮	0	0	0	0	0	0
安倍学園	0	1	1	1	1	0
駿遠学園	5	3	8	29	29	0
磐田学園	3	3	6	18	20	0
吉原林間学園	4	3	7	27	29	0
三方原学園	2	2	4	36	36	0
グレースガーデン	0	1	1	2	2	0
里親	8	6	14	21	21	0
計	47	51	98	319	339	34
				平均 (3.3)		

(令和4年度)

児童福祉施設名	対象児 (人)			実施延べ回数(回)	実施延べ人数 (人) 心理司	グループ延べ人数 (人) (再掲含む)
	男	女	計			
みどり園	0	0	0	0	0	0
静岡乳児院	4	4	8	41	41	38
岩倉学園	2	0	2	7	7	0
ひまわり園	0	1	1	1	1	0
誠信少年少女の家	1	2	3	3	3	0
静岡ホーム	2	10	12	47	48	0
春風寮	11	10	21	68	68	0
まきばの家	1	2	3	15	15	0
川奈臨海学園	0	1	1	1	1	0
わこう	1	2	3	6	6	0
清明寮	2	0	2	10	10	0
ふじやま学園	1	0	1	4	4	0
安倍学園	0	1	1	3	3	0
駿遠学園	7	1	8	21	21	0
磐田学園	4	3	7	22	23	0
吉原林間学園	4	4	8	27	26	0
三方原学園	7	2	9	46	47	0
グレースガーデン	0	3	3	22	22	0
里親	2	6	8	18	18	0
計	49	52	101	362	364	38
				平均 (3.6)		

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

児童福祉施設名	対象児(人)			実施延べ回数(回)	実施延べ人数(人) 心理司	グループ延べ人数(人) (再掲含む)
	男	女	計			
静岡乳児院	4	4	8	22	43	21
伊豆つくし学園	0	1	1	1	1	21
川奈臨海学園	0	1	1	1	1	0
岩倉学園	2	0	2	2	2	0
誠信少女少女の家	1	1	2	2	2	0
静岡ホーム	3	9	12	33	33	0
春風寮	8	10	18	28	28	0
まきばの家	1	3	4	11	11	0
川奈臨海学園	0	1	1	1	1	0
わこう	1	2	3	9	9	0
清明寮	2	0	2	2	2	0
すみれ寮	0	0	0	0	0	0
ふじやま学園	1	0	1	3	3	0
駿遠学園	3	1	4	5	5	0
磐田学園	4	3	7	11	11	0
吉原林間学園	2	2	4	20	20	0
三方原学園	5	0	5	19	21	0
グレースガーデン	0	3	3	13	13	0
里親	7	7	14	36	36	0
計	44	48	92	219	242	42
				平均(2.4)		

(評価(課題等)及び改善)

令和3年度は性的な問題行動など逸脱行動がみられた児童への支援が複数件求められたことから前年度より実施回数が増加した。令和4年度以降、児童心理司の配置が一人増えたため、心理治療の機会を提供出来る機会が増え、平均回数の増加に繋がっている。

③ ヤングケアラーに対する支援

ア 相談体制の整備

(ア) 電話相談

(目的)

大人に代って、日常的に家事や家族の世話を行っている子ども(ヤングケアラー)が大きな社会問題となっている。当事者や家族に関する問題等について電話相談を受け付け、ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげることを目指す。

(計画及び実績(成果))

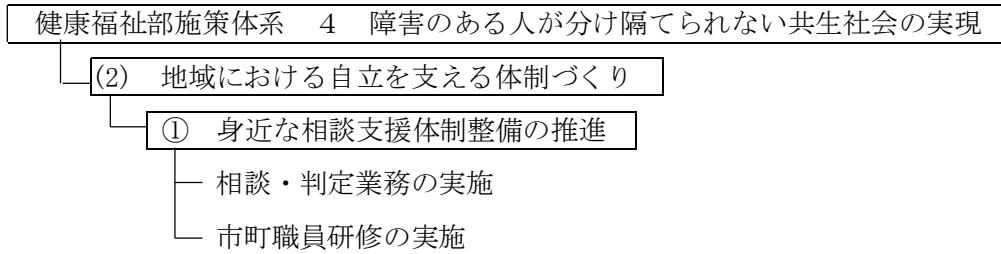
令和4年6月23日から「子ども・家庭110番」をヤングケアラー相談窓口と位置づけて周知を開始した。令和4年度は4件、令和5年度は8月31日現在で3件の相談があった。

(評価(課題等)及び改善)

ヤングケアラーを巡っては、教育や福祉など関係機関が連携したきめ細かい対応が不可欠であり、相談から具体的な支援に結びつくような体制を構築していくことが課題であるが、関係者からの問合せや匿名での相談が主で、具体的な支援に結びついたのは2件であった。

6 身体障害者更生相談所（相談判定課）

1 施策の体系



2 業務概要・目的

身体障害者に関する相談及び指導、市町に対する情報提供、連絡調整及び研修、身体障害者の医学的判定並びに補装具費、自立支援医療（更生医療）給付の要否判定を行うことにより、身体障害者の福祉の向上に努める。

3 事業の成果（実績及び評価）

【4 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現】

（2）地域における自立を支える体制づくり

① 身近な相談支援体制整備の推進

ア 相談・判定業務の実施

（計画及び実績（成果））

（ア）相談の状況

（令和5年度は、8月31日現在）（単位：件）

区分	年度	相談内容						
		更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計
受付数	令和4年度	919	1,315	0	0	0	0	2,234
	令和5年度	371	636	0	0	0	0	1,007
巡回分 受付件数	令和4年度	0	12	0	0	0	0	12
	令和5年度	0	4	0	0	0	0	4
計	令和4年度	919	1,327	0	0	0	0	2,246
	令和5年度	371	640	0	0	0	0	1,011

（イ）医学的・心理学的判定実施状況

（令和5年度は、8月31日現在）（単位：件）

区分	年度	判定内容							判定書 交付件数
		手帳交付 要否判定	医学的判定		心理 判定	職能 判定	その他 の判定	計	
			更生医療	補装具					
判定 件数	令和4年度	0	915	1,282	0	0	0	2,197	2,197
	令和5年度	0	345	541	0	0	0	886	886
巡回分 判定件数	令和4年度	0	0	12	0	0	0	12	12
	令和5年度	0	0	4	0	0	0	4	4
計	令和4年度	0	915	1,294	0	0	0	2,209	2,209
	令和5年度	0	345	545	0	0	0	890	890

(ウ) 更生医療判定状況

(令和4年度)
(単位：件)

区分	新規										期間延長・内容変更										合計	
	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計		
下田市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	5	
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	6	
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	3	
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	
沼津市	0	0	0	0	0	0	7	2	1	10	0	0	0	0	0	0	31	34	1	66	76	
熱海市	0	0	0	0	0	0	14	0	0	14	0	0	0	0	0	0	15	9	0	24	38	
三島市	0	0	0	0	0	1	5	0	0	6	0	0	0	0	0	0	19	8	3	30	36	
富士宮市	0	0	0	0	0	0	9	2	0	11	0	0	0	0	0	0	20	13	0	33	44	
伊東市	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	0	0	0	1	0	0	25	6	2	34	42	
富士市	0	0	0	0	2	1	14	2	2	21	0	0	0	0	0	0	35	15	5	55	76	
御殿場市	0	1	0	0	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	8	12	0	20	25	
裾野市	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	0	0	0	0	0	0	10	1	1	12	20	
伊豆市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	5	
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	0	0	0	5	5	0	10	15	
函南町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	2	0	5	7	
清水町	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5	1	0	6	9	
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4	4	
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
島田市	0	1	0	0	0	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	23	1	0	24	29	
焼津市	0	0	0	0	0	2	17	1	2	22	0	0	0	0	0	0	26	10	0	36	58	
藤枝市	0	0	0	0	0	0	5	2	0	7	0	0	0	0	0	0	23	15	2	40	47	
牧之原市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	14	6	0	20	24	
吉田町	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	7	3	2	12	15	
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
磐田市	0	0	0	1	0	0	57	2	0	60	0	0	0	1	0	0	32	26	1	60	120	
掛川市	0	0	0	0	0	0	18	0	1	19	0	0	1	0	0	0	44	11	1	57	76	
袋井市	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	0	0	0	0	0	0	33	7	4	44	65	
湖西市	0	0	0	0	5	0	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	5	11	1	17	25	
御前崎市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	3	0	11	12	
菊川市	0	0	0	0	2	0	1	1	0	4	0	0	0	2	0	0	8	8	0	18	22	
森町	0	0	0	0	1	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	
合計	0	2	0	1	11	4	215	18	7	258	0	0	1	4	0	0	412	215	25	657	915	
構成比	0.0	0.2	0.0	0.1	1.2	0.4	23.5	2.0	0.8	28.2	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	45.0	23.5	2.7	71.8	100.0	
判定結果	適当	0	2	0	1	11	4	215	18	7	258	0	0	1	4	0	0	412	215	25	657	915
	不適当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在) (単位: 件)

区分	新規										期間延長・内容変更										合計	
	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計	視覚	聴覚	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	免疫	肝臓	計		
下田市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	4	
東伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津市	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	30	0	0	30	33	
熱海市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	11	
三島市	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0	0	1	6	0	0	7	14	
富士宮市	0	1	0	0	0	0	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	22	0	0	22	26	
伊東市	0	0	0	0	1	0	4	0	0	5	0	0	0	1	0	0	12	0	0	13	18	
富士市	0	0	0	0	0	0	9	1	0	10	0	0	0	0	0	0	12	0	0	12	22	
御殿場市	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	5	
裾野市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	6	
伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	
伊豆の国市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
函南町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	
清水町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
長泉町	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	4	
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島田市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	7	
焼津市	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	12	
藤枝市	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	12	
牧之原市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	1	0	8	9	
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	7	
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
磐田市	0	1	0	1	1	0	33	2	0	38	0	0	0	1	0	0	31	0	0	32	70	
掛川市	0	0	0	0	1	0	6	1	0	8	0	0	0	0	0	0	27	0	0	27	35	
袋井市	0	0	0	0	0	1	11	0	0	12	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	18	
湖西市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	4	
御前崎市	0	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	11	
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	8	
森町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	0	3	0	1	3	1	102	9	0	119	0	0	0	2	0	1	222	1	0	226	345	
構成比	0.0	0.9	0.0	0.3	0.9	0.3	29.6	2.6	0.0	34.5	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.3	64.3	0.3	0.0	65.5	100.0	
判定結果	適当	0	3	0	1	3	1	102	9	0	119	0	0	0	2	0	1	222	1	0	226	345
	不適当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(エ) 補装具判定状況

(令和4年度)
(単位:件)

区分	義肢		装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	重度障害者用意思伝達装置	盲人安全歩行補助	義眼	持いす保起立保持具	歩行器	頭部保持具 補助具	計	
	殻構造	骨格構造													
下田市	0	2	2	0	5	2	0	0	0	0	0	1	0	12	
東伊豆町	0	0	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
河津町	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
南伊豆町	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	0	6	
松崎町	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
西伊豆町	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
沼津市	2	6	18	6	27	23	3	0	0	2	3	0	0	90	
熱海市	1	2	10	2	18	5	2	0	0	0	0	0	0	40	
三島市	0	4	16	8	18	16	6	2	0	2	1	1	0	74	
富士宮市	0	7	24	5	44	17	7	0	0	0	1	0	0	105	
伊東市	0	2	10	1	21	10	2	0	0	0	0	2	0	48	
富士市	0	14	34	13	67	35	5	0	0	0	1	1	0	170	
御殿場市	0	4	11	4	6	13	2	0	0	0	3	0	0	43	
裾野市	0	3	3	2	6	5	0	0	0	0	1	0	0	20	
伊豆市	0	4	2	1	6	1	1	0	0	0	2	0	0	17	
伊豆の国市	1	5	9	5	11	3	3	0	0	1	1	0	0	39	
函南町	0	1	6	0	7	5	3	0	0	0	0	0	0	22	
清水町	0	1	4	0	6	2	1	0	0	0	0	1	0	15	
長泉町	0	0	4	4	9	9	1	1	0	0	2	0	0	30	
小山町	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
島田市	0	3	12	6	11	10	0	1	0	0	4	1	0	48	
焼津市	0	7	21	7	21	16	1	1	0	0	10	1	0	85	
藤枝市	2	1	37	0	19	9	2	0	0	0	0	1	0	71	
牧之原市	0	0	4	1	10	6	0	0	0	2	1	0	0	24	
吉田町	1	1	4	2	0	3	2	0	0	0	0	0	0	13	
川根本町	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
磐田市	4	5	22	5	22	11	4	1	0	3	3	2	0	82	
掛川市	1	6	11	6	19	14	0	0	0	6	3	1	0	67	
袋井市	0	2	7	0	15	2	0	0	0	1	0	0	0	27	
湖西市	0	0	7	3	32	4	0	0	0	0	1	1	0	48	
御前崎市	1	0	3	1	6	2	2	0	0	0	1	0	0	16	
菊川市	0	2	7	1	15	10	1	0	0	0	1	0	0	37	
森町	0	2	6	1	5	4	1	0	0	0	1	2	0	22	
合計	13	86	302	86	440	239	49	6	0	17	41	15	0	1,294	
構成比	1.0	6.6	23.3	6.6	34.0	18.5	3.8	0.5	0.0	1.3	3.2	1.2	0.0	100.0	
判定結果	適当	11	86	302	86	436	235	47	6	0	17	41	13	0	1,280
	不適当	2	0	0	0	4	4	2	0	0	0	2	0	0	14

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在) (単位:件)

区分	義肢		装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	思慮重度障害者用意 伝達装置	全盲人安歩行補助 つえ	義眼 眼鏡	持いす 座位保 起立 保持具	歩行器	頭部 保持具 補助具	計	
	殻構造	骨格構造													
下田市	0	1	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	7	
東伊豆町	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	
河津町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
南伊豆町	0	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	8	
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沼津市	0	2	15	4	17	10	0	0	0	0	1	0	0	49	
熱海市	0	0	2	0	12	5	0	0	0	0	0	0	0	19	
三島市	0	0	3	2	8	5	0	1	0	0	1	1	0	21	
富士宮市	0	3	10	3	15	7	0	0	0	0	2	0	0	40	
伊東市	0	2	3	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	14	
富士市	0	8	17	4	21	20	0	0	0	1	1	0	0	72	
御殿場市	0	1	6	2	2	6	0	0	0	0	0	0	0	17	
裾野市	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	5	
伊豆市	0	0	2	5	2	3	1	0	0	0	0	0	0	13	
伊豆の国市	0	1	2	1	4	4	1	0	0	0	0	0	0	13	
函南町	0	0	0	0	3	1	1	1	0	0	0	0	0	6	
清水町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
長泉町	0	0	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	7	
小山町	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
島田市	0	0	3	1	1	6	1	0	0	0	1	0	0	13	
焼津市	1	1	9	3	17	8	0	0	0	0	3	0	0	42	
藤枝市	1	2	7	2	5	9	1	0	0	0	5	0	0	32	
牧之原市	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	8	
吉田町	0	0	0	1	4	2	0	0	0	0	2	0	0	9	
川根本町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
磐田市	1	1	11	5	11	7	1	0	0	0	2	0	0	39	
掛川市	0	2	12	2	5	2	0	0	0	0	1	0	0	24	
袋井市	0	2	4	1	10	4	1	0	0	0	1	0	0	23	
湖西市	0	1	5	0	18	1	1	0	0	0	0	0	0	26	
御前崎市	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
菊川市	0	1	4	0	10	1	1	0	0	0	0	0	0	17	
森町	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
合計	3	30	127	39	195	114	10	2	0	2	20	3	0	545	
構成比	0.6	5.5	23.3	7.2	35.8	20.9	1.8	0.4	0.0	0.4	3.7	0.6	0.0	100.0	
判定結果	適当	3	29	127	39	194	113	10	2	0	2	20	2	0	541
	不適当	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4

(評価(課題等)及び改善)

更生医療・補装具の判定では、市町、嘱託医と連絡を密にし、適切に給付の要否の判定を行うことができた。

イ 市町職員研修の実施

(目的)

市町の更生援護に係る業務の円滑な執行や、市町職員の障害に関する知識を深め、障害のある方をより一層理解するため、専門研修を実施する。

(計画及び実績(成果))

(ア) 市町障害福祉担当職員事務研修

(令和4年度)

開催日	会場	参加人数
令和4年4月12日(火)	WEB開催	86人

(令和5年度)

(令和5年度8月31日現在)

開催日	会場	参加人数
令和5年4月14日(金)	WEB開催	81人

(イ) 市町障害福祉担当職員専門研修

(令和4年度)

開催日	会場	参加数	内容
令和4年 11月18日(金)	WEB 開催	5人	講義 「補聴器の基本的な知識とその効果について」 認定補聴器技能者

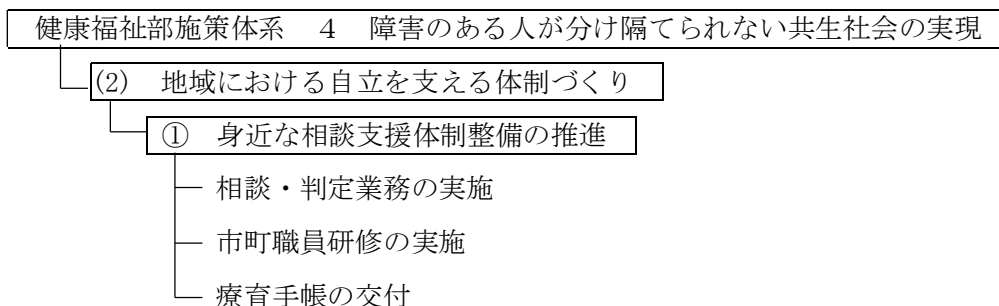
(評価(課題等)及び改善)

市町の補装具・更生医療業務に従事する新任者に対し、補装具・更生医療等の基礎的な内容の研修を実施し、市町職員の補装具・更生医療等の業務に関する理解を深めることができた。

市町職員に対する研修内容をさらに充実し、管内市町の職員の資質向上に努め、市町における身体障害者福祉の向上を図っていく。

7 中央知的障害者更生相談所（相談判定課）

1 施策の体系



2 業務概要・目的

知的障害者の医学的、心理的及び機能的判定を行うとともに、家族その他からの相談業務を行い、知的障害者の福祉の向上に努める。

3 事業の成果（実績及び評価）

【4 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現】

（2）地域における自立を支える体制づくり

① 身近な相談支援体制の整備の推進

ア 相談・判定業務の実施

（計画及び実績（成果））

知的障害福祉の専門的機関として、本人、家族及び関係機関からの相談に応じ、調査、判定、助言、指導を行い、知的障害のある方の更生援護に努めた。

（ア）相談受付状況

（令和5年度は、8月31日現在）

区分	年度	相談内容（単位：ケース数）								計
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
来所	4年度	0	0	11	0	34	0	152	5	202
	5年度	0	0	2	0	19	0	63	2	86
巡回	4年度	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	5年度	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	4年度	0	0	11	0	34	0	153	5	203
	5年度	0	0	2	0	19	0	64	2	87

（イ）医学的・心理学的判定実施状況

（令和5年度は、8月31日現在）

区分	年度	判定内容（単位：件）					計	（実人員）	判定書 交付件数
		医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定				
来所	4年度	17	137	0	0	154	(138)	152	
	5年度	9	54	0	0	63	(63)	63	
巡回	4年度	0	1	0	0	1	(1)	1	
	5年度	0	1	0	0	1	(1)	1	
計	4年度	17	138	0	0	155	(139)	153	
	5年度	9	55	0	0	64	(64)	64	

(ウ) 療育手帳判定状況

(令和5年度は、8月31日現在) (単位: 件)

区 分	新規判定				再判定				計			
	A		B		A		B		A		B	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
島田市	0	0	8	2	6	3	30	6	6	3	38	8
焼津市	0	0	2	1	12	6	35	9	12	6	37	10
藤枝市	1	0	12	5	12	6	42	15	13	6	54	20
牧之原市	0	0	4	0	1	0	15	10	1	0	19	10
吉田町	0	0	2	1	4	2	10	2	4	2	12	3
川根本町	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3	0
計	1	0	28	9	36	17	135	42	37	17	163	51

(評価・課題等及び改善)

知的障害者本人及び家族からの相談に応じ、医学的・心理学的判定など、専門性の高い援助を実施するとともに、必要な助言・情報提供を行うことで知的障害者の福祉の向上を図った。また、障害程度の判定にあたっては、検査結果とともに日常生活上の介護度、社会生活上の自立度についても考慮した適切な判定を行うことができた。

イ 市町職員研修の実施

(目 的)

市町の更生援護に係る業務の円滑な執行を目指すとともに、市町職員の障害に関する知識を深め、きめ細かな障害者支援を推進する。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 市町障害福祉担当職員事務研修

(令和4年度)

開催日	会場	参加人数
令和4年4月12日(金)	Webを活用したオンライン方式	86人

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

開催日	会場	参加人数
令和5年4月14日(金)	Webを活用したオンライン方式	80人

(イ) 市町障害福祉担当職員専門研修

令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止。

(評価 (課題等) 及び改善)

令和4年度は新型コロナ感染症第8波拡大のため市町職員専門研修は中止となった。市町において、手帳交付申請等があった場合に適切な情報の収集と提供が行えるよう専門的技術的支援に努める。

ウ 療育手帳の交付

(目 的)

知的障害のある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受け

やすくするため、療育手帳を交付する。
 (計画及び実績 (成果))

知的障害者調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分 市町	知的障害者数(療育手帳交付者数)									管内 人口	比率 (対千人)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
島田市	60	200	260	253	542	795	313	742	1,055	93,941	11.23
焼津市	95	291	386	345	695	1,040	440	986	1,426	134,516	10.60
藤枝市	95	345	440	354	740	1,094	449	1,085	1,534	138,982	11.04
牧之原市	27	98	125	142	280	422	169	378	547	41,889	13.06
吉田町	18	73	91	68	183	251	86	256	342	28,597	11.96
川根本町	1	8	9	21	33	54	22	41	63	5,689	11.07
計	296	1,015	1,311	1,183	2,473	3,656	1,479	3,488	4,967	443,614	11.20
										県平均	10.92

(注) 1 管内人口は、静岡県の推計人口(令和4年4月1日現在)の数値による。

2 県平均の算出

$$\frac{\text{令和5年3月31日現在 療育手帳所持者数 } 38,900 \text{ 人(政令市を含む)}}{\text{令和5年4月1日現在 推計人口 } 3,561,252 \text{ 人(政令市を含む)}} \times 1,000$$

(評価・課題等及び改善)

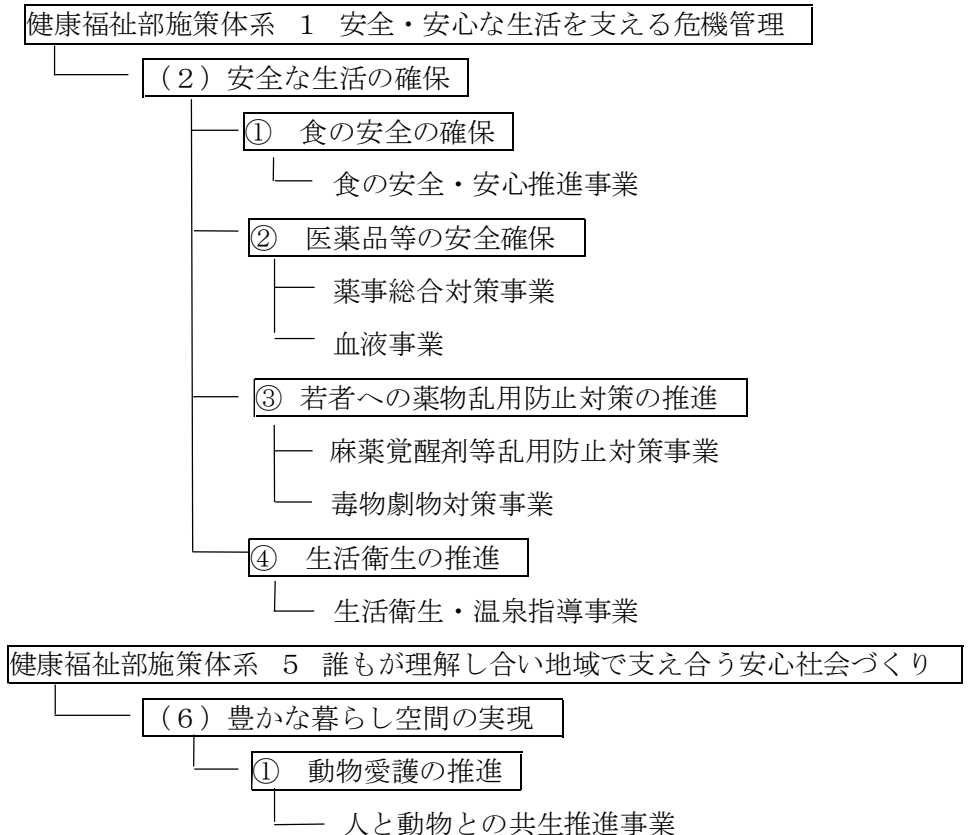
知的障害のある方に対し、障害の状況を確認するとともに障害程度に応じた療育手帳の交付等を通じ、知的障害者の福祉向上を図ることができた。

判定後速やかに手帳の交付ができるよう原則毎日手帳を発行して対応を図った。

《衛生環境部》

8 衛生薬務課

1 施策の体系



2 事業概要・目的

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、食中毒や違反・不良食品の発生防止を図るため、食品営業施設への監視指導等や消費者教育を実施する。また、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のため、医薬品販売業者等に対する監視指導等を実施する。

「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指して、動物の愛護と適正な飼養に関し、普及啓発を図る。

その他、関係法令に基づき、生活衛生関係営業施設への監視指導、温泉の適正利用推進、薬物乱用防止等に努める。

3 事業の成果(実績及び評価)

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

(2) 安全な生活の確保

① 食の安全の確保

ア 食の安全・安心推進事業

(目的)

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績 (成果))

区 分	対 象	内 容
食品衛生 監視指導	①管内学校給食、弁当等の大規模調理施設、各種製造業及び市場等の流通拠点施設 ②飲食店、食品販売店等 ③対米対EU等輸出水産加工施設	①「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき食品衛生監視専門班が効果的な監視指導を実施し、食の安全確保を図った。 ②保健所の食品衛生監視員が効果的な監視指導を実施し、食の安全確保を図った。 ③指名食品衛生監視員等が監視指導を実施し、輸出水産加工食品等の衛生確保を図った。
食中毒防止 対策	営業者、調理・製造従事者及び消費者	許可証交付時に個別説明を実施するとともに、食中毒防止月間中には、食品衛生協会の協力を得て、のぼり、旗の設置、市町広報等により営業施設、家庭における食中毒防止のための衛生知識の普及啓発を図った。
食品の収去 検査	管内又は管外で製造・加工された食品で管内に流通する食品	年間計画に基づき細菌検査及び理化学検査等を実施し、違反食品の排除に努めた。
消費者保護 対策	食生活推進協議会員・消費者等	「食の安全」をテーマに食品に関わる問題点を検討するため、タウンミーティングを開催し、食の安全に関する知識の普及に努めた。また、講習会や広報誌等への寄稿を通じて正しい食品衛生知識の普及に努めた。

衛生講習会実施状況

年度	令和4年度		令和5年度 (8月31日現在)	
	回数	受講者数(人)	回数	受講者数(人)
対象者				
食品関係営業者・従事者	※随時	2,654	35	1,526
朝市等出荷者	0	0	0	0
消費者等	0	0	0	0
計	—	2,654	35	1,526

※新型コロナ感染拡大防止のため、事務所カウンター等において個別指導、テキスト配布等を実施

(評価 (課題等) 及び改善)

(ア) 令和4年度はウエルシュ菌による食中毒1件の発生があったが、令和5年度においては8月末日までにカンピロバクター、アニサキスによる食中毒が2件発生している。

これらの食中毒は営業者の衛生管理により限りなくリスクを減らすことができるため、衛生講習会を中心に注意喚起及び指導を実施していく。

- (イ) 管内には製造業が多いため不良食品の発生も比較的多いが、令和4年度は食品衛生法の規格基準違反は2件であった。法に違反する場合は適切な処置をするとともに、監視指導回数を強化して再発防止に努めていく。
- (ウ) 保健所に寄せられる食品に関する不審情報は減少の傾向にあるが、今後も他法令の担当部局と密接な連携を取り、その都度立入調査を実施し、安全で信頼される食品を製造、販売するよう監視指導していく。
- (エ) 食品表示の適正化推進のため、事業者等を対象とした講習会や監視指導を実施し、随時事業者からの相談業務に対応していく。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和4年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	3,466	2,552	2,424	95.0						1			
菓子(パンを含む。)製造業	538	863	868	100.6									
乳処理業	1	2	3	150.0									
特別牛乳搾取処理業	0												
乳製品製造業	6	12	16	133.3									
集乳業	0												
魚介類販売業	208	225	338	150.2									
魚介類せり売り営業	6	12	15	125.0									
魚肉ねり製品製造業	30	60	96	160.0									
食品の冷凍又は冷蔵業	92	184	203	110.3						2			
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	28	56	55	98.2									
喫茶店営業	53	27	46	170.4									
あん類製造業	3	6	6	100.0									
アイスクリーム類製造業	2	4	7	175.0					1				
乳類販売業													
食肉処理業	18	36	37	102.8						1			
食肉販売業	100	200	284	142.0									
食肉製品製造業	15	30	30	100.0									
乳酸菌飲料製造業	0												
食用油脂製造業	11	22	23	104.5									
マーガリン又はショートニング製造業	0												
みそ製造業	29	58	59	101.7									
醤油製造業	10	20	22	110.0									
ソース類製造業	13	26	23	88.5									
酒類製造業	12	24	23	95.8									
豆腐製造業	9	18	17	94.4									
納豆製造業	0												
めん類製造業	27	54	54	100.0									
そうざい製造業	227	454	493	108.6									
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	14	28	28	100.0									
清涼飲料水製造業	21	42	48	114.3									
氷雪製造業	3	6	7	116.7									
氷雪販売業													
計	4,942	5,021	5,225	104.1					1	4			

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和4年度）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	乳搾取業	4	1	0	0					
	食品製造業	61	122	62	50.8				1	
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計	65	123	62	50.4				1	

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

項目 区分	施設 数	目標 監視 件数 (A)	監視 実施 件数 (B)	監 視 率 B/A	処 分 件 数						告 発 件 数		許 可 前 の 調 査 件 数
					営 業 許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	物 品 の 廃 棄	始 末 書 等 其 他	無 許 可 営 業	そ の 他	
飲 食 店 営 業	2,713	2,029	575	28.3		1							
菓子(パンを含む。)製造業	429	731	277	37.9									
乳 処 理 業	1	2	2	100.0									
特別牛乳搾取処理業	0												
乳 製 品 製 造 業	3	6	4	66.7									
集 乳 業	0												
魚 介 類 販 売 業	146	158	139	88.0									
魚介類せり売り営業	5	10	9	90.0									
魚肉ねり製品製造業	20	40	41	102.5									
食品の冷凍又は冷蔵業	62	124	67	54.0									
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	20	40	16	40.0									
喫 茶 店 営 業	38	19	14	73.7									
あ ん 類 製 造 業	2	4	2	50.0									
アイスクリーム類製造業	1	2	1	50.0									
乳 類 販 売 業													
食 肉 処 理 業	16	32	8	25.0									
食 肉 販 売 業	70	140	77	55.0									
食 肉 製 品 製 造 業	10	20	10	50.0									
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0												
食 用 油 脂 製 造 業	8	16	7	43.8									
マーガリン又はショートニング製造業	0												
み そ 製 造 業	21	42	13	31.0									
醬 油 製 造 業	8	16	3	18.8									
ソ ー ス 類 製 造 業	10	20	8	40.0									
酒 類 製 造 業	7	14	1	7.1									
豆 腐 製 造 業	5	10	3	30.0									
納 豆 製 造 業	0												
め ん 類 製 造 業	20	40	20	50.0									
そ う ざ い 製 造 業	185	370	157	42.4									
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業	12	24	8	33.3									
清 涼 飲 料 水 製 造 業	14	28	13	46.4									
氷 雪 製 造 業	3	6	4	66.7									
氷 雪 販 売 業													
計	3,829	3,943	1,479	37.5		1							

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	乳搾取業									
	食品製造業	41	82	14	17.1					
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	氷雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計	41	82	14	17.1					

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

(令和4年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	839	544	613	112.7		1							786
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	1	3	300.0									8
食肉販売業	29	58	75	129.3									24
魚介類販売業	41	42	63	150.0									43
魚介類競り売り営業	2	4	5	125.0									1
集乳業	0												
乳処理業	0												
特別牛乳搾取処理業	0												
食肉処理業	3	6	7	116.7						1			1
食品の放射線照射業	0												
菓子製造業	136	272	312	114.7									125
アイスクリーム類製造業	1	2	3	150.0									2
乳製品製造業	0												
清涼飲料水製造業	3	6	8	133.3									9
食肉製品製造業	11	22	24	109.1									6
水産製品製造業	45	90	133	147.8									66
氷雪製造業	3	6	5	83.3									
液卵製造業	1	2	2	100.0									
食用油脂製造業	4	8	9	112.5									2
みそ又はしょうゆ製造業	6	12	12	100.0									6
酒類製造業	3	6	8	133.3									5
豆腐製造業	1	2	3	150.0									2
納豆製造業	0												
麺類製造業	7	14	13	92.9									7
そうざい製造業	66	132	159	120.5									54
複合型そうざい製造業	5	10	15	150.0									
冷凍食品製造業	1	2	4	200.0									6
複合型冷凍食品製造業	0												1
漬物製造業	3	6	9	150.0									4
密封包装食品製造業	4	8	14	175.0									12
食品の小分け業	3	6	8	133.3									4
添加物製造業	2	4	4	100.0									1
計	1,224	1,265	1,511	119.4		1				1			1,175

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	52	52	54	103.8					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	58	58	73	125.9					
	乳類販売業	101	51	84	164.7					
	冰雪販売業	3	2	4	200.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	157	31	54	174.2					
販売業	弁当販売業	10	5	5	100.0					
	野菜果物販売業	53	27	35	129.6					
	米穀類販売業	12	6	6	100.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	22	11	2	18.2					
	コンビニエンスストア	125	63	63	100.0					
	百貨店、総合スーパー	117	59	184	311.9					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	140	28	28	100.0					
	その他の食料・飲料販売業	241	121	72	59.5					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	2	1	50.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	5	10	8	80.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	15	8	6	75.0					
	農産保存食料品製造・加工業	83	42	33	78.6					
	調味料製造・加工業	14	7	14	200.0					
	糖類製造・加工業	1	1	2	200.0					
	精穀・製粉業	3	2	1	50.0					
	製茶業	179	90	113	125.6					
	海藻製造・加工業	7	4	5	125.0					
	卵選別包装業	4	8	9	112.5					
その他の食料品製造・加工業	99	50	174	348.0						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	5	3	1	33.3					
	集団給食施設	90	190	214	112.6					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	47	24	12	50.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	1	1	100.0					
	その他	37	36	37	102.8					
	計	1,682	992	1,295	130.5					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。
3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						警告数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1,588	1,012	410	40.5									296
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	12	3	1	33.3									
食肉販売業	53	106	52	49.1									6
魚介類販売業	82	84	77	91.7									11
魚介類競り売り営業	3	6	4	66.7									3
集乳業													
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業	3	6	7	116.7									
食品の放射線照射業													
菓子製造業	255	510	235	46.1									26
アイスクリーム類製造業	3	6	1	16.7									
乳製品製造業													
清涼飲料水製造業	12	24	13	54.2									2
食肉製品製造業	16	32	9	28.1									1
水産製品製造業	110	220	121	55.0									28
氷雪製造業	3	6	4	66.7									1
液卵製造業	1	2	0	0.0									
食用油脂製造業	6	12	3	25.0									1
みそ又はしょうゆ製造業	12	24	11	45.8									3
酒類製造業	8	16	5	31.3									
豆腐製造業	3	6	2	33.3									1
納豆製造業													
麺類製造業	14	28	13	46.4									1
そうざい製造業	119	240	88	36.7									25
複合型そうざい製造業	5	10	12	120.0									
冷凍食品製造業	7	14	7	50.0									
複合型冷凍食品製造業	1	2	2	100.0									1
漬物製造業	7	14	9	64.3									5
密封包装食品製造業	15	30	18	60.0									2
食品の小分け業	7	14	6	42.9									3
添加物製造業	3	6	0	0									2
計	2,348	2,433	1110	45.6									418

2 1を除く施設（新食品衛生法）

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(A/B)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	59	59	75	127.1					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	71	71	68	95.8					
	乳類販売業	132	66	141	213.6					
	氷雪販売業	3	2	3	150.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	283	57	18	31.6					
販売業	弁当販売業	13	6	49	816.7					
	野菜果物販売業	70	35	64	182.9					
	米穀類販売業	15	8	39	487.5					
	通信販売・訪問販売による販売業	27	14	0	0.0					
	コンビニエンスストア	152	76	51	67.1					
	百貨店、総合スーパー	130	65	103	158.5					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	184	37	10	27.0					
	その他の食料・飲料販売業	263	132	41	31.1					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	2	0	0.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	6	12	1	8.3					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	27	14	6	42.9					
	農産保存食料品製造・加工業	103	52	18	34.6					
	調味料製造・加工業	19	10	13	130.0					
	糖類製造・加工業	1	1	1	100.0					
	精穀・製粉業	3	2	2	100.0					
	製茶業	212	106	15	14.2					
	海藻製造・加工業	8	4	5	125.0					
	卵選別包装業	4	8	3	37.5					
	その他の食料品製造・加工業	187	94	70	74.5					
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	10	5	0	0.0					
	集団給食施設	111	232	107	46.1					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	48	24	3	12.5					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	1	0	0.0					
	その他	60	58	16	27.6					
	計	2,204	1,253	922	73.6					

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数を乗じた件数を記載する。
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。
 4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

食品等の収去検査状況調

(令和4年度)

区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
	試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳													
牛乳及び加工乳													
脱脂乳													
山羊乳													
魚介類	16												
無加熱処理冷凍食品	4												
凍結直前に加熱された凍加熱後処理冷凍食品	2										1		
凍結直前未加熱の食品	15											7	
加熱後処理冷凍食品													
生食用冷凍鮮魚介類													
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	79	1					1					75	1
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	18											14	
乳製品													
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	10											10	
アイスクリーム類、氷菓	4	1	1									4	
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	24											14	
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	35											8	
菓子類	34											33	
清涼飲料水	36											41	
酒精飲料	24											15	
米													
雪													
水													
缶詰、瓶詰食品	11												
その他の食品	144											11	
添加物												45	
化学的合成品及びその製剤													
その他の添加物													
器具													
容器包装													
おもちゃ													
台所用洗剤													
計	456	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	278	1

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食品等の収去検査状況調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去						
		試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数				
生乳	乳																	
牛乳及び加工乳	乳	4																
脱脂乳	乳																	
山羊乳	乳																	
魚	介類	16																
	無加熱殺菌取冷凍食品																	
冷凍	凍結直前に加熱された	2																
食品	加熱後取冷凍食品																	
	凍結直前未加熱の	9																
	加熱後取冷凍食品																	
	生食用冷凍鮮魚介類	60																
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)																	
	肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	34																
乳製品	製品																	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	アイスクリーム類、氷菓	4																
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	8																
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	44																
菓子	菓子	5																
清涼飲料水	清涼飲料水	30																
酒精飲料	酒精飲料																	
水	水																	
	雪																	
缶詰、瓶詰食品	缶詰、瓶詰食品	10																
その他の食品	その他の食品	11																
添加物	化学的合成品及びその製剤																	
器	その他の添加物																	
容器包装	器具																	
おもちゃ	おもちゃ																	
台所用洗剤	台所用洗剤																	
計		237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和4年度)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 (所在市町村)	摘要
		前回の監査 調書に記載							
計									

- (注) 1 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を()内に記載。
 2 監査対象期間内に発生したものを記載。なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

食中毒発生状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 (所在市町村)	摘要
1	4/29	藤枝市	12	5	0	4月27日に提供された料理	カンピロバクター	飲食店 (藤枝市)	営業禁止 5日間
2	4/29	牧之原市	3	2	0	トンボマグロ冊	アニサキス	不明	/
計			15	7	0				

- (注) 1 「原因施設」欄に、その施設の所在市町村名を()内に記載。
 2 監査対象期間内に発生したものを記載。なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

② 医薬品等の安全確保

ア 薬事総合対策事業

(目的)

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びに安全使用の推進のため、監視指導を実施し、保健衛生の向上を図る。

(計画及び実績 (成果))

区 分	対 象	内 容
医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保	薬局、医薬品販売業者、医薬品卸売販売業者等	監視指導（施設、医薬品等の管理状況、不良品、不正表示品、無許可品、虚偽誇大広告等の監視）、収去検査
かかりつけ薬局の推進	一般県民	「薬と健康の週間」の実施により、かかりつけ薬局を周知

(評価 (課題等) 及び改善)

- (ア) 薬局、医薬品販売業者等への立入検査の結果、薬剤師ではない者が要指導医薬品を販売する等の違反事項が認められたが、指導により改善を図った。今後も継続して監視指導を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図り、安全な医薬品等が県民に安定供給されるよう努める。
- (イ) 平成28年度から「健康サポート薬局」制度が、令和3年8月から「認定薬局」制度が施行されている。多くの県民がかかりつけ薬局を持ち、積極的に活用できるよう、薬局に対して、「健康サポート薬局」制度及び「認定薬局」制度について周知し、申請の支援を行っていく。

薬事関係立入検査状況調

(令和4年度)

区 分	項 目	対 象 施設数	立入検査 件 数	監 視 率 %	処分等の件数					告 発	
					許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導 票等		
薬 事	医薬品等製造販売業	18	10	47.0				1	1		
	医薬品等製造業	69	59								
	医療機器修理業	8	4								
	医薬品製造販売業（薬局）	12	11								
	医薬品製造業（薬局）	12	11								
	薬局	267	263						1	1	
	医薬品販売業	136	101						1	1	
	配置販売従事者	31									
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	310	294						1	1	
	管理医療機器販売業・貸与業	1,153	193								
	再生医療等製品販売業	3	3								
	医薬部外品化粧品販売業		956								
	一般医療機器販売業・貸与業		479								
	業務上取扱う施設		88								
	小 計		2,019		2,472				4	4	
毒 物 ・ 劇 物	製造（輸入）業	9	16	60.1							
	販売業	194	114					1	1		
	業務上 取扱者	届 出 有	7		1						
		届 出 無									
	特定毒物研究者	8									
小 計		218	131				1	1			
麻 薬 ・ 向 精 神 薬 等	麻薬営 業施設	製剤（輸入）業			46.1						
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業									
		卸売業	4	10							
		小売業	237	246							
	麻薬診 療施設	病院	13	17							
		診療所	122								
		飼育動物診療施設	27								
	麻薬研究者	3	1								
	大麻取扱者										
	けし栽培者										
	向精神 薬営業 施 設	輸入業	1								
		製造製剤業	1								
		卸売業									
		免許みなし卸売販売業	19	19							
		免許みなし薬局	267	263							
	向精神 薬診療 施 設	病院	13	17							
診療所		482									
飼育動物診療施設		47									
向精神薬試験研究施設	8	1									
小 計		1,244	574								
覚 醒 剤 ・ 覚 醒 剤 原 料	覚醒剤施用機関			35.7							
	覚醒剤研究者										
	覚醒剤原料取扱者	4	11								
	覚醒剤原料研究者	4	1								
	薬局	267	263								
	病院	13	17								
	診療所	482									
	飼育動物診療施設	47									
小 計		817	292								
計		4,298	3,469	45.3				5	5		
違反施設率		5/3,469×100 = 0.14%									

薬事関係立入検査状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率 %	処分等の件数					告発	
					許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	17		13.2							
	医薬品等製造業	68									
	医療機器修理業	8									
	医薬品製造販売業(薬局)	11	1								
	医薬品製造業(薬局)	11	1								
	薬局	266	103								
	医薬品販売業	134	11					1	1		
	配置販売従事者	32									
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	318	108								
	管理医療機器販売業・貸与業	1,278	59					1	1		
	再生医療等製品販売業	3									
	医薬部外品化粧品販売業		257								
	一般医療機器販売業・貸与業		161								
	業務上取扱う施設		100								
	小計	2,146	801					2	2		
毒物・劇物	製造(輸入)業	9	3	17.1							
	販売業	193	34								
	業務上取扱者	届出有	7								
		届出無									
	特定毒物研究者	8									
小計	217	37									
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業		19.5							
		家庭麻薬製造業									
		元卸売業									
		卸売業	3		2						
		小売業	237		96						
	麻薬診療施設	病院	13		4						
		診療所	120		15						
		飼育動物診療施設	27		1						
	麻薬研究者	3									
	大麻取扱者										
	けし栽培者										
	向精神薬営業施設	輸入業	1								
		製造製剤業	1								
		卸売業									
		免許みなし卸売販売業	18		2						
		免許みなし薬局	266		103						
		小売業									
向精神薬診療施設	病院	13	4								
	診療所	485	15								
	飼育動物診療施設	47									
向精神薬試験研究施設	8										
小計	1,242	242									
覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関			15.0							
	覚醒剤研究者										
	覚醒剤原料取扱者	3	1								
	覚醒剤原料研究者	4									
	薬局	266	103								
	病院	13	4								
	診療所	485	15								
	飼育動物診療施設	47									
小計	818	123									
計	4,423	1,203				2	2				
違反施設率		2/1,203×100=0.17 %									

薬事関係施設の監視率

区 分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
前年度	4,298	3,469	45.3
前々年度	4,427	3,542	40.5
2年度単純平均	4,363	3,506	42.9
令和5年8月31日現在	4,423	1,203	15.5

- (注)
- 1 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数}-\text{対象施設数斜線の立入検査件数}}{\text{対 象 施 設 数}} \times 100$ で算出。
- 2 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立 入 検 査 合 計 件 数}} \times 100$ で算出。

イ 血液事業

(目 的)

医療に必要な輸血用血液製剤等の安定供給に必要な血液量を確保するため、献血思想の普及啓発を図る。

(計画及び実績 (成果))

区 分	対 象	内 容
啓発活動	一般県民	高校生ボランティアをアボちゃんサポーターとして委嘱し、地域、学域での献血の推進、献血思想の普及を図った。
献血推進	一般県民	静岡県赤十字血液センター及び市町と連携し、静岡県献血推進計画に基づく各市町の献血目標者数の達成を図った。 (達成率101.2%)

(評価 (課題等) 及び改善)

- (ア) 高校生ボランティアの協力を得て啓発活動を実施することにより、若い世代に対し献血への関心を高めた。
- (イ) 令和4年度の献血目標達成率は101.2%で、県全体の目標達成率89.7%を上回った。
今後も、静岡県赤十字血液センター及び市町と連携を図るとともに、ボランティアの協力を得て献血思想の普及に努め、医療に必要な輸血用血液製剤等の安定供給を目指す。

③ 若者への薬物乱用防止対策の推進

ア 麻薬覚醒剤等乱用防止対策事業

(目 的)

本人の心身を蝕むばかりでなく、社会に計り知れない害悪を及ぼす麻薬、覚醒剤、大麻等の乱用を根絶する。

(計画及び実績 (成果))

区 分	時 期	対 象	内 容
立入検査	通 年	医療機関、薬局 医薬品販売業者	麻薬等の適正な保管管理、取扱い 等に関する指導 不正使用、不正流通の防止
啓発活動	通 年	一般県民	各地域における薬物乱用防止指導 員による活動
	6月～7月	一般県民	「ダメ・ゼッタイ。」普及運動
	10月～11月	一般県民	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動
講習会	5月	薬物乱用防止指導員	薬物乱用防止指導員研修会
	6月	専修学校生	警察署、ライオンズクラブとともに 薬物乱用防止講習会を開催
	6月	航空自衛隊員	薬物乱用防止研修会

(評価 (課題等) 及び改善)

(ア) 医療機関等に対して麻薬等の適正管理・適正使用の周知を図るため、今後も立入検査を実施していく。

(イ) 「地区薬物乱用防止指導員協議会」の活動を通して、地域住民の薬物乱用防止への気運を高めた。しかし、薬物乱用は未だ跡を絶たないため、今後も啓発活動を実施していく。

イ 毒物劇物対策事業

(目 的)

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して毒物劇物の適正な取扱いを指導し、毒物劇物による危害の防止を図る。

(計画及び実績 (成果))

販売業者及び業務上取扱者に対して立入検査や資料配布を行い、毒物劇物の販売、保管管理における適正な取扱いについて指導を実施した。

(評価 (課題等) 及び改善)

毒物劇物取扱施設において、不適切な管理による保健衛生上の危害を未然に防ぐため、今後も適正な管理について指導を実施していく。

④ 生活衛生の推進

ア 生活衛生・温泉指導事業

(目 的)

県民の日常生活に密着した営業である旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び住宅宿泊事業者等における衛生水準の維持向上を図るとともに、温泉資源の保護及び温泉利用の適正化を図る。

(計画及び実績 (成果))

区 分	対 象	内 容
生活衛生監視指導	理容所、美容所、クリーニング所、興行場及び住宅宿泊事業者等	監視指導を実施するとともに、理容師及び美容師等に対して衛生講習に代わる資料を配付し、衛生管理の徹底を図った。
レジオネラ症防止対策	旅館及び公衆浴場	計画的に浴槽水の検査を実施すると共に適切な管理方法を指導し不良施設の排除に努めた。
温泉資源の保護及び温泉利用の適正化	温泉源泉及び温泉利用施設	湧出量、温度及び可燃性ガス発生状況を調査するとともに、ガスの発生が認められた施設に対しては、温泉法改正に伴う温泉採取許可申請、ガス濃度確認申請手続き等の適正処理を実施し、可燃性天然ガスの安全対策を図った。

理美容衛生講習会実施状況

対象者	年度	令和4年度	
		回数	受講者数(人)
理容師等		0	0
美容師等		0	0
美容学校学生		0	0
計		0	0

※依頼はあったものの、コロナウイルス感染症拡大状況下、講習会開催を断念した。

(評価 (課題等) 及び改善)

- (ア) 旅館及び公衆浴場においては、条例で定められている衛生管理記録、水質検査結果等の確認、点検を行い、理容所、美容所及びクリーニング所においては、器具等の消毒の実施状況の確認を行うことにより、衛生水準の向上が図られた。今後も引き続き、利用者が安心して施設を利用できるよう、監視指導を実施していく。
- (イ) 温泉については、温泉資源の保護及び利用者が安心して利用できるよう温泉利用の適正化を指導していくとともに、可燃性天然ガスの安全対策が引き続き適正に対応されるよう監視指導を実施していく。
- (ウ) 平成30年6月15日から施行された住宅宿泊事業法に基づき、関係法令所管部署と連携を取り、円滑に届出書の受付業務を実施した。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和4年度)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	184	92	96	104.3				
	興行場	10	2	2	100				
	公衆浴場	83	41.5	47	113.3				
	理容所	484	48.4	44	90.9				
	美容所	1022	204.4	190	93.0				
	クリーニング所	151	30.2	70	231.8				
	クリーニング取次	235	23.5	35	148.9				
	小計	2,169	442	484	109.5	0	0	0	0
その他施設	化製場	0	0	0	0				
	魚屑等処理場	5	5	4	80.0				
	小計	5	5	4	80.0	0	0	0	0
合計		2,174	447	488	109.2	0	0	0	0

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	191	95.5	52	54.5				
	興行場	10	2	2	100				
	公衆浴場	87	43.5	19	43.7				
	理容所	479	47.9	5	10.4				
	美容所	1036	207.2	40	19.3				
	クリーニング所	104	20.8	3	14.4				
	クリーニング取次	191	19.1	8	41.9				
	小計	2,098	436	129	29.6	0	0	0	0
その他施設	化製場	0	0	0	0				
	魚屑等処理場	4	4	0	0				
	小計	4	4	0	0	0	0	0	0
合計		2,102	440	129	29.3	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載。

【5 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり】

(6) 豊かな暮らし空間の実現

① 動物愛護の推進

ア 人と動物との共生推進事業

(目的)

県が策定した「静岡県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指す。

(計画及び実績 (成果))

区 分	対 象	内 容
動物愛護・適正飼養の普及啓発の推進	一般県民	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護指導班等の協力を得て、犬猫の飼い方教室、ふれあい訪問活動の実施 ・飼い主への適正飼養相談、指導 ・咬傷事故の処理
	動物取扱業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への監視指導 ・動物取扱責任者研修会の開催
動物由来感染症の予防方法等の普及	一般県民 動物取扱業者	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射の啓発 ・研修会や立入検査時に情報提供、指導
災害対策の推進	一般県民 市町 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護指導班等の協力を得て、災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成、同行避難訓練及びペットの災害対策研修会の実施 ・特定動物の飼養施設への立入調査

(評価・課題等及び改善)

- (ア) 動物取扱施設等の立入指導や犬と猫の飼い方教室、動物ふれあい訪問活動を開催し、適正飼育及び動物愛護思想の普及啓発に努めた。今後も引き続き小・中学校などの若年層に対しても動物愛護教室等を通じて動物愛護意識の向上を図っていくとともに動物愛護推進員の委嘱等を行い、地域活動に積極的に取り組むボランティアを育成、支援していく。
- (イ) 狂犬病の予防注射の実施率を向上させるため、市町と連携して飼い主への指導の徹底に努めた。なお、猫の引取り依頼、苦情が依然として多いことから、引き続き引取り相談日や市町の広報等を活用し、終生飼育、室内飼い、不妊去勢手術等の適正飼育の指導に努める。
- (ウ) 災害時動物愛護ボランティアリーダー育成支援を実施し、藤枝市で模擬の同行避難訓練を実施した。また、飼い主対象の災害対策研修会を実施し、日頃の備えについて啓発した。引き続き市町、獣医師会、動物保護協会、ボランティア等と協力し、ペットの災害対策について推進していく。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和4年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数					告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無登録	その他	
販売	119	119	60	47	78.3							
保管	132	141	71	58	81.7							
貸出し	3	3	2	3	150.0							
訓練	16	20	10	5	50.0							
展示	11	11	6	5	83.3							
競りあっせん	0	0	0	0	0							
譲受飼養	0	0	0	0	0							
合計	281	294	149	118	79.2	0	0	0	0	0	0	0

動物取扱施設立入検査状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立入検査 目標件数 (A)	立入検査件数 (B)	立入検査率 (B/A)	処分等の件数					告発 件数	
						登録 取消 停止	改善 措置 勧告	命令	始末書 その他	無登録	その他	
販売	120	120	60	16	26.7							
保管	134	145	73	14	19.2							
貸出し	2	2	1	2	200.0							
訓練	15	23	12	1	8.3							
展示	12	12	6	4	66.7							
競りあっせん	0	0	0	0	0							
譲受飼養	0	0	0	0	0							
合計	283	302	152	37	24.3	0	0	0	0	0	0	0

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和4年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	0	0	0	0					
鳥類	2	0	0	0					
爬虫類	6	3	0	6					

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	0	0	0	0					
鳥類	2	0	0	0					
爬虫類	6	0	1	1					

犬・猫の愛護管理状況調

(令和4年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
17	0	12	2	/	11	10	/

犬・猫の愛護管理状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
14	1	11	3		2	1	

咬傷犬事故発生状況調

区分	件数	被害者数	告発件数
令和3年度	12件	12人	0件
令和4年度	13件	13人	0件
令和5年度 (令和5年8月31日現在)	5件	5人	0件

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和4年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	30	142
猫	31	231
その他の愛護動物	2	5

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	41	108
猫	52	177
その他の愛護動物	6	8

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調
(令和4年度)

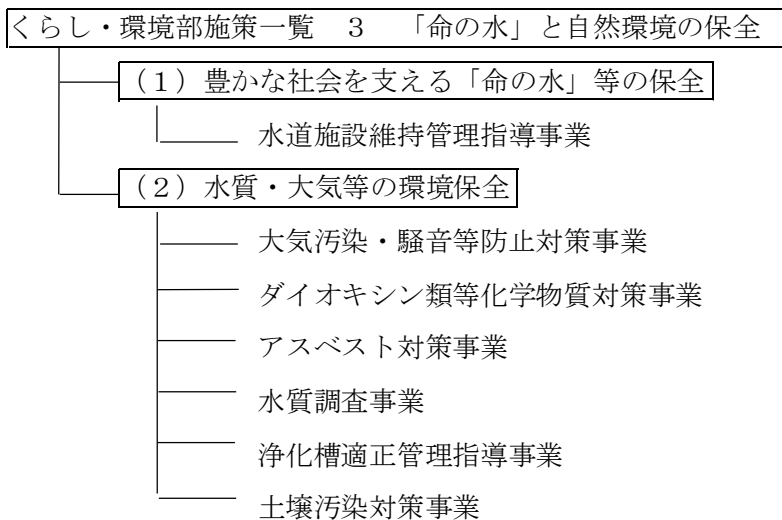
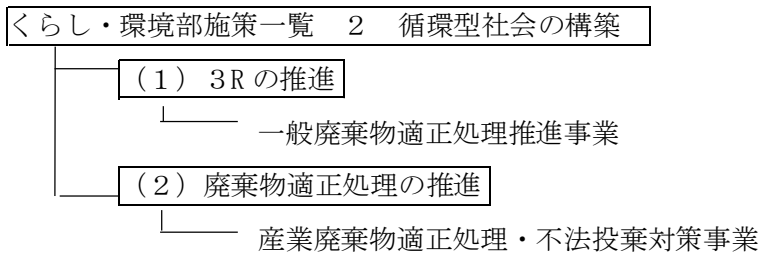
市町別 \ 項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
藤枝市	22	2
焼津市	19	2
島田市	8	0
川根本町	0	0
牧之原市	3	0
吉田町	6	1

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調
(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

市町別 \ 項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
藤枝市	22	2
焼津市	19	2
島田市	8	0
川根本町	0	0
牧之原市	3	0
吉田町	6	1

9 環境課

1 施策の体系



2 業務概要・目的

環境関連法令に基づき、廃棄物の適正処理や、大気、水質等への粉じんや汚濁物質等の排出規制などを行うことにより、生活環境の保全を図る。

具体的には、廃棄物に関しては排出抑制、リサイクル及び適正処理を推進するとともに、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応を図ることにより地球を守る低炭素・循環型社会の構築を図るほか、水道施設、特定建築物及び遊泳用プールの衛生管理を推進し、大気及び水質保全を図るため事業場への立入指導、浄化槽の適正管理指導などにより、快適な暮らし空間の実現を図る。

3 事業の成果（実績及び評価）

【2 循環型社会の構築】

(1) 3Rの推進

① 一般廃棄物適正処理推進事業

(目的)

市町等が行う一般廃棄物の処理に対して指導・助言を行い、ごみの減量・リサイクルの推進を図る。

(計画及び実績 (成果))

区 分	内 容	結 果
一般廃棄物 処理施設の 立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画に基づく適正処理の確認 一般廃棄物処理施設の維持管理等に関する技術的支援 一般廃棄物処理施設の計画的整備に関する助言指導 	市町による計画的かつ適正な一般廃棄物処理事業の実施
啓 発	<ul style="list-style-type: none"> 5月30日(ゴミゼロの日)を中心に、県内一斉に清掃活動及び市町を主体とした啓発活動を実施 ごみ削減推進キャンペーン(6月1日～6月30日) 	県民のごみ減量化、環境美化意識の向上
3R推進	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集計画に基づく容器包装廃棄物のリサイクルに関する助言指導 第4次(令和4年度～8年度)静岡県循環型社会形成計画に基づく資源循環への取組みの助言指導 	ごみの減量・リサイクルの推進

(評価(課題等)及び改善)

一般廃棄物処理施設に係る維持管理基準等の遵守を助言指導し、適切な廃棄物処理とそれに伴う環境保全の確保に寄与した。

また、令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に関連し、プラスチック使用製品の廃棄物の分別収集等の情報交換等を行い、3R+Renewableの推進を図った。

(2) 廃棄物適正処理の推進

① 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業

ア 産業廃棄物行政指導事業

(目 的)

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理及び産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進を図る。

(計画及び実績 (成果))

(ア) 産業廃棄物処理業に係る新規、更新及び変更許可申請に対する厳格な審査を通して、産業廃棄物の適正処理体制の確保を図った。

(イ) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を行い、廃棄物処理法の周知徹底及び適正処理の推進を図った。

(ウ) 産業廃棄物最終処分場の放流水等の収去検査を実施し、周辺環境への汚染の未然防止と適正処理の徹底を図った。

(エ) 焼却施設への立入検査により、ダイオキシン類対策の推進及び適正な維持管理の徹底を図った。

(評価(課題等)及び改善)

立入検査において現認した不適切な事案は、その場で是正指導を行い、重大な違反に至らないよう努めている。なお、新型コロナウイルス感染症対応事務の増加により、立入件数は、低下しているが、監視対象を適切に選択することで実効性を確保した。

産業廃棄物の適正処理の確保には、現場を目で確認することが必要のため、今後も地道

な監視指導を継続する。

イ 未届PCB廃棄物掘り起こし調査事業

(目的)

処理期限が迫っている高濃度PCB廃棄物等を保有している可能性のある事業者に対し、実態を把握し、適正処理に必要な指導を図る。

(計画及び実績(成果))

経済産業省等から提供を受けた自家用電気工作物設置届出事業者リストを基にしたアンケート調査から確認された高濃度PCB廃棄物等を保有している可能性のある事業者に対して適正処理の指導を図った。

(評価(課題等)及び改善)

令和5年3月末時点における未処理の高濃度PCB廃棄物は、変圧器及びコンデンサー等で2事業者、安定器で8事業者であったが、令和5年8月末現在、これら事業者の処理は全て完了した。令和5年度も高濃度PCB廃棄物である安定器が新たに発見されており、順次処理手続きを進めている。

高濃度PCB廃棄物の処理が令和6年3月末で終了することから、今後新たな高濃度PCB廃棄物が見つかった場合は速やかに措置するとともに、令和9年3月末期限の低濃度PCB廃棄物の処理完了に向け指導を強化する。

ウ 不法投棄撲滅対策事業

(目的)

不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

(計画及び実績(成果))

区分	内容	結果
パトロール	職員による定期的パトロール(夜間パトロールを含む。)	未然防止、早期発見
	民間警備会社への委託による休日パトロール	情報収集、早期対応
啓発	市町及び産業廃棄物協会との協働による啓発キャンペーン(12月)、不法投棄防止統一パトロール(6月、12月) 6月：環境月間、12月：不法投棄撲滅月間 ※ 今年4年12月の啓発キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止	県民意識の向上

廃棄物監視指導状況調

(令和4年度)

施設別 項目		施設数 (A)	立入検査件数 (B)	監視率 (%)	処分件数				
					営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令	
一般 廃棄物	し尿処理施設	11	5	45.5	/	/	0	0	
	ごみ処理 施設	焼却	6	7	116.7	/	/	0	0
		その他	17	30	176.5	/	/	0	0
	最終処分場	11	10	90.9	/	/	0	0	
	小計	45	52	115.6	/	/	0	0	
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所	/	118	/	/	/	0	0	
	産業廃棄物処理業	1,804	398	22.1	0	0	0	0	
	小計	1,804	516	22.1	0	0	0	0	
合計		1,849	568	/	0	0	0	0	
(計監視率 24.3 %)									
前年度	合計		1,812	577	/	0	0	0	0
	(計監視率 24.8 %)								

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調整する。
- 2 計監視率は、 $(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数}) \times 100$ で算出すること。
- (A)
- 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

廃棄物監視指導状況調

(令和5年8月31日現在)

施設別		項目	施設数 (A)	立入検査 件数 (B)	監視率 (%)	処分件数			
						営業許可 取消	営業停止	措置命令	改善命令
一般 廃棄物	し尿処理施設		11	0	0.0			0	0
	ごみ処理 施設	焼却	6	1	16.7			0	0
		その他	17	13	76.5			0	0
	最終処分場		11	1	9.1			0	0
	小計		45	15	33.3			0	0
産業 廃棄物	産業廃棄物排出事業所			64				0	0
	産業廃棄物処理業		1,803	217	12.0	0	0	0	0
	小計		1,803	281	12.0	0	0	0	0
合計			1,848	296		0	0	0	0
(計監視率 12.6 %)									
前年度	合計		1,822	245		0	0	0	0
	(計監視率 11.3 %)								

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調整する。

2 計監視率は、 $(B) - (\text{施設数斜線の立入検査件数}) \times 100$ で算出すること。

(A)

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

産業廃棄物不法投棄状況調

区 分	3年度	4年度	5年度 (8月31日現在)
当該年度発生件数	3件	2件	1件
撤去済み	0件	2件	0件
撤去指導中	3件	0件	1件
前年度以前からの継続件数	5件	7件	4件
撤去済み	1件	3件	0件
撤去指導中	4件	4件	4件
合計	8件	9件	5件
撤去済み	1件	5件	0件
撤去指導中	7件	4件	5件

(評価(課題等)及び改善)

不法投棄発生件数は3件程度の横ばいで推移しており、令和4年度発生2件は令和4年度中に撤去された。令和5年度発生1件は撤去指導中である。

不法投棄の未然防止や解決には、早期発見、早期対応が肝要であり、休日・夜間及び定期のパトロールや啓発事業を継続する。

【3 「命の水」と自然環境の保全】

(1) 豊かな社会を支える「命の水」等の保全

① 水道施設維持管理指導事業

ア 水道維持管理指導

(目的)

安全な水道水の安定供給のため、水道施設の適正な維持管理を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 各水道事業者及び専用水道設置者に対して、立入検査や水質検査結果の報告を求め、適正かつ計画的な水質検査及び衛生管理を指導することにより、安全な水道水の安定供給を図った。

(イ) 補助金等を活用し災害に強い施設づくりを目指すよう、市町水道事業者に指導を行った。

水道施設状況調

(令和4年度)

区分 市町別	管内人口	給水人口	施設数							飲料供水給施設
			上水道	簡易水道		専用水道	計	普及率(%)	県平均率(%)	
				公営	その他					
島田市	94,580人	92,140人	2	0	0	4	6	97.4		27
焼津市	135,246人	135,155人	1	0	0	6	7	99.9		0
藤枝市	140,080人	131,276人	1	0	0	6	7	93.7		38
牧之原市	42,301人	42,267人	1	0	0	0	1	99.9		0
吉田町	28,490人	27,889人	1	0	0	0	1	97.9		0
川根本町	5,831人	5,659人	0	11	0	0	11	97.1		16
計	446,528人	434,386人	6	11	0	16	33	97.3	99.0	81

(注) 管内人口、給水人口、普及率、県平均普及率は、令和3年度末現在

水質検査状況調

(令和4年度)

区分	施設数	検査検体数	不適検体数	不適率
上水道	3	204	(0) 0	(0%) 0%
簡易水道 (公営)	11	252	(0) 0	(0%) 0%
〃 (その他)	0	0	(0) 0	(-%) -%
専用水道	0	0	(0) 0	(-%) -%
計	14	456	(0) 0	(0%) 0%

(注) () 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲

水 質 検 査 状 況 調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	施 設 数	検 査 検 体 数	不 適 検 体 数	不 適 率
上 水 道	3	85	(0) 0	(0%) 0%
簡易水道 (公営)	11	105	(0) 0	(0%) 0%
〃 (その他)	0	0	(0) 0	(-%) -%
専用水道	0	0	(0) 0	(-%) -%
計	14	190	(0) 0	(0%) 0%

(注) () 内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲

水 道 施 設 監 視 指 導 状 況 調

(令和4年度)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
					認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水 道 施 設	上 水 道	3	3	100.0	0	0	0
	簡 易 水 道	11	11	100.0	0	0	0
	専 用 水 道	0	0	-	0	0	0
	簡易専用水道	41	1	2.4	0	0	0
	その他の水道	17	0	0	0	0	0
合 計		72	15	20.8	0	0	0
前年度	合 計	72	16	22.2	0	0	2

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

水道施設監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水 道 施 設	上 水 道	3	3	100.0	0	0	0	
	簡 易 水 道	11	0	0	0	0	0	
	専 用 水 道	0	0	-	0	0	0	
	簡易専用水道	41	0	0	0	0	0	
	その他の水道	17	0	0	0	0	0	
合 計		72	3	4.2	0	0	0	
前年度	合 計	72	3	4.2	0	0	0	

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

今後も監視指導を継続するとともに、施設の強靱化や経営基盤の安定化等の課題について、「水道事業の基盤強化を図る広域連携推進会議」等の機会を通じ、助言指導を行う。

イ 建物の衛生的環境の確保に関する事務

(目 的)

多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)の空気環境等の衛生管理を徹底することにより、衛生的で快適な環境を確保し、利用者の健康の維持を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 特定建築物に関する空気環境、給排水、清掃等の適正な維持管理について立入検査を実施し、衛生的で快適な環境の確保及び利用者の健康の維持を図った。

(イ) 建築物清掃業等の建築物衛生管理業登録業者に対して、適正な業務管理について立入検査を実施し、建築物の衛生的環境の確保を図った。

建築物監視指導状況調

(令和4年度)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数				
					登 録 の 取 消	使 用 停 止	使 用 制 限	措 置 命 令 改 善	改 善 指 導
建築物 関 係	特定建築物	97	34	35.1	/	0	0	0	1
	清掃等登録業者	33	12	36.4	0	/	/	/	0
合 計		130	46	35.4	0	0	0	0	1
前年度	合 計	130	44	33.9	0	0	0	0	1

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

建築物監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

項 目 施 設 別		施 設 数 (A)	立入 検 査 件 数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数				
					登 録 の 取 消	使 用 停 止	使 用 制 限	措 置 命 令 改 善	改 善 指 導
建築物 関 係	特定建築物	98	8	8.2	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	33	12	36.4	0	/	/	/	0
合 計		131	20	15.3	0	0	0	0	0
前年度	合 計	130	3	2.3	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。
 2 監視率(%)=B/A×100
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度の立入検査において、特定建築物1件の届出不備が確認されたので是正指導を行った。

全体的に良好な状態であることから、現在の状況を維持するよう、監視指導を継続する。

ウ 遊泳用プール指導監督事務

(目 的)

遊泳用プールの衛生管理を徹底し、衛生的で安全な施設の確保を図る。

(計画及び実績 (成果))

遊泳用プールに対して立入調査を行い、県指導要綱に基づく水質基準、施設基準及び維持管理基準に合致するよう指導し、衛生管理の徹底及び安全な施設の確保を図った。

遊 泳 用 プ ー ル 立 入 調 査 状 況 調

(令和4年度)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入調査 件数(B)	監視率(%)	不 適 施設数	不適率(%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	23 (1)	9 (1)	39.1 (100)	2 (0)	8.7 (0)	2 (0)
前年度	23 (1)	8 (0)	34.8 (0)	5 (0)	21.7 (0)	5 (0)

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

遊 泳 用 プ ー ル 立 入 調 査 状 況 調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入調査 件数(B)	監視率(%)	不 適 施設数	不適率(%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	22 (1)	4 (0)	18.1 (0)	3 (0)	13.6 (0)	3 (0)
前年度	23 (1)	5 (1)	21.7 (100)	1 (0)	4.3 (0)	1 (0)

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 監視率(%)=B/A×100

3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価・課題等及び改善)

令和4年度は、9件の立入調査を行い、2件の不適事項について改善指導を行った。内容は測定項目不足や届出事項の不備であり、指導により是正がなされた。

今年度も同様に実施しているが、軽微な不適事項が散見されるため、管理者の意識向上及び衛生的で安全な施設の確保に一層取り組む必要がある。

(2) 水質・大気等の環境保全

① 大気汚染・騒音等防止対策事業

(目的)

事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物等の排出を規制し、大気環境の保全を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 工場・事業場からのばい煙発生施設設置等の届出書について、排出基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。

(イ) 大気汚染防止法施行令の改正に伴い、規制対象外となるボイラーを有する工場・事業場を優先的に立入検査し、法令改正の説明及び排出基準の遵守徹底を図った。

環境関係届出審査状況調

(令和4年度)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の 変更	廃止	承継	自主測定結果 の報告	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	20	0	6	43	23	7			99
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	1	1	1	0			3
	一般粉じん発生施設	1	0	0	2	2	2			7
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん排出等作業								16 (18)	16 (18)
	水銀排出施設	0	0	1	0	0	0			1
水質汚濁防止法		22	0	9	46	17	5			99
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	0	0	0	5	5	0	43		53
	水質	0	0	0	1	0	0	3		4
静岡県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	0	0	3	0	0	0			3
	一般粉じん発生施設	0	0	0	1	3	1			5
	水質特定施設	0	0	0	0	0	0			0

環境関係届出審査状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

届出区分		設置	使用 (追加指定)	変更	氏名 等の変 更	廃止	承継	自主測 定結果 の報告	作業実施 (完了報告)	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	7	0	2	18	4	2			33
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	0	0	0			0
	一般粉じん発生施設	0	0	0	0	0	1			1
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	特定粉じん排出等作業								9(8)	9(8)
	水銀排出施設	1	0	0	4	0	0			5
水質汚濁防止法		8	0	1	29	7	2			47
ダイオキシン類対策特別措置法	大気	1	0	0	6	0	0	14		21
	水質	0	0	0	0	0	0	0		0
静岡県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	一般粉じん発生施設	0	0	0	0	0	0			0
	水質特定施設	1	0	0	0	2	0			3

環境関係立入検査状況調

(令和4年度)

項目 区分		対象事業場 数	立入検査 事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止 命令 改善命令	改善勧告	注意
大 気 汚 染 防 止 法	ばい煙発生施設 (注1)	302	60	19.9	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	13	6	46.2	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	648	8	1.2	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業	/	69	/	0	0	0
	水銀排出施設	10	3	30.0	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		307	121	39.4	0	3	3
ダイオキシン類 対策特別措置法	大 気	29	8	27.6	0	0	0
	水 質	4	2	50.0	0	0	0
合 計		1313	277	/	0	3	3
(計実施率 15.8 %) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 = $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

対 象 事 業 場 数

環境関係立入検査状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

項目 区分		対象事業場 数	立入検査 事業場数	実施率 (%)	処分等の件数		
					一時停止 命令 改善命令	改善勧告	注意
大気 汚染 防止 法	ばい煙発生施設 (注1)	302	12	4.0	0	0	0
	揮発性有機 化合物排出施設	13	1	7.7	0	0	0
	一般粉じん 発生施設(注1)	648	3	0.5	0	0	0
	特定粉じん 発生施設	0	0	0	0	0	0
	特定粉じん 排出等作業		31		0	0	0
	水銀排出施設	10	1	10.0	0	0	0
水質汚濁防止法(注1)		305	41	13.4	0	0	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気	29	2	6.9	0	0	0
	水質	4	0	0	0	0	0
合計		1311	91		0	0	0
(計実施率 4.6%) (注2)							

(注) 1 静岡県生活環境の保全等に関する条例対象を含む。

2 計実施率 = $\frac{\text{立入検査事業場数 (特定粉じん排出等作業数を除く)}}{\text{対象事業場数}} \times 100$

公害防止管理者等届出状況調

資格区分		令和4年度届出件数	令和5年度届出件数 (8月31日現在)
公害防止統括者		50	17
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	31	9
	一般粉じん関係	4	2
	水質関係	14	3
	ダイオキシン類	0	0
	騒音関係	0	0
	振動関係	2	0
	計	51	14
合計		101	31

(注) 各集計欄の数値は代理者の届出を含む。

(評価(課題等)及び改善)

書類審査及び立入検査により、大気汚染に係る排出基準の遵守の徹底を図り、大気環境保全の確保に寄与した。

また、法令改正に伴い一部の施設が令和4年10月から規制対象外となったため、令和4年度は、これら全ての施設に立入検査を行い、法令改正の周知を行った。今後も大気環境の保全のため監視指導を継続する。

② ダイオキシン類等化学物質対策事業

(目的)

ダイオキシン類は人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、事業活動に伴うダイオキシン類の排出を規制し、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 工場・事業場からの特定施設設置等の届出書について、排出基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。

(イ) 廃棄物焼却炉を設置する事業場を重点的に立入検査し、施設の適切な維持管理の推進を図った。

(評価(課題等)及び改善)

自主測定結果の報告による基準超過が判明した施設はなく、廃棄物焼却炉に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法及び廃棄物処理法による多面的な指導を実施することにより、適正な維持管理が図られた。

今後も効率的・効果的な指導を継続し、県民の健康保護に努める。

③ アスベスト対策事業

(目的)

事業活動に伴う特定粉じん（アスベスト）の排出を規制し、大気環境の保全を図る。

(計画及び実績（成果）)

(ア) 特定工事発注者からの特定粉じん排出等作業の実施の届出書について、作業基準や届出記載内容を総合的に審査して受理し、適切な作業着手を図った。

(イ) 大気汚染防止法改正により令和4年4月以降、一定規模以上の解体等工事の事前調査結果報告が必要となり、制度の周知、その適正な実施及び不備の場合の補正等指導した。また、令和5年度から事前調査結果報告制度の適正な実施のため、共通する対象工事のある建設リサイクル法の届出台帳との突合を行い、未報告者への改善指導を行っている。

(ウ) 特定粉じん排出等作業現場や建築物の解体工事現場を立入検査し、法改正の周知及び作業基準の遵守徹底を図った。

(評価（課題等）及び改善)

届出のあった飛散リスクの高い作業場は原則全て現地調査を行い、アスベストの飛散防止措置の徹底を指導し、作業員の健康被害の防止や周辺の環境保全を図った。

④ 水質調査事業

ア 水質監視事業

(目的)

事業活動に伴う水質汚濁物質の排出を規制し、河川・湖沼等の水質環境の保全を図る。

(計画及び実績（成果）)

(ア) 工場・事業場からの特定施設設置等の届出書について、排水基準や設置等の状況を総合的に審査して受理し、施設の適正な設置を指導した。

(イ) 排水基準違反歴がある、有害物質を使用している、又は汚濁負荷量が高いなどの工場・事業場を重点的に立入検査し、管理状況等の書類確認に加え、排水水の測定を行い、排水基準の遵守徹底を図った。

(ウ) 立入検査時の測定の結果、排水基準違反が確認された工場・事業場に対しては、改善対策を講じさせ、水質環境の保全を図った。

(評価（課題等）及び改善)

令和4年度に排水基準違反のあった施設については、判断基準に照らし行政指導等を行い、水質環境保全に努めた。

令和5年度も同様に立入検査を行い、改善指導を行っている。

排水基準超過は、継続して発生しているため、基準違反があった施設には重点的に監視指導を行い、改善措置を促し、水質環境の保全に努める。

⑤ 浄化槽適正管理指導事業

(目的)

合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(計画及び実績 (成果))

- (ア) 市町及び関係団体と連携して、新規浄化槽設置者に対する維持管理講習会や巡回指導等を実施し、適正な維持管理の推進を図った。
- (イ) 浄化槽法改正前の平成13年3月以前に設置された単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽へ設置替えするよう啓発に努め、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図った。
- (ウ) 浄化槽保守点検業に係る登録申請に対して審査を実施するとともに、浄化槽保守点検業者の適正な業務管理について立入検査を実施し、適切な保守点検業務の推進を図った。
- (エ) 令和5年度からの浄化槽台帳システムを用いた台帳管理の開始に伴い、台帳の整理を行い、精度向上を図った。

浄化槽監視指導状況調

(令和4年度)

区 分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率 (%)	処 分 件 数				
					登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置 命令 改善	勧告	
浄化槽	101,345	152	200	76.0		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	62	21	15	140.0	0		0	0	
前年度	浄化槽	135,596	101	200	50.5		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	63	42	36	116.7	0		0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。
 2 実施率 (%) = $A/B \times 100$
 3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

浄化槽監視指導状況調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分		施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処 分 件 数			
						登録取消 事業停止命令	使用停止 命令	措置 命令 改善	勧告
浄化槽		101,994	15	200	7.5	/	0	0	0
浄化槽保守点検業者		63	6	11	54.5	0	/	0	0
前年度	浄化槽	136,205	8	200	4.0	/	0	0	0
	浄化槽保守点検業者	63	3	12	25.0	0	/	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 実施率(%) = $A/B \times 100$

3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

(評価(課題等)及び改善)

市町との連携により、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えが徐々に進み、生活排水による水質汚濁は低減されてきている。

一方、浄化槽の維持管理において、法定検査の受検率の向上等適正な維持管理が課題である。浄化槽台帳の整備や未受検者への受検案内送付等により、受検率は若干向上しているが、今後も市町等関係機関と連携して適正な維持管理の周知に努める必要がある。

⑥ 土壌汚染対策事業

(目 的)

土壌汚染の状況把握、人の健康被害の防止に関する措置の実施により、県民の健康の保護を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 有害物質使用特定施設の廃止の際に土壌調査の実施を指導し、その調査結果から土壌汚染の有無を把握した。また、土壌調査の猶予(一時的免除)申請について、その土地の土壌による健康被害のおそれの有無を確認した。

(イ) 一定規模以上の土地の形質変更を行おうとする者から事前に届出書を受領し、その土地の過去の使用履歴の状況を調査し、土壌汚染のおそれの有無を確認した。

(ウ) 区域指定されている土地の形質変更について、汚染土壌の措置方法及び届出につい

て指導し、措置が適切に実施されているかを実地に確認した。

土壌汚染対策法に基づく手続きの実績

(単位：件数)

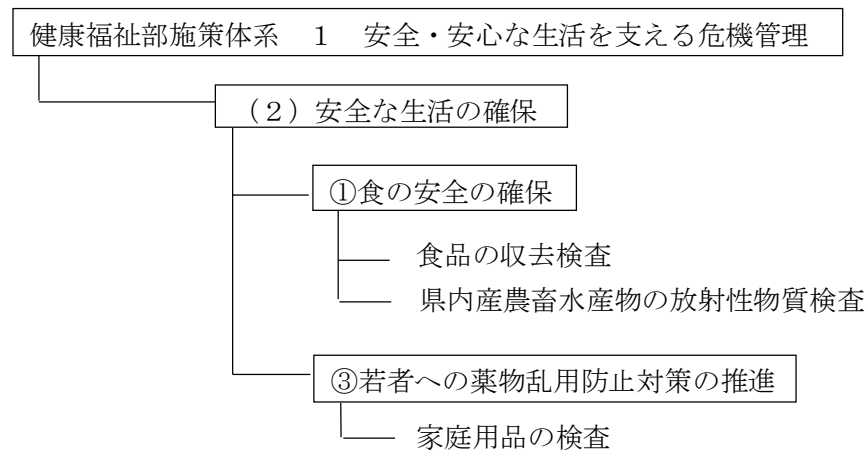
区分	年度	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
	有害物質使用特定施設廃止時の土壌調査 (法第3条)	調査報告	0
猶予申請の 確認		3	0
一定規模以上の土地の形質の変更 (法第4条)	届出	57	17
形質変更時要届出区域の土地の形質の変 更(法第12条)	届出	0	0
汚染土壌の区域外搬出 (法第16条)	届出	0	0
	変更の届出	0	0

(評価・課題等及び改善)

書面審査を厳格に行い、必要により検査を指示することにより、土壌の環境保全の確保に寄与している。

10 化学検査課

1 施策の体系



2 業務概要・目的

県民の健康と安心・安全な生活を確保するため、食品衛生法及び食品表示法に基づく食品の収去検査（理化学検査）、県内産農畜水産物の放射性物質の検査及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品の検査を実施する。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

(2) 安全な生活の確保

① 食の安全の確保

ア 食品の収去検査

(目的)

静岡県食品衛生監視指導計画に基づき策定された食品等の試験検査実施計画要領に従い、食品の規格基準、食品添加物の検査及び県内流通食品の放射性物質検査を実施する。

(計画及び実績（成果）)

(ア) 検査実施実績

	検査検体数	
	食品の規格基準等	流通食品の放射性物質
令和4年度	2,329	150
令和5年度(8月31日現在)	1,079	65

(イ) 精度管理

食品衛生法で規定された、食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領（食品GLP）に基づき検査を実施し、外部精度管理調査の参加、内部精度管理の実施及び信頼性確保部門責任者による内部点検により検査の信頼性を確保した。

a 外部精度管理の実施

一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。

年度	調査項目	結果
令和4年度	保存料（ソルビン酸）	正しく検出された
	着色料	正しく検出された
令和5年度（8月31日現在）	保存料（ソルビン酸）	—

b 内部精度管理の実施

内部精度管理マニュアルに基づき策定した内部精度管理実施計画書により実施し、検査担当者の検査技能を確認した。結果はすべて管理基準に適合していた。

c 内部点検の受検

年度	受検回数	結果
令和4年度	10回	指摘事項なし
令和5年度（8月31日現在）	2回	指摘事項なし

（評価（課題等）及び改善）

標準作業書に基づき検査を適正に実施した。今後も検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

イ 県内産農畜水産物の放射性物質検査

（目的）

原子力災害対策本部から示された検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方に基づき策定された静岡県農畜水産物等の放射性物質検査計画に従い、県内産農畜水産物の放射性物質の検査を実施する。

（計画及び実績（成果））

検査実施実績

	検査検体数
令和4年度	37
令和5年度（8月31日現在）	5

（評価（課題等）及び改善）

標準作業書に基づき検査を適正に実施した。今後も検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

③ 若者への薬物乱用防止対策の推進

ア 家庭用品の検査

（目的）

家庭用品規制に係る監視指導要領に基づき、家庭用品の検査を実施する。

（計画及び実績（成果））

（ア）検査実施実績（令和4年度）

品名		検査項目	検査検体数
繊維製品	2歳以下用	ホルムアルデヒド	24
	その他	ホルムアルデヒド	6
接着剤		ホルムアルデヒド	2

住宅用洗剤	塩化水素、硫酸	3
家庭用洗剤	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム	12
計		47

令和4年度から接着剤のホルムアルデヒドを検査項目として追加した。

(イ) 精度管理

試験検査業務管理要領に基づき検査を実施し、外部精度管理調査の参加、内部精度管理の実施及び信頼性確保部門責任者による内部点検により検査の信頼性を確保した。

a 外部精度管理の実施

環境衛生科学研究所が実施する外部精度管理調査に参加した。

年度	調査項目	結果
令和4年度	UVによる定量試験及び定容操作	良好

b 内部精度管理の実施

内部精度管理実施要領に基づき策定した内部精度管理実施計画書により内部精度管理を実施し、検査担当者の検査技能を確認した。結果はすべて管理基準に適合していた。

c 内部点検の受検

年度	受検回数	結果
令和4年度	10回	指摘事項なし
令和5年度(8月31日現在)	2回	指摘事項なし

(評価(課題等)及び改善)

標準作業書に基づき検査を適正に実施した。今後も検査技術の向上及び信頼性確保に努め、迅速かつ正確な検査を実施する。

表 1

令和 4 年度 化学検査実施状況報告

試 験 検 査 区 分		検体	件数	
食 品 衛 生 関 係	成分規格	牛乳・アイスクリーム等 (1)	81	156
		豆類・生アン等 (2)	17	17
		清涼飲料水 (3)	82	164
		その他 (4)	0	0
	食品添加物	保存料 (5)	480	3,559
		甘味料 (6)	731	1,167
		着色料 (7)	535	6,420
		発色剤 (8)	70	70
		漂白剤 (9)	24	24
		殺菌料 (10)	13	13
		品質保持剤 (11)	22	22
		酸化防止剤 (12)	212	556
		防かび剤 (13)	0	0
	その他 (14)	0	0	
	容 器 包 装 (15)	0	0	
	放 射 性 物 質 (16)	流通食品	150	300
		農畜水産物	37	74
	合 成 抗 菌 剤 (17)	0	0	
	抗 生 物 質 (18)	0	0	
	天 然 有 害 物 質 等 (19)	40	40	
	そ の 他 (20)	22	22	
小 計 (21)	2,516	12,604		
薬 事 関 係	め っ き	p H (22)	0	0
		シアン (23)	0	0
		その他 (24)	0	0
	毒 物 ・ 劇 物 (25)	0	0	
	家庭用品	繊維製品 (26)	30	30
		洗浄剤 (27)	15	15
		その他 (28)	2	2
	そ の 他 (29)	0	0	
	小 計 (30)	47	47	
	そ の 他 (31)	0	0	
合 計 (32)	2,563	12,651		
そ の 他	精 度 管 理 業 務 (33)	件数	時間	
		3,581	1,671.1	

表 2

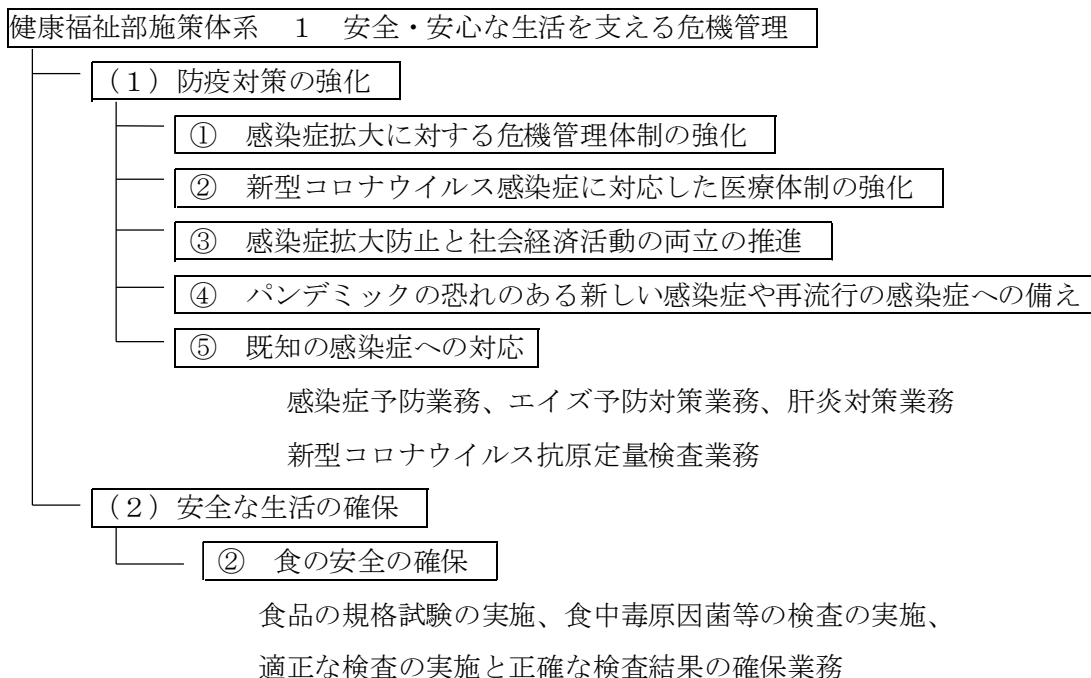
令和 5 年度 化学検査実施状況報告

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

試 験 検 査 区 分		検体	件数	
食 品 衛 生 関 係	成分規格	牛乳・アイスクリーム等 (1)	35	102
		豆類・生アン等 (2)	0	0
		清涼飲料水 (3)	73	146
		その他 (4)	0	0
	食品添加物	保存料 (5)	209	1,625
		甘味料 (6)	322	557
		着色料 (7)	279	3,348
		発色剤 (8)	20	20
		漂白剤 (9)	0	0
		殺菌料 (10)	13	13
		品質保持剤 (11)	0	0
		酸化防止剤 (12)	118	330
		防かび剤 (13)	0	0
	その他 (14)	0	0	
	容 器 包 装 (15)	0	0	
	放 射 性 物 質 (16)	流通食品	65	130
		農畜水産物	5	10
	合 成 抗 菌 剤 (17)	0	0	
	抗 生 物 質 (18)	0	0	
	天 然 有 害 物 質 等 (19)	10	10	
そ の 他 (20)	0	0		
小 計 (21)	1,149	6,291		
薬 事 関 係	め っ き	p H (22)	0	0
		シアン (23)	0	0
		その他 (24)	0	0
	毒 物 ・ 劇 物 (25)	0	0	
	家庭用品	繊維製品 (26)	0	0
		洗浄剤 (27)	0	0
		その他 (28)	0	0
	そ の 他 (29)	0	0	
	小 計 (30)	0	0	
	そ の 他 (31)	0	0	
合 計 (32)	1,149	6,291		
そ の 他	精 度 管 理 業 務 (33)	件数	時間	
		1,208	649.1	

1 1 細菌検査課

1 施策の体系



2 業務概要・目的

県民の健康と安全を守るため、食品の規格試験、食中毒原因菌の検査、赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌等の感染症検査、新型コロナウイルス抗原定量検査、地域医療・健康増進に係るエイズ・C型肝炎等の血液検査等を実施する。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

(1) 防疫対策の強化

- ① 感染症拡大に対する危機管理体制の強化
- ② 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化
- ③ 感染症拡大防止と社会経済活動の両立の推進
- ④ パンデミックの恐れのある新しい感染症や再流行の感染症への備え
- ⑤ 既知の感染症への対応

ア 感染症予防業務、エイズ予防対策業務、肝炎対策業務、新型コロナウイルス抗原定量検査業務

(目 的)

赤痢・コレラ・腸管出血性大腸菌等の感染症に関する細菌検査、エイズ・肝炎等の血液検査及び新型コロナウイルス抗原定量検査を実施する。

(計画及び実績（成果）)

(ア) 検査実績

令和4年度の検査実績は表1、令和5年度(8月31日現在)は表2のとおりである。

(イ) 感染症外部精度管理の実施

検査等精度管理委員会感染症部会外部精度管理の実施を受け、令和4年度は、腸管出血性大腸菌の検査を実施し結果は良好であった。

(ウ) 内部点検の受検

感染症に係る検査を実施する施設における検査等の業務管理要綱、第3条別表に規定する「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」により業務管理及びその記録類についての内部点検を令和4年度は11回受けた。令和5年度は3回(9月30日現在)受け、すべて特に問題点や指摘事項はなかった。

(評価(課題等)及び改善)

感染症の予防及び感染症患者に対する医療法施行規則第7条に基づく感染症に係る検査等の精度管理を行い、検査の信頼性確保を図り、迅速かつ適正な試験検査結果を確保している。

(2) 安全な生活の確保

② 食の安全の確保

ア 食品の規格試験の実施、食中毒原因菌等の検査の実施、適正な検査の実施と正確な検査結果の確保業務

(目的)

食品衛生法等に基づく食品の規格試験や食中毒原因菌の検査を実施する。また、試験検査の信頼性を確保するため検査の都度、内部精度管理を実施するとともに機器の保守点検及び試薬管理などの精度管理に努める。

(計画及び実績(成果))

(ア) 検査実績

令和4年度の検査実績は表1、令和5年度(8月31日現在)は表2のとおりである。

(イ) 食品衛生外部精度管理の実施

(財) 食品薬品安全センターの実施する食品衛生外部精度管理調査に参加し、令和4年度は、黄色ブドウ球菌・大腸菌群及び一般細菌数測定の実施し、結果は良好であった。また、令和5年度は、一般細菌数測定・大腸菌及びサルモネラ属菌の検査の予定である。

(ウ) 内部精度管理の実施

年度当初に策定する内部精度管理実施計画に基づき内部精度管理を行い、検査職員の技術等について支障ないことを確認した。

(エ) 内部点検の受検

食品衛生法施行規則第37条に基づいて、第3条別表に規定する「信頼性確保部門責任者があらかじめ指定した者」により業務管理及びその記録類についての内部点検を令和4年度は10回受けた。また令和5年度は3回(9月30日現在)受け、すべて特に問題点や指摘事項はなかった。

(評価(課題等)及び改善)

(ア) 細菌検査は、迅速かつ正確な検査結果が求められるため、県衛生課、環境衛生科学研究所や各健康福祉センター各担当課の連携を密にし、検査に必要な情報の共有化に

努め、効率的な検査を実施している。

(イ) 検査結果は、外部精度管理及び内部精度管理並びに信頼性確保部門による内部点検等の評価から、試験検査の信頼性を確保している。

表 1

令和 4 年度 細菌検査実施状況報告

試験検査区分				検体数	検査件数	試験検査区分				検体数	検査件数								
食品	検査	去	収	大腸菌群 (1)	474		220	健康	感	染	症	便	等	人	体	赤痢 (37)	69		0
				E. Coli (2)		89	コレラ (38)									0			
				一般細菌数 (3)		88	チフス (39)									0			
				サルモネラ属菌 (4)		24	腸管出血性大腸菌 (40)									68			
				腸炎ビブリオ (5)		59	その他 (41)									0			
				黄色ブドウ球菌 (6)		24	血清型別・毒素試験等 (42)									43			
				O157 (7)		410	食品・水等									赤痢 (43)		0	0
				O26 (8)		410										コレラ (44)			0
				エンテロトキシン (9)		0										チフス (45)			0
				その他 (10)		91										腸管出血性大腸菌 (46)			0
				血清型別・毒素試験等 (11)		0										その他 (47)			0
				小計 (12)		474										1,415			血清型別・毒素試験等 (48)
食品	衛生	中	毒	関	75	161		係	血	清	HBs抗原検査 (49)	243	243						
											サルモネラ属菌 (13)	150	梅毒血清検査 (50)	247	494				
											腸炎ビブリオ等 (14)	222	HIV検査 (迅速法) (51)	253	253				
											黄色ブドウ球菌 (15)	74	HIV検査 (PA、WB法) (52)	1	3				
											腸管出血性大腸菌 (16)	150	HCV抗体検査 (53)	244	244				
											その他病原大腸菌 (17)	75	その他 (HTLV-1等) (54)	32	5				
							嫌気性細菌 (18)				73	その他 (血清分離等) (55)	26	53					
							その他の細菌 (19)				445	小計 (56)	1,115	1,406					
							血清型別・毒素試験等 (20)				161	一般	依	腸	内	細菌	赤痢 (57)	15	15
							サルモネラ属菌 (21)				78						サルモネラ (58)		15
							腸炎ビブリオ等 (22)				114						O157 (59)		15
							黄色ブドウ球菌 (23)				38						その他 (60)		0
腸管出血性大腸菌 (24)	77	血清型別・毒素試験等 (61)	2																
その他病原大腸菌 (25)	39	その他 (62)	0																
嫌気性細菌 (26)	38	小計 (63)	15	47															
その他の細菌 (27)	229	小計 (64)	1,130	1,453															
血清型別・毒素試験等 (28)	4	その他の * (65)	4,250	4,250															
小計 (29)	114	1,967	合計 (66)	5,968	9,085														
一般	依頼	大腸菌群 (30)	0	その他	精度管理業務 (71)	2,886	2,613												
		一般細菌数 (31)	0																
		O157 (32)	0																
		その他 (33)	0																
		血清型別・毒素試験等 (34)	0																
		小計 (35)	0																
小計 (36)	588	3,382																	

* 新型コロナウイルス抗原定量検査

表 2

令和 5 年度 細菌検査実施状況報告

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

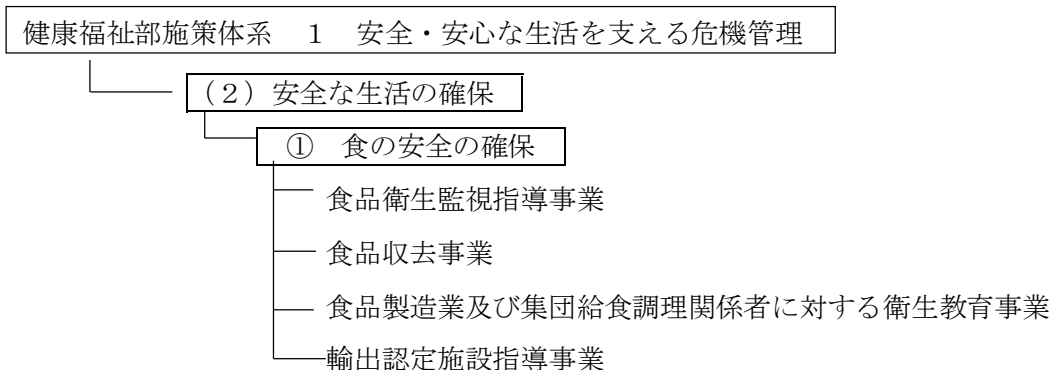
試験検査区分		検体数	検査件数	試験検査区分		検体数	検査件数				
食 品 収 去 検 査 食 品 衛 生 関 係	大腸菌群 (1)	268	97	感 染 症 関 係	便 等 人 体 よ り	赤痢 (37)	0				
	E. C o l i (2)		115			コレラ (38)	0				
	一般細菌数 (3)		41			チフス (39)	0				
	サルモネラ属菌 (4)		6			腸管出血性大腸菌 (40)	14				
	腸炎ビブリオ (5)		34			その他 (41)	0				
	黄色ブドウ球菌 (6)		6			血清型別・毒素試験等 (42)	2				
	O 1 5 7 (7)		227		食 品 ・ 水 等	赤痢 (43)	0				
	O 2 6 (8)		227			コレラ (44)	0				
	エンテロトキシン (9)		0			チフス (45)	0				
	その他 (10)		26			腸管出血性大腸菌 (46)	0				
	血清型別・毒素試験等 (11)		0			その他 (47)	0				
	小 計 (12)	268	779	血清型別・毒素試験等 (48)	0						
	便 等 人 体 中 よ り 食 品 ・ 水 等	サルモネラ属菌 (13)	125	141	福 祉 関 係	血 清	HBs抗原検査 (49)	175	175		
		腸炎ビブリオ等 (14)		51			梅毒血清検査 (50)	172	344		
		黄色ブドウ球菌 (15)		17			HIV検査 (迅速法) (51)	175	175		
		腸管出血性大腸菌 (16)		34			HIV検査 (PA、WB法) (52)	0	0		
		その他病原大腸菌 (17)		17			HCV抗体検査 (53)	175	175		
		嫌気性細菌 (18)		17			その他 (HTLV-1等) (54)	32	5		
		その他の細菌 (19)		102		その他 (血清分離等) (55)	26	53			
		血清型別・毒素試験等 (20)		18		小 計 (56)	769	943			
		食 品 ・ 水 等		サルモネラ属菌 (21)		11	22	一 般 依 頼	腸 内 細 菌	赤痢 (57)	16
				腸炎ビブリオ等 (22)			33			サルモネラ (58)	16
				黄色ブドウ球菌 (23)			11			O 1 5 7 (59)	16
	腸管出血性大腸菌 (24)		22	その他 (60)	0						
	その他病原大腸菌 (25)		11	血清型別・毒素試験等 (61)	1						
	嫌気性細菌 (26)		11	その他 (62)	0						
	その他の細菌 (27)		66	小 計 (63)	16		49				
	血清型別・毒素試験等 (28)		0	小 計 (64)	785		992				
	小 計 (29)	136	573	そ の 他 * (65)	0	0					
	一 般 依 頼	大腸菌群 (30)	0	0	合 計 (66)		1,189	2,344			
		一般細菌数 (31)		0							
		O 1 5 7 (32)		0							
		その他 (33)		0							
		血清型別・毒素試験等 (34)		0		0					
	小 計 (35)	0	0								
	小 計 (36)	404	1,352								

その他	精度管理業務 (71)	件数	時間
		1,240	2,348

* 新型コロナウイルス抗原定量検査

1 2 食品衛生監視専門班

1 施策の体系



2 業務概要・目的

食品関係施設に対して計画的に監視指導及び食品の収去を行い、食品・添加物等の製造・調理、流通、販売等における安全性の確保を目的とする。

なお、所管区域は、中部保健所管内の4市2町及び西部保健所管内の6市1町である。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

(2) 安全な生活の確保

① 食の安全の確保

消費者の信頼を確保するための取組の推進

生産から流通・消費における食の安全確保のための取組の促進

ア 食品衛生監視指導事業

(目的)

食品製造業及び集団給食を原因施設とする食品事故は、重大な事件になることが多い。このため施設・食品・人の衛生管理について、HACCP（危害を分析したうえで作成したマニュアルに基づく衛生管理手法）に基づいた指導を行い、これらの施設での事故防止を図る。

また、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」から策定された「静岡県食品衛生監視指導計画」に基づき年間計画を作成し、監視指導を実施する。

(計画及び実績（成果）)

目標どおり監視指導を実施し、食品衛生の向上を図った。

食品衛生監視指導施設数及び監視件数

(令和4年度)

1施設あたり監視回数	業種	施設数(目標)			監視件数		
		中部	西部	計	中部	西部	計
3回/年	製造業	20(60)	5(15)	25(75)	60	15	75
	大型宿泊・調理施設	26(78)	57(171)	83(249)	78	172	250
	給食施設(大規模)	10(30)	14(42)	24(72)	30	42	72
	計	56(168)	76(228)	132(396)	168	229	397
2回/年	製造業	1,455(2910)	993(1986)	2,448(4896)	2,963	1,992	4,955
	調理施設(中規模)	55(110)	94(188)	149(298)	109	183	292
	給食施設(中・小規模)	90(180)	95(190)	185(370)	176	160	336
	計	1,600(3200)	1,182(2364)	2,782(5564)	3,248	2,335	5,583
1回/年	製造業	87(87)	13(13)	100(100)	100	19	119
1/2回/年	卸問屋	13(6.5)	12(6)	25(12.5)	6	4	10
合	計	1,756(3461.5)	1,283(2611)	3,039(6072.5)	3,522	2,587	6,109

(監視率 100.6%)

食品衛生監視指導施設数及び監視件数

(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

1施設あたり監視回数	業種	施設数(目標)			監視件数		
		中部	西部	計	中部	西部	計
3回/年	製造業	24(72)	12(36)	36(108)	41	7	48
	大型宿泊・調理施設	25(75)	59(177)	84(252)	27	52	79
	給食施設(大規模)	10(30)	13(39)	23(69)	13	15	28
	計	59(177)	84(252)	143(429)	81	74	155
2回/年	製造業	1,502(3004)	1,040(2080)	2,542(5084)	1,166	887	2,053
	調理施設(中規模)	74(148)	102(204)	176(352)	13	50	63
	給食施設(中・小規模)	92(184)	85(170)	177(354)	94	73	167
	計	1,668(3336)	1,227(2454)	2,895(5790)	1,273	1,010	2,283
1回/年	製造業	55(55)	8(8)	63(63)	28	4	32
1/2回/年	卸問屋	16(8)	10(5)	26(13)	9	8	17
合	計	1,798(3576)	1,329(2719)	3,127(6295)	1,391	1,096	2,487

(監視率 39.5%)

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度は目標どおり監視指導を実施し、監視率100.6%を達成した。

なお、HACCP手法を応用した施設の監視指導には多くの時間を要することがあるが、最新の技術を応用した現場検査器具の使用、リーフレットの活用等により効果的かつ効率的な監視を実施するよう改善に努めている。

イ 食品収去事業

(目的)

管内で製造される食品及び管内に流通する食品に有害な物質が含まれていないか、食品添加物が適正に使用・表示されているか、アレルギー物質の表示は適正かなどについて食品を収去・検査することにより管内を流通する食品の安全を確保する。なお、平成24年度から放射性物質、また、平成27年度7月から食品表示に関する収去検査を実施している。

(計画及び実績(成果))

	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
検体数	651	315
不良件数	3	0

(評価(課題等)及び改善)

目標とする検体数の収去を行うため、効率的に業務が遂行できるよう改善に努め食品の安全確保を図った。

違反食品を排除するためには収去による検査が不可欠である。

ウ 食品製造業及び集団給食調理関係者に対する衛生教育事業

(目的)

食品取扱い関係者の衛生知識と意識向上により、自主管理がさらに推進され、食中毒の発生防止に寄与する。

(計画及び実績(成果))

講習会実施回数及び受講者

	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
実施回数	10	9
受講者数	493	524

(評価(課題等)及び改善)

衛生講習会は、食品営業者及び調理従事者の衛生知識の習得及び衛生意識の啓発の手段として有効であった。

エ 輸出認定施設指導事業

(目的)

厚生労働大臣が承認する輸出認定施設について、東海北陸厚生局の職員に同行して営業者指導を実施する。

(計画及び実績(成果))

	令和4年度	令和5年度 (8月31日現在)
承認施設数	11	11
施設査察回数	15	5
指導回数	34	6

(評価（課題等）及び改善)

各国の輸出要綱に基づき食品を輸出している営業者に対し、東海北陸厚生局と共に必要な助言を行い、一層の衛生管理の推進を図った。

保健所別月別監視件数

(令和4年度)

保健所別	中部			西部			その他			計		
施設数							(特別出動)					
月別	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数
4	33 (0)	63	468	25 (0)	49	519	0	0	0	58 (0)	112	987
5	28 (0)	48	254	33 (0)	63	307	0	0	0	61 (0)	111	561
6	34 (0)	66	301	32 (0)	63	269	0	0	0	66 (0)	129	570
7	47 (0)	83	438	19 (0)	36	136	0	0	0	66 (0)	119	574
8	37 (2)	70	587	27 (2)	50	314	0	0	0	64 (4)	120	901
9	33 (0)	62	500	27 (1)	52	566	0	0	0	60 (1)	114	1,066
10	39 (0)	71	604	25 (0)	47	368	0	0	0	64 (0)	118	972
11	35 (0)	73	409	21 (0)	43	453	0	0	0	56 (0)	116	862
12	42 (1)	78	727	20 (1)	35	437	0	0	0	62 (2)	113	1,164
1	30 (0)	55	583	24 (0)	45	445	0	0	0	54 (0)	100	1,028
2	29 (0)	55	460	24 (0)	44	540	0	0	0	53 (0)	99	1,000
3	31 (0)	58	165	18 (0)	34	172	0	0	0	49 (0)	92	337
計	418 (3)	782	5,496	295 (4)	561	4,526	0	0	0	713 (7)	1,343	10,022

注1) () は早朝監視日数再掲

(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

保健所別	中部			西部			その他			計		
施設数							(特別出動)					
月別	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数	出動 延日数	出動 延人員	監視 件数
4	28 (0)	60	379	24 (0)	55	588	0	0	0	52 (0)	115	967
5	38 (0)	77	260	26 (0)	52	242	0	0	0	64 (0)	129	502
6	31 (0)	61	209	36 (0)	71	326	0	0	0	67 (0)	132	535
7	45 (0)	86	545	22 (1)	37	194	0	0	0	67 (1)	123	739
8	45 (2)	86	686	29 (1)	57	575	0	0	0	74 (3)	143	1,261
9												
10												
11												
12												
1												
2												
3												
計	187 (2)	370	2,079	137 (2)	272	1,925	0	0	0	324 (4)	642	4,004

注1) () は早朝監視日数再掲

保健所別業種別監視件数調

(旧食品衛生法)

(令和4年度)

業 種		保 健 所 名	中部	西部	計
許可を要する施設	飲食店営業		825	1,133	1,958
	菓子(パンを含む。)製造業		793	688	1,481
	乳処理業		3	12	15
	乳製品製造業		16	30	46
	集乳業		0	0	0
	魚介類販売業		243	172	415
	魚介類せり売り営業		15	6	21
	魚肉ねり製品製造業		95	2	97
	食品の冷凍又は冷蔵業		294	32	326
	缶詰又は瓶詰食品製造業		55	22	77
	喫茶店営業		41	74	115
	あん類製造業		6	6	12
	アイスクリーム類製造業		4	18	22
	乳類販売業		234	188	422
	食肉処理業		36	30	66
	食肉販売業		240	242	482
	食肉製品製造業		29	10	39
	乳酸菌飲料製造業		0	2	2
	食用油脂製造業		23	15	38
	マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0
	みそ製造業		58	35	93
	醤油製造業		22	0	22
	ソース類製造業		23	12	35
	酒類製造業		23	14	37
	豆腐製造業		17	15	32
	納豆製造業		0	0	0
	めん類製造業		53	42	95
	そうざい製造業		472	229	701
	添加物製造業 *1		28	46	74
	清涼飲料水製造業		47	13	60
	氷雪製造業		7	10	17
	氷雪販売業		3	6	9
	小 計		3,705	3,104	6,809
新許可対象業種	水産製品製造業		55	50	105
	そうざい製造業		0	0	0
	漬物製造業		1	2	3
	液卵製造業		0	0	0
	食品の小分け業		0	0	0
	小 計		56	52	108
	合 計		3,761	3,156	6,917

*1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

*2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

(新食品衛生法)

業 種		保 健 所 名		
		中部	西部	計
許可を要する施設	飲食店営業	190	195	385
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	0	0	0
	食肉販売業	59	39	98
	魚介類販売業	45	24	69
	魚介類競り売り営業	5	3	8
	集乳業	0	0	0
	乳処理業	0	0	0
	食肉処理業	7	6	13
	菓子製造業	269	207	476
	アイスクリーム類製造業	2	3	5
	乳製品製造業	0	4	4
	清涼飲料水製造業	7	0	7
	食肉製品製造業	22	10	32
	水産製品製造業	106	14	120
	氷雪製造業	5	1	6
	液卵製造業	2	0	2
	食用油脂製造業	8	2	10
	みそ又はしょうゆ製造業	12	8	20
	酒類製造業	7	4	11
	豆腐製造業	2	2	4
	納豆製造業	0	0	0
	麺類製造業	12	13	25
	そうざい製造業	139	112	251
	複合型そうざい製造業	15	0	15
	冷凍食品製造業	2	0	2
	複合型冷凍食品製造業	0	0	0
	漬物製造業	7	6	13
	密封包装食品製造業	8	0	8
	食品の小分け業	7	2	9
	添加物製造業	4	13	17
小 計		942	668	1,610
許可を要しない施設	給食施設			
	学校	27	43	70
	病院・診療所	0	2	2
	事業所	0	3	3
	社会福祉施設	179	156	335
	その他	0	0	0
	乳搾取業	0	0	0
	食品製造業	290	180	470
	野菜・果物販売業	20	21	41
	弁当販売業	1	3	4
	米穀類販売業	1	11	12
	食品販売業	246	267	513
	添加物製造業*2	1	6	7
	氷雪採取業	0	0	0
	合成樹脂器具容器包装の製造・加工業	12	9	21
その他	16	1	17	
小 計		793	702	1,495
合 計		1,735	1,370	3,105

*1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

*2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

保健所別業種別監視件数調

(旧食品衛生法)

(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

業 種		保 健 所 名	中部	西部	計
許可を要する施設	飲食店営業		224	347	571
	菓子(パンを含む。)製造業		245	241	486
	乳処理業		2	2	4
	乳製品製造業		4	8	12
	集乳業		0	0	0
	魚介類販売業		74	49	123
	魚介類せり売り営業		9	4	13
	魚肉ねり製品製造業		41	0	41
	食品の冷凍又は冷蔵業		89	11	100
	缶詰又は瓶詰食品製造業		16	8	24
	喫茶店営業		6	19	25
	あん類製造業		2	2	4
	アイスクリーム類製造業		1	8	9
	乳類販売業		0	0	0
	食肉処理業		7	8	15
	食肉販売業		53	76	129
	食肉製品製造業		9	3	12
	乳酸菌飲料製造業		0	0	0
	食用油脂製造業		7	6	13
	マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0
	みそ製造業		13	10	23
	醤油製造業		2	0	2
	ソース類製造業		7	1	8
	酒類製造業		1	7	8
	豆腐製造業		3	3	6
	納豆製造業		0	0	0
	めん類製造業		20	15	35
	そうざい製造業		146	69	215
	添加物製造業 * 1		8	18	26
	清涼飲料水製造業		12	5	17
	冰雪製造業		4	4	8
	冰雪販売業		0	2	2
小 計		1,005	926	1,931	
新許可対象業種	水産製品製造業		10	0	10
	そうざい製造業		0	0	0
	漬物製造業		0	0	0
	液卵製造業		0	0	0
	食品の小分け業		0	0	0
小 計		10	0	10	
合 計		1,015	926	1,941	

* 1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

* 2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

(新食品衛生法)

業 種		保 健 所 名		
		中部	西部	計
許可を要する施設	飲食店営業	138	172	310
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	0	0	0
	食肉販売業	39	34	73
	魚介類販売業	33	18	51
	魚介類競り売り営業	4	3	7
	集乳業	0	0	0
	乳処理業	0	4	4
	食肉処理業	2	4	6
	菓子製造業	197	181	378
	アイスクリーム類製造業	1	4	5
	乳製品製造業	0	4	4
	清涼飲料水製造業	12	3	15
	食肉製品製造業	8	5	13
	水産製品製造業	100	7	107
	冰雪製造業	3	1	4
	液卵製造業	0	1	1
	食用油脂製造業	3	1	4
	みそ又はしょうゆ製造業	8	8	16
	酒類製造業	4	2	6
	豆腐製造業	2	4	6
	納豆製造業	0	0	0
	麺類製造業	13	10	23
	そうざい製造業	64	87	151
	複合型そうざい製造業	10	0	10
	冷凍食品製造業	7	0	7
	複合型冷凍食品製造業	2	0	2
	漬物製造業	5	7	12
	密封包装食品製造業	17	3	20
	食品の小分け業	5	1	6
	添加物製造業	0	8	8
	小 計	677	572	1,249
許可を要しない施設	学校	18	24	42
	給食施設			
	病院・診療所	0	0	0
	事業所	0	0	0
	社会福祉施設	89	75	164
	その他	0	0	0
	乳搾取業	0	0	0
	食品製造業	68	101	169
	野菜・果物販売業	9	9	18
	弁当販売業	0	1	1
	米穀類販売業	0	5	5
	食品販売業	190	205	395
	添加物製造業 *2	0	2	2
	冰雪採取業	0	0	0
	合成樹脂器具容器包装の製造・加工業	3	3	6
その他	10	2	12	
小 計	387	427	814	
合 計	1,064	999	2,063	

* 1 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められているものに限る。

* 2 食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。

保健所別食品収去調

(1) 保健所別収去検査成績

(令和4年度)

試験区分 保健所別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数	
		良	不良	良	不良	良	不良
中部	409	330	1	167	1	255	1
西部	242	221	0	140	0	176	0
計	651	551	1	307	1	431	1

(2) 食品別収去検査成績

(令和4年度)

試験区分 食品別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数		
		良	不良	良	不良	良	不良	
魚介類	7	4	0	3	0	0	0	
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	16	16	0	12	0	10	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	11	9	0	10	0	4	0
	凍結直前未加熱加熱後摂取冷凍食品	12	8	0	8	0	3	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0
	魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	82	82	*a 1	65	0	75	*b 0
肉、卵類およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	53	45	0	30	0	38	0	
生乳	0	0	0	0	0	0	0	
牛乳および加工乳	15	15	0	10	0	10	0	
乳製品	55	55	0	55	0	55	0	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類、氷菓	20	20	0	20	*c 1	20	0	
穀類およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	29	24	0	0	0	11	0	
野菜類、果物およびその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	98	83	0	0	0	25	0	
菓子類	65	59	0	0	0	49	0	
清涼飲料水	61	53	0	50	0	58	0	
酒精飲料	29	29	0	0	0	19	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	
水	0	0	0	0	0	0	0	
缶詰、瓶詰食品	10	10	0	0	0	10	0	
その他の食品	88	39	0	44	0	44	0	
添加物	化学的合成品およびその製剤	0	0	0	0	0	0	
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	
器具	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	
計	651	551	1	307	1	431	1	

*a 過酸化水素の使用基準値超過

*b 過酸化水素の表示欠如

*c 大腸菌群陽性

保健所別食品収去調

(1) 保健所別収去検査成績 (令和5年度) (令和5年8月31日現在)

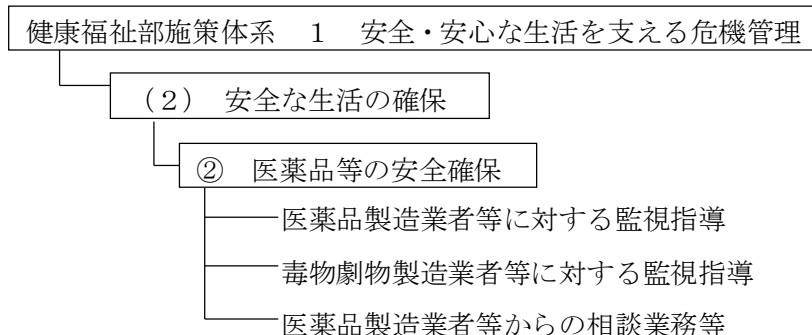
試験区分 保健所別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数	
		良	不良	良	不良	良	不良
中部	200	150	0	126	0	109	0
西部	115	108	0	66	0	63	0
計	315	258	0	192	0	172	0

(2) 食品別収去検査成績 (令和5年度) (令和5年8月31日現在)

試験区分 食品別	試験した 収去検体数	理化学試験を行った検体数		細菌学試験を行った検体数		食品表示検査を行った検体数		
		良	不良	良	不良	良	不良	
魚介類	0	0	0	0	0	0	0	
冷凍食品	無加熱摂取 冷凍食品	2	2	0	2	0	1	0
	凍結直前に 加熱された 加熱後摂取 冷凍食品	3	3	0	3	0	2	0
	凍結直前未 加熱の 加熱後摂取 冷凍食品	16	10	0	16	0	7	0
	生食用冷凍 鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	43	43	0	31	0	38	0	
肉、卵類およびその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	17	17	0	10	0	10	0	
生乳	0	0	0	0	0	0	0	
牛乳および加工乳	19	19	0	10	0	10	0	
乳製品	1	1	0	0	0	0	0	
乳類加工品(アイスクリーム類を 除き、マーガリンを含む)	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類、氷菓	10	10	0	10	0	10	0	
穀類およびその加工品 (缶詰、瓶詰を除く)	5	5	0	0	0	0	0	
野菜類、果物およびその 加工品(缶詰、瓶詰を除く)	39	39	0	0	0	0	0	
菓子類	15	15	0	0	0	10	0	
清涼飲料水	44	38	0	43	0	36	0	
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	
水	2	2	0	0	0	0	0	
缶詰、瓶詰食品	10	10	0	0	0	10	0	
その他の食品	89	44	0	67	0	38	0	
添加物	化学的合成品お よびその製剤	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 添加物	0	0	0	0	0	0	0
器具	0	0	0	0	0	0	0	
容器包装	0	0	0	0	0	0	0	
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	
計	315	258	0	192	0	172	0	

1 3 薬事監視機動班

1 施策の体系



2 業務概要・目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく製造業者等の監視指導及び相談業務等を行い、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保及び毒物劇物による危害防止を図る。

なお、所管区域は、静岡市（清水区を除く）の静岡市保健所、中部保健所、西部保健所、及び浜松市保健所の管内である。

3 事業の成果（実績及び評価）

【1 安全・安心な生活を支える危機管理】

（2）安全な生活の確保

② 医薬品等の安全確保

ア 医薬品製造業者等に対する監視指導

（目的）

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図る。

（計画及び実績（成果））

事業者に対し、専門的な監視指導を実施し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

令和4年度は、無通告査察時の収去検査が事業化され、原薬製造所を中心に10施設の無通告査察を実施し、査察時に併せて6検体の収去検査を実施した。

また、事業者に対し、令和3年8月1日の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により法的要件となった許可等業者の法令遵守体制の整備について、適切に運用するよう指導した。

（ア）医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業・製造業

製造販売業者における品質管理の基準（GQP 省令）及び製造販売後安全管理の基準（GVP 省令）並びに製造業者における製造管理及び品質管理の基準（GMP 省令）及び構造設備の基準（薬局等構造設備規則）に基づいた監視指導を行った。

（イ）医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業・製造業

製造販売業者における製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準（QMS 体制

省令)及び製造販売後安全管理の基準(GVP省令)並びに製造販売業者及び製造業者における品質管理の基準(QMS省令)に基づいた監視指導を行った。

(評価(課題等)及び改善)

医薬品製造業者等におけるGQP、GVP、GMP、QMS等の各基準の遵守状況について監視指導を実施し、それらの適正な運用を図ることにより、医薬品等の品質等の確保に寄与した。特に医薬品製造業者におけるGMP省令の遵守状況について、令和3年8月1日の省令改正及び一連の不適切製造事案を受け、GMP適合性調査における重点的な監視指導や、無通告立入検査を実施し、令和3年度以降、GMP省令上の不備における指摘が増加し、改善を指導することができた。

GMP調査の国際協定であるPIC/Sに日本国が加盟していることから、国際基準に基づくGMP調査が実施できるよう、引き続き調査員への教育訓練等を行い、GMP調査の品質確保及び技術向上に努める。

イ 毒物劇物製造業者等に対する監視指導

(目的)

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止を図る。

(計画及び実績(成果))

毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い及び保管管理状況について監視指導を実施し、毒物・劇物による危害防止を図った。

(評価(課題等)及び改善)

令和4年度に、監視指導対象施設において毒物漏洩事故が発生したことから、危害防止対策を徹底するため、漏洩防止対策に重点をおき監視指導を行った。

ウ 医薬品製造業者等からの相談業務等

(目的)

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図る。

(計画及び実績(成果))

医薬品製造業者等からの各種相談(令和4年度:437件、令和5年度8月末時点:172件)に応じるとともに、医薬品製造業者等に講習会・教育訓練講座を実施し、医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性、安全性の確保を図った。

(評価(課題等)及び改善)

相談業務を通じて、医薬品製造業者等に対し、法令遵守や医薬品等の適正な製造及び製造販売の意義等について周知することができた。

一方、講習会等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためリモート開催となり、出前講座が実施出来ない等、十分に実施できない状況であった。

監視対象施設

(令和4年度)

保健所			中部	西部	静岡市	浜松市	合計
業種							
医薬品	製造販売業	第1種					
		第2種			2	1	3
	製造業		14	21	5	7	47
部医 外 品薬	製造販売業		5	6	6		17
	製造業		19	24	8	2	53
化粧品	製造販売業		11	13	13	5	42
	製造業		27	29	16	9	81
医療機器	製造販売業	第1種		1		2	3
		第2種	2	2	1	9	14
		第3種			3	5	8
	製造業		8	17	5	26	56
	修理業		8	8	62	37	115
医診 薬断 品用 体外	製造販売業			1			1
	製造業		2	1		1	4
医再 療生	製造販売業						
劇毒 物物	製造業		8	36	5	3	52
	輸入業		1	8	2	4	15
地震防災応急計画届出施設			5	7			12
合計			110	174	128	111	523

注)静岡市は清水区を除く

(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

保健所			中部	西部	静岡市	浜松市	合計
業種							
医薬品	製造販売業	第1種					
		第2種			2	1	3
	製造業		14	21	5	7	47
部医 外 品薬	製造販売業		5	6	6		17
	製造業		18	23	8	3	52
化粧品	製造販売業		11	13	10	5	39
	製造業		27	29	15	9	80
医療機器	製造販売業	第1種		1		2	3
		第2種	2	2	1	9	14
		第3種			3	6	9
	製造業		8	16	5	26	55
	修理業		8	8	63	38	117
医診 薬断 品用 体外	製造販売業			1			1
	製造業		2	1		1	4
医再 療生	製造販売業						
劇毒 物物	製造業		8	36	5	3	52
	輸入業		1	8	2	3	14
地震防災応急計画届出施設			5	7			12
合計			109	172	125	113	519

注)静岡市は清水区を除く

監 視 件 数

(令和4年度)

業 種		保 健 所		中 部	西 部	静 岡 市	浜 松 市	合 計
		第 1 種	第 2 種					
医 薬 品	製 造 販 売 業	第 1 種						
		第 2 種			1		1	
	製 造 業		26	39	5	12	82	
部 医 外 品 薬	製 造 販 売 業		2	2	4		8	
	製 造 業		12	9	4	1	26	
化 粧 品	製 造 販 売 業		6	7	9	2	24	
	製 造 業		17	11	13	4	45	
医 療 機 器	製 造 販 売 業	第 1 種				2	2	
		第 2 種	2		1	8	11	
		第 3 種				4	4	
	製 造 業		3	7	4	15	29	
	修 理 業		4	1	29	15	49	
医 診 体 薬 断 外 品 用	製 造 販 売 業							
	製 造 業		1			1	2	
医 再 療 生	製 造 販 売 業							
劇 毒 物 物	製 造 業		6	26	4	2	38	
	輸 入 業		1	6	2	4	13	
地震防災応急計画届出施設			4	6			10	
その他								
合 計			84	114	76	70	344	

注) 静岡市は清水区を除く

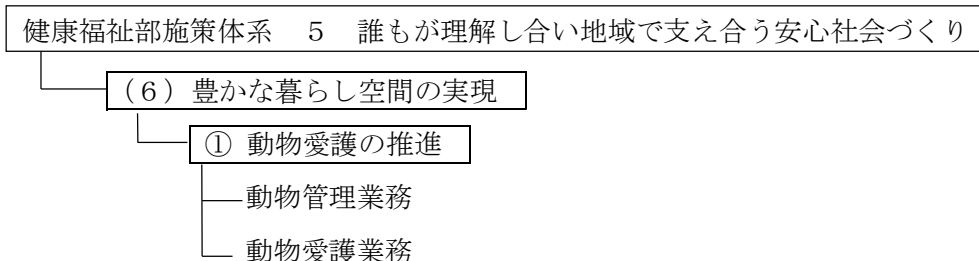
(令和5年度) (令和5年8月31日現在)

業 種		保 健 所		中 部	西 部	静 岡 市	浜 松 市	合 計
		第 1 種	第 2 種					
医 薬 品	製 造 販 売 業	第 1 種						
		第 2 種						
	製 造 業		11	11		3	25	
部 医 外 品 薬	製 造 販 売 業							
	製 造 業			5		4	9	
化 粧 品	製 造 販 売 業		1	2	1	2	6	
	製 造 業		1	7	2	1	11	
医 療 機 器	製 造 販 売 業	第 1 種						
		第 2 種						
		第 3 種			1	1	2	
	製 造 業		1		2		3	
	修 理 業		1	1	11	9	22	
医 診 体 薬 断 外 品 用	製 造 販 売 業			1			1	
	製 造 業			1			1	
医 再 療 生	製 造 販 売 業							
劇 毒 物 物	製 造 業		3	11	1	1	16	
	輸 入 業			2			2	
地震防災応急計画届出施設			3				3	
その他								
合 計			21	41	18	21	101	

注) 静岡市は清水区を除く

1 4 動物保護指導班

1 施策の体系



2 業務概要・目的

静岡県の新ビジョン（総合計画）に掲げている犬猫の殺処分頭数目標値0頭を目指し、「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに「狂犬病予防法」に基づく動物愛護指導業務を実施する。

また、「静岡県動物愛護管理推進計画（令和3年3月改正）」に示された「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」及び「地域活動の充実」の3つの取組方針に重点を置いて業務を実施する。

なお、所管区域は中部保健所管内に加え、西部保健所掛川支所管内を応援区域としている。

3 事業の成果（実績及び評価）

【5 誰もが理解し合い地域で支え合う安心社会づくり】

（6）豊かな暮らし空間の実現

① 動物愛護の推進

ア 動物管理業務

（目的）

「飼い主責任の徹底」を図る。

（計画及び実績（成果））

（ア）動物の飼養管理に関する苦情や相談について、飼い主等に適正飼養管理の指導を行った。

（イ）犬猫の多頭飼育者に対して、動物愛護や生活環境保全のための適正管理指導に努めた。

（ウ）犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について指導を行った。

（エ）犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着について普及啓発を図った。

（オ）飼えなくなった犬猫の引取り相談業務において、飼い主に対し終生飼養や不妊去勢措置等の助言や指導を行った。

（カ）引取り又は保護した飼い主のいない犬及び引取りをした猫について、動物愛護ボランティアと協働して、新しい飼い主探しを行った。

（キ）犬又は猫の飼い主に対し、マイクロチップの装着について普及啓発を図った。

（ク）高齢の飼い主に対し、後継飼養者を見つけておくなど継続飼養が困難となった場合の対策について周知した。

（評価（課題等）及び改善）

動物愛護ボランティア、市町等関係機関との協働により、飼い主責任に基づいた犬猫の

「適正管理指導の徹底」、「終生飼養や不妊去勢等の普及」及び「新しい飼い主を探す取り組みの推進」が図られ、犬猫の殺処分頭数の減少につながった。

イ 動物愛護業務

(目的)

「人と動物の安全と健康の確保」及び「地域活動の充実」を図る。

(計画及び実績(成果))

(ア) 避難所でのペット飼育管理ガイドラインに基づくペット受入れについて普及啓発を図った。

(イ) しつけや所有者明示等の動画を配信し、ペットの災害対策の啓発に努めた。

(ウ) 地域猫活動に協力し、飼い主のいない猫の管理マニュアルの普及に努めた。

(エ) 動物愛護ボランティアを対象とした研修会等を開催し、技能や知識の向上に加え動物愛護行政への理解や相互の連携に努めた。

(評価(課題等)及び改善)

動物愛護ボランティア、市町等関係機関との協働により、「災害時の動物対策の推進」、「飼い主のいない猫への適切な管理」及び「ボランティアの活動支援」が図られた。

動物保護指導業務実績

(令和4年度)

項目		保健所名		中 部	(掛 西 川 支 所 部)	そ の 他	計
相 談	相 談 件 数			323	59	0	382
	処 理 件 数			323	59	0	382
指 導 実 績 (件 数)	犬	登 録		17	4	0	21
		注 射		25	3	0	28
		鑑 札・済 票		65	15	0	80
	猫	無責任な餌やり		12	0	0	12
	愛 護 動 物	適 正 管 理		110	16	0	126
		繁 殖 制 限		16	0	0	16
		所 有 者 明 示		67	15	0	82
		遺 棄		0	0	0	0
		虐 待		0	0	0	0
	そ の 他		44	0	0	44	
	計			356	53	0	409
保 護 管 理 指 導 等 実 績	引 取 り 頭 数	犬	成 犬	0	0	0	0
			子 犬	0	0	0	0
			計	0	0	0	0
	猫	成 猫	6	0	0	6	
		子 猫	5	0	0	5	
		計	11	0	0	11	
	保 護 頭 数	犬	成 犬	15	0	0	15
			子 犬	2	0	0	2
			計	17	0	0	17
	現 地 処 理 頭 数		成 犬	0	0	0	0
			子 犬	0	0	0	0
			計	0	0	0	0
	収 容 頭 数	犬	成 犬	17	0	0	17
			子 犬	0	0	0	0
			計	17	0	0	17
		猫	成 猫	6	0	0	6
			子 猫	5	0	0	5
	計	11	0	0	11		
	返 還 頭 数	犬	成 犬	12	0	0	12
			子 犬	0	0	0	0
			計	12	0	0	12
		猫	成 猫	0	0	0	0
			子 猫	0	0	0	0
計	0	0	0	0			
譲 渡 頭 数	犬	成 犬	2	0	0	2	
		子 犬	0	0	0	0	
		計	2	0	0	2	
	猫	成 猫	5	0	0	5	
		子 猫	5	0	0	5	
計	10	0	0	10			
ボランティアグループ数(人数)				58(255)			58(255)
動 物 愛 護 事 業 等 開 催 回 数 (対 象 人 数)	動 物 愛 護 教 室		1(36)	0(0)	0(0)	1(36)	
	犬・猫飼い方教室		1(2)	0(0)	0(0)	1(2)	
	動物ふれあい訪問活動		6(193)	0(0)	0(0)	6(193)	
	ボランティア研修会他		5(68)	0(0)	0(0)	5(68)	
出 動 日 数				145.5	24.5	2.0	172.0

動物保護指導業務実績

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

項目		保健所名		中部	(掛西川支所部)	その他	計
相談	相談件数			237	46	0	283
	処理件数			237	46	0	283
指導実績 (件数)	犬	登録		19	6	0	25
		注射		25	6	0	31
		鑑札・済票		81	34	0	115
	猫	無責任な餌やり		29	1	0	30
	愛護動物	適正管理		142	36	0	178
		繁殖制限		98	29	0	127
		所有者明示		87	36	0	123
		遺棄		0	0	0	0
		虐待		0	0	0	0
		その他		298	41	0	339
	計			779	189	0	968
保護管理指導等実績	引取り頭数	犬	成犬	1	0	0	1
			子犬	0	0	0	0
			計	1	0	0	1
	猫	成猫	0	0	0	0	
		子猫	2	0	0	2	
		計	2	0	0	2	
	保護頭数	犬	成犬	14	0	0	14
			子犬	0	0	0	0
			計	14	0	0	14
	現地処理頭数		成犬	0	0	0	0
			子犬	0	0	0	0
			計	0	0	0	0
	收容頭数	犬	成犬	16	0	0	16
			子犬	0	0	0	0
			計	16	0	0	16
		猫	成猫	0	0	0	0
			子猫	2	0	0	2
	計	2	0	0	2		
	返還頭数	犬	成犬	11	0	0	11
			子犬	0	0	0	0
			計	11	0	0	11
		猫	成猫	0	0	0	0
			子猫	0	0	0	0
計	0	0	0	0			
譲渡頭数	犬	成犬	3	0	0	3	
		子犬	0	0	0	0	
		計	3	0	0	3	
	猫	成猫	0	0	0	0	
		子猫	1	0	0	1	
計	1	0	0	1			
ボランティアグループ数(人数)				58(275)			58(275)
動物愛護事業等開催回数(対象人数)	動物愛護教室		2(65)	0(0)	0(0)	2(65)	
	犬・猫飼い方教室		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	動物ふれあい訪問活動		2(84)	0(0)	0(0)	2(84)	
	ボランティア研修会他		2(74)	0(0)	0(0)	2(74)	
出動日数				88.0	9.0	0	97.0

1 5 榛原分庁舎

榛原分庁舎には、福祉課、地域医療課及び衛生薬務課に所属する職員が駐在し、牧之原市及び吉田町を所管区域として業務を行っている。

医務、母子保健、精神保健、難病対策及び感染症対策、薬事・環境衛生、食品衛生、生活衛生及び動物愛護等の保健衛生業務を行った。

その他、各種申請の受付事務、それに伴う事前相談、調査、指導、講習及び許認可書の交付等を行った。各業務の実施にあたっては、随時、本所及び関係機関と連携をとりながら円滑な業務遂行に努めた。

Ⅲ 財産及び経理状況

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	3,000	3,000	0
項 01使用料	3,000	3,000	0
目 05健康福祉使用料	3,000	3,000	0
05庁舎等使用料	3,000	3,000	0
款 14諸収入	83,128,213	35,270,300	2,315,086
項 01延滞金、加算金及び過料等	410,200	3,100	126,700
目 01延滞金	410,200	3,100	126,700
01延滞金	(183,800)	(3,100)	(21,600)
	410,200	3,100	126,700
項 07雑入	82,718,013	35,267,200	2,188,386
目 01納付金	31,447,551	2,026,910	1,424,654
02児童措置費納付金	(8,162,942)	(2,022,410)	(811,102)
	31,447,551	2,026,910	1,424,654
目 02雑入	51,270,462	33,240,290	763,732
81保険料負担金	8,347,832	8,347,832	0
非常勤職員	8,347,832	8,347,832	0
83過年度返納金	(17,597,235)	(17,273,390)	(254,275)
	17,639,241	17,273,390	254,365
過年度返納金	17,527,665	17,273,390	254,275
歳出戻入未済分	(69,570)	(0)	(0)
	111,576	0	90
84雑収	(8,130,889)	(7,619,068)	(308,867)
	25,283,389	7,619,068	509,367
雑収	(8,128,819)	(7,616,998)	(308,867)
	25,281,319	7,616,998	509,367
公文書開示負担金	1,530	1,530	0
保有個人情報開示負担金	540	540	0
計	83,131,213	35,273,300	2,315,086

執 行 状 況 調

(令和 4年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
3,926,833	41,615,994	0	41,615,994	47.4	44.5
62,700	217,700	0	217,700	37.3	0.8
62,700	217,700	0	217,700	37.3	0.8
(0)	(156,100)	(0)	(156,100)	(15.0)	(1.6)
62,700	217,700	0	217,700	37.3	0.8
3,864,133	41,398,294	0	41,398,294	47.4	44.7
3,413,930	24,582,057	0	24,582,057	12.3	7.2
(0)	(5,329,430)	(0)	(5,329,430)	(34.7)	(24.7)
3,413,930	24,582,057	0	24,582,057	12.3	7.2
450,203	16,816,237	0	16,816,237	66.9	65.4
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(69,570)	(0)	(69,570)	(99.6)	(98.1)
0	111,486	0	111,486	99.3	97.9
0	0	0	0	100.0	98.5
(0)	(69,570)	(0)	(69,570)	(-)	(-)
0	111,486	0	111,486	-	-
(0)	(202,954)	(0)	(202,954)	(97.5)	(93.7)
450,203	16,704,751	0	16,704,751	32.7	30.6
(0)	(202,954)	(0)	(202,954)	(97.5)	(93.7)
450,203	16,704,751	0	16,704,751	32.7	30.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
3,926,833	41,615,994	0	41,615,994	47.4	44.5

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 濟 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 02諸収入	149,370,109	88,495,610	7,217,023
項 02貸付金元利収入	119,551,520	88,463,806	6,604,794
目 01貸付金元利収入	119,551,520	88,463,806	6,604,794
01母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(96,045,415) 119,551,520	(88,463,806) 88,463,806	(3,128,115) 6,604,794
項 03雑入	29,818,589	31,804	612,229
目 01雑入	29,818,589	31,804	612,229
01雑収	(1,471,335) 29,818,589	(31,804) 31,804	(27,466) 612,229
計	149,370,109	88,495,610	7,217,023

(令和 4年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	53,657,476	0	53,657,476	64.0	59.2
0	24,482,920	0	24,482,920	79.5	73.9
0	24,482,920	0	24,482,920	79.5	73.9
(0)	(4,453,494)	(0)	(4,453,494)	(95.3)	(92.1)
0	24,482,920	0	24,482,920	79.5	73.9
0	29,174,556	0	29,174,556	2.1	0.1
0	29,174,556	0	29,174,556	2.1	0.1
(0)	(1,412,065)	(0)	(1,412,065)	(4.0)	(2.1)
0	29,174,556	0	29,174,556	2.1	0.1
0	53,657,476	0	53,657,476	64.0	59.2

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 08使用料及び手数料	3,000	3,000	0
項 01使用料	3,000	3,000	0
目 04健康福祉使用料	3,000	3,000	0
05庁舎等使用料	3,000	3,000	0
款 14諸収入	50,227,501	3,709,142	3,232,267
項 01延滞金、加算金及び過料等	312,000	0	3,000
目 01延滞金	312,000	0	3,000
01延滞金	(94,300)	(0)	(3,000)
	312,000	0	3,000
項 07雑入	49,915,501	3,709,142	3,229,267
目 01納付金	27,782,327	972,450	467,570
02児童措置費納付金	(3,200,270)	(972,450)	(135,750)
	27,782,327	972,450	467,570
目 02雑入	22,133,174	2,736,692	2,761,697
81保険料負担金	2,204,649	2,204,649	0
非常勤職員	2,204,649	2,204,649	0
83過年度返納金	(0)	(0)	(0)
歳出戻入未済分	111,486	0	0
	(0)	(0)	(0)
	111,486	0	0
84雑収	(3,262,288)	(532,043)	(2,694,217)
雑収	19,817,039	532,043	2,761,697
	(3,261,448)	(531,203)	(2,694,217)
	19,816,199	531,203	2,761,697
公文書開示負担金	810	810	0
保有個人情報開示負担金	30	30	0
計	50,230,501	3,712,142	3,232,267

執 行 状 況 調

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
1,505,210	41,758,482	22,400	41,780,882	14.2	7.6
16,200	270,400	22,400	292,800	1.0	-
16,200	270,400	22,400	292,800	1.0	-
(0)	(68,900)	(22,400)	(91,300)	(4.1)	(-)
16,200	270,400	22,400	292,800	1.0	-
1,489,010	41,488,082	0	41,488,082	14.3	7.6
1,489,010	24,853,297	0	24,853,297	5.4	3.6
(0)	(2,092,070)	(0)	(2,092,070)	(34.6)	(30.3)
1,489,010	24,853,297	0	24,853,297	5.4	3.6
0	16,634,785	0	16,634,785	24.8	12.3
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	111,486	0	111,486	-	-
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	111,486	0	111,486	-	-
(0)	(36,028)	(0)	(36,028)	(98.8)	(16.3)
0	16,523,299	0	16,523,299	16.6	2.6
(0)	(36,028)	(0)	(36,028)	(98.8)	(16.2)
0	16,523,299	0	16,523,299	16.6	2.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
1,505,210	41,758,482	22,400	41,780,882	14.2	7.6

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 02諸収入	95,253,640	35,682,651	3,994,920
項 02貸付金元利収入	65,511,531	35,682,104	3,815,766
目 01貸付金元利収入	65,511,531	35,682,104	3,815,766
01母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	(41,028,611) 65,511,531	(35,682,104) 35,682,104	(2,704,480) 3,815,766
項 03雑入	29,742,109	547	179,154
目 01雑入	29,742,109	547	179,154
01雑収	(567,553) 29,742,109	(547) 547	(877) 179,154
計	95,253,640	35,682,651	3,994,920

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	55,576,069	0	55,576,069	41.6	37.4
0	26,013,661	0	26,013,661	60.2	54.4
0	26,013,661	0	26,013,661	60.2	54.4
(0)	(2,642,027)	(0)	(2,642,027)	(93.5)	(86.9)
0	26,013,661	0	26,013,661	60.2	54.4
0	29,562,408	0	29,562,408	0.6	-
0	29,562,408	0	29,562,408	0.6	-
(0)	(566,129)	(0)	(566,129)	(0.2)	(-)
0	29,562,408	0	29,562,408	0.6	-
0	55,576,069	0	55,576,069	41.6	37.4

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件数	件数
食品等に関する検査 細菌学的血清学的検査(やや複雑なもの)手数料		
診療所開設許可手数料	18	7
助産所開設許可手数料	1	
病院検査手数料		2
病院検査手数料(自主検査)	5	3
診療所検査手数料		
診療所検査手数料(自主検査)		
助産所検査手数料		
衛生検査所登録申請手数料		
衛生検査所登録証明書書換交付手数料	1	
衛生検査所登録変更申請手数料		
准看護師免許手数料	3	
准看護師免許証書換交付手数料	1	
准看護師免許証再交付手数料	2	
臨床細菌等検査 免疫学的検査(HIV-1, 2抗原抗体同時測定定性(エイズ検査))手数料	2	3
臨床細菌等検査 免疫学的検査 判断料	2	3
臨床細菌等検査 採取料 血液採取(静脈)手数料	2	3
臨床細菌等検査 文書料(HIV証明書作成手数料)	7	5
栄養士免許申請手数料	41	1
栄養士免許証書換え交付手数料	21	7
栄養士免許証再交付手数料	7	1
動力の装置許可申請手数料		
温泉採取許可申請手数料		
温泉採取許可を受けた地位の承継承認申請書		
温泉利用許可申請手数料	4	3
温泉利用許可承継承認申請手数料		
興行場営業許可申請手数料		
旅館業許可申請手数料	12	4
旅館業地位の継承の承認申請手数料		
浴場業許可申請手数料	5	1
理美容業検査手数料	41	15
クリーニング検査手数料		
クリーニング免許手数料		
クリーニング試験手数料	2	4
クリーニング免許証再交付手数料		
食品衛生 飲食店営業許可手数料(新規)	786	296
食品衛生 飲食店営業許可手数料(更新)		
食品衛生 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可手数料(新規)	8	

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件数	件数
食品衛生 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可手数料(新規)		
食品衛生 喫茶店営業許可手数料(新規)		
食品衛生 喫茶店営業許可手数料(更新)		
食品衛生 菓子製造業許可手数料(新規)	125	26
食品衛生 菓子製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 あん類製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 あん類製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 アイスクリーム類製造業許可手数料(新規)	2	
食品衛生 アイスクリーム類製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 乳処理業許可手数料(新規)		
食品衛生 乳処理業許可手数料(更新)		
食品衛生 乳製品製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 乳製品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 乳類販売業許可手数料(新規)		
食品衛生 乳類販売業許可手数料(更新)		
食品衛生 食肉処理業許可手数料(新規)	1	
食品衛生 食肉処理業許可手数料(更新)		
食品衛生 食肉販売業許可手数料(新規)	24	6
食品衛生 食肉販売業許可手数料(更新)		
食品衛生 食肉製品製造業許可手数料(新規)	6	1
食品衛生 食肉製品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 魚介類販売業許可手数料(新規)	43	11
食品衛生 魚介類販売業許可手数料(更新)		
食品衛生 魚介類競り売り営業許可手数料(新規)	1	3
食品衛生 魚介類競り売り営業許可手数料(更新)		
食品衛生 魚肉練り製品製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 魚肉練り製品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 水産製品製造業許可手数料(新規)	66	28
食品衛生 水産製品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 食品の冷凍又は冷蔵業許可手数料(新規)		
食品衛生 食品の冷凍又は冷蔵業許可手数料(更新)		
食品衛生 清涼飲料水製造業許可手数料(新規)	9	2
食品衛生 清涼飲料水製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 氷雪製造業許可手数料(新規)		1
食品衛生 氷雪製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 氷雪販売業許可手数料(新規)		
食品衛生 氷雪販売業許可手数料(更新)		
食品衛生 食用油脂製造業許可手数料(新規)	2	1
食品衛生 食用油脂製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 みそ製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 みそ製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 醤油製造業許可手数料(新規)		

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件数	件数
食品衛生 醤油製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 みそ又は醤油製造業許可手数料(新規)	6	3
食品衛生 みそ又は醤油製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 ソース類製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 ソース類製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 酒類製造業許可手数料(新規)	5	
食品衛生 酒類製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 豆腐製造業許可手数料(新規)	2	1
食品衛生 豆腐製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 めん類製造業許可手数料(新規)	7	1
食品衛生 めん類製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 そうざい製造業許可手数料(新規)	54	25
食品衛生 そうざい製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 缶詰又は瓶詰食品製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 缶詰又は瓶詰食品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 添加物製造業許可手数料(新規)	1	2
食品衛生 添加物製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 液卵製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 液卵製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 複合型そうざい製造業許可手数料(新規)		
食品衛生 複合型そうざい製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 冷凍食品製造業許可手数料(新規)	6	
食品衛生 冷凍食品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 複合型冷凍食品製造業許可手数料(新規)	1	1
食品衛生 複合型冷凍食品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 漬物製造業許可手数料(新規)	4	5
食品衛生 漬物製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 密封包装食品製造業許可手数料(新規)	12	2
食品衛生 密封包装食品製造業許可手数料(更新)		
食品衛生 食品の小分け業許可手数料(新規)	4	3
食品衛生 食品の小分け業許可手数料(更新)		
食品衛生 魚介類等行商許可手数料		
食品衛生 魚介類等行商許可証又は記章の再交付手数料		
調理師免許手数料	84	
調理師試験手数料	67	69
調理師免許証書換交付手数料	30	12
調理師免許証再交付手数料	24	10
製菓衛生師免許手数料	6	2
製菓衛生師試験手数料	9	2
製菓衛生師免許証書換交付手数料	5	3
製菓衛生師免許証再交付手数料		
ふぐ処理者免許手数料	1	
ふぐ処理者試験手数料	3	18

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件 数	件 数
ふぐ処理者免許証再交付手数料		
ふぐ営業所登録手数料	2	1
ふぐ営業所登録済証書換交付手数料		
抑留犬返還手数料	12	10
抑留犬飼養管理手数料	44	52
第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	20	4
第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	25	4
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(基本額)	22	21
第一種動物取扱業登録更新申請手数料(種別加算)	27	27
第一種動物取扱業種別等変更届出手数料		
動物取扱責任者研修手数料	218	
特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	3	
特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料		1
第一種動物取扱業登録証再交付手数料		
犬又はねこの引取り手数料(生後90日を超える犬又はねこ)	5	1
犬又はねこの引取り手数料(生後90日以内の犬又はねこ)		
収容犬飼養管理手数料		2
収容犬返還手数料		1
薬局開設許可申請手数料	10	4
薬局開設許可更新申請手数料	33	15
医薬品販売業許可(配置を除く)申請手数料	7	3
医薬品販売業許可(配置のみ)申請手数料		
医薬品販売業許可更新(配置を除く)申請手数料	18	2
医薬品販売業許可更新(配置のみ)申請手数料	4	2
配置販売従事者身分証明書交付申請手数料	21	3
配置販売従事者身分証明書書換交付手数料	1	
配置販売従事者身分証明書再交付手数料		
登録販売者試験手数料	254	240
販売従事登録手数料	77	4
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	18	7
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	42	12
再生医療等製品販売業許可申請手数料		
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	2	
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換交付(配置除く)手数料	16	
薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可再交付(配置除く)手数料	1	
販売従事登録証書換交付手数料	10	5
販売従事登録証再交付手数料	1	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1	
薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	1	
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1	

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件数	件数
薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	420	
地域連携薬局認定申請手数料	6	4
地域連携薬局認定更新申請手数料	6	2
医薬品、医薬部外品又は化粧品のみを行う製造所の登録申請手数料	3	
医薬品製造業許可申請(一般)手数料		
医薬品製造業許可申請(包装等)手数料		
医薬部外品製造業許可申請(包装等)手数料	1	
化粧品製造業許可申請(一般)手数料	2	
化粧品製造業許可申請(包装等)手数料	1	
医療機器製造業登録申請手数料		
体外検診用医薬品製造業登録申請手数料		
医薬品製造業許可更新申請(無菌)手数料		1
医薬品製造業許可更新申請(一般)手数料	1	2
医薬品製造業許可更新申請(包装等)手数料		
医薬部外品製造業許可更新申請手数料(一般)	2	
医薬部外品製造業許可更新申請手数料(包装等)	1	
化粧品製造業許可更新申請(一般)手数料	3	1
化粧品製造業許可更新申請(包装等)手数料	3	
医薬部外品製造販売業許可申請手数料(その他)		
化粧品製造販売業許可申請手数料	1	
医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料(その他)	2	
化粧品製造販売業許可更新申請手数料	2	1
第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	1	
医療機器修理業許可更新申請手数料	2	
医療機器業製造業登録更新申請手数料	1	
医薬品、医薬部外品又は化粧品のみを行う製造所の登録更新		
体外検診用医薬品製造業登録更新申請手数料		
医薬品製造業等許可証書書換交付申請手数料		
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換交付手数料	1	
医療機器修理業許可証書換交付手数料	1	
毒物劇物製造(輸入)業登録申請手数料		
毒物劇物製造(輸入)業登録更新申請手数料	5	
毒物劇物製造(輸入)業登録変更申請手数料		
毒物劇物製造(輸入)業登録票書換交付申請手数料		
毒物劇物販売業登録申請手数料	14	4
毒物劇物販売業登録更新申請手数料	45	8
毒物劇物販売業登録票再交付申請手数料	1	
毒物劇物販売業登録票書換交付申請手数料	2	
毒物劇物取扱者試験手数料	86	91
毒物劇物取扱者試験合格者の合格証再交付手数料	6	3
麻薬、向精神薬卸売業者免許申請手数料		
麻薬小売業者免許申請手数料	105	4
麻薬施用者免許申請手数料	369	82

区 分	令和4年度	令和5年8月31日現在
	件数	件数
麻薬管理者免許申請手数料	16	2
麻薬施用者免許申請証再交付手数料	1	
麻薬研究者免許登録申請手数料	3	
向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料(知事)	1	
覚醒剤原料研究者指定申請手数料	3	
覚醒剤研究者指定申請手数料		
覚醒剤原料取扱者指定申請手数料		
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	91	28
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	247	105
産業廃棄物処分業許可申請手数料	3	
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	14	3
産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	25	14
産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	2	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	4	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	17	15
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1	
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	4	1
特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		
廃棄物再生事業者登録申請手数料		
引取業者登録申請手数料	5	2
引取業者登録更新申請手数料	67	1
フロン類回収業者登録申請手数料	3	
フロン類回収業者登録更新申請手数料	32	1
解体業許可申請手数料		
解体業許可更新申請手数料	1	
破碎業許可申請手数料		
破碎業許可更新申請手数料		
破碎業変更許可申請手数料		
建築物清掃業登録申請手数料	2	
建築物空気環境測定業登録申請手数料		1
建築物空気調和用ダクト清掃業登録申請手数料		
建築物飲料水水質検査業登録申請手数料		2
建築物飲料水貯水槽清掃業登録申請手数料	3	3
建築物排水管清掃業登録申請手数料	1	
建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請手数料		2
建築物環境衛生総合管理業登録申請手数料		
浄化槽保守点検業登録申請手数料	1	2
浄化槽保守点検業登録更新申請手数料	15	3
受胎調節実地指導員指定証交付手数料	2	1
受胎調節実地指導員指定標識交付手数料	1	
中部健康福祉センター合計	4,136	1,409

過年度分収入未済額調

(令和5年8月31日現在)

区分 年度	児童措置費納付金		延滞金		歳出戻入未済分		雑 収 (生活保護費)	
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
29年度 以前 (A)	件 23	円 252,840	件	円	件	円	件 4	円 1,488,838
30年度	465	3,527,150	2	12,900			11	10,785,057
元年度	634	4,720,540	1	1,200	2	41,916	6	1,249,777
2年度	604	4,320,040	1	1,400			5	2,048,822
3年度	570	4,656,927	14	29,900			4	776,823
4年度	590	5,283,730	15	156,100	1	69,570	3	137,954
計	2,886	22,761,227	33	201,500	3	111,486	33	16,487,271
摘 要① (滞納処分 の停止等の理由)								
摘 要② (不納欠損処分 の件数、額)	758	4,902,940	13	78,900			1	450,203
摘 要③ (A欄のうち、 1件10万円以上 の内訳)							A B C	235,012 321,340 920,486

- (注) 1 本表は、本庁所管課・出先機関等において調製する。
 2 本庁にあっては、出先機関等分についても本庁分と区分して記載する。
 3 「年度」欄には、最近5か年分について記載し、それ以前の一括記載する。
 4 「件数」・「収入未済額」欄には、「節」ごとに当初調定年度で記載する。
 5 滞納処分の停止及び徴収停止を行ったものは、()内に再掲する。また、「摘要①」欄にその理由を記載する。
 6 県税及び県税にかかる徴収金、母子父子寡婦福祉資金特別会計並びに企業会計は除く。
 7 不納欠損処分したものがあつた場合は、その件数及び額を「摘要②」に記載する。
 8 A欄(「年度以前」)に記載したもののうち、納入義務者別に収入未済額が10万円以上ある場合は、「摘要③」欄に、納入義務者ごとの件数、金額を記載する(記載例:「A ○件 ○○円」)。

現金出納調

(令和4年度)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書発行総額及び枚数	指定金融機関等現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越高	受高	計				
雑入 (公文書開示負担金)	円 0	円 1,530	円 1,530	円 1,530	円 0	円 1,530 41枚	円 1,530 20枚
(保有個人情報開示負担金)	0	540	540	540	0	540 1枚	540 1枚

現金出納調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

区 分	受入額			払出額	残高	出納員領収書発行総額及び枚数	指定金融機関等現金払込調書兼領収書総額及び枚数
	越高	受高	計				
雑入 (公文書開示負担金)	円 0	円 810	円 810	円 810	円 0	円 810 22枚	円 810 9枚
(保有個人情報開示負担金)	0	30	30	30	0	30 1枚	30 1枚

保管現金有高調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 石田 正國	有料道路通行料及び駐車場利用料 継続的資金前渡 (令和5年4月3日受入)	11,570
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 石田 正國	公用車出張用ガソリン代 継続的資金前渡 (令和5年4月6日受入)	9,000
静岡県中部健康福祉センター 総務課長 石田 正國	児童移送時食事代及び医療機関の経費 継続的資金前渡 (令和5年4月3日受入)	33,747
合計		54,317

預 金 調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘 要
静岡銀行 藤枝支店	無利息 型普通	0633979	(自振口) 静岡県中部健康福祉センター 資金前渡者 所長 土屋 正純	0	光熱水費、 電話代金等
静岡銀行 藤枝駅支店	無利息 型普通	0746671	静岡県中部健康福祉センター 資金前渡者 所長 土屋 正純	10,000	継続的資金前渡 講習受講費等
残 高 合 計				10,000	

郵券等受払調

(令和5年8月31日現在)

(単位:枚、円)

(榛原分庁舎)

区分	種類	4年度						5年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
郵券	1円券	77	77	0	0	0	0	77	77	0	0	0	0	77	77	精神保健、母子保健、特定疾患、結核関係、浄化槽設置関係、動物取扱業関係
	10円券	153	1,530	0	0	0	0	153	1,530	0	0	0	0	153	1,530	
	63円券	87	5,481	100	6,300	99	6,237	88	5,544	0	0	54	3,402	34	2,142	
	84円券	73	6,132	0	0	16	1,344	57	4,788	0	0	27	2,268	30	2,520	
	92円券	32	2,944	0	0	1	92	31	2,852	0	0	0	0	31	2,852	
	100円券	127	12,700	0	0	0	0	127	12,700	0	0	0	0	127	12,700	
	120円券	124	14,880	0	0	0	0	124	14,880	0	0	0	0	124	14,880	
計			43,744		6,300		7,673		42,371		0		5,670		36,701	

(令和5年8月31日現在)

(単位:枚、円)

(中央児童相談所・身体・中央知的障害者更生相談所)

区分	種類	4年度						5年度						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
収入印紙	50円券	11	550	0	0	0	0	11	550	0	0	0	0	11	550	家裁への申請
	100円券	0	0	20	2,000	0	0	20	2,000	0	0	0	0	20	2,000	
	200円券	0	0	32	6,400	20	4,000	12	2,400	0	0	8	1,600	4	800	
計			550		8,400		4,000		4,950		0		1,600		3,350	

歳出予算執行状況調

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	219,203	219,203	0	
項 01 危機管理費	219,203	219,203	0	
目 02 危機管理費	219,203	219,203	0	
07 報償費	216,565	216,565	0	
01 その他の報償費	216,565	216,565	0	
08 旅費	2,638	2,638	0	
01 その他の旅費	2,638	2,638	0	
款 04 経営管理費	26,564,650	26,564,650	0	
項 01 経営管理費	26,564,650	26,564,650	0	
目 01 一般総務費	24,353,873	24,353,873	0	
01 報酬	15,213,815	15,213,815	0	
03 非常勤職員報酬	15,213,815	15,213,815	0	
03 職員手当等	2,645,403	2,645,403	0	
01 その他の職員手当等	2,645,403	2,645,403	0	
04 共済費	5,616,269	5,616,269	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	482,231	482,231	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	5,134,038	5,134,038	0	
08 旅費	878,386	878,386	0	
01 その他の旅費	878,386	878,386	0	
目 03 行政経営費	1,048,469	1,048,469	0	
08 旅費	1,048,469	1,048,469	0	
02 普通旅費	1,048,469	1,048,469	0	
目 04 職員厚生費	128,308	128,308	0	
07 報償費	110,120	110,120	0	
01 その他の報償費	110,120	110,120	0	
08 旅費	2,093	2,093	0	
01 その他の旅費	2,093	2,093	0	
02 普通旅費	0	0	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	13,995	13,995	0	
01 その他の需用費	13,995	13,995	0	
11 役務費	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付金	2,100	2,100	0	
目 05 資産経営費	1,034,000	1,034,000	0	
14 工事請負費	1,034,000	1,034,000	0	
款 05 暮らし・環境費	3,995,213	3,995,213	0	
項 04 環境費	3,995,213	3,995,213	0	
目 01 環境政策費	3,995,213	3,995,213	0	
01 報酬	1,673,615	1,673,615	0	
03 非常勤職員報酬	1,673,615	1,673,615	0	
03 職員手当等	162,924	162,924	0	
01 その他の職員手当等	162,924	162,924	0	
04 共済費	443,658	443,658	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	52,259	52,259	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	391,399	391,399	0	
08 旅費	284,766	284,766	0	
01 その他の旅費	30,606	30,606	0	
02 普通旅費	254,160	254,160	0	
10 需用費	593,550	593,550	0	
01 その他の需用費	593,550	593,550	0	
11 役務費	192,000	192,000	0	
12 委託料	445,500	445,500	0	
13 使用料及び賃借料	10,000	10,000	0	
17 備品購入費	189,200	189,200	0	
款 07 健康福祉費	1,095,701,001	1,095,701,001	0	
項 01 健康福祉費	33,975,153	33,975,153	0	
目 02 健康福祉企画費	33,975,153	33,975,153	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	1,569,920	1,569,920	0	
03 非常勤職員報酬	1,569,920	1,569,920	0	
03 職員手当等	325,848	325,848	0	
01 その他の職員手当等	325,848	325,848	0	
04 共済費	550,390	550,390	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	52,259	52,259	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	498,131	498,131	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	639,882	639,882	0	
01 その他の旅費	2,662	2,662	0	
02 普通旅費	637,220	637,220	0	
10 需用費	8,986,834	8,986,834	0	
01 その他の需用費	8,986,834	8,986,834	0	
11 役務費	2,702,715	2,702,715	0	
12 委託料	17,366,228	17,366,228	0	
13 使用料及び賃借料	924,597	924,597	0	
17 備品購入費	470,250	470,250	0	
18 負担金、補助及び交付 金	408,489	408,489	0	
項 02 福祉長寿費	282,957,445	282,957,445	0	
目 01 地域福祉費	68,380,840	68,380,840	0	
08 旅費	4,600	4,600	0	
02 普通旅費	4,600	4,600	0	
10 需用費	49,500	49,500	0	
01 その他の需用費	49,500	49,500	0	
18 負担金、補助及び交付 金	68,326,740	68,326,740	0	
目 02 生活保護費	213,315,151	213,315,151	0	
01 報酬	4,482,336	4,482,336	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 非常勤職員報酬	4,482,336	4,482,336	0	
03 職員手当等	726,846	726,846	0	
01 その他の職員手当等	726,846	726,846	0	
04 共済費	373,594	373,594	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	96,532	96,532	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	277,062	277,062	0	
07 報償費	65,360	65,360	0	
01 その他の報償費	65,360	65,360	0	
08 旅費	86,331	86,331	0	
01 その他の旅費	37,851	37,851	0	
02 普通旅費	48,480	48,480	0	
10 需用費	253,790	253,790	0	
01 その他の需用費	253,790	253,790	0	
11 役務費	153,684	153,684	0	
12 委託料	35,000	35,000	0	
13 使用料及び賃借料	95,228	95,228	0	
17 備品購入費	198,000	198,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	80,217,374	80,217,374	0	
19 扶助費	126,627,608	126,627,608	0	
目 03 長寿社会費	1,249,256	1,249,256	0	
07 報償費	623,157	623,157	0	
01 その他の報償費	623,157	623,157	0	
08 旅費	3,040	3,040	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
02 普通旅費	3,040	3,040	0	
10 需用費	210,495	210,495	0	
01 その他の需用費	210,495	210,495	0	
02 食糧費	0	0	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	70,000	70,000	0	
12 委託料	308,936	308,936	0	
13 使用料及び賃借料	33,628	33,628	0	
目 04 遺家族等援護費	12,198	12,198	0	
07 報償費	10,000	10,000	0	
01 その他の報償費	10,000	10,000	0	
08 旅費	2,198	2,198	0	
02 普通旅費	2,198	2,198	0	
項 03 こども未来費	679,577,035	679,577,035	0	
目 01 こども未来費	679,577,035	679,577,035	0	
01 報酬	25,168,329	25,168,329	0	
03 非常勤職員報酬	25,168,329	25,168,329	0	
03 職員手当等	4,540,666	4,540,666	0	
01 その他の職員手当等	4,540,666	4,540,666	0	
04 共済費	7,419,917	7,419,917	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	742,747	742,747	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	6,677,170	6,677,170	0	
07 報償費	918,015	918,015	0	
01 その他の報償費	918,015	918,015	0	
08 旅費	1,852,519	1,852,519	0	
01 その他の旅費	824,987	824,987	0	
02 普通旅費	1,027,532	1,027,532	0	
10 需用費	6,651,036	6,651,036	0	
01 その他の需用費	6,651,036	6,651,036	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	1,204,894	1,204,894	0	
12 委託料	21,416,059	21,416,059	0	
13 使用料及び賃借料	911,098	911,098	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
17 備品購入費	735,900	735,900	0	
18 負担金、補助及び交付金	164,690	164,690	0	
19 扶助費	608,593,912	608,593,912	0	
項 04 障害者支援費	21,087,817	21,087,817	0	
目 01 障害者支援費	21,087,817	21,087,817	0	
01 報酬	12,230,728	12,230,728	0	
03 非常勤職員報酬	12,230,728	12,230,728	0	
03 職員手当等	1,745,649	1,745,649	0	
01 その他の職員手当等	1,745,649	1,745,649	0	
04 共済費	2,814,927	2,814,927	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	288,257	288,257	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	2,526,670	2,526,670	0	
07 報償費	1,007,582	1,007,582	0	
01 その他の報償費	1,007,582	1,007,582	0	
08 旅費	1,241,122	1,241,122	0	
01 その他の旅費	1,077,454	1,077,454	0	
02 普通旅費	163,668	163,668	0	
10 需用費	395,910	395,910	0	
01 その他の需用費	395,910	395,910	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	444,511	444,511	0	
12 委託料	1,084,000	1,084,000	0	
13 使用料及び賃借料	108,388	108,388	0	
18 負担金、補助及び交付金	15,000	15,000	0	
項 05 医療費	10,373,101	10,373,101	0	
目 01 医務福祉費	10,373,101	10,373,101	0	
01 報酬	3,702,055	3,702,055	0	
03 非常勤職員報酬	3,702,055	3,702,055	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 職員手当等	651,696	651,696	0	
01 その他の職員手当等	651,696	651,696	0	
04 共済費	1,131,014	1,131,014	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	107,122	107,122	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,023,892	1,023,892	0	
07 報償費	921,300	921,300	0	
01 その他の報償費	921,300	921,300	0	
08 旅費	726,349	726,349	0	
01 その他の旅費	672,279	672,279	0	
02 普通旅費	54,070	54,070	0	
10 需用費	467,013	467,013	0	
01 その他の需用費	464,972	464,972	0	
02 食糧費	2,041	2,041	0	
11 役務費	110,200	110,200	0	
12 委託料	2,343,206	2,343,206	0	
13 使用料及び賃借料	320,268	320,268	0	
項 06 感染症対策費	21,110,293	21,110,293	0	
目 01 感染症対策費	21,110,293	21,110,293	0	
01 報酬	8,122,459	8,122,459	0	
03 非常勤職員報酬	8,122,459	8,122,459	0	
03 職員手当等	1,070,536	1,070,536	0	
01 その他の職員手当等	1,070,536	1,070,536	0	
04 共済費	2,063,233	2,063,233	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	191,835	191,835	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,871,398	1,871,398	0	
07 報償費	234,600	234,600	0	
01 その他の報償費	234,600	234,600	0	
08 旅費	287,701	287,701	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	194,731	194,731	0	
02 普通旅費	92,970	92,970	0	
10 需用費	3,083,505	3,083,505	0	
01 その他の需用費	3,083,505	3,083,505	0	
11 役務費	3,858,337	3,858,337	0	
12 委託料	1,594,593	1,594,593	0	
13 使用料及び賃借料	306,049	306,049	0	
17 備品購入費	489,280	489,280	0	
項 07 健康費	29,064,066	29,064,066	0	
目 02 健康増進費	29,064,066	29,064,066	0	
01 報酬	156,030	156,030	0	
03 非常勤職員報酬	156,030	156,030	0	
07 報償費	688,758	688,758	0	
01 その他の報償費	609,136	609,136	0	
02 買上金	79,622	79,622	0	
08 旅費	125,492	125,492	0	
01 その他の旅費	39,862	39,862	0	
02 普通旅費	85,630	85,630	0	
10 需用費	411,356	411,356	0	
01 その他の需用費	411,356	411,356	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	144,300	144,300	0	
13 使用料及び賃借料	45,130	45,130	0	
18 負担金、補助及び交付金	27,493,000	27,493,000	0	
項 08 生活衛生費	17,556,091	17,556,091	0	
目 01 食品衛生費	11,622,045	11,622,045	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	811,600	811,600	0	
01 その他の旅費	10,400	10,400	0	
02 普通旅費	801,200	801,200	0	
10 需用費	7,691,352	7,691,352	0	
01 その他の需用費	7,691,352	7,691,352	0	
11 役務費	502,735	502,735	0	
13 使用料及び賃借料	69,258	69,258	0	
17 備品購入費	2,542,100	2,542,100	0	
18 負担金、補助及び交付金	0	0	0	
目 02 薬務費	5,934,046	5,934,046	0	
07 報償費	168,000	168,000	0	
01 その他の報償費	168,000	168,000	0	
08 旅費	341,348	341,348	0	
01 その他の旅費	3,068	3,068	0	
02 普通旅費	338,280	338,280	0	
10 需用費	560,618	560,618	0	
01 その他の需用費	560,618	560,618	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	314,000	314,000	0	
12 委託料	4,535,080	4,535,080	0	
13 使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	
款 09 交通基盤費	62,255,000	62,255,000	0	
項 07 都市費	62,255,000	62,255,000	0	
目 04 生活排水費	62,255,000	62,255,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	62,255,000	62,255,000	0	
款 12 災害対策費	233,560,035	233,560,035	0	
項 07 災害対策諸費	233,560,035	233,560,035	0	
目 02 災害救助費	233,560,035	233,560,035	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
18負担金、補助及び交付金	233,560,035	233,560,035	0	
計	1,422,295,102	1,422,295,102	0	

(令和 4年度)

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	52,648,780	52,648,780	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	52,593,900	52,593,900	0	
目 01 貸付金	52,593,900	52,593,900	0	
20 貸付金	52,593,900	52,593,900	0	
項 02 諸費	54,880	54,880	0	
目 01 諸費	54,880	54,880	0	
08 旅費	8,880	8,880	0	
02 普通旅費	8,880	8,880	0	
10 需用費	46,000	46,000	0	
01 その他の需用費	46,000	46,000	0	
計	52,648,780	52,648,780	0	

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	232,000	72,215	159,785	
項 01 危機管理費	232,000	72,215	159,785	
目 02 危機管理費	232,000	72,215	159,785	
07 報償費	220,000	72,215	147,785	
01 その他の報償費	220,000	72,215	147,785	
08 旅費	12,000	0	12,000	
01 その他の旅費	12,000	0	12,000	
款 04 経営管理費	22,822,747	8,713,579	14,109,168	
項 01 経営管理費	22,822,747	8,713,579	14,109,168	
目 01 一般総務費	22,020,941	8,496,049	13,524,892	
01 報酬	13,072,000	4,654,782	8,417,218	
03 非常勤職員報酬	13,072,000	4,654,782	8,417,218	
03 職員手当等	3,142,000	1,113,486	2,028,514	
01 その他の職員手当等	3,142,000	1,113,486	2,028,514	
04 共済費	5,011,941	2,455,715	2,556,226	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	683,000	319,642	363,358	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	4,328,941	2,136,073	2,192,868	
08 旅費	795,000	272,066	522,934	
01 その他の旅費	795,000	272,066	522,934	
目 03 行政経営費	141,630	141,630	0	
08 旅費	141,630	141,630	0	
02 普通旅費	141,630	141,630	0	
目 04 職員厚生費	131,176	0	131,176	
07 報償費	107,736	0	107,736	
01 その他の報償費	107,736	0	107,736	
08 旅費	5,440	0	5,440	
01 その他の旅費	3,600	0	3,600	
02 普通旅費	1,840	0	1,840	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	15,000	0	15,000	
01 その他の需用費	15,000	0	15,000	
11 役務費	3,000	0	3,000	
目 05 資産経営費	529,000	75,900	453,100	
10 需用費	177,000	75,900	101,100	
01 その他の需用費	177,000	75,900	101,100	
14 工事請負費	352,000	0	352,000	
款 05 暮らし・環境費	4,384,040	1,505,029	2,879,011	
項 04 環境費	4,384,040	1,505,029	2,879,011	
目 01 環境政策費	4,384,040	1,505,029	2,879,011	
01 報酬	1,884,000	818,941	1,065,059	
03 非常勤職員報酬	1,884,000	818,941	1,065,059	
03 職員手当等	333,000	166,340	166,660	
01 その他の職員手当等	333,000	166,340	166,660	
04 共済費	624,000	300,150	323,850	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	132,000	59,557	72,443	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	492,000	240,593	251,407	
08 旅費	483,040	113,592	369,448	
01 その他の旅費	162,000	7,712	154,288	
02 普通旅費	321,040	105,880	215,160	
10 需用費	349,000	106,006	242,994	
01 その他の需用費	349,000	106,006	242,994	
11 役務費	191,000	0	191,000	
12 委託料	510,000	0	510,000	
13 使用料及び賃借料	10,000	0	10,000	
款 07 健康福祉費	1,110,550,238	466,767,020	643,783,218	
項 01 健康福祉費	26,825,000	10,648,847	16,176,153	
目 02 健康福祉企画費	26,825,000	10,648,847	16,176,153	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	1,608,000	542,164	1,065,836	
03 非常勤職員報酬	1,608,000	542,164	1,065,836	
03 職員手当等	333,000	166,340	166,660	
01 その他の職員手当等	333,000	166,340	166,660	
04 共済費	500,000	212,213	287,787	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	105,000	45,099	59,901	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	395,000	167,114	227,886	
07 報償費	40,000	0	40,000	
01 その他の報償費	40,000	0	40,000	
08 旅費	254,600	186,572	68,028	
01 その他の旅費	6,000	0	6,000	
02 普通旅費	248,600	186,572	62,028	
10 需用費	6,151,800	2,847,252	3,304,548	
01 その他の需用費	6,151,800	2,847,252	3,304,548	
11 役務費	2,136,000	1,186,001	949,999	
12 委託料	14,690,500	5,157,725	9,532,775	
13 使用料及び賃借料	731,100	340,580	390,520	
18 負担金、補助及び交付 金	380,000	10,000	370,000	
項 02 福祉長寿費	285,783,789	188,283,235	97,500,554	
目 01 地域福祉費	68,692,040	68,343,640	348,400	
08 旅費	8,000	400	7,600	
02 普通旅費	8,000	400	7,600	
10 需用費	34,000	16,500	17,500	
01 その他の需用費	34,000	16,500	17,500	
18 負担金、補助及び交付 金	68,650,040	68,326,740	323,300	
目 02 生活保護費	215,579,901	119,616,768	95,963,133	
01 報酬	4,548,640	1,286,476	3,262,164	
03 非常勤職員報酬	4,548,640	1,286,476	3,262,164	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 職員手当等	740,000	369,686	370,314	
01 その他の職員手当等	740,000	369,686	370,314	
04 共済費	936,941	167,133	769,808	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	172,000	83,524	88,476	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	764,941	83,609	681,332	
08 旅費	150,840	32,122	118,718	
01 その他の旅費	29,760	13,912	15,848	
02 普通旅費	121,080	18,210	102,870	
10 需用費	156,480	101,860	54,620	
01 その他の需用費	156,480	101,860	54,620	
11 役務費	170,000	16,942	153,058	
12 委託料	65,000	5,000	60,000	
13 使用料及び賃借料	60,000	10,632	49,368	
18 負担金、補助及び交付 金	70,500,000	58,157,708	12,342,292	
19 扶助費	138,252,000	59,469,209	78,782,791	
目 03 長寿社会費	1,503,848	322,827	1,181,021	
07 報償費	355,200	122,100	233,100	
01 その他の報償費	355,200	122,100	233,100	
08 旅費	16,360	5,405	10,955	
01 その他の旅費	15,360	5,405	9,955	
02 普通旅費	1,000	0	1,000	
10 需用費	198,288	184,690	13,598	
01 その他の需用費	198,288	184,690	13,598	
11 役務費	70,000	0	70,000	
12 委託料	830,000	0	830,000	
13 使用料及び賃借料	34,000	10,632	23,368	
目 04 遺家族等援護費	8,000	0	8,000	
07 報償費	5,000	0	5,000	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	3,000	0	3,000	
02 普通旅費	3,000	0	3,000	
項 03 こども未来費	733,994,470	247,811,084	486,183,386	
目 01 こども未来費	733,994,470	247,811,084	486,183,386	
01 報酬	26,740,000	8,264,072	18,475,928	
03 非常勤職員報酬	26,740,000	8,264,072	18,475,928	
03 職員手当等	4,669,500	2,182,460	2,487,040	
01 その他の職員手当等	4,669,500	2,182,460	2,487,040	
04 共済費	6,712,000	2,805,369	3,906,631	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	1,513,000	623,039	889,961	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	5,199,000	2,182,330	3,016,670	
07 報償費	1,440,100	266,500	1,173,600	
01 その他の報償費	1,440,100	266,500	1,173,600	
08 旅費	2,708,080	507,464	2,200,616	
01 その他の旅費	1,344,860	242,074	1,102,786	
02 普通旅費	1,363,220	265,390	1,097,830	
10 需用費	6,321,300	2,470,381	3,850,919	
01 その他の需用費	6,311,800	2,470,381	3,841,419	
02 食糧費	9,500	0	9,500	
11 役務費	1,201,560	435,386	766,174	
12 委託料	23,027,630	7,427,640	15,599,990	
13 使用料及び賃借料	1,033,800	398,863	634,937	
18 負担金、補助及び交付 金	198,000	75,800	122,200	
19 扶助費	659,942,500	222,977,149	436,965,351	
項 04 障害者支援費	25,334,579	7,116,401	18,218,178	
目 01 障害者支援費	25,334,579	7,116,401	18,218,178	
01 報酬	13,324,524	4,461,289	8,863,235	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
03 非常勤職員報酬	13,324,524	4,461,289	8,863,235	
03 職員手当等	1,966,815	943,810	1,023,005	
01 その他の職員手当等	1,966,815	943,810	1,023,005	
04 共済費	3,475,312	962,292	2,513,020	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	432,460	247,402	185,058	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	3,042,852	714,890	2,327,962	
07 報償費	1,517,408	245,329	1,272,079	
01 その他の報償費	1,517,408	245,329	1,272,079	
08 旅費	2,444,620	406,777	2,037,843	
01 その他の旅費	1,994,620	357,295	1,637,325	
02 普通旅費	450,000	49,482	400,518	
10 需用費	405,500	31,464	374,036	
01 その他の需用費	404,000	31,464	372,536	
02 食糧費	1,500	0	1,500	
11 役務費	939,400	45,708	893,692	
12 委託料	1,172,000	0	1,172,000	
13 使用料及び賃借料	74,000	19,732	54,268	
18 負担金、補助及び交付 金	15,000	0	15,000	
項 05 医療費	12,856,000	5,397,960	7,458,040	
目 01 医務福祉費	12,856,000	5,397,960	7,458,040	
01 報酬	3,805,000	1,276,388	2,528,612	
03 非常勤職員報酬	3,805,000	1,276,388	2,528,612	
03 職員手当等	663,000	332,680	330,320	
01 その他の職員手当等	663,000	332,680	330,320	
04 共済費	1,029,000	437,619	591,381	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	216,000	92,353	123,647	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	813,000	345,266	467,734	
07 報償費	1,743,000	377,400	1,365,600	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	1,743,000	377,400	1,365,600	
08 旅費	1,278,000	605,230	672,770	
01 その他の旅費	912,000	573,150	338,850	
02 普通旅費	366,000	32,080	333,920	
10 需用費	998,000	137,786	860,214	
01 その他の需用費	938,000	132,880	805,120	
02 食糧費	60,000	4,906	55,094	
11 役務費	137,000	6,864	130,136	
12 委託料	2,700,000	2,058,222	641,778	
13 使用料及び賃借料	503,000	165,771	337,229	
項 06 感染症対策費	9,775,600	3,653,699	6,121,901	
目 01 感染症対策費	9,775,600	3,653,699	6,121,901	
01 報酬	3,770,000	1,915,244	1,854,756	
03 非常勤職員報酬	3,770,000	1,915,244	1,854,756	
03 職員手当等	770,000	212,646	557,354	
01 その他の職員手当等	770,000	212,646	557,354	
04 共済費	1,111,600	575,946	535,654	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	233,000	128,741	104,259	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	878,600	447,205	431,395	
07 報償費	24,000	0	24,000	
01 その他の報償費	24,000	0	24,000	
08 旅費	320,000	115,632	204,368	
01 その他の旅費	148,000	39,972	108,028	
02 普通旅費	172,000	75,660	96,340	
10 需用費	1,819,000	464,198	1,354,802	
01 その他の需用費	1,819,000	464,198	1,354,802	
11 役務費	1,756,000	315,227	1,440,773	
12 委託料	50,000	4,576	45,424	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	155,000	50,230	104,770	
項 07 健康費	1,297,800	216,390	1,081,410	
目 02 健康増進費	1,297,800	216,390	1,081,410	
04 共済費	1,000	471	529	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	471	529	
07 報償費	405,000	30,000	375,000	
01 その他の報償費	405,000	30,000	375,000	
08 旅費	254,000	38,850	215,150	
01 その他の旅費	53,000	1,040	51,960	
02 普通旅費	201,000	37,810	163,190	
10 需用費	404,100	136,441	267,659	
01 その他の需用費	403,000	136,441	266,559	
02 食糧費	1,100	0	1,100	
11 役務費	130,200	0	130,200	
13 使用料及び賃借料	103,500	10,628	92,872	
項 08 生活衛生費	14,683,000	3,639,404	11,043,596	
目 01 食品衛生費	9,240,000	3,034,622	6,205,378	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	810,000	327,540	482,460	
01 その他の旅費	33,000	8,400	24,600	
02 普通旅費	777,000	319,140	457,860	
10 需用費	5,700,000	1,895,782	3,804,218	
01 その他の需用費	5,700,000	1,895,782	3,804,218	
11 役務費	235,000	41,668	193,332	
13 使用料及び賃借料	70,000	10,632	59,368	
17 備品購入費	2,380,000	720,500	1,659,500	
18 負担金、補助及び交付金	40,000	38,500	1,500	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
目 02 薬務費	5,443,000	604,782	4,838,218	
07 報償費	168,000	0	168,000	
01 その他の報償費	168,000	0	168,000	
08 旅費	449,000	89,751	359,249	
01 その他の旅費	35,000	15,401	19,599	
02 普通旅費	414,000	74,350	339,650	
10 需用費	143,000	88,781	54,219	
01 その他の需用費	130,000	88,781	41,219	
02 食糧費	13,000	0	13,000	
11 役務費	371,000	0	371,000	
12 委託料	4,297,000	426,250	3,870,750	
13 使用料及び賃借料	15,000	0	15,000	
計	1,137,989,025	477,057,843	660,931,182	

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 5年度)
(令和 5年 8月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	56,068,000	17,559,340	38,508,660	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	56,000,000	17,557,000	38,443,000	
目 01 貸付金	56,000,000	17,557,000	38,443,000	
20 貸付金	56,000,000	17,557,000	38,443,000	
項 02 諸費	68,000	2,340	65,660	
目 01 諸費	68,000	2,340	65,660	
08 旅費	22,000	2,340	19,660	
02 普通旅費	22,000	2,340	19,660	
10 需用費	46,000	0	46,000	
01 その他の需用費	46,000	0	46,000	
計	56,068,000	17,559,340	38,508,660	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和3年度	令和4年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	05くらし・環境費	04環境費	01環境政策費		445,500	
		07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費		17,366,228	
			02福祉長寿費	02生活保護費		35,000	
				03長寿社会費		308,936	
			03子ども未来費	01子ども未来費		21,416,059	
			04障害者支援費	01障害者支援費		1,084,000	
			05医療費	01医務福祉費		2,343,206	
			06感染症対策費	01感染症対策費		1,594,593	
			07健康費	02健康増進費		0	
08生活衛生費	01食品衛生費		0				
	02薬務費		4,535,080				
計				48,070,852	49,128,602	0	
(14) 工事請負費	一般会計	04経営管理費	01経営管理費	05資産経営費		1,034,000	
計				0	1,034,000	0	
(16) 公有財産購入費						0	
計				0	0	0	
(17) 備品購入費	一般会計	05くらし・環境費	04環境費	01環境政策費		189,200	
		07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費		470,250	
			02福祉長寿費	02生活保護費		198,000	
			03子ども未来費	01子ども未来費		735,900	
			06感染症対策費	01感染症対策費		489,280	
			08生活衛生費	01食品衛生費		2,542,100	
計				2,619,122	4,624,730	0	
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	04経営管理費	01経営管理費	04職員厚生費		2,100	
		07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費		408,489	
			02福祉長寿費	01地域福祉費		68,326,740	
				02生活保護費		80,217,374	
			03子ども未来費	01子ども未来費		164,690	
			04障害者支援費	01障害者支援費		15,000	
			07健康費	02健康増進費		27,493,000	
		09交通基盤費	07都市費	04生活排水費		62,255,000	
12災害対策費	07災害対策諸費	02災害救助費		233,560,035			
計				266,648,520	472,442,428	0	
(21) 補償、補填及び賠償金					0		
計				0	0	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費	5,157,725	
			02福祉長寿費	02生活保護費	5,000	
			03子ども未来費	01子ども未来費	7,427,640	
			05医療費	01医務福祉費	2,058,222	
			06感染症対策費	01感染症対策費	4,576	
			08生活衛生費	02薬務費	426,250	
			計			
(14) 工事 請負費					0	
計					0	0
(16) 公有財産 購入費					0	
計					0	0
(17) 備品 購入費	一般会計	07健康福祉費	08生活衛生費	01食品衛生費	720,500	
計					720,500	0
(18) 負担金、 補助及び 交付金	一般会計	07健康福祉費	01健康福祉費	02健康福祉企画費	10,000	
			02福祉長寿費	01地域福祉費	68,326,740	
				02生活保護費	58,157,708	
			03子ども未来費	01子ども未来費	75,800	
			04障害者支援費	01障害者支援費	0	
			08生活衛生費	01食品衛生費	38,500	
計					126,608,748	0
(21) 補償、補 填及び賠 償金					0	
計					0	0

委託料に関する調

(令和4年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額計						
1	(事務関係)工場・事業場排水分析	(株) 静環検査センター	円 449,020	円 445,500	円 445,500	随契	R4. 6. 1 ~ R5. 3. 31	R5. 4. 11	円 445,500 (445,500)	工場・事業場排水の分析	随契1号 <少額>
2	車両運行管理	日本道路興運(株) 静岡支店	(概算) (11,198,000)	(概算) (11,137,500)	(概算) (11,137,500)	随契 (不調)	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	R4. 5. 20 R4. 6. 20 R4. 7. 20 R4. 8. 19 R4. 9. 20 R4. 10. 20 R4. 11. 18 R4. 12. 16 R5. 1. 20 R5. 2. 20 R5. 3. 20 R5. 4. 19	917,620 930,820 933,130 928,510 915,310 928,510 915,310 913,000 915,310 930,820 917,620 915,310 (11,061,270)	車両の運行及び管理 (食品衛生監視業務・薬事監視業務関係)	
3	庁舎警備	総合警備保障株式会社 静岡支社	長期継続契約 2,743,400円	長期継続契約 495,550円	長期継続契約 495,550円	一般	R3. 5. 6 ~ R8. 3. 31	R4. 5. 20 R4. 6. 20 R4. 7. 20 R4. 8. 19 R4. 9. 20 R4. 10. 20 R4. 11. 18 R4. 12. 20 R5. 1. 20 R5. 2. 20 R5. 3. 20 R5. 4. 20	(46,750) 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350 9,350	児童相談所の警備	長期継続契約R3
4	庁舎清掃	㈱ランブル	(4年度分) 501,600 948,626	(4年度分) 112,200 939,752	(4年度分) 112,200 939,752	随契	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	R4. 5. 20 R4. 6. 20 R4. 7. 20 R4. 8. 17 R4. 9. 16 R4. 10. 18 R4. 11. 18 R4. 12. 16 R4. 1. 20 R5. 2. 17 R5. 3. 17 R5. 4. 19	(112,200) 51,623 51,623 307,846 51,623 51,623 51,623 51,623 115,676 51,623 51,623 51,623 (939,752)	児童相談所の清掃	随契1号 <少額>
5	消防設備等点検	消防設備保全㈱	91,379	71,500	71,500	随契	R4. 5. 2 ~ R5. 3. 31	R4. 9. 16 R5. 3. 28	38,500 33,000 (71,500)	児童相談所の消防設備等点検	随契1号 <少額>
6	空調点検	三洋静岡設備(株)	440,000	440,000	440,000	随契	R4. 5. 18 ~ R5. 2. 28	R4. 7. 22 R4. 12. 23	220,000 220,000 (440,000)	中央児童相談所の空調機点検	随契1号 <少額>
7	自動ドア保守点検	ナブコシステム(株) 静岡支店	35,200	35,200	35,200	随契	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	R4. 6. 7 R4. 12. 9	17,600 17,600 (35,200)	児童相談所の自動ドア保守点検	随契1号 <少額>

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額計						
8	エレベーター保守点検	東芝エレベータ(株)静岡支店	712,800	712,800	712,800	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20 R4.8.19 R4.9.20 R4.10.20 R4.11.18 R4.12.20 R5.1.25 R5.2.20 R5.3.20 R5.4.20	85,800 30,800 154,000 85,800 30,800 30,800 85,800 30,800 30,800 85,800 30,800 30,800	児童相談所のエレベーター保守点検	随契1号 <少額>
9	公用車メンテナンス	数野自動車㈱	416,460	316,360	316,360	随契	R4.4.7 ~ R5.3.31	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20 R4.8.19 R4.9.20 R4.10.20 R4.11.18 R4.12.20 R5.1.6 R5.2.20 R5.3.20 R5.4.20	3,960 12,540 3,960 16,940 18,040 3,960 3,960 19,140 3,960 107,470 118,470 3,960	榛原分行舎の公用車メンテナンス	随契1号 <少額>
10	庁舎警備	セコム㈱	176,000	176,000	176,000	随契	R4.4.1 ~ R4.7.31	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20 R4.8.19	44,000 44,000 44,000 44,000	榛原分行舎及び島田動物保護管理所庁舎の警備	随契1号 <少額>
11	庁舎警備	総合警備保障㈱静岡支社	長期継続契約 2,011,900円 (4年度分)	長期継続契約 973,500円 (4年度分)	長期継続契約 973,500円 (4年度分)	一般	R4.7.1 ~ R9.6.30	R4.9.26 R4.10.20 R4.11.18 R4.12.20 R5.1.20 R5.2.20 R5.3.20 R5.4.20	(0) 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500 16,500	榛原分行舎及び島田動物保護管理所庁舎の警備	長期継続契約R4 <少額>
12	庁舎清掃	㈱セイビ東海	88,000	132,000	88,000	随契	R4.5.17 ~ R5.1.31	R4.7.20 R5.1.25	59,400 28,600	榛原分行舎の清掃	随契1号 <少額>
13	島田動物保護管理所空調点検	ダイキン工業㈱サービス本部中部サービス部	101,200	101,200	101,200	随契	R4.5.18 ~ R5.2.28	R4.7.15 R4.11.30	50,600 50,600	島田動物保護管理所の空調機点検	随契1号 <少額>
14	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (601,150)	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (601,150)	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (601,150)	随契	R4.4.12 ~ R5.3.31	R4.5.25 R4.7.20 R4.9.20 R4.10.18 R4.12.23 R5.2.20 R5.4.3	33,770 29,282 23,364 28,160 31,526 20,834 16,896	感染性廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額> 単備契約
15	産業廃棄物収集運搬	角松商事㈱	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (363,550)	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (363,550)	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (363,550)	随契	R4.4.12 ~ R5.3.31	R4.5.25 R4.7.20 R4.9.20 R4.10.18 R4.12.23 R5.2.20 R5.4.19	17,050 17,490 12,980 17,600 17,270 12,210 10,560	感染性廃棄物の処分	随契1号 <少額> 単備契約

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額計						
16	要介護者に係る要介護状態等の審査判定業務	榎原総合病院外2件	1件 5,000円	1件 5,000円	1件 5,000円	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.7.6 R4.9.16 R4.10.4 R4.10.11 R5.1.4 R5.3.10 R5.3.10	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定	随契1号 <少額> 単価契約
17	地域リハビリテーション推進事業	社会医療法人 駿甲会	627,000	627,000	△ 318,064 308,936	随契	R4.6.10 ~ R5.3.31	R5.3.31	308,936 (308,936)	地域リハビリテーション推進事業	随契1号 <少額>
18	大学等修学支援事業委託	浅野 正道	1,216,920	1,216,920	600 1,217,520	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.4.28 R4.7.22 R4.10.21 R5.1.23 R5.3.2	303,930 303,930 304,530 304,530 600 (1,217,520)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 <不適>
19	大学等修学支援事業委託	社会福祉法人 和光会	4,900,920	4,900,920	281,890 5,182,810	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.4.27 R4.7.22 R4.10.21 R5.1.23 R5.3.17	1,224,930 1,224,930 1,225,530 1,225,530 281,890 (5,182,810)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 <不適>
20	大学等修学支援事業委託	社会福祉法人 静岡ホーム	4,900,920	4,900,920	600 4,901,520	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.4.28 R4.7.25 R4.10.21 R5.1.23 R5.3.31	1,224,930 1,224,930 1,225,530 1,225,530 600 (4,901,520)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 <不適>
21	大学等修学支援事業委託	徳山 ますみ	406,040	406,040	8,033 414,073	随契	R4.11.10 ~ R5.3.31	R4.12.16 R5.1.23 R5.3.31	101,510 304,530 8,033 (414,073)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 <不適>
22	大学等修学支援事業委託	武藤 悟史	11,390	11,390	△ 200 11,190	随契	R5.3.2 ~ R5.3.31	R5.3.31	11,190 (11,190)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 <不適>
23	施設入所承認審判申立事件に係る委託	浅井 裕貴	108,000	108,000	108,000	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.20	108,000 (108,000)	施設入所承認審判申立事件に係る業務	随契1号 <少額>
24	施設入所承認審判申立事件に係る委託	浅井 裕貴	300,000	300,000	300,000	随契	R4.9.26 ~ R5.3.31	R4.9.29 R5.3.30	192,000 108,000 (300,000)	施設入所承認審判申立事件に係る業務	随契1号 <少額>
25	里親施設実習等事業委託	(社)春風寮	研修1日当たり2500円 (半日の場合1250円)	(概算) (142,500)	(概算) (142,500)	随契	R4.7.1 ~ R5.3.31	R4.12.5 R5.3.31	67,500 58,750 (126,250)	里親施設実習等事業	随契1号 <少額>
26	保護者指導支援カウンセリング事業委託	松林カウンセリングルーム 松林 三樹夫	1回当たり3000円	(概算) (72,000)	(概算) (72,000)	随契	R4.5.11 ~ R5.3.31	R5.3.20 R5.4.7	15,000 6,000 (21,000)	保護者指導支援カウンセリング事業	随契1号 <少額>
27	一般廃棄物処分	浜静岡環境保全センター	184,800	184,800	184,800	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20 R4.8.17 R4.9.16 R4.10.20 R4.11.18 R4.12.16 R5.1.20 R5.2.20 R5.3.20 R5.4.19	15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 15,400 (184,800)	一時保護所の一般廃棄物処分	随契1号 <少額>
28	自家用電気工作物保安管理	(一財)中部電気保安協会 藤枝営業所	158,400	158,400	158,400	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.4.28	158,400 (158,400)	一時保護所の自家用電気工作物保安管理	随契1号 <少額>

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額計						
29	消防設備点検	消防設備保全(株)	99,946	94,600	94,600	随契	R4.5.2 ~ R5.3.31	R4.9.16 R5.3.28	44,000 50,600 (94,600)	一時保護所の消防設備点検	随契1号 <少額>
30	浄化槽保守及び清掃	株静岡環境保全センター	71,500	71,500	71,500	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.20 R4.9.6 R4.11.18 R5.3.6	3,850 7,150 3,850 (71,500)	一時保護所の浄化槽保守及び清掃	随契1号 <少額>
31	産業廃棄物処分	株静岡環境保全センター	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) (52,800)	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) (52,800)	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) (52,800)	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.13 R4.6.3 R4.7.1 R4.8.10 R4.9.6 R4.9.26 R4.10.31 R4.12.2 R4.12.27 R5.2.3 R5.3.10 R5.3.31	3,520 2,420 4,180 4,180 3,520 3,960 4,840 2,200 4,840 4,180 2,860 4,400 (45,100)	一時保護所から排出される廃プラ等の収集運搬及び処分	随契1号 <少額> 単価契約
32	給食業務	(株)サンタモンコーポレーション	長期継続契約 25,234,428円 (4年度分) 2,106,060	長期継続契約 23,724,000円 (4年度分) 1,980,000	長期継続契約 23,724,000円 (4年度分) 1,980,000	一般	R1.7.1 ~ R4.6.30	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20	(21,744,000) 660,000 660,000 660,000 (1,980,000)	一時保護所の給食	長期継続契約R元
33	給食業務	(株)サンタモンコーポレーション	長期継続契約 26,175,600円 (4年度分) 6,543,900	長期継続契約 25,740,000円 (4年度分) 6,435,000	長期継続契約 25,740,000円 (4年度分) 6,435,000	一般	R4.7.1 ~ R7.6.30	R4.8.19 R4.9.16 R4.10.19 R4.11.18 R4.12.16 R5.1.20 R5.2.20 R5.3.20 R5.4.20	(0) 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 715,000 (6,435,000)	一時保護所の給食	長期継続契約R4
34	混合廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理(株)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	随契	R4.6.24 ~ R5.3.31	R5.1.31	19,360 (19,360)	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額>
35	混合廃棄物処分	(有)山一カレット	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	随契	R4.6.24 ~ R5.3.31	R5.1.31	26,136 (26,136)	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の処分	随契1号 <少額>
36	グリストラップ槽清掃及び汚泥処理	株静岡環境保全センター	19,800	19,800	19,800	随契	R4.11.28 ~ R5.3.24	R5.3.6	19,800 (19,800)	一時保護所グリストラップ槽の清掃及び汚泥処理	随契1号 <少額>
37	建築基準法第12条に基づく定期点検	(株)高木滋生建築設計事務所	99,000	99,000	99,000	随契	R4.7.12 ~ R4.9.30	R4.9.16	99,000 (99,000)	一時保護所の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号 <少額>
38	精神保健指定医派遣当番	医療法人社団 濃和会藤枝駿府病院外13	1,084,000	1,084,000	1,084,000	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.4.21	1,084,000 (1,084,000)	精神保健指定医・病院の輪番制度	随契1号 <少額>
39	指定難病・特定疾患システムデータ入力関連業務補助者派遣業務	(株)ベルキャリエール静岡支店	2,494,800	2,109,888	△165,242 1,944,646	一般	R4.5.9 ~ R4.8.12	R4.6.20 R4.7.20 R4.8.26 R4.9.21	439,560 976,800 450,142 78,144 (1,944,646)	難病法による医療費助成申請に伴うシステムデータ入力関連業務を行うための補助者派遣	随契1号 <少額>
40	アジレントガスクロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	277,200	277,200	277,200	随契	R4.8.1 ~ R4.10.28	R4.10.24	277,200 (277,200)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
41	アジレント超高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	1,016,400	1,016,400	1,016,400	随契	R4.6.6 ~ R4.9.30	R4.10.11	1,016,400 (1,016,400)	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 <不達>

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額						
42	アジレント高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	1,029,600	1,016,400	1,016,400	随契	R4.6.1 ~ R4.8.31	R4.9.12	1,016,400 (1,016,400)	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 〈不達〉
43	日立原子吸光度計定期点検	オザワ科学㈱静岡営業所	424,490	424,490	424,490	随契	R4.6.20 ~ R4.9.30	R4.10.4	424,490 (424,490)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
44	日立原子吸光度計定期点検	オザワ科学㈱静岡営業所	372,735	372,735	372,735	随契	R4.6.20 ~ R4.9.30	R4.10.4	372,735 (372,735)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
45	過酸化水素分析計定期点検	(株)池田理化 藤枝支店	176,330	175,868	175,868	随契	R4.7.4 ~ R4.11.30	R4.11.28	175,868 (175,868)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
46	島津ガスクロ定期点検	竹田理化学工業(株)三島支店	426,250	426,250	426,250	随契	R4.6.13 ~ R4.9.30	R4.8.31	426,250 (426,250)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
47	日本ウォータース高速液クロ定期点検	㈲ヨシキ	825,737	825,737	825,737	随契	R4.10.3 ~ R5.1.31	R4.12.12	825,737 (825,737)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 〈少額〉
48	安全キャビネット定期点検	(株)池田理化 藤枝支店	426,030	425,700	425,700	随契	R4.7.1 ~ R4.11.30	R4.11.30	425,700 (425,700)	細菌検査課の検査機器点検	随契1号 〈少額〉
49	新型コロナウイルス感染症関連業務補助者派遣業務	(株)ヘルキャリエール静岡支店	1,080,000	996,600	△ 38,203 958,397	随契	R4.4.4 ~ R4.6.30	R4.5.20 R4.6.20 R4.7.20	179,388 352,132 426,877 (958,397)	新型コロナウイルス感染症対応関連業務を行うための補助者派遣	随契1号 〈緊急〉
50	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	11,000	11,000	11,000	随契	R4.12.22 ~ R5.3.31	R5.4.7	11,000 (11,000)	細菌検査課廃棄物収集運搬業務	随契1号 〈少額〉
51	産業廃棄物処分	㈲キャラバン	57,750	57,750	57,750	随契	R4.12.22 ~ R5.3.31	R5.4.7	57,750 (57,750)	細菌検査課廃棄物処分業務	随契1号 〈少額〉
52	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理㈱	30,800	30,800	30,800	随契	R4.12.22 ~ R5.3.31	R5.4.7	30,800 (30,800)	細菌検査課・化学検査課廃棄物収集運搬業務	随契1号 〈少額〉
53	産業廃棄物処分	三和金属㈱	11,000	11,000	11,000	随契	R4.12.22 ~ R5.3.31	R5.4.7	11,000 (11,000)	細菌検査課・化学検査課廃棄物処分業務	随契1号 〈少額〉
54	岡出山庁舎土壌汚染状況調査(試料採取追加調査)	(株)静環検査センター	539,000	460,900	460,900	随契	R4.7.1 ~ R4.9.30	R4.9.30	460,900 (460,900)	岡出山庁舎の土壌汚染状況調査(試料採取追加調査)	随契1号 〈少額〉
55	岡出山庁舎土壌汚染状況調査(ボーリング調査)	(株)環境総合リサーチ 静岡営業所	3,135,000	2,035,000	2,035,000	一般	R4.10.31 ~ R5.1.31	R5.2.15	2,035,000 (2,035,000)	岡出山庁舎の土壌汚染状況調査(ボーリング調査)	
56	岡出山庁舎地下水調査用観測井戸設置業務	(株)静環検査センター	704,600	495,000	495,000	随契	R5.2.6 ~ R5.3.31	R5.3.20	495,000 (495,000)	岡出山庁舎の地下水調査用観測井戸の設置	随契1号 〈少額〉
57	病院見学・情報交換会開催業務	吉田観光(株)	(概算) (422,810)	(概算) (405,895)	(概算) (405,895)	随契	R5.2.2 ~ R5.3.10	R5.4.7	398,560 (398,560)	医学生・研修医の病院見学・情報交換会等の実施	随契1号 〈少額〉
	事務関係計	57件	53,058,709	50,208,411	△ 220,586 49,987,825				49,128,602		
	合計	57件	53,058,709	50,208,411	△ 220,586 49,987,825				49,128,602		

委託料に関する調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額						
			円	円	円			円			
1	(事務関係)工場・事業場排水分析	(株) 静環検査センター	509,630	428,450	428,450	随契	R5. 6. 1 ~ R6. 3. 29		(0)	工場・事業場排水の分析	随契1号 <少額>
2	車両運行管理	日本道路興運(株) 静岡支店	(概算) (13,583,900)	(概算) (11,269,500)	(概算) (11,269,500)	一般	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 18	926,310 928,620 939,510 948,750 (3,743,190)	車両の運行及び管理 (食品衛生監視業務・薬事監視業務関係)	
3	庁舎警備	総合警備保障(株) 静岡支社	長期継続契約 2,743,400円 (5年度分) 501,600	長期継続契約 495,550円 (5年度分) 112,200	長期継続契約 495,550円 (5年度分) 112,200	一般	R3. 5. 6 ~ R8. 3. 31	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 19	(158,950) 9,350 9,350 9,350 9,350 (37,400)	児童相談所の警備	長期継続契約R3
4	庁舎清掃	㈱ランブル	944,358	930,479	930,479	随契	R5. 4. 3 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 19 R5. 6. 19 R5. 7. 20 R5. 8. 17	50,820 50,820 307,395 50,820 (459,855)	児童相談所の清掃	随契1号 <少額>
5	消防設備等点検	消防設備保全(株)	71,500	71,500	71,500	随契	R5. 4. 12 ~ R6. 3. 29		(0)	児童相談所の消防設備等点検	随契1号 <少額>
6	空調点検	(株) 富山冷熱工業	440,000	378,400	378,400	随契	R5. 4. 28 ~ R6. 2. 29		189,200 (189,200)	中央児童相談所の空調機点検	随契1号 <少額>
7	自動ドア保守点検	ナブコシステム(株) 静岡支店	35,200	35,200	35,200	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 5. 31	17,600 (17,600)	児童相談所の自動ドア保守点検	随契1号 <少額>
8	エレベーター保守点検	東芝エレベーター(株) 静岡支店	712,800	712,800	712,800	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 18	85,800 30,800 154,000 85,800 (356,400)	児童相談所のエレベーター保守点検	随契1号 <少額>
9	公用車メンテナンス	数野自動車㈱	236,500	220,000	220,000	随契	R5. 4. 5 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 23	5,940 18,260 5,940 23,760 (53,900)	藤原分庁舎の公用車メンテナンス	随契1号 <少額>
10	庁舎警備	総合警備保障(株) 静岡支社	長期継続契約 2,011,900円 (5年度分) 409,200	長期継続契約 973,500円 (5年度分) 198,000	長期継続契約 973,500円 (5年度分) 198,000	一般	R4. 7. 1 ~ R9. 6. 30	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 19	(132,000) 16,500 16,500 16,500 16,500 (66,000)	藤原分庁舎及び島田動物保護管理所庁舎の警備	長期継続契約R4
11	庁舎清掃	㈱セイビ東海	88,000	88,000	88,000	随契	R5. 4. 26 ~ R6. 1. 31	R5. 7. 20	59,950 (59,950)	藤原分庁舎の清掃	随契1号 <少額>
12	島田動物保護管理所空調点検	ダイキン工業(株) サービス本部	101,200	101,200	101,200	随契	R5. 4. 28 ~ R6. 2. 29	R5. 7. 20	50,600 (50,600)	島田動物保護管理所の空調機点検	随契1号 <少額>
13	産業廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理(株)	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (93,720)	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (93,720)	医療廃棄物処理 2,530円/200ペール缶 1,408円/400ダンボール (概算) (93,720)	随契	R5. 4. 14 ~ R6. 3. 29	R5. 7. 20	29,546 (29,546)	感染性廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額> 単価契約
14	産業廃棄物収集運搬	角松商事(有)	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (48,840)	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (48,840)	医療廃棄物処理 770円/200ペール缶 880円/400ダンボール (概算) (48,840)	随契	R5. 4. 14 ~ R6. 3. 29	R5. 7. 20	14,410 (14,410)	感染性廃棄物の処分	随契1号 <少額> 単価契約

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額						
15	要介護者に係る要介護状態等の審査判定業務	榎原総合病院外2件	1件 5,000円 (概算) (50,000)	1件 5,000円 (概算) (50,000)	1件 5,000円 (概算) (50,000)	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 7. 20	5,000 (5,000)	生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定	随契1号 <少額> 単価契約
16	地域リハビリテーション推進事業	社会医療法人 駿甲会	830,000	830,000	830,000	随契	R5. 6. 1 ~ R6. 3. 31		(0)	地域リハビリテーション推進事業	随契1号 <少額>
17	大学等修学支援事業委託	浅野 正道	1,217,520	1,217,520	1,217,520	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 4. 28 R5. 7. 25	304,080 304,080 (608,160)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 (競争不選)
18	大学等修学支援事業委託	社会福祉法人 静岡ホーム	4,901,520	4,901,520	4,901,520	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 4. 28 R5. 7. 28	1,225,080 1,225,080 (2,450,160)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 (競争不選)
19	大学等修学支援事業委託	徳山 ますみ	1,217,520	1,217,520	1,217,520	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 4. 25 R5. 7. 25	304,080 304,080 (608,160)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 (競争不選)
20	大学等修学支援事業委託	武藤 悟史	1,217,520	1,217,520	1,217,520	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 4. 21 R5. 7. 25	304,080 304,080 (608,160)	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業	随契2号 (競争不選)
21	里親施設実習等事業委託	(社)春風寮	研修1日当たり2500円 (半日の場合1250円) (概算) (160,000)	(概算) (160,000)	(概算) (160,000)	随契	R5. 6. 8 ~ R6. 3. 31		(0)	里親施設実習等事業	随契1号 <少額>
22	保護者指導支援カウンセリング事業委託	松林カウンセリング 松林 三樹夫	1回当たり3000円 (概算) (72,000)	(概算) (72,000)	(概算) (72,000)	随契	R5. 4. 7 ~ R6. 3. 31	R5. 5. 24 R5. 6. 26 R5. 7. 20	6,000 6,000 6,000 (18,000)	保護者指導支援カウンセリング事業	随契1号 <少額>
23	一般廃棄物処分	静岡県環境保全センター	184,800	184,800	184,800	随契	R5. 4. 3 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 19 R5. 6. 19 R5. 7. 20 R5. 8. 9	15,400 15,400 15,400 15,400 (61,600)	一時保護所の一般廃棄物処分	随契1号 <少額>
24	自家用電気工作物保安管理	(一財)中部電気保安協会 藤枝営業所	168,960	163,680	163,680	随契	R5. 4. 1 ~ R6. 3. 31	R5. 4. 20	163,680 (163,680)	一時保護所の自家用電気工作物保安管理	随契1号 <少額>
25	消防設備点検	消防設備保全(株)	94,600	94,600	94,600	随契	R5. 4. 12 ~ R6. 3. 29		(0)	一時保護所の消防設備点検	随契1号 <少額>
26	浄化槽保守及び清掃	静岡県環境保全センター	71,500	71,500	71,500	随契	R5. 4. 3 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 24 R5. 8. 18	3,850 7,150 (11,000)	一時保護所の浄化槽保守及び清掃	随契1号 <少額>
27	産業廃棄物処分	静岡県環境保全センター	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) (52,800)	廃プラ産業廃棄物処理 220円/kg (概算) (52,800)	(概算) (52,800)	随契	R5. 4. 3 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 19 R5. 6. 12 R5. 7. 5 R5. 8. 9 R5. 8. 31	3,520 3,960 3,740 5,060 2,640 (18,920)	一時保護所から排出される廃プラ等の収集運搬及び処分	随契1号 <少額> 単価契約
28	給食業務	(株)サンクモ コンコーポレーション	長期継続契約 26,175,600円 (5年度分) 8,725,200	長期継続契約 25,740,000円 (5年度分) 8,580,000	長期継続契約 25,740,000円 (5年度分) 8,580,000	一般	R4. 7. 1 ~ R7. 6. 30	R5. 5. 19 R5. 6. 20 R5. 7. 20 R5. 8. 18	(6,435,000) 715,000 715,000 715,000 715,000 (2,860,000)	一時保護所の給食	長期継続契約R4
29	混合廃棄物収集運搬	日本産業廃棄物処理(株)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	ガラスくず、金属くず 19,360円/m ³ (概算) (19,360)	随契	R5. 4. 14 ~ R6. 3. 29		(0)	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の収集運搬	随契1号 <少額>
30	混合廃棄物処分	(有)山一カレット	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	ガラスくず、金属くず 26,136円/m ³ (概算) (26,136)	随契	R5. 4. 14 ~ R6. 3. 29		(0)	一時保護所から排出されるガラス等の産業廃棄物の処分	随契1号 <少額>
31	グリストラップ槽清掃及び汚泥処理	静岡県環境保全センター	79,200	79,200	79,200	随契	R5. 4. 14 ~ R6. 3. 29	R5. 5. 31	19,800 (19,800)	一時保護所グリストラップ槽の清掃及び汚泥処理	随契1号 <少額>

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額		契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額 計						
32	建築基準法第12条に基づく定期点検	(株)高木滋生建築設計事務所	99,000	99,000	99,000	随契	R5.7.12 ~ R5.9.29		(0)	一時保護所の建築基準法第12条に基づく定期点検	随契1号 <少額>
33	精神保健指定医派遣当番	医療法人社団 藤和会藤枝駿府病院外12	1,088,000	1,088,000	1,088,000	随契	R5.4.1 ~ R6.3.31		(0)	精神保健指定医・病院の輪番制度	随契1号 <少額>
34	指定難病・特定疾患システムデータ入力関連業務補助者派遣業務	(株)三幸コーポレーション	2,195,886	1,818,168	△ 19,786 1,798,382	一般	R5.5.15 ~ R5.7.28	R5.6.30 R5.7.31 R5.8.25	308,495 1,047,321 442,566 (1,798,382)	難病法による医療費助成申請に伴うシステムデータ入力関連業務を行うための補助者派遣	
35	アジレントガスクロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	277,200	277,200	277,200	随契	R5.8.1 ~ R5.12.15		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
36	アジレント超高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	1,016,400	1,016,400	1,016,400	随契	R5.7.3 ~ R5.10.31		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 <不達>
37	アジレント高速液体クロマトグラフ定期点検	協立電機(株)	1,016,400	1,016,400	1,016,400	随契	R5.7.3 ~ R5.10.31		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契2号 <不達>
38	日立原子吸光度計定期点検	オザワ科学㈱ 静岡営業所	368,445	368,445	368,445	随契	R5.8.3 ~ R5.11.30		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
39	島津ガスクロ定期点検	竹田理化工業(株)三島支店	426,250	426,250	426,250	随契	R5.6.19 ~ R5.9.29	R5.7.31	426,250 (426,250)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
40	日本ウォーターズ高速液クロ定期点検	㈱ヨシキ	321,640	321,640	321,640	随契	R5.8.17 ~ R5.11.30		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
41	ガンマ線核種分析装置定期点検	ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ㈱	385,000	385,000	385,000	随契	R5.8.21 ~ R5.12.8		(0)	化学検査課の試験研究機器点検	随契1号 <少額>
42	岡出山庁舎地下水汚染状況調査業務	(株)静環検査センター	127,600	121,000	121,000	随契	R5.5.1 ~ R6.3.29	R5.7.20	30,250 (30,250)	岡出山庁舎の地下水汚染状況調査	随契1号 <少額>
43	岡出山庁舎環境整備事業業務	特定非営利活動法人焼津育成の会 野いちご	90,000	90,000	90,000	随契	R5.6.20 ~ R5.10.31	R5.7.31 R5.8.25	36,000 18,000 (54,000)	岡出山庁舎の環境整備	随契1号 <少額>
44	病院見学・情報交換会開催業務	吉田観光(株)	(概算) (254,060)	(概算) (254,060)	(概算) 5,780 (259,840)	随契	R5.7.10 ~ R5.8.8	R5.8.18	259,840 (259,840)	医学生・研修医の病院見学・情報交換会等の実施	随契1号 <少額>
	事務関係計	44件	44,530,965	40,908,008	△ 14,006 40,894,002				15,079,413		
	合計	44件	44,530,965	40,908,008	△ 14,006 40,894,002				15,079,413		

補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費 (円)
1	健康増進事業費補助金	島田市外5市町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、多様な健康増進事業を実施する市町に対し助成する。	50,987,418
2	生活排水改善対策推進事業費補助金	島田市外5市町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	合併処理浄化槽の設置費用のうち、補助事業を実施する市町に対し補助を実施した。	536,623,000
3	静岡県里親への委託前養育支援事業	里親2名	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託のための調整期間に子どもとの面会や里親宅における外泊などの交流を実施する里親に対し補助を実施した。	156,000
合計		3件			587,766,418

補 助 金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費 (円)
1	静岡県里親への委託前養育支援事業	里親1名	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託のための調整期間に子どもとの面会や里親宅における外泊などの交流を実施する里親に対し補助を実施した。	312,000
合計		1件			312,000

支 出 調

(令和4年度)

補助金額 (円)	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
		年月日	金額 (円)	年月日	金額 (円)	年月日	確認年月日	
27,493,000	国1/3 県1/3 or 国1/1	R5. 3. 22	29,290,000	R5. 3. 31 R5. 5. 31	25,571,000 1,922,000	R5. 3. 31	R5. 3. 31 (R5. 4. 17)	
62,255,000	基準額1/3 ×補正係数 ほか	R5. 3. 30	62,272,000	R5. 5. 19	62,255,000	R5. 3. 31	R5. 3. 31 (R5. 4. 13)	
34,230 13,960	国1/2 県1/2	R5. 3. 29 R5. 3. 31	34,230 13,960	R5. 4. 11 R5. 4. 24	34,230 13,960	R4. 10. 13 R5. 3. 28	R5. 3. 27 R5. 3. 31	
89,796,190					89,796,190			

支 出 調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

補助金額 (円)	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
		年月日	金額 (円)	年月日	金額 (円)	年月日	確認年月日	
20,800	国1/2 県1/2	R5. 8. 2	20,800	R5. 8. 18	20,800	R5. 7. 4	R5. 7. 20	
20,800			20,800		20,800			

負担金支出調

(令和4年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	産業医研修会受講料	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会	開催通知	産業医(医監)向け研修会受講料	2,100	R5.3.2
2	中部未来懇話会年会費	一般社団法人静岡県中部未来懇話会	懇話会定款	地域力向上のための調査研究及び研修により静岡県中部地区の発展に寄与する	10,000	R4.4.28
3	榛原分庁舎負担金	牧之原市	牧之原市市有財産無償貸付契約書	榛原分庁舎使用に係る光熱水費	398,489	R5.3.31
4	生活保護費県負担金	島田市外9市	生活保護法第73条	住所不定者の保護に市が支弁した費用の1/4を県が負担する	80,217,374	
5	民生委員法第26条に基づく県負担金	島田市外5市町	民生委員法第26条	民生委員活動手当、地区民生委員協議会活動手当・出席旅費、民生委員推薦会の開催	68,326,740	
6	災害救助費繰替支弁金(災害救助費負担金)	静岡市外5市町	災害救助法第21条	令和4年台風第15号に伴う災害に係る各種救助に要した費用に対する国庫負担	233,560,035	
7	静岡県電話相談機関連絡協議会年会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	静岡県電話相談機関連絡協議会会則	電話相談機関が相互に活動内容を理解し、連携を密にし、相談活動のあり方について研究をする	3,000	R4.7.5
8	兵庫県こころのケアセンター専門研修受講料	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構	開催通知	兵庫県こころのケアセンター専門研修受講料	2,500	R4.7.22
9	家族療法ワークショップSTEP I受講料	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	開催通知	家族療法ワークショップSTEP I受講料	40,000	R4.8.19
10	日本電話相談学会年会費	日本電話相談学会	日本電話相談学会会則	電話相談の研究と実践の発展と普及に努め、人々の精神保健、福祉、文化に寄与する	10,000	R4.9.21
11	全国児童相談所長会年会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展とその円滑な運営を期する	14,000	R4.9.28
12	静岡県社会福祉協議会年会費	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会会費規定	社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進め、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う	7,000	R4.12.5
13	家族療法ワークショップSTEP II受講料	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	開催通知	家族療法ワークショップSTEP II受講料	40,000	R5.1.23
14	全国知的障害者更生相談所長協議会年会費	全国知的障害者更生相談所長協議会	全国知的障害者更生相談所長協議会会則	知的障害者の福祉に関する調査、研究、情報の収集、講習会等の開催等の事業を行う	8,000	R4.8.23
15	全国身体障害者更生相談所長協議会年会費	全国身体障害者更生相談所長協議会	全国身体障害者更生相談所長協議会会則	身体障害者の福祉に関する調査、研究、情報の収集、講習会の開催等の事業を行う	7,000	R4.8.30
	計	15件			382,646,238	

負担金支出調

(令和5年度)

(令和5年8月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額 (円)	支出年月日
1	中部未来懇話会年会費	一般社団法人静岡県中部未来懇話会	懇話会定款	地域力向上のための調査研究及び研修により静岡県中部地区の発展に寄与する	10,000	R5.4.20
2	生活保護費県負担金	島田市外9市	生活保護法第73条	住所不定者の保護に市が支弁した費用の1/4を県が負担する	58,157,708	
3	民生委員法第26条に基づく県負担金	島田市外5市町	民生委員法第26条	民生委員活動手当、地区民生委員協議会活動手当・出席旅費、民生委員推薦会の開催	68,326,740	
4	インターネット/ゲーム依存の予防・対応等に関する研修受講料	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	開催通知	インターネット/ゲーム依存の予防・対応等に関する研修受講料	6,000	R5.6.29
5	静岡県電話相談機関連絡協議会年会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	静岡県電話相談機関連絡協議会会則	電話相談機関が相互に活動内容を理解し、連携を密にし、相談活動のあり方について研究をする	3,000	R5.7.24
6	全国児童相談所長会年会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	児童相談所相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展とその円滑な運営を期する	14,000	R5.8.10
7	日本家族療法学会第40回福岡大会参加費	一般社団法人日本家族療法学会 第40回福岡大会事務局	大会開催要項	日本家族療法学会第40回福岡大会参加費	17,000	R5.8.10
8	子どものPTSDのアセスメント研修受講料	学校法人日本福祉大学	開催通知	子どものPTSDのアセスメント研修受講料	8,000	R5.8.21
9	静岡県社会福祉協議会年会費	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会会費規定	社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進め、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う	7,000	R5.8.31
10	理化学試験の基礎実技研修受講料	公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所	開催通知	理化学試験の基礎実技研修受講料	38,500	R5.6.7
	計		10件		126,587,948	

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
1	資産経営費	中央児童相談所一時保護 所非常用発電機修繕工事	藤枝市内	1,034,000	1,034,000	
		合 計	1件	1,034,000	1,034,000	0

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		該当なし				
		合 計	件			

事 調

(令和4年度)

額	契約 締結 方法	請 負 者	着 完 成 (予 定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財 産台帳	摘 要
計							
1,034,000	随契	高橋電気工業株式会社	着手：R4.12.19 完成：R5.3.20	1,034,000	非常用発電機の制御盤、リ レー基板、電源切替器の交 換修繕工事		随契1号 〈少額〉 令達：R4.11.15 支払：R5.4.11
1,034,000				1,034,000			

事 調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

額	契約 締結 方法	請 負 者	着 完 成 (予 定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財 産台帳	摘 要
計							

公 有 財 産 調

(令和4年度)

区 分	4年3月31日 現 在		増		減		5年3月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 726,186		千円 -		千円 15,368		千円 710,818	
土 地	4,411.52	231,073	-	-	-	-	4,411.52	231,073	
立 木 竹	16	48	-	-	-	-	16	48	
建 物	<u>1,744.09</u> 3,308.79	489,529	-	-	-	14,717	<u>1,744.09</u> 3,308.79	474,812	
工 作 物	34	5,536	-	-	-	651	34	4,885	
公有財産に準ずるもの		2,205		-		-		2,205	
電話加入権	44	2,205	-	-	-	-	44	2,205	

公 有 財 産 調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区 分	5年3月31日 現 在		増		減		5年8月31日 現 在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 710,818		千円 -		千円 -		千円 710,818	
土 地	4,411.52	231,073	-	-	-	-	4,411.52	231,073	
立 木 竹	16	48	-	-	-	-	16	48	
建 物	<u>1,744.09</u> 3,308.79	474,812	-	-	-	-	<u>1,744.09</u> 3,308.79	474,812	
工 作 物	34	4,885	-	-	-	-	34	4,885	
公有財産に準ずるもの		2,205		-		-		2,205	
電話加入権	44	2,205	-	-	-	-	44	2,205	

債権（貸付金等）の管理状況

（令和4年度）

区 分	3年度末 現在額		期 間 中				4年度末 現在額	
			増		減			
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
母子福祉資金	1,551	767,775,638	54	49,583,900	105	92,663,161	1,500	724,696,377
父子福祉資金	27	19,326,738	1	2,610,000	0	1,370,864	28	20,565,874
寡婦福祉資金	21	16,548,461	0	400,000	3	2,011,390	18	14,937,071
計	1,599	803,650,837	55	52,593,900	108	96,045,415	1,546	760,199,322

債権（貸付金等）の管理状況

（令和5年度）

（令和5年8月31日現在）

区 分	4年度末 現在額		期 間 中				5年8月末日 現在額	
			増		減			
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
母子福祉資金	1,500	724,696,377	26	16,209,500	15	39,702,201	1,511	701,203,676
父子福祉資金	28	20,565,874	1	1,347,500	0	623,075	29	21,290,299
寡婦福祉資金	18	14,937,071	0	0	0	703,335	18	14,233,736
計	1,546	760,199,322	27	17,557,000	15	41,028,611	1,558	736,727,711

借 地 借 家 等 調

(令和5年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地 目		数量 又は 面積	借 料		契 期 約 間	所有者又は 契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	牧之原市 静波447-1	鉄筋コン クリート	2階建	m ² 177.69	円 -	円 無料	R3.4.1 ~ R6.3.31	牧之原市長	事務所
2	土地	庁舎敷地	島田市野田 1120-1	宅地		143.51	円 -	円 無料	R3.4.1 ~ R6.3.31	志太榛原農林事務所	事務所・ 駐車場・ 慰霊碑敷地
3	建物	事務所建	島田市野田 1120-1	鉄筋コン クリート	2階建	156.87	円 -	円 無料	R3.4.1 ~ R6.3.31	志太榛原農林事務所	動物保護 管理所
4	建物	事務所建	藤枝市谷稲葉 232-1	鉄筋コン クリート	5階建	569.66	円 -	円 無料	R5.4.1 ~ R8.3.31	環境衛生科学研究所	検査業務
5	土地	庁舎敷地	藤枝市谷稲葉 232-1	宅地		25.00	円 -	円 無料	R5.4.1 ~ R8.3.31	環境衛生科学研究所	駐車場敷地
6	土地	庁舎敷地	藤枝市瀬戸新 屋362-1	宅地		288.55	円 -	円 無料	R3.10.1 ~ R6.3.31	藤枝財務事務所	事務所敷地
	計					1361.28		0			

行政財産貸付・使用許可調

(令和5年8月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地 目		数量 又は 面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・ 使用許可 目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	庁舎敷地	藤枝市稲川地 内	宅地	宅地	m ² 電柱 1本 支柱 1本	円 1,500	円 3,000	R2.4.1 ~ R7.3.31	中部電力(株) 電力ネットワークカンパニー静岡支社 藤枝営業所長	電柱 敷地
	合計							3,000			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和5年度)
(令和5年8月31日現在)

区 分	事業名又は契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)						
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
長期継続 契 約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機賃貸契約 (本所モノクロ機) (契約日) 令和3年4月1日	5,902,888 円	1,138,081 円	1,033,587 円	1,243,740 円	1,243,740 円	1,243,740 円	円	円
		電子複写機賃貸契約 (本所カラー機) (契約日) 令和3年4月1日	1,134,440 円	167,080 円	168,504 円	300,952 円	248,952 円	248,952 円	円	円
		電子複写機賃貸契約 (分庁舎モノクロ機) (契約日) 令和3年4月1日	2,214,598 円	419,399 円	431,375 円	454,608 円	454,608 円	454,608 円	円	円
	中央児童相談所 一時保護所給食 業務委託契約	給食業務委託 (契約日) 令和4年6月23日	25,740,000 円	円	6,435,000 円	8,580,000 円	8,580,000 円	2,145,000 円	円	円
	中央児童相談所 警備業務委託契約	警備業務委託 (契約日) 令和3年4月28日	495,550 円	46,750 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	112,200 円	円	円
	榛原分庁舎外 警備業務委託契約	警備業務委託 (契約日) 令和4年6月21日	973,500 円	円	132,000 円	198,000 円	198,000 円	198,000 円	198,000 円	49,500 円

備 品 ・ 図 書 調

(令和4年度)

区 分	令和4年 3月31日現在	増		減		令和5年 3月31日現在
	数 量	数量	購 入 価 格	数量	売 却 価 格	数 量
01-01 机類	11	(0) 0	円 0	(0) 0	円 0	11
01-02 台類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-03 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-04 収納保管庫類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
01-07 書類整理器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-10 印判類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-13 厨房器具類	35	(0) 1	735,900	(0) 2	0	34
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	60	(3) 8	876,480	(0) 0	0	68
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	2	(0) 0	0	(0) 1	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
04-01 診療・診断用機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
04-02 衛生検査用機器類	32	(0) 3	470,250	(0) 0	0	35
04-04 調剤用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-06 獣医用機器類	1	(0) 1	293,700	(0) 0	0	2
04-07 防疫機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-99 その他の医療衛生機器類	13	(0) 0	0	(0) 0	0	13

備 品 ・ 図 書 調

(令和4年度)

区 分	令和4年 3月31日現在	増		減		令和5年 3月31日現在
	数 量	数 量	購 入 価 格	数 量	売 却 価 格	数 量
05-02 波動・熱試験計測 機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
05-03 電気試験計測機器 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	48	(0) 0	0	(0) 0	0	48
05-05 生物化学機器類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
05-06 環境化学機器類	4	(0) 2	2,072,400	(0) 2	0	4
05-08 度量衡測定機器類	12	(0) 1	176,000	(0) 0	0	13
05-10 身体測定用機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-99 その他の試験計測 機器類	36	(0) 0	0	(0) 1	0	35
06-04 電気電子機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
08-01 車両類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
10-05 生物物理化学用器 具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-12 体育保健用器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
10-99 その他の教育用器 具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
12-01 雑機器	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
50-01 図書	38	(0) 0	0	(0) 0	0	38
計	408	(3) 16	4,624,730	(0) 6	0	418

備 品 ・ 図 書 調

(令和5年度)

区 分	令和5年 3月31日現在	増		減		令和5年 8月31日現在
	数 量	数量	購 入 価 格	数量	売 却 価 格	数 量
01-01 机類	11	(0) 0	円 0	(0) 0	円 0	11
01-02 台類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-03 いす類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-04 収納保管庫類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
01-07 書類整理器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-10 印判類	11	(0) 0	0	(0) 0	0	11
01-13 厨房器具類	34	(0) 1	429,000	(0) 0	0	35
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
02-01 情報処理機器類	68	(3) 3	0	(0) 0	0	71
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
04-01 診療・診断用機器類	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
04-02 衛生検査用機器類	35	(0) 0	0	(0) 0	0	35
04-04 調剤用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-06 獣医用機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-07 防疫機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-99 その他の医療衛生機器類	13	(0) 0	0	(0) 0	0	13

備 品 ・ 図 書 調

(令和5年度)

区 分	令和5年 3月31日現在	増		減		令和5年 8月31日現在
	数 量	数量	購 入 価 格	数量	売 却 価 格	数 量
05-02 波動・熱試験計測 機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
05-03 電気試験計測機器 類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
05-04 分析化学機器類	48	(0) 1	602,800	(0) 0	0	49
05-05 生物化学機器類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
05-06 環境化学機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-08 度量衡測定機器類	13	(0) 0	0	(0) 0	0	13
05-10 身体測定用機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-99 その他の試験計測 機器類	35	(0) 1	720,500	(0) 0	0	36
06-04 電気電子機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
06-99 その他の諸機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
08-01 車両類	21	(0) 0	0	(0) 0	0	21
10-05 生物物理化学用器 具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
10-12 体育保健用器具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
10-99 その他の教育用器 具類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
12-01 雑機器	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
50-01 図書	38	(0) 0	0	(0) 0	0	38
計	418	(3) 6	1,752,300	(0) 0	0	424

主 要 備 品 調

(令和5年8月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (円)
	大・中	小				
1	05-06	放射線化学機器	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線核種分析装置	月2-3回(年間40日) 食品放射性物質検査に使用	平成24年3月	18,154,162
2	05-02	光試験計測機器	原子吸光光度計	月1回(年間20日) 食品検査に使用	平成16年3月	9,555,000
3	05-02	光試験計測機器	原子吸光光度計	月1回(年間20日) 食品検査に使用	平成30年9月	9,288,000
4	05-04	クロマトグラフ	高速液体クロマトグラフ アジレント1260	週3回(年間144日) 食品検査に使用	平成26年3月	7,455,000
5	04-99	その他の医療衛生機器	ルミパルス G1200 Plus	週1-2回(年間80日) 新型コロナウイルス抗原定量検査	令和2年12月	7,150,000
6	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ 高速液体クロマトグラフ	週2回(年間65日) 食品検査に使用	令和元年9月	5,937,840
7	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ 島津ガスクロFID・FID	年4回(年間8日) 食品検査に使用	平成15年12月	4,536,000
8	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
9	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	焼津市立総合病院に貸付中 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
10	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
11	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用陰圧テント	年1回(年間1日)(訓練で使用予定) 感染症診療に使用	平成15年12月	3,790,500
12	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ Alliance2695XC HPLC	月2回(年間30日) 食品検査に使用	平成23年3月	3,601,500
13	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置 高速冷却遠心機	月1回(年間12日) 食品の固形物分離	平成17年1月	2,908,500
14	05-04	遠心分離装置	遠心分離装置 高速冷却遠心機	月1回(年間12日) 食品の固形物分離	平成17年2月	2,730,000
15	04-99	その他の医療衛生機器	その他の医療衛生機器	年2回(年間2日) 救急処置トレーニング	平成24年8月	2,572,500
16	05-04	クロマトグラフ	クロマトグラフ ガスクロFID・FID	年5回(年間10日) 食品検査に使用	平成30年2月	2,073,600
17	05-04	その他の分析化学機器	その他の分析化学機器 過酸化水素分析計	年5回(年間10日) 食品検査に使用	平成17年1月	2,028,600
18	04-02	顕微鏡	顕微鏡カラーテレビ装置 エクリプスE600	週1回(年間60日) 細菌の形態観察	平成11年3月	1,778,700
19	05-04	遠心分離装置	高速冷却遠心機 H-201FR	週1回(年間50日) 食品検査に使用	平成17年3月	1,627,500
20	05-02	光試験計測機器	光試験計測機器 分光光度計	月2回(年間24日) 食品検査に使用	平成16年11月	1,491,000

IV 公務中の事故等に関する調

V 工事中の事故に関する調

VI 前回の監査結果等改善状況調

IV 公務中の事故等に関する調

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

(1) パソコンの損傷

(ア) 故障の発生理由

コーヒークップの転倒によるパソコン本体の損傷 (R4. 12. 15)

(イ) 修理費用

124,388 円

2 公務災害 (通勤災害を含む。)

なし

3 公務中における交通事故

(1) 発生状況

区 分	件 数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が 不明なもの)
2年度	1	1	0	0
3年度	4	4	0	0
4年度	4	4	0	0
5年度	0	0	0	0

(2) 監査対象期間中の事故

事故 1 <加害事故>

事故発生日時	令和4年10月14日 (金) 10時頃
事故発生場所	藤枝市小石川町2丁目9-18 (藤枝駿府病院駐車場)
事故当事者	甲：当所女性職員(24歳) 乙：40歳代女性
発生区分	公務中 通勤途上
事故の概要 及び 措置状況 (過失割合)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務で訪れた藤枝駿府病院駐車場で、助手席側を巻き込むようにして左側からバックして駐車しようとしたところ、運転席側の前方確認が不十分なままバックしたため、フェンダーをこちら向きで前方に駐車していた乙車 (乙は乗車していなかった。) のフロントバンパーの運転席側の下部分と、甲が運転する日産ADバンのフロントバンパーの運転席側のかどの辺りが接触した。 ・警察立会のもと、損傷状況の確認をした。 <p>人的被害 甲：なし 乙：なし</p> <p>物的被害 甲：右バンパー損傷 乙：右バンパー損傷</p> <p>(甲：100% 乙：0%)</p>
職員に対する 処分等の状況	なし
所属における 事後対応の状況	甲に対し、注意指導を行うとともに、所内全職員に対し、改めて交通事故防止及び交通安全意識の徹底を図るよう周知した。

事故2<加害事故>

事故発生日時	令和4年12月7日(水) 11時40分頃
事故発生場所	藤枝市大洲2丁目26番4号 大洲交差点付近 (県道356号線 セブンイレブン藤枝大洲2丁目店付近)
事故当事者	甲:当所女性職員(41歳) 乙:40歳代女性
発生区分	公務中 通勤途上
事故の概要 及 措置状況 (過失割合)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務で牧之原市へ行き、帰宅する際、業務の書類を確認するため、運転中、助手席足もとにある荷物を探してしまった。大洲の信号が赤信号であることを確認し、アクセルペダルからブレーキに踏み替えたが、書類を探すことに意識がいつてしまい、ブレーキの踏み込みが遅れ、乙の車に追突してしまった。 ・警察立会のもと、損傷状況の確認をした。 人的被害 甲:なし 乙:頸椎捻挫 物的被害 甲:なし 乙:後部バンパー等損傷 (甲:100% 乙:0%)
職員に対する 処分等の状況	なし
所属における 事後対応の状況	甲に対し、注意指導を行うとともに、所内全職員に対し、改めて交通事故防止及び交通安全意識の徹底を図るよう周知した。

4 その他
なし

V 工事中の事故に関する調

1 工事中の事故発生状況

区分	第三者事故					工事等の関係者事故			
	件数	死亡	重傷	軽傷	損害のみの事故	件数	死亡	重傷	軽傷
3年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人
4年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人
5年度	0件	0人	0人	0人	0件	0件	0人	0人	0人

令和5年度は、令和5年8月31日現在

2 事故等の内容
該当なし

VI 前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査

令和 5年 1月 12日

前回監査対象期間

令和 4年 9月 1日～令和 4年 8月 31日

区 分	改 善 状 況
<p>1 指 摘</p> <p>(件名) 要配慮個人情報の流出 (内容) 中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p>	<p>(事案1)</p> <p>①事案発生の原因 データを作成した職員が送信するファイル内に個人情報を含む基礎データがあることを確認しなかったこと及びメール送信を担当した職員も個人情報は含まれていないと思い込み、確認を行わなかったため、個人情報が流出してしまいました。</p> <p>②改善措置 メール送信先に電話で謝罪した上で、メールの削除を依頼するとともに、要配慮個人情報の流出対象となった146名全員に電話で謝罪しました。</p> <p>③発生後の防止策 改めて所内で業務の見直しを行い、関係機関の了解を得て、当該新規陽性者数の市町別発生状況の情報提供を中止しました。 また、今後メールでファイルを送信する場合は、添付ファイルをPDF化し、他の情報が紛れないようにするとともに、複数人で全ての内容を確認することを徹底しました。</p> <p>(事案2)</p> <p>①事案発生の原因 「宿泊・自宅療養証明書」（以下「証明書」という。）作成の元となるデータ（以下「証明書データ」という。）の作成作業は人材派遣会社からの派遣職員が担当していましたが、誤った手順で証明書データを作成したため、申請者とは別の患者の住所で証明書が作成されてしまいました。証明書交付の起案、決裁時には複数の県職員が証明書データと証明書案を照合し、証明書データと証明書の氏名・住所等が合致していることは確認しましたが、決裁書類に添付された証明書データが正しい手順で作成されたものであるかの確認までは行わなかったため、申請者とは別の患者の住所であることに気付くことができず、誤発送され、うち1名について個人情報が流出してしまいました。</p> <p>②改善措置 個人情報が流出してしまった方に対しては、電話で事情説明をし、謝罪しました。また、全219名の正しい証明書を作成し、再度発送しました。</p>

<p>2 注 意 該当なし</p> <p>3 意 見 該当なし</p> <p>4 指 導 該当なし</p>	<p>③発生後の防止策</p> <p>人材派遣会社及び派遣職員に対し、業務実施前に改めて作業手順の確認・徹底を図ると共に、誤った作業手順で作業されてしまう可能性も念頭に、証明書作成時、起案時、決裁時、発送時等各段階での複数人によるチェックを徹底し、その後、同様の誤りは発生しておりません。</p> <p>また、本庁担当課及び同業務を担当している県内各保健所に情報提供し、注意喚起し、再発防止に努めました。</p>
--	--

職 員 調

(令和5年8月31日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長(事)	土屋 正純	所総括	□□□	□□	
2	医監兼中部保健所長(技)	岩間 真人	保健所総括	□□□	□□	
3	副所長(事)	山本 泰洋	所総括補佐	□□□	□□	
4	総務課長(事)	石田 正國	課総括	□□□	□□	
5	総務班長(事)	大石 久美子	班総括	□□□	□□	
6	主査(事)	横山 直人	総務会計	□□□	□□	
7	主査(事)	福田 三和子	総務会計	□□□	□□	
8	主任(事)	大畑 紗記子	総務会計	□□□	□□	
	《福祉部》					
9	福祉部長兼福祉課長(事)	山本 昌範	部総括、課総括	□□□	□□	
10	福祉こども班長(事)	鈴木 幸子	班総括、児童福祉	□□□	□□	
	主幹(兼務)	伊藤 ちはや		—	—	
11	主査(事)	漆畑 朗隆	母子寡婦福祉資金	□□□	□□	
12	主査(事)	佐野 琴絵	児童福祉、特定不妊治療	□□□	□□	
13	主査(技)	塩川 祐美	DV対策、母子福祉・保健	□□□	□□	
	主任(兼務)	野村 利季		—	—	
14	主事	殿村 美乃	地域福祉、高齢者福祉	□□□	□□	
15	技師	大村 徳花	母子保健	□□□	□□	
16	精神保健福祉班長(技)	天王沢 智子	班総括、精神保健	□□□	□□	
17	主任(技)	大石 かおり	精神保健	□□□	□□	
18	主任(技)	鶴田 康介	精神保健	□□□	□□	
19	技師	佐藤 李菜	精神保健	□□□	□□	
20	技師	野田 紗帆	精神保健	□□□	□□	
21	生活保護班長(事)	杉本 敬子	班総括、査察指導	□□□	□□	
22	主査(事)	高橋 修一	生活保護地区担当	□□□	□□	
23	主査(事)	森本 直	生活保護地区担当	□□□	□□	
24	主任(事)	田辺 光男	生活保護地区担当	□□□	□□	
25	榛原班長(技)	興津 のり子	班総括、精神保健	□□□	□□	
26	榛原班・主任(技)	杉村 明日香	母子保健	□□□	□□	
	《医療健康部》					
27	医療健康部長(技)	森上 美知子	部総括	□□□	□□	

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
28	技監兼地域医療課長兼医療班長兼榛原班長(技)	坂本 久子	課総括、班総括	□□□	□□	
29	主査(技)	浦田 恵美	地域医療構想、医療協議会	□□□	□□	
30	主任(事)	原田 政明	医療従事者、災害医療対策	□□□	□□	
31	主査(技)	土屋 知紹	医療機能情報、災害医療対策	□□□	□□	
32	疾病対策班長(技)	瀧 恵子	班総括、地域包括ケアシステム	□□□	□□	
33	主任(事)	落合 修	医療従事者関係事務	□□□	□□	
34	主任(事)	杉山 明	指定難病・特定疾患医療助成	□□□	□□	
35	主任(技)	土井 倫子	看護師養成	□□□	□□	
36	主任(技)	岡村 実紀	感染症、肝炎対策	□□□	□□	
37	技師	久保田 紗矢	結核業務、肝炎対策・相談	□□□	□□	
38	榛原班・主任(技)	渡邊 麻理子	難病患者支援、感染症検査	□□□	□□	
39	健康増進課長兼班長(技)	吉川 由紀子	課総括	□□□	□□	
40	班長(技)	平塚 歩実	給食施設指導、禁煙・受動喫煙	□□□	□□	
41	専門主査(技)	櫻井 真汐	食育推進、健康長寿事業	□□□	□□	
-	主査(兼務)	種村 崇		-	-	
42	主任(技)	清野 このみ	健康増進事業	□□□	□□	
	《相談部》					
43	相談部長兼中央児童相談所長(事)	鈴木 智一郎	部総括	□□□	□□	
44	相談判定課長(事)	近藤 史子	課総括	□□□	□□	
45	相談班長(事)	村上 浩一	班総括	□□□	□□	
46	主幹兼副班長(技)	村松 由記子	障害児入所給付費、補装具費	□□□	□□	
47	主査(事)	古川 雅樹	療育手帳判定	□□□	□□	
48	主査(事)	青島 央和	児童指導、措置	□□□	□□	
49	主査(事)	飯尾 梢江	療育手帳判定	□□□	□□	
50	主査(事)	山中 博喜	療育手帳、知更相連絡調整	□□□	□□	
51	主査(事)	山田 達彦	補装具費判定、統計	□□□	□□	
52	主査(事)	橋本 幸	カウンセリング、家族支援	□□□	□□	
53	主任(事)	山田 章晴	療育手帳、知更相連絡調整	□□□	□□	
54	主任(事)	東 智春		□□□	□□	
55	判定班長(事)	菅沼 文	班総括、査察指導	□□□	□□	
56	主査(事)	佐藤 朋子	被虐待児心理ケア事業、研修	□□□	□□	
57	主査(事)	岡本 絵梨子	乳児院入所等支援事業	□□□	□□	

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
58	主任(事)	松尾 あかね	家族養育機能支 援強化事業	□□□	□□	
59	主任(事)	池田 芳弘	乳幼児精神発達精 密指導事業	□□□	□□	
60	主事	袴田 美波	乳幼児精神発達精 密指導事業	□□□	□□	
61	育成課長(事)	三津山 弘樹	課総括	□□□	□□	
62	主幹(事)	鈴木 崇聖	警察との連絡調 整	□□□	□□	
63	育成第1班長 (事)	内藤 久美子	班総括、里親育 成指導	□□□	□□	
64	主査(事)	井戸 美和	電話相談、職員 研修	□□□	□□	
65	主査(事)	小谷 ちあき	児童指導、措置	□□□	□□	
66	主査(事)	青嶋 大央	児童指導、措置	□□□	□□	
67	主事	鈴木 亮悟	児童指導、措置	□□□	□□	
68	主事	宇野 弘希	児童指導、措置	□□□	□□	
69	育成第2班長 (事)	鈴木 豊茂	班総括	□□□	□□	
	主査(事)(併)	山路 美幸	児童指導、措置	□□□	□□	
70	主査(事)	山本 理恵	児童指導、措置	□□□	□□	
71	主査(事)	平野 二三	児童指導、措置	□□□	□□	
72	主事(事)	西田 奈津子	児童指導、措置	□□□	□□	
73	主事	松永 彩英	児童指導、措置	□□□	□□	
74	育成第3班長 (事)	高橋 真樹	児童指導、措置	□□□	□□	
75	主幹(技)	山本 由美子	保健指導	□□□	□□	
76	主査(事)	杉山 俊介	児童指導、措置	□□□	□□	
	主査(事)(併)	長野 文哉	警察との連絡調 整	□□□	□□	
77	主任(事)	貝沼 芳美	児童指導、措置	□□□	□□	
78	主事	堀井 レン	児童指導、措置	□□□	□□	
79	一時保護課長(事)	松井 啓美	課総括	□□□	□□	
80	一時保護班長(事)	伊藤 薫	班総括	□□□	□□	
81	専門主査(事)	下野 達也	児童指導、措置	□□□	□□	
82	専門主査(事)	小林 靖典	保護児童生活指 導	□□□	□□	
83	主査(事)	望月 愛由美	保護児童生活指 導	□□□	□□	
84	主任(事)	仲野 修平	保護児童生活指 導	□□□	□□	
85	主任(事)	村上 祐斗	保護児童生活指 導	□□□	□□	
86	主任(事)	島 安沙子	保護児童生活指 導	□□□	□□	
	《衛生環境部》					
87	衛生環境部長兼 環境課長(技)	堀池 利行	部総括	□□□	□□	

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
88	技監兼衛生薬務課長兼 榛原班長(技)	岩佐 裕子	課総括	□□□	□□	
89	班長(技)	杉本 成子	班総括	□□□	□□	
90	主任(技)	牧田 幸久	食品表示法、米ト レーサビリティ法	□□□	□□	
91	主任(技)	柴田 紘希	食品関係事務	□□□	□□	
92	主任(技)	宮川 真澄	輸出水産食品、 衛生管理	□□□	□□	
93	主任(技)	小黑 基輝	動物管理及び取 扱	□□□	□□	
94	薬務班長(技)	鈴木 真紀	班総括、薬務	□□□	□□	
95	専門主査(技)	菅谷 則子	衛生薬務	□□□	□□	
96	技師	齋藤 博斗	衛生薬務	□□□	□□	
97	榛原班・ 専門主査(技)	青山 奈都子	衛生薬務	□□□	□□	
98	榛原班・ 専門主査(技)	渡邊 千壽	衛生薬務	□□□	□□	
99	榛原班・ 主任(技)	美澤 克俊	衛生薬務	□□□	□□	
100	榛原班・ 技師	國井 菜那子	衛生薬務	□□□	□□	
101	生活環境班長 (技)	田村 隆志	班総括	□□□	□□	
102	専門主査(技)	小澤 匡宏	環境衛生	□□□	□□	
103	専門主査(技)	水野 くみ子	環境衛生	□□□	□□	
104	主任(技)	飯田 紗記子	環境衛生	□□□	□□	
105	廃棄物班長(技)	志村 将彦	班総括	□□□	□□	
106	専門主査(技)	植田 一敏	廃棄物指導	□□□	□□	
107	主任(事)	宇野 毅彦	廃棄物指導	□□□	□□	
108	主任(事)	渥美 友久	廃棄物指導	□□□	□□	
109	技師	神納 勇	廃棄物指導	□□□	□□	
110	技師	山本 篤志	廃棄物指導	□□□	□□	
111	化学検査課長兼 班長(技)	渡邊 恵子	課総括、班総括	□□□	□□	
112	主幹(技)	中島 美穂	化学検査	□□□	□□	
113	専門主査(技)	久保山 真帆	化学検査	□□□	□□	
114	主査(技)	稲葉 尋高	化学検査	□□□	□□	
115	主査(技)	栗原 弘和	化学検査	□□□	□□	
116	主任(技)	小笠原 理英	化学検査	□□□	□□	
117	主任(技)	石川 裕子	化学検査	□□□	□□	
118	細菌検査課長(技)	西尾 智裕	課総括、班総括	□□□	□□	
119	専門主査(技)	柴田 真也	細菌検査	□□□	□□	
120	専門主査(技)	八木 美弥	細菌検査	□□□	□□	

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住所	勤務 年数	摘 要
121	専門主査(技)	酒井 悠希子	細菌検査	□□□	□□	
122	主任(技)	高原 勝行	細菌検査	□□□	□□	
123	食品衛生監視専門班 専門官	長谷川 久	班総括	□□□	□□	
124	専門官(技)	渡邊 さつき	食品衛生監視	□□□	□□	
125	専門主査(技)	松井 小雪	食品衛生監視	□□□	□□	
126	主査(技)	原 稔美	食品衛生監視	□□□	□□	
127	主任(技)	田端 大也	食品衛生監視	□□□	□□	
128	主任(技)	長倉 美由紀	食品衛生監視	□□□	□□	
129	主任(技)	辻川 礼	食品衛生監視	□□□	□□	
130	主任(技)	望月 沙紀		□□□	□□	
131	主任(技)	瀬見 洋子	食品衛生監視	□□□	□□	
132	薬事監視機動 班長(技)	小林 千恵	班総括	□□□	□□	
133	専門主査(技)	大山 康一	薬事監視	□□□	□□	
134	専門主査(技)	山本 真也	薬事監視	□□□	□□	
135	主査(技)	藍檀 愛	薬事監視	□□□	□□	
136	動物保護指導 班長(技)	中嶋 郁子	班総括	□□□	□□	
平均年数					2.4	

職 員 調 (会計年度任用職員等)

(令和5年8月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	通算勤 務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	村上 美穂	総務事務	〇〇〇	〇〇	
2	会計年度任用職員	森 敏晴	生活保護就労支援	〇〇〇	〇〇	
3	会計年度任用職員	石川 洋志	生活保護支援体制強化事務	〇〇〇	〇〇	
4	会計年度任用職員	増田 令子	女性相談業務	〇〇〇	〇〇	
5	会計年度任用職員	榊原 珠紀	母子・父子自立支援員	〇〇〇	〇〇	
6	会計年度任用職員	入月 真弓	手話通訳関連業務	〇〇〇	〇〇	
7	会計年度任用職員	後藤 登	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇	
8	会計年度任用職員	板倉 義夫	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇	
9	会計年度任用職員	村上 浩久	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇	
10	会計年度任用職員	門脇 眞	夜間・休日精神救急対応	〇〇〇	〇〇	
11	会計年度任用職員	鈴木 雄市	ひきこもり支援コーディネーター	〇〇〇	〇〇	
12	会計年度任用職員	八木 人美	地域医療再生センター事業	〇〇〇	〇〇	
13	会計年度任用職員	石野 扶美子	難病医療費助成事業	〇〇〇	〇〇	
14	会計年度任用職員	松尾 夕起子	新型コロナウイルス感染症対策関連業務	〇〇〇	〇〇	
15	会計年度任用職員	須部 秀美	難病患者地域支援対策事業	〇〇〇	〇〇	
16	会計年度任用職員	瀧野 春江	結核服薬支援事業 HIV抗体検査	〇〇〇	〇〇	
17	会計年度任用職員	森 三枝子	HIV抗体検査	〇〇〇	〇〇	
18	会計年度任用職員	服部 智子	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇	
19	会計年度任用職員	杉本 康浩	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇	
20	会計年度任用職員	山本 妃恵子	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇	
21	会計年度任用職員	長坂 ルミ	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇	
22	会計年度任用職員	堀井 久美子	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇	
23	会計年度任用職員	種本 浩美	電話相談員(こども家庭110番)	〇〇〇	〇〇	
24	会計年度任用職員	四條 忍	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇	
25	会計年度任用職員	安部 実子	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇	
26	会計年度任用職員	尾島 泰	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇	
27	会計年度任用職員	種本 夏美	一時保護所管理当直員	〇〇〇	〇〇	
28	会計年度任用職員	花井 三智乃	一時保護所心理ケア	〇〇〇	〇〇	
29	会計年度任用職員	大端 絵美	一時保護所学習指導員	〇〇〇	〇〇	
30	会計年度任用職員	勝沢 めぐみ	石綿事前調査報告システム事務	〇〇〇	〇〇	
31	会計年度任用職員	畑 哲子	母子・高齢者事業事務	〇〇〇	〇〇	
32	会計年度任用職員	美野田 唯	母子保健事業等事務	〇〇〇	〇〇	
33	会計年度任用職員	伊藤 純子	感染症業務等事務	〇〇〇	〇〇	
34	会計年度任用職員	谷口 清子	健康増進事業事務	〇〇〇	〇〇	
35	会計年度任用職員	佐伯 雪菜	相談判定業務	〇〇〇	〇〇	
36	会計年度任用職員	藤田 吉範	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇	
37	会計年度任用職員	梅田 明好	児童福祉司等サポート業務	〇〇〇	〇〇	
38	会計年度任用職員	鈴木 祥博	化学検査業務	〇〇〇	〇〇	

整理 番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	通算勤 務年数	摘 要
39	会計年度任用職員	幾嶋 隆雄	細菌検査業務	□□□	□□	
40	会計年度任用職員	須部 明香	食品衛生監視業務等事務	□□□	□□	
41	特別非常勤職員	小清水 直樹	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
42	特別非常勤職員	齋藤 好久	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
43	特別非常勤職員	戸塚 美愛子	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
44	特別非常勤職員	伊藤 弥生	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
45	特別非常勤職員	尾針 均	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
46	特別非常勤職員	松下 雅広	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
47	特別非常勤職員	大浦 正晴	感染症診査協議会委員	□□□	□□	
48	非常勤嘱託医	中江 清員	生活保護医療審査	□□□	□□	
49	非常勤嘱託医	三輪 誠	生活保護医療審査	□□□	□□	
50	嘱託医	柳田 和夫	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
51	嘱託医	武林 悟	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
52	嘱託医	日比 育夫	更生医療の判定	□□□	□□	
53	嘱託医	前田 明則	更生医療の判定	□□□	□□	
54	嘱託医	濱村 啓介	更生医療の判定	□□□	□□	
55	嘱託医	秋本 剛秀	更生医療の判定	□□□	□□	
56	嘱託医	音琴 勝	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
57	嘱託医	久保田 和義	更生医療の判定	□□□	□□	
58	嘱託医	磯崎 泰介	更生医療の判定	□□□	□□	
59	嘱託医	永房 鉄之	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
60	嘱託医	松岡 秀明	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
61	嘱託医	高木 明	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
62	嘱託医	峯田 周幸	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
63	嘱託医	園田 昌毅	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
64	嘱託医	片山 直紀	補装具・更生医療の判定	□□□	□□	
65	非常勤弁護士	小池 賢	児童相談に係る法的手続・相談	□□□	□□	

職員の年齢調

(令和5年8月31日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	人	
20歳以上30歳未満	13	
30歳以上40歳未満	37	
40歳以上50歳未満	39	
50歳以上56歳未満	19	
56歳以上61歳未満	18	再任用職員 1
61歳以上	10	再任用職員 9
計	136	平均年齢45歳

- (注) 1 市町等への派遣職員、臨時職員、非常勤職員、兼務職員及び併任職員は除く。
 2 再任用職員がいる場合は、その旨を「摘要」欄に記載する。

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 134人 職員数 139人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由
産休・育休・妊娠
中のため

- (注) 1 前年度末日現在在籍している職員について記載する。
2 受診率算定に当たっては、休職・特休中、育休・産休・妊娠中、治療中及び海外派遣中等の職員は、算定の対象から除く。

2 本年度在籍者の健康診断結果

健康管理区分		人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。	3人 (2)
B 1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療 0人
B 2		要経過観察 0人
C 1	勤務をほぼ平常に行っており、症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療 6人 (5)
C 2		要経過観察 0人 (0)
D 1	平常の勤務でよい。	31人 (30)
D 2		49人 (49)
D 3		41人 (41)
区分者計		130人 (127)
未区分者数		6人 (6)
合 計		136人 (133)

(1) 管理区分 A～C 2
該当者に対する措置状況
A 療養が必要な期間中、勤務を休止させた
C 1 時間外勤務、長期・遠方への出張等は極力避け、勤務内容等に配慮

(2) 未区分の理由
ア 産休・育休 4人
イ 新規採用 2人
ウ 自己都合による未受診 0人
エ その他 0人

- (注) 1 健康診断結果は、調書調製日現在在籍している職員（様式第2号-2の記載対象者と同じ）について記載する。
2 本年度の健康診断結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、（ ）書きで再掲する。
3 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果に基づき、該当箇所に記載する。